平成13年3月2日(金曜日)第1回定例会

| 出席議員(24名) | |
|----------------------------|--------------------|
| 1番 佐 竹 敬 一 議員 2番 松 田 | 孝 議員 |
| 3番猪倉謙太郎議員 4番石川 | 忠 義 議員 |
| 5番 荒 木 春 吉 議員 6番 安孫子 | 市 美 夫 議員 |
| 7番 柏 倉 信 一 議員 8番 鈴 木 | 賢 也 議員 |
| 9番 伊 藤 忠 男 議員 10番 髙 橋 | 秀 治 議員 |
| 1 1 番 髙 橋 勝 文 議員 1 2 番 渡 辺 | 成 也 議員 |
| 1 3 番 新 宮 征 一 議員 1 4 番 佐 藤 | 頴 男 議員 |
| 15番 伊 藤 諭 議員 16番 佐 藤 | 暘 子 議員 |
| 1 7 番 川 越 孝 男 議員 18 番 内 藤 | 明 議員 |
| 1 9 番 松 田 伸 一 議員 2 0 番 井 上 | 勝・議員 |
| 2 1 番 那 須 稔 議員 2 2 番 遠 藤 | 聖 作 議員 |
| 23番 伊 藤 昭二郎 議員 24番 佐 藤 | 清 議員 |
| 欠席議員(0名) | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | |
| 佐藤誠六市長松村眞一郎 | 助役 |
| 渋谷勝吉 収入役 大泉愼一 | 教 育 委 員 長 |
| 奥 山 幸 助 選 管 委 員 長 武 田 浩 | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一庶務課長 荒木恒 | 企画調整課長 |
| 宇野健雄 財政課長 安食正人 | 税務課長 |
| 井 上 芳 光 市 民 課 長 石 山 修 | 生活環境課長 |
| 安達勝雄 土木課長 片桐久志 | 都市計画課長 |
| 安 彦 守 下 水 道 課 長 佐 藤 毅 | 農林課長 |
| 那 須 義 行 商工観光課長 鹿 間 康 | 地域振興課長 |
| 芳 賀 友 幸 健康福祉課長 沖 津 志 郎 | 会計課長 |
| 浦 山 邦 憲 水道事業所長 布 施 崇 一 | 病院事務長 |
| 保科弘治 教育長 石川忠則 | 管理課長 |
| 草 苅 和 男 学校教育課長 斎 藤 健 一 | 社会教育課長 |
| | 選挙管理委員会 |
| | 事務局長 |
| | 監 査 委 員 事 務 局 長 |
| 農業委員会 | - W 10 C |
| 真木憲一事務局長 | |
| 事務局職員出席者 | |
| 安孫子勝一事務局長鈴木一徳 | 局 長 補 佐 |
| 丹野 敏幸 庶務主査 柴崎 良子 | 調査主査 |

議事日程第1号

第1回定例会

平成13年3月2日(金) 午前9時30分開議

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - " 2 会期決定
 - " 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
 - (2)総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
 - (3)海外行政産業視察報告について
 - 4 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて "
 - 5号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第7号) 5 議第 "
 - 議第 6号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算 6 (第3号)
 - 7 議第 7号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) "
 - 8号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 8 議第 "
 - 9 議第 9号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号) "
 - 10 議第 10号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号) "
 - 議第 11号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 " 1 1 (第1号)
 - 12 議第 12号 平成13年度寒河江市一般会計予算 "
 - 13 議第 13号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算 "
 - 14 議第 14号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
 - 15 議第 15号 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 "
 - 16 議第 16号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 "
 - 17 議第 17号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算
 - 18 議第 18号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算 "
 - 19 議第 19号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 "
 - 20 議第 20号 平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 "
 - 2 1 議第 2 1号 平成 1 3 年度寒河江市立病院事業会計予算 "
 - 議第 22号 平成13年度寒河江市水道事業会計予算 2 2 "
 - 2 3 議第 23号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
 - 24 議第 24号 寒河江市職員の再任用に関する条例の制定について "
 - " 2 5 議第 25号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 26 議第 26号 寒河江市少子化対策基金条例の廃止について
 - 27 議第 27号 寒河江市市税条例の一部改正について "
 - 2 8 議第 28号 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正に ついて

- * 29 議第 29号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について
- # 30 議第 30号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について
- # 3 1 議第 3 1号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 〃 32 議第 32号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- * 33 議第 33号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- " 34 議第 34号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- w 35 議第 35号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定について
- " 36 議第 36号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- "37 議第37号 西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更について
- " 38 議第 38号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 〃 39 議第 39号 損害賠償の額を定めることについて
- # 40 議第 40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- # 41 請願第 1号 「県 輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求める請願
- # 42 請願第 2号 WTO農業交渉に関する請願
- ″ 43 施政方針説明
- # 44 議案説明
- # 45 質 疑
- " 46 予算特別委員会設置
- # 47 委員会付託

散 会

平成13年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより平成13年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可をしておりますことを申し添 えます。

会議録署名議員の指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番猪倉謙太郎議員、24番佐藤 清議員を 指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 3 月22日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

| | | | | | | | | | | | | | · · | |
|-----|-------|------|-------|----|-------------|-------------|-------|---|-------------------------|--|---------------|-----------------------|-----|-----|
| 月 | 日 | 時 | 間 | | | 会 | | | | 議 | | | 場 | 所 |
| 3月 | 2日(金) | 午前9時 | :3 0分 | 本 | 会 | 議 | 会権議説等 | 朋 雑 巻 月 時 別 ままままままままままままままままままままままままままままままままま | 三、諸 員の 請願上 義案説 | 署名が経済をはいる。というでは、おりは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 報告、者推議施政法 質疑、 | 、 人 薦、 方針 、予 | 議 | 場 |
| | | 本会議終 | 了後 | 予算 | 拿特 另 | 削委員会 | 付計 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 議 | 場 |
| 3月 | 3日(土) | | f | 木 | | | | | | | | 会 | | |
| 3月 | 4日(日) | | | 木 | | | | | | | | 会 | | |
| 3月 | 5日(月) | | | 木 | | | | | | | _ | 会 | | |
| 3月 | 6日(火) | 午前9時 | 3 0分 | 本 | 会 | 議 | | | 般 | 質 | | 問 | 議 | 場 |
| 3月 | 7日(水) | 午前9時 | 3 0分 | 本 | 会 | 議 | | | 般 | 質 | - <u></u> | 問 | 議 | 場 |
| 3月 | 8日(木) | | t | 木 | | | 会 | | | | | | | |
| 3月 | 9日(金) | 午前9時 | 3 0 分 | 本 | 会 | 議 | | | 般 | 質 | | 問 | 議 | 場 |
| 3月1 | 0日(土) | | | 木 | | | 会 | | | | | | | |
| 3月1 | 1日(日) | | | 木 | | | 会 | | | | | | | |
| | | | | 総 | 務 | 委員会 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第2 | 会議室 |
| 3月1 | 2日(月) | 午前9時 | 30分 | 文教 | 效経》 | 音委員会 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第4 | 会議室 |
| | | | | | 生 | 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第2 | 会議室 |
| 3月1 | 3日(火) | 午前9時 | 3 0分 | 建 | 設 | 委員会 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第4 | 会議室 |
| 3月1 | 4日(水) | 午前9時 | 3 0 分 | 総 | 務 | 委員会 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第2 | 会議室 |

| | - | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|----|-------------|------------|----|----------|----|-----|----|-------|-----|-----|
| | | 文教 | 效経済 | 季員会 | | | | | | | | |
| | | | | 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第4名 | 会議室 |
| | | 厚 | 生 | 委員会 | | | | | | | | |
| | | | | 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第2名 | 会議室 |
| 3月15日(木) | 午前9時30分 | 建 | 設 | 委員会 | | | | | | | | |
| | | | | 分科会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 第4名 | 会議室 |
| 3月16日(金) | t | | 会 | | | | | | | | | |
| 3月17日(土) | ţ | | 会 | | | | | | | | | |
| 3月18日(日) | f | | 会 | | | | | | | | | |
| 3月19日(月) | t | | 会 | | | | | | | | | |
| 3月20日(火) | t | | 会 | | | | | | | | | |
| 3月21日(水) | 午前9時30分 | 予算 | 拿特 另 | 则委員会 | 付 | 託 | 案 | 件 | 審 | 查 | 議 | 場 |
| | | | | _ | 議案 | ・請・ | 願上 | :程、 | 委員 | 長 | | |
| 3月22日(木) | 午前9時30分 | 本 | 会 | 議 | 報告 | 5、質 | 疑・ | 討論 | ・採 | 決、 | 議 | 場 |
| | | | | | 閉会 | <u> </u> | | | | | | |

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

- (1)定例監査結果等報告について
- (2)総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- (3)海外行政産業視察報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

佐竹敬一議長 日程第4、人権擁護委員の候補者の推薦に関し、意見を求めることについて議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者4名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問により同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、議第5号から日程第42、請願第2号まで38案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第43、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成13年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成13年度の市政運営に臨む 私の基本理念と施策の大意を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

私は、去る12月の市長選挙において、引き続き市政に資する光栄に浴することになりました。再び市政を担当するに当たり、過去16年間に多くの市民の皆様から受けた御支援、御協力を肝に銘じ、また20世紀と21世紀の両世紀にかけて市政を預かる重責をかみしめつつ、一層清新な気持ちで、新時代において寒河江市がさらにゆとりと活力にあふれる都市として発展していけるよう、誠心誠意努力していかなければならないと思いを新たにしているところであります。

私は、これまで一貫して市民の立場に立った清潔で信頼される市政運営を基本に、市民と一体となって美しく 潤いのあるまちづくりを進めてまいりました。

昨年、本市は市民、企業、行政が一体となった花のまちづくりと、都市の緑化推進、緑の保全への取り組みが 高い評価を受け、第10回全国花のまちづくりコンクールにおいて、農林水産大臣賞を、また第20回緑の都市賞に おいて、都市緑化基金賞を受賞しました。

このことは、本市が市民を挙げて「花と緑・せせらぎで彩る美しいまちづくり」に取り組んできた成果であると考えており、まさに寒河江市にふさわしい賞をいただいたと思っているところであります。今後とも、寒河江の原風景を大切にし、自然景観を守り、それを活かした美しく、品格を備えた気品のあるまちづくりを進めてまいります。

昨年実施された国勢調査においては、全県的に人口の減少傾向が示される中、本市は人口、世帯数とも増加するなど、全国的な統計調査の上においても、市政の着実な発展が示されたこととなり、引き続き時代を先見した施策の展開を図り、本県内陸部の中核都市として確固たる地位を築いてまいりたいと考えております。

さて、20世紀は経済的には豊かな社会が実現された時代でありましたが、少子高齢社会の到来、情報通信技術、IT革命やグローバル化の進展、環境問題の顕在化等に伴うさまざまな課題があらわれてきており、21世紀においては、経済的な豊かさだけでなく、多様な価値観が満たされる社会を築くことが求められております。そのため、地方自治も大きな変革を迫られることとなり、地方分権の推進により、地方自治体は自主性、自立性を持ってみずからの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことが求められるとともに、行政に対する住民参加もより強く求められ、今まで以上に行政と市民が一体となって、地域特性を活かした活力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

一方、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、その健全化を第一義的に考えていかなければなりません。

行政改革につきましては、平成8年に策定した大綱に基づき、平成12年度までの行政改革実施計画を策定し、これまでいろいろと取り組んでまいりましたが、平成13年度からも新たな行政改革実施計画を策定し、一層の推進を図り、より効率的な行政運営に取り組んでまいります。そして、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、21世紀の寒河江市の発展基盤を市民の皆様と一体となって築いてまいりたいと考えております。

本年度は、第4次振興計画10カ年の後半のスタートとなる年であります。これまでも、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市 寒河江」の構築に向け、主要プロジェクトを着実に実施してまいりましたが、本年度は「全国都市緑化やまがたフェア」の開催を翌年に控え、より集中的な事業投入を図ってまいります。

中でも、駅前中心市街地整備事業につきましては、昨年より工事の槌音が高らかに響くようになり、21世紀における本市の新しい顔の片鱗を見せ始めておりますが、駅前中心市街地整備事業を本年度の最重点プロジェクトと位置づけ、緑化フェアの来訪者を迎える玄関口として駅舎の移転、駅前広場、自由通路などを整備してまいります。

駅前地区については、昨年将来とも街並み景観に配慮した建築物等の誘導を図るための「地区計画」及び「まちづくりガイドライン」を策定しており、今後住居、店舗等の建築にあたっては、地元関係者と一体となって、本市の新しい顔、魅力ある美しい街づくりを進めてまいります。

また、緑化フェアの会場となるチェリークア・パークへのアクセス道路の整備につきましても、周辺自治体とのアクセスも考慮しつつ、着々と進め、高速交通網を活かした交流拠点都市として、また県内陸部の中核都市として、求心力のあるまちづくりの推進に努めてまいります。

平成14年度に開催される「全国都市緑化やまがたフェア」につきましては、昨年、寒河江市推進委員会が設立され、本年度は市民の盛り上がりの中で、開催に向けた強力な取り組みが必要となります。そして、緑化フェアが一過性のものでなく、寒河江市を訪れるリピーターを増やし、将来にわたり、市内のあらゆる産業が活性化されるものとなるよう精力的に取り組んでまいります。緑化フェアの会場となるチェリークア・パーク整備につきましては、最上川ふるさと総合公園の整備がより一層進むとともに、最上川水辺プラザ整備事業により進めてきた河川空間整備が完成する予定であり、国、県と合同で記念イベントを開催してまいります。

また、厳しい財政状況の中、民活エリアにおいて、新しい着工の槌音が聞かれるようになり、景気が回復する につれ、他の民間施設も着々と着工されるものと期待しております。

本格的な少子高齢社会が到来し、生涯を健康で生き生きと暮らせる活力ある長寿社会の形成が求められており、本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、介護予防から生きがいづくりに至るまでの一貫した保健、 医療、福祉サービスを提供する「寒河江型ライフサポートシステム」に取り組んでおります。

昨年、介護保険制度がスタートしましたが、介護保険制度の円滑な推進はもちろんのこと、寒河江市独自のサービスを活かして、介護予防を徹底し、「生涯を健康で暮らせる高福祉社会」を形成してまいりたいと考えております。

さらに、少子化に対する子育て支援策としては、安心して子供を産み、育てやすい環境づくりを進めてまいります。

農業は、本市の基幹産業であり、またその美しい田園風景は寒河江の原風景であり、貴重な財産であります。 本市におきましては、国、県の施策と連動しながらも、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しており、今後とも農業が将来にわたって継続されるものとなるよう、担い手の育成や農地の利用集積、新規就農者の確保、経営構造対策等を総合的に推進するとともに、施設栽培と観光農業を組み合わせた「寒河江型農業」のより一層の推進に努めてまいります。

国においては、情報通信技術革命の推進を21世紀における日本の発展のかぎととらえ、官民 が総力を挙げて取り組むべき国家戦略として「e-Japan戦略」を決定し、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目指しております。そして、すべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現を目指すこととしております。

本市におきましても、高度情報通信社会の到来を直視し、活用していくことが重要であり、住民基本台帳ネットワークシステムの整備に取り組むほか、情報通信技術講習会を開催し、インターネットを利用できる市民の育成を図ってまいります。

諸般の事業を具現化するための平成13年度予算について申し上げます。

最近の我が国の経済状況は、平成10年以降の積極的な景気対策により、企業部門を中心に自立的回復に向けた動きの中で、全体としては穏やかな改善が続いている状況にあるものの、依然として雇用情勢は厳しく、個人消

費も横ばい状態にあるため、本格的な回復軌道に乗っている状況にはなっていないものと言えます。

予算の編成に当たっては、このような景気動向を踏まえ、本市の中・長期的な財政運営を視野に入れた上で、財政の健全化維持を基調として、事務事業の廃止及び縮減により、経常経費の大幅削減を図りつつ、重要課題への効率的、重点的配分を行い、国庫補助制度、有利な地方債、財政調整基金等の弾力的かつ有効活用を図りながら、第4次振興計画の「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」を目指す四つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成や市民生活関連事業、少子高齢社会に向けた福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。この結果、平成13年度の当初予算は一般会計において 148億 4,000万円で、対前年比 1.4%の増となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は 349億 5,283万 1,000円で、対前年比 8.7%の増となるものであります。

続きまして、施策の大要について第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

東北横断道酒田線や東北中央自動車道の整備が進んでいる中にあって、交流拠点づくりのためには高速交通ネットワークの形成が重要であり、主要幹線道としての国、県道の都市間道路網の整備が重要であります。そのために、国道458 号、中郷~左沢間、最上橋かけ替えについて、一層の事業促進を図るとともに、幸生~肘折間についても未改良区間の整備等が図られるよう努めてまいります。

また、一般県道田代白岩線については、留場バイパスの早期完成に向け、一層の整備促進を働きかけるとともに、白岩バイパスへの延伸、さらには、田代地内の未改良区間の整備についても引き続き早期着手について要望いたすとともに、主要地方道寒河江西川線と一般県道元町高屋線との交差点改良についても、引き続き事業促進について要望いたしてまいります。

寒河江駅前土地区画整理事業は、21世紀における本市の街の顔として、百年の大計に立って本市の最も重要なプロジェクト事業として推進しております。

昨年度は、将来とも街並みの景観に配慮した建築物の誘導を図るため、「地区計画」及び「まちづくりガイドライン」を策定しました。本年度においては、来年度に開催される「全国都市緑化やまがたフェア」の直前の年度であり、来訪者を受け入れる玄関口となる寒河江駅施設の移転、駅前広場、南口交通広場及び自由通路の工事を行うとともに、都市軸となる姥石踏切の移設工事及び南口交通広場の駐輪場建設工事を行ってまいります。活力ある市勢の発展を推進するには、良質な居住空間の供給など、定住環境の整備が不可欠であり、寒河江下釜、西根木の下地域に計画している土地区画整理事業を一層推進するとともに、土地開発公社の活用を図りながら、白岩金谷地区、横道地区に快適な居住環境の宅地造成を進めてまいります。

さらに、国土利用計画法に基づく国土利用計画寒河江市計画を策定するとともに、魅力ある市街地を形成するために、都市計画区域を拡大する手続きに取り組み、用途区域についても、都市の健全な発展を図るため、市街 化整備に合った用途指定の見直しに取り組んでまいります。また、都市計画道路についても見直しを図ってまいります。

市道の整備でありますが、駅南北の市街地を効果的に連携するため、駅南高瀬山線及び島落衣線の年度内完成を目指します。また、内回り環状機能として取り組んできた石川西洲崎線も年度内完成をみる運びとしており、いよいよその機能が発揮できるものと思っております。継続事業として取り組んできている工業団地柴橋線、三泉堤防線についても、引き続き整備促進を図っていくとともに、市街地周辺の交通量緩和のため、浦小路高屋線の整備を促進してまいります。

さらに、市民生活に密接にかかわる生活道路網の改良整備や、側溝、舗装、交通安全施設等の整備についても、 緊急度を勘案しながら意を尽くしてまいります。

せせらぎと花が織り成す潤いある都市環境の整備について申し上げます。

昨年は、寒河江フラワーロードや主要道路、公園等への植花、「グランドワークによる市民・企業・行政が一

体になった花のまちづくり」、寒河江公園やいこいの森、二ノ堰親水公園、蛍の里づくりなど、都市の緑化推進、緑の保全などの自然環境復元が評価され、第10回全国花のまちづくりコンクールにおいて最優秀賞の農林水産大臣省を、また第20回緑の都市賞では都市緑化基金賞を受賞したところであります。

今後においても、市街地主要道路のローターリー、公園、広場等への花の植栽を行い、引き続き公共空間と市街地の環境美化に努め、市民とともに花と緑・せせらぎで彩るまちづくりを推進し、美しい潤いのあるまちづくりに努力してまいります。

また、二ノ堰第2地区地域用水環境整備事業によるポケットパークなどの整備や、市民とともに進めている寒河江川の桜回廊づくりなど、引き続き美しいせせらぎ空間づくりに努めてまいります。

さらに、平成14年6月15日から8月11日までの58日間の会期で開催されます緑化フェアに向けた体制として、 昨年7月に「寒河江市推進委員会」を設立するとともに、特産品の開発やボランティア団体など、さまざまな関係団体による各専門委員会や専門部会を開催し、具体的な活動を行っているところであります。

開催まで約1年余りとなり、市民挙げての本市の環境整備や1年前イベント、花と緑の移動教室などを通し、 都市緑化の意識の高揚を図りながら、緑化フェア開催機運を高めるとともに、フェア開催時には全国からのお客 さまを心のこもったおもてなしでお迎えし、満足いただけるフェアになるよう準備を進めてまいります。

第2に、「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、国、県の施策と連動しながらも、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しているところであります。そのため、「地域農業マスタープラン」を策定し、農業生産対策と合わせ、認定農業者を中心とする担い手の育成や農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策、経営構造対策などを総合的に推進しております。

特に、認定農業者を中心とした農業担い手による魅力ある農業の実践が地域農業の活性化につながるものとして、今後とも農業経営改善支援センターを核としたきめ細かな指導相談活動を行うとともに、本年度は、「農用地利用集積支援事業」を拡充し、地域の話し合いを基本に担い手への農地の利用集積を図り、また担い手を対象とした各種補助事業を積極的に実施し、施設栽培と観光農業を組み合わせた「寒河江型農業」をより一層推進してまいります。

また、「園芸銘柄産地育成事業」や「果樹園芸作物生産振興事業」に取り組み、施設化の推進と果樹や野菜、 花卉などの高収益作物の導入による農業経営の安定確立を図ってまいります。

中でも、本市農業において重要な位置を占めるさくらんぼについては、雨よけテント整備を支援する「さくらんぼ生産振興事業」を今年度はさらに拡充して取り組むほか、転作田における大規模団地の形成や機械導入による作業の省力化を支援してまいります。

米については、「水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱」に基づき、水田農業振興計画を策定し、安定した水田農業経営の確立を目指し、需要に応じた米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産に向けて、生産者団体と行政等が一体となって取り組んでいるところであります。

生産調整の推進に当たっては、農業者に理解を求めながら、農業者みずからの取り組みとして、円滑かつ確実 に実施されるようこれまで同様、「地域とも補償事業」を支援してまいります。

生産調整の活用に当たっては、果樹や野菜、花卉などの高収益作物の拡大や施設・生産機械の導入などを図ってきたところでありますが、今年度は大豆生産の効率化を図るため、大豆用生産機械の導入を支援してまいります。

さらに、森林オーナー制度の取り組みなどによる森林資源の活用や、中山間地域等直接支払交付金などの活用 による中山間地域の農業、農村の活性化を図るとともに、畜産の振興、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業 をはじめ、鹿島石持地区及び日田中向地区畑地帯総合整備事業の着手や各種の土地基盤整備事業のより一層の促 進を図り、本市農業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加など、景気回復に向けた動きが見え始めているとはいえ、個人消費の低迷や雇用情勢もなお厳しいことなどから、全体としては予断を許さない段階にあります。

こうした状況を受けて、本市ではこれまで国の緊急経済対策で創設された中小企業金融安定化特別保証制度や、 県の緊急経営安定保証制度の積極的な運用を図り、企業の経営安定化と経営基盤の充実に取り組んでまいりまし た。

本年度も現下の最大の懸案である景気回復のための中小企業に対する金融対策などに取り組むほか、市中小企業振興資金融資制度の積極的な運用による金融円滑化事業、企業経営研修や経営診断指導事業、技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに積極的に取り組んでまいります。

本市の商業についても他市同様、商業施設の集積が郊外に偏りがちで、中心市街地の商業機能の相対的な低下を招いております。

このため、昨年度は寒河江ショッピングセンタービルと敷地を取得、中心市街地の活性化の拠点施設としてフローラ・SAGAEをリニューアルオープンし、市民に愛される活気あふれるセンターとして順調なスタートをきったところであります。今後もさらに、市街地の南北一体化を目指す駅前土地区画整理事業や都市計画道路整備事業を積極的に推進するとともに、商店街等の活性化事業を支援するほか、市街地の商店街活動や青年層経営者の活動の支援、経営者の研修など、商業機能の強化施策を展開し、中心市街地の商業活性化を図ってまいります。

次に、工業の振興については、経済情勢が不透明な状況にありますが、若者の定住と雇用の場の確保を図り、 活力ある街づくりを目指すとともに、本市の地域経済の活性と振興を図るため、引き続き中央工業団地の整備と 優良企業の誘致活動に一層努めてまいります。

次に、観光物産の振興について申し上げます。

山形自動車道の延伸効果、さらには山形新幹線の新庄延伸の効果により、本市を訪れる観光客が増加傾向にあり、本年度も引き続き、さくらんぼをイメージリーダーとして、周年観光農業やチェリーランド、歴史と文化が薫る慈恩寺、寒河江温泉などへの誘客を一層進めてまいります。緑化フェアに向け、近隣市町と連携を図りながら、観光施設等を結ぶルート化に努め、周遊性を高めながら誘客を目指してまいります。 さらに、最上川舟運がもたらした享保雛などを活用した「雛まつり」や「小さな旅」における二ノ堰や寒河江城址、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の活用など、市街地観光の積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、観光客のニーズに対応してまいります。

次に、チェリークア・パーク事業でありますが、一昨年秋にオープンした寒河江サービスエリアは、高速道路 の延伸とともに順調に利用者が増えているところであります。民活エリアにおいても、昨年4月にさがえ西村山 農協の総合交通ターミナル施設「さくらんぼ友遊館」がオープンしたところであります。

さらに、宿泊部門においても、昨年11月に1社が建設工事に着工されるなど、緑化フェアに向け前進したものと思っているところであります。

他の民間事業計画者においても、年度内に着々と着工の槌音が聞かれるように支援をしてまいりたいと思って おります。

そして、チェリークア・パークが正に広域滞在型の観光拠点基地となることを期待しているところであります。 第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

本格的な少子高齢化が急速に進展し、生活形態の多様化の中で、活力と希望に満ちた21世紀の長寿社会を構築するためには、高齢者のみならず、すべての市民が生きがいを持ち、生涯を健康で安心して暮らせる高福祉社会の実現が重要となっております。また、介護保険制度の円滑な実施や地方分権のもと、地域福祉のさらなる推進

が求められております。

本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、介護予防から介護サービスや生活支援、さらには生きがいづくりに至るまでの一貫した保健・医療・福祉サービスを提供する「寒河江型ライフサポートシステム」をより一層充実し、健康長寿を目指したハートフルなまちづくりを推進していきます。

生涯を通じて健康で生き生きとして暮らせる活力ある長寿社会をつくるためには、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の予防は重要な課題であります。本市では、疾病の早期発見、早期治療を図るため、1日人間ドックをはじめとした健康診査を実施しておりますが、今年度からは、これまでの検査項目に新たに腹部超音波検査、乳房X線撮影検査及び歯周疾患検診を取り入れるとともに、高齢者を対象にしたMRI検査など、脳卒中予防事業を実施し、生活習慣病の健康チェック、予防対策を一層充実してまいります。

また、健康を保持するためには、日ごろから適度な運動を行うことや、適切な食生活に心掛けることが必要であります。このため、各種の健康教室や栄養指導、訪問指導活動を通して、健康づくり意識の喚起と、健康を守るための生活習慣の日常化に努めるとともに、食生活改善指導を一層強化し、市民の健康づくりを支援してまいります。

市立病院につきましては、中核病院としてのさらなる医療水準の向上を目指し、本年度は人口呼吸器、関節鏡 カメラシステムなどの最新式医療機器への更新を行うとともに、効率的業務処理と待ち時間短縮などを目的とし た新たな医療情報電算処理方式であるオーダリングシステムの導入等により、医療サービスの拡充を図り、高度 化、多様化する医療ニーズに的確に対応してまいります。

また、訪問看護、訪問リハビリテーションを引き続き行うとともに、医療相談事業の充実や市民向け介護教室や糖尿病教室の開催などを通じ、地域に開かれた医療活動を進めてまいります。

豊かで活力のある福祉社会の推進について申し上げます。

介護保険制度がスタートして、今年で2年目を迎えます。この制度を多くの市民が有効に活用できるよう制度 の周知徹底を図るとともに、利用者に喜ばれる質の高い介護サービスが提供されるよう関係機関との連携を図り、 介護保険制度が市民のものとなるよう円滑な推進に取り組んでまいります。

介護サービスの充実に当たっては、特別養護老人ホーム「いずみ」の増床と「寒河江やすらぎの里」の痴呆性 老人グループホーム設置を支援するなど、介護サービス提供基盤のより一層の充実を図ってまいります。高齢者 の生きがいづくりや介護予防、さらにはよりきめ細かな介護サービスを提供するため、本市独自の福祉サービス として実施している介護予防・生活支援事業につきましては、サービス内容の充実を図り、介護保険制度と一体 となって、高齢者の生活を支援してまいります。

また、自立した生活の支援、介護者の負担軽減、さらには転倒防止などによる介護予防に資するため、住宅改修補助制度を創設し、住宅のバリアフリー化を推進いたします。

少子化に対する子育て支援としては、雇用の流動化や就労形態の多様化、女性の社会進出の増加などにより、 新しい子育てを支援できるシステムづくりが急務とされ、今求められております。

そこで、家庭や子育てに夢の持てる社会を目指して、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めていきます。

市立保育所の子育て支援機能を向上させるため、保育技術の向上を図りながら、引き続き延長保育や障害児保育の充実に努め、地域の子供達を対象とした保育所の地域開放や、すべての保育所で一時保育を実施するとともに、認可外保育施設児童育成支援事業の充実を図り、認可外保育施設の保育基盤の強化と延長保育実施を支援してまいります。

子供と子育ての両立支援施策としては、ハートフルセンターにファミリーサポートセンターを新たに設置し、 就労時間の変更や病気等のため短時間を対象とした保育援助活動をコーディネートするシステムを整備していき ます。 放課後の児童対策として実施している学童保育につきましては、きらきらクラブとわんぱくクラブの移転を図り、保育環境の向上と充実に努めてまいります。また、乳幼児医療につきましては、給付対象年齢を引き上げ、 次世代を担うべき子供を産み育てやすい環境づくりと、乳幼児の健康な発育を支援してまいります。

「さくらんぼ共生園」は、本年4月より知的障害者通所更生施設として法人による運営がなされることとなり、 多目的ホール棟との複合的な活用により、知的障害者の生活支援や社会参加の促進が飛躍的に高まるものと期待 しているところであります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

グランドワークの推進について申し上げます。

本市におきましては、全国に先駆けて「市民参加による麗しい快適環境づくり基本計画」を策定し、全市的に グランドワークを推進しているところであります。南新町や新山地区の公園づくりをはじめ、市内の各所、各分 野でグランドワークの取り組みが行われ、市民のまちづくりに対する機運が高まっております。

本年度は、慈恩寺を花見山にする運動や高屋2の2町会、曙町の公園づくり、カワセミの親水公園づくりなど、 市民のグランドワークへの情熱を積極的に支援し、市民力によるまちづくりを推進してまいります。

花と緑・せせらぎのまちづくりについては、昨年フラワーロードや公共空間の花の植栽、さらに市民挙げての「花いっぱい運動」の展開が評価され、全国的に大きな2つの賞を受賞いたしました。

本年度も、緑化フェア開催の機運を高めていく意味も含めて、引き続き公共空間の花の植栽や「花いっぱい運動」を展開するとともに、「美しい景観づくりの集い」の開催や「花・緑・せせらぎニュース」の発行により、 市民の花と緑・せせらぎのまちづくりに対する意識の高揚を図り、市民・企業と一体となったまちづくりを積極的に進めてまいります。

廃棄物処理対策につきましては、「ごみ処理実施計画」に基づき効率的な収集運搬を行うとともに、本年度から本格施行される家電リサイクル法に向けた新たな取り組みにも対処してまいります。

また、ごみの減量化と再資源化を積極的に推進するため、分別有料化の成果を踏まえ、家庭や事業所との連携のもと、「分別収集計画」に基づき適正かつ効率的な分別収集に努め、生ごみ処理機などの購入や集団資源回収に対して、より一層の助長策を講じ、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、合併処理浄化槽の普及推進及び主要排水路の堆積物を処理することにより、公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

騒音、悪臭等の近隣公害問題につきましても、適切に対処してまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者を重点に交通安全教育の強化に努めるとともに、市民の自発的、主体的な参加を促し、市民と一体となった交通事故の防止活動を展開してまいります。

特に、子供と高齢者の尊い人命を交通事故から守るために、幼児交通安全教室、高齢者安全のつどいなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、水利確保のために消火栓及び耐震性防火水槽を計画的に整備し、小型動力ポンプ、普通積載車の更新を進めるなど、消防力の充実に努めるとともに、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道については、全市下水道化に向け、計画的、効率的に整備を進めておりまして、本年度は、六供町、仲田、内の袋地内の汚水幹線管渠の整備と、日田、島、皿沼、新山地内などの面的整備を行ってまいります。

雨水函渠については、高屋地内などの整備を行ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業区域については、平成9年度から事業着手している三泉地区において、本年度の 早い時期に一部供用開始が予定されており、引き続き幹線管渠及び面的整備を積極的に行ってまいります。

また、処理場建設については、流入汚水量の増加に伴う水処理設備増設工事を行い、今後の適正な汚水処理に対応してまいります。

水道は、市民の健康で文化的な生活や社会経済活動を支える重要な基盤施設であり、安全で安定した水道水の 供給が求められております。

平成13年度からは、新たに近年の水需要の増大等に対応するため、1日最大給水量の見直しをはじめ、配水池の増設、配水管網の整備拡充及び電気計装設備の更新などにかかる第4次拡張事業に取り組む計画であり、引き続き安全で良質な水道水の安定供給を確保し、市民サービスの向上に努めてまいります。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」について申し上げます。

本市では、教育目標を「心広く個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各教育機関との連携を図りながら、教育環境の整備など、市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、「感性豊かで 自ら学び たくましく生きる児童生徒の育成」を学校教育の目標として掲げ、豊かな 心と自ら学び、自ら考える力を持つ人間の育成をめざしながら、感性教育をはじめとした心の教育の充実、コン ピューター等の情報機器を活用し、情報活用能力の育成をめざす情報教育の一層の推進、外国語指導助手を活用 した国際理解教育の充実、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進などを重点的に取り組んでまいります。

教育改革が進められる中、平成14年度からの学校週5日制と新教育課程の完全実施に向けて、各学校への趣旨 徹底を図るとともに、授業改善の取り組みや総合的な学習の実践などを支援してまいります。

また、教育活動全体を通して、ゆとりの中で「生きる力」を育むことをめざし、特色ある教育活動を展開しながら、自ら学び、自ら考える力の育成を図り、個性を生かす教育の充実に努めてまいります。

さらに、完全学校週5日制への円滑な移行に向け、家庭・地域や関係機関との連携に努めながら、子どもたちの健全育成を目指して条件整備を進めてまいります。

これら施策の実現のためには、教職員の資質向上が必要不可欠であり、そのために、市教育研究所等での研究 ・研修活動を推進してまいりたいと考えております。

学校の施設整備につきましては、安全で快適な教育環境を推進し、子供たちが楽しく学べるゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。平成15年度の開校を目標としている醍醐小学校改築事業について、今年度は、昨年から継続する基本設計を進めるほか、引き続き建設にかかる具体的な実施設計に着手し、移転用地の盛土造成を進めてまいります。

実施設計に当たっては、多様な学習を効果的に実施するための多目的オープンスペースの確保や、教育の情報化に対応する「校内 L A N 」や「インターネット」の整備、コンピューター教室などの確保、特別教室の充実を図るほか、学校開放を視野にいれた柔軟で弾力的に利用可能な、「地域の風がいきかう学校」づくりを目指してまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

新しい世紀を迎え、社会構造が大きく変化することが予想される中、グローバルな視点での人材育成が要求され、生涯学習がより重要になってまいります。自然と環境に調和したまちづくりを推進していくには、市民一人ひとりが地域社会の中で積極的に自己実現を図っていくことが大切であります。

平成11年度から始めた「生涯学習まちづくり出前講座」は順調に推移し、地域や学校で大変好評をいただいて おり、継続して実施してまいります。

市民が質の高い優れた芸術文化に触れる機会を持つことは、生活の質を高め、新たな文化を創造する力を生み出すもとになります。本年度は、小椋桂ファミリーミュージカルやクラシックコンサートを実施するほか、年々参加者が増加している名刹慈恩寺における「野外演奏会」や子どもの感性を豊かにする幼児演劇教室「ききみみずきん」を実施し、優れた芸術文化鑑賞の機会を多く提供してまいります。

また、芸術文化団体等への活動発表会場の提供や市内の合唱団・吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽

祭及び各団体が主催する鑑賞活動を支援するなど、「市民参加型」の芸術文化の創造を支援し、本市の芸術文化がさらに発展するよう努めてまいります。

平成15年に山形県で開催される「第18回国民文化祭・やまがた2003」では、本市において民俗芸能の祭典と花のフェスティバルが開催内定になっております。これに向けて、本年度から準備を行い、新たな文化の創造と文化活動の向上を図っていきます。

寒河江市の歴史遺産である指定文化財の保護を図るとともに、市の歴史編纂に努め、市民の学習に資するとともに、後世に伝えていきます。

慈恩寺の県指定文化財「木造如来坐像及両脇待像」の修理を支援し、また市内遺跡の範囲確認調査を実施してまいります。

さらに、「寒河江市史」上巻、中巻に続き、下巻である明治時代以降の市史編纂を進めてまいります。

市立図書館は、生涯学習の拠点施設として市民の誰にも親しまれ、気軽に利用できる図書館サービスを目指し、 その向上を図ってまいりました。今年の12月で開館10周年を迎えるに当たり、今後ますますの図書館の利用促進、 読書普及を図るため、開館10周年記念として多くの事業を実施する予定です。

メイン事業としては、(10歳の誕生日を迎える図書館へ)「10歳のぼく・わたしからのメッセージ」として、子どもたちの読書離れが叫ばれている今日、本市の次代を担う子どもたちの図書館への関心を促し、積極的なより良き図書館づくりへのメッセージを寄せてもらう予定です。

さらに、本年度はリサイクル雑誌のプレゼント、「図書館子どもまつり」をメインとした「第3回さがえ図書館フェア」を開催し、市民により親しまれる図書館づくり、さらには読書普及を図るとともに、今日的話題のテーマなどを設定し、関連する図書館の資料を集めて、展示と貸し出しを実施する「ブックテーマコーナー」、市立病院などへの「出前図書館」の継続実施など、生活文化の情報発信基地として、市民の生活に密着した情報を提供してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化であります。市民一人ひとりが生涯の各時期にわたり、いつでも、どこでも身近にスポーツ活動に親しめることにより、一人ひとりの健康保持と体力増進が図られるだけでなく、個人の生きがいはもとより、豊かで活力に満ちた社会の形成につにがるものであります。

平成14年度からの学校週5日制の実施等による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への市民の意識の変化などにより、主体的に自由時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを構築したいという要望が年々強まる中、「総合型地域スポーツクラブ」の育成、体育指導委員会の充実強化を図るとともに、スポーツの機会を提供する公共及び民間と、利用する市民や競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会などの取り組みを積極的に展開し、一層の生涯スポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく、豊かで活力ある社会の実現を目指してまいります。

施設整備の整備充実に関しては、良好な状態で市民が利用できるよう、体育施設の基本調査を行い、計画的に 整備してまいります。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

本市においては、姉妹都市交流をはじめ、各団体や個人による国際交流も活発に行われており、国際化の波は近年著しく進展しております。

昨年は、安東仮面劇団やトルコ国立イズミール交響楽団の公演など、市民文化会館が溢れるほどの市民でいっぱいになり、国際的な文化交流の目的が果たされてきていると感じております。

本年は、安東市への訪問や寒河江西村山日中友好協会による中国訪問を実施することになっており、国際交流、

友好親善を深めてまいりたいと思っております。

国際化に対応した人材育成としまして、昨年から外国語指導助手を配置し、より多くの子供たちに外国人との触れ合う機会を提供するとともに、引き続き国際交流事業補助金による外国語教室への助成を行うなど、相互理解の醸成と国際性の涵養に努めてまいります。

本市におきましても、在住外国人の数は年々増加しており、特に国際結婚による外国人女性が増加しております。

昨年、中国語、韓国語、英語の三カ国語による暮らしのガイドブックを作成いたしたところでありますが、引き続き身近な生活の支援のための情報交換会を開催し、外国人を優しく迎えられるまちづくりを進めてまいります。

本年は「ボランティア国際年」です。

ボランティア活動に対する理解を深め、活動の活性化を図るため、「ハートフルボランティア情報」を定期的に刊行し、活動の情報を積極的に提供してまいります。また、時代に即応したボランティアの育成を図るため、市民を対象とした養成講座の開催や多方面で活動している団体やグループの交流会を開催するなど、ボランティアセンターを拠点に、だれでも気軽に参加、活動できる環境づくりに努めてまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

今日、地方を取り巻く財政状況はかつてない厳しい状況となっており、このような状況の中で財政の健全化を維持するため、本市では「寒河江市行政改革大綱」を平成8年度に策定し、さらに平成10年度から大綱の実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいるところであります。本年度は、新たに大綱の実施計画を策定し、これまで以上に経費全般の節減合理化と効率的な行政運営に努め、「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」の実現に向け、市民の御期待に沿えるよう努めてまいります。

地方分権の推進でありますが、山形県より市町村合併推進要綱が示されたことにより、圏域において合併の論議が高まることが予想されますので、地域住民の自主的な発案を基本としながらも、関係市町村間での研究も必要ではないかと思っているところであります。

また、昨年4月に地方分権一括法が施行され県から市町村への事務移譲も含め、生活に密接にかかわる事務がより多く市町村独自で行われることになりました。本市では、地方分権を最大限に活かして、市民の行政に対するニーズに応えていきたいと考えております。その第一歩として、市街地内の小沼・越井坂地区における「大字」を用いた住所の表示解消を行い、地域住民の要望に応えてまいりたいと思っております。

情報通信技術(IT)革命に対応した地方公共団体における情報化施策の推進に関する指針を踏まえ、情報化施策等が的確に推進されるよう、組織の充実を図り対応してまいります。指針にある住民基本台帳ネットワークの整備は、平成15年度より全国どこの市町村でも住民票の写しが受けられるようになるものであります。このことを踏まえ、戸籍事務のコンピューター化など、窓口事務の改善に努めてまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策等について、広く市民に周知を図るため、より一層の 充実に努めてまいります。特に、広報活動の中心を成す「市報さがえ」につきましては、常に「よりわかりやす く、親しみやすく」を心がけ、市民の信頼される広報紙づくりを目指してまいります。

広聴活動の一環として、平成11年から市庁舎をはじめ9箇所の市の施設に設置しております「市政ポスト」には、市民からの建設的な意見等が寄せられており、今後とも明るく住みやすいまちづくりをめざして市政ポストを活用してまいります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、インターネット上のホームページの内容をさらに充実し、世界中に 本市を紹介してまいります。

以上、平成13年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げましたが、21世紀の本市の輝かしい未来に向け、その土台を築くという心構えで、専心、渾身の力を振るって取り組んでまいりますので、議

員各位と市民の皆様の御協力と御理解をお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第44、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 説明申し上げます。

まず、議第5号平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、西村山広域行政事務組合分担金や地域総合整備資金貸付金の減額をはじめ、市役所駐車場用地購入事業費及び公債費負担を抑制するための高利率債の繰上償還費などを計上するものであります。

その結果、 3,193万 9,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 154億 9,513万 4,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、市役所駐車場用地購入費として 9,673万 9,000円を計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、介護予防拠点整備事業費として 1,086万 3,000円を計上し、また高齢者労働能力活動事業等補助金 1,334万円、老人ホーム措置費 2,000万円、介護保険特別会計繰出金 2,629万 1,000円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第4款衛生費については、寒河江地区クリーンセンター分担金を 6,540万円減額するものであります。

第6款農林水産業費については、県営土地改良事業費の確定に伴い、県営事業負担金を 1,902 万 3,000円減額するのが主なものであります。

第7款商工費については、地域総合整備資金貸付金を 8,400万円減額するのが主なものであります。

第8款土木費については、公共下水道事業特別会計繰出金を 4,731万 6,000円減額し、さらに県営事業費の確定に伴う県単独道路改良事業負担金等 3,105万円及び柴橋日田線整備事業負担金 1,732万円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金を 891万 1,000円減額するものであります。 第10款教育費については、社会教育指導員報酬を 182万 2,000円減額するのが主なものであります。

第12款公債については、高利率債の繰上償還費として2億 880万円を計上するのが主なものであります。

第14款予備費については、2,000万円を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金を 2,027万 9,000円、繰入金を 2億1,193 万 3,000円、市債を 4,150万円それぞれ減額し、市税を 1億 6,700万円、地方特例交付金 3,127万 6,000円、繰越金 2,056万円 3,000円などを追加し対応することにいたしました。

第2表地方債については、市役所駐車場整備事業債を新たに追加し、南寒河江駅駐輪場整備事業債ほか5事業 債の限度額を変更するものであります。

第3表繰越明許費については、介護予防拠点整備事業ほか、3事業の年度内完成等が不可能なために、翌年度 に繰り越すものであります。

次に、議第6号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、建物移転等の年度内完了が困難な状況となったために、所要額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第7号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、公債費等の減額並びに雑入の追加に伴う歳入歳出予算の調整を行うものであります。 その結果、 4,630万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億 3,891万円となるものであります。 以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、事業経費等 1,700万円、市債の元金償還金並びに市債の低利率借り入れに伴う償還利子 等 2,930万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入予算については、平成11年度消費税の確定申告に伴う還付金 1,741万 6,000円を追加するとともに、一般 会計からの繰入金 4,731万6,000 円、市債 1,640万円をそれぞれ減額するものであります。

第2表の繰越明許費については、処理場水処理設備増設事業の一部について年度内に完了することが不可能な 状況にあるため、所要額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第8号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。 このたびの補正予算は、一般被保険者療養給付費5,000万円を減額し、退職被保険者等療養給付費に7,000万円を追加計上するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金 634万 3,000円、繰越金 1,365万7,000 円の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出それぞれ 2,000万円の追加となり、歳入歳出予算の総額は27億 7,058万 9,000円となるものであります。

次に、議第9号平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。 このたびの補正予算は、医療給付費に 2,911万 6,000円を追加計上するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 1,513万円、県支出金 247万 2,000円、一般会計繰入金 1,000万円等の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出予算の総額は36億 6,411万 6,000円となるものであります。

次に、議第10号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示による事業費を計上するとともに、各保険給付費の過不足を調整するものであります。

その結果、1億2,806万2,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億1,718万1,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、国庫補助事業内示による介護保険支給限度額一本化システム開発事業委託料に 656 万 3,000円を計上するとともに、各保険給付費の過不足の調整を図り、 1億4,639 万 8,000円を減額するのが主な内容であります。

これらの歳出予算に対する歳入予算につきましては、国庫支出金を 4,036万 2,000円、支払基金交付金を 4,666万 1,000円、県支出金を1,767 万 5,000円、繰入金を 2,267万円それぞれ減額するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、介護保険支給限度額一本化システム開発事業の年度内完了が不可能なため、 翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第11号平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の会議等の開催回数の減に伴う委員報酬等の減額を行うものであります。

その結果、 377万 5,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,462万 5,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、介護認定審査会委員報酬を 234万 9,000円、委員派遣委託料を66万 6,000円減額す

るのが主な内容であります。

これらに対する歳入予算につきましては、本市及び4町の負担金を減額するとともに、歳入科目の調整を図って対応するものであります。

次に、議第12号平成13年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

最近の我が国の経済状況につきましては、家計部門の改善がおくれるなど、厳しい状況をなお脱していないものの、累次の経済対策の推進を通じ、景気回復の一段の推進と、経済社会構造の改革の実現に努めてきた結果、経済は企業部門を中心に緩やかな改善を続けております。

今後、「日本新生のための新発展政策」をはじめ必要な諸施策の実施により、平成13年度には民需を中心とした経済成長を続ける姿が定着し、自律的回復軌道をたどると見通されているところであります。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が伸び悩む一方で、公債費の累増が見込まれるほか、景気対策への取り組み、IT革命の推進など21世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策の充実などに対処することが必要であることから、平成12年度に引き続き大幅な財源不足が生じることとなったものであります。

そのため、平成13年度の地方財政対策では、平成10年度から12年度までの間において、基本的に財源不足を交付税特別会計借入金で措置したものを、平成13年度から15年度までの間においては、建設地方債の増発等を除いた残余について国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、臨時財政対策債の発行で補てんすることになったものであります。

平成13年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また今後における中・長期的な財政運営を視野に入れたうえで、財政の健全化維持を基調として、事務事業の廃止及び経常経費の大幅な削減、市債や各種基金の有効利用を図りながら財源を確保し、重要課題への効率的、重点的配分を行い、第4次振興計画の「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」を目指し、4つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成や、市民生活関連事業、IT関連事業、少子高齢社会に向けた福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。その結果、平成13年度一般会計当初予算規模は、148億4,000万円となり、平成12年度当初予算額と比較して1.4%の伸びになったものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成12年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第1款市税については、固定資産税において、低開発地域工業開発促進法による課税免除期間の終了などから、 5.5%の伸びが見込まれるものの、個人市民税において所得割課税の減額が予想されることから、 1.3%伸びの48億 6,098万 3,000円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、引き続き多額の利子所得が見込まれることから、平成12年度と同額の1億 2,000万円を計上いたしました。

第4款地方消費税交付金については、今年度の見込みを勘案し、5%伸びの4億2,000万円を計上いたしました。

第6款地方特例交付金については、今年度の実績を勘案し、19.6%伸びの1億5,500万円を計上いたしました。第7款地方交付税については、経常経費及び投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置が講じられたことなどから、地方財政計画上では総額で前年度比5.0%の減と非常に厳しい状況となり、さらに本市においては、固定資産税の増額に伴う基準財政収入額の増額が見込まれることから、6.2%減の43億8,000万円を計上いたしました。

第9款分担金及び負担金については、老人ホーム等入所措置費負担金の増額などから、 4.9%伸びの1億7,304万4,000円を計上いたしました。

第12款県支出金については、施設型周年農業確立推進事業費補助金及び中山間地域等直接支払交付金の新規計

上などにより、22.6%伸びの5億2,361万1,000円を計上いたしました。

第13款財産収入については、 409.5%伸びの 7,630万円 5,000円の計上となりましたが、これは中心市街地活性化センター建物貸付料の新規計上によるものであります。

第15款繰入金については、40.8%減の3億3,491万8,000円の計上となりましたが、その主なものは財政調整基金より2億9,000万円、減債基金により3,000万円などであります。

第17款諸収入については、市産業立地促進資金貸付金収入の増額などにより、22.5%伸びの5億9,341万3,000円を計上いたしました。

第18款市債については、19.3%伸びの19億6,720万円の計上となりましたが、その内容は土木債をはじめとした投資的事業にかかる分として10億2,320万円、地域総合整備資金貸付事業債として6億8,400万円、市民税減税補てん債として6,000万円、さらに地方交付税減額の振り替え財源となる臨時財政対策債として2億円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

地方財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、地方分権や市民ニーズの高度化、多様化などに適切に対処するためには、健全財政の維持と行政のスリム化、効率化を図られなければなりません。そのため本市では、「行政改革大綱」に基づき、行財政改革に全力で取り組んでいるところでありますが、平成13年度においても事務事業の廃止及び縮減により、経費の徹底した節減、合理化を図って都市基盤の整備やIT関連事業、少子化・高齢化対策事業に積極的に取り組むことといたしました。

性質別に申し上げますと、人件費については退職人員の不補充や特別職の給与及び報酬改定の見送り、さらに 時間外手当の削減等により、0.6 %減の32億 5,631万 3,000円を計上いたしました。

物件費については、情報通信技術講習会開催経費や住民基本台帳ネットワークシステム整備事業のIT関連事業費、さらに中心市街地活性化センター管理費の新規計上などにより、 7.7%伸びの17億 3,104万 9,000円を計上いたしました。

扶助費については、所得制限緩和に伴う児童手当の増額、さらに乳幼児医療給付費支給対象年齢の引き上げに伴う増額などにより、14.7%伸びの9億 1,881万 1,000円を計上いたしました。

補助費等については、 6.1%伸びの18億 236万 5,000円の計上となりましたが、これは、「全国都市緑化やまがたフェア」関連負担金の増額によるものであります。

投資的事業については、実施計画に基づき、事業の適切な選択を行いつつ、市民生活環境の向上に直結する市 道整備事業や街路整備事業に積極的に取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、総務費では市コミュニティ助成事業に 1,200万円を計上いたしました。

衛生費では、合併処理浄化槽設置補助事業に1,325 万 4,000円を計上し、引き続き住環境の整備に取り組むことといたしました。

農林水産業費では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に 2,525万円、園芸銘柄産地育成事業 に 1,655万円、さくらんぼ生産振興事業に 1,345万円を計上し、さらに新規事業として、施設型周年農業確立推 進事業に3,850 万円を計上いたしました。

土木費では、駅南高瀬山線をはじめとした道路改良事業に6億8,110万円、街路整備事業に2億4,000万円、 街なみ環境整備事業に1億950万円、下釜・西根木の下地区土地区画整理事業に2,500万円、さらに、市民生活 環境整備事業として、側溝、舗装、排水路、用悪水路整備事業に1億6,700万円を計上いたしました。

教育費では、小・中学校施設整備事業に2,676 万円を計上いたしました。その結果、投資的事業の総額は18億262万8,000円で、21.1%の減となるものであります。

公債費については、 5.3%減の19億 4,549万2,000 円を計上いたしました。

積立金については、95.4%減の48万 4,000円の計上となりましたが、これは地域福祉基金積立金の減額による

ものであります。

貸付金については、98.5%伸びの11億 2,035万 8,000円の計上となりましたが、これは市産業立地促進資金貸付金及び地域総合整備資金貸付金の増額によるものであります。

繰出金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に4億7,954万9,000円、公共下水道事業特別会計に9億6,136万7,000円、国民健康保険特別会計に1億885万5,000円、老人保健特別会計に2億550万円2,000円、介護保険特別会計に2億7,069万3,000円を計上したのが主なものであります。

第2表は、寒河江市土地開発公社に対する債務保証をはじめ、5件の債務負担行為を設定するものであります。 第3表は、減税補てん債など19億6,720万円の地方債の限度額などを定めたものであります。

また、短期融資を受ける一時借入金の限度額を17億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能の 事項についてもあらかじめ議決を経ておこうとするものであります。

次に、議第13号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として、個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地形成のため、都市整備を進めております。平成13年度につきましては、本市の玄関口となる駅舎等JR関連施設の移転、自由通路の新設、広場等の整備を完了し、工事工程に合わせた建物移転を計画的に進め、事業の推進を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成13年度歳入歳出予算総額は、それぞれ40億3,660万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、第1款の市街地整備費については、駅前広場、交通広場、南側駐輪場等整備工事請負費に6億1,726万円、土地開発公社からの買い戻しによる公共施設充当用地所得費及びJR駅舎を含む建物等地区内移転補償費として25億7,052万2,000円、自由通路新設工事等業務委託料に6億6,286万円のほか、事務費等をあわせて39億2,397万9,000円を計上いたしました。

第2款公債費については、市債の元金償還金及び利子等1億1,212万1,000円を計上し、第3款予備費については、50万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、国庫支出金10億9,765 万円、県支出金として公共施設管理者負担金 1,800万円、一般会計繰入金4億 7,954万9,000 円を計上したほか、公共団体施行土地区画整理事業に対する県道路整備負担金 等 6,500万 1,000円、市債23億 7,640万円を計上いたしました。

次に、議第14号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、また良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るためにも、早急かつ計画的な整備促進が強く求められているところであります。

本市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業推進を行っているところであり、これまでの建設投資事業による起債の元利償還金の増嵩など、依然厳しい財政状況下ではありますが、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ29億3,290万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び変更認可に要する設計業務委託料等 1 億 2,051万円を 計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には 8 億 6,201万円を計上し、建設総務費に計上している事務費の人件費を加え、補助 事業は 4 億 5,000万円、単独事業は 3 億 8,000万円といたしました。

特定環境保全公共下水道管渠建設費には3億1,415万円を計上し、建設総務費に計上している事務費の人件費を加え、補助事業は2億5,000万円、単独事業は7,500万円といたしました。

管渠維持管理費には 1,146万 5,000円、浄化センター管理費には 1 億 8,643万 4,000円を計上いたしました。 浄化センター建設費には 1 億 2,389万 4,000円を計上し、浄化センター管理費に計上している事務費の人件費 を加えた補助事業は、水処理設備増設工事 1 億 2,400万円といたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還金及び利子等に13億1,143 万 7,000円を計上し、予備費には 300万円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に 5,585万円、使用料及び手数料に 3 億9,734 万 6,000円、 国庫支出金に 4 億 7,832万6,000 円。一般会計繰入金に 9 億 6,136万7,000 円、市債については、公共下水道事業債に10億 1,000万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び整備区域拡大に伴う変更認可設計業務委託の債務負担行為を 設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額を定めるものであります。

また、一時借入金の限度額については7億円と定めるものであります。

次に、議第15号平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出とも 884万 3,000円であり、前年度当初予算に対して、22万 5,000円の増となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料 500万 8,000円、一般会計繰入金 383万 3,000円などが主なものであります。

歳出では、水道施設の維持管理等に要する一般管理費 243万 8,000円、公債費 635万 5,000円などを計上した ものであります。

次に、議第16号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしてきております。

国では、高齢化等により、苦しい財政事情にある健康保険制度の安定的な運営を図るため、制度の抜本的な改正を行うこととしており、その第一歩として、昨年12月に健康保険法等が改正され、高額療養費や高齢者の一部負担金が見直しされております。

本市における被保険者は、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により、若年層の減少が鈍化し、退職及び 老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては若干の増加傾向にありますが、国民健康保険特別会計は、 保険税の伸びの低迷や老人保健拠出金、介護納付金等の増加により依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国民健康保険の安定的な運営を図っていくために、国民健康保険税の介護分について は、介護納付金に見合った税収確保を図るとともに、保健事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費 適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成13年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ27億 2,000万円で、前年度当初予算と比較して 6,190万円の増額となります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、保険給付費17億3,541 万 7,000円、老人保健拠出金6億 8,410万円、介護納付金1億 5,220万円、高額医療費共同事業拠出金 2,569万 5,000円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち、医療給付費分が10億 1,240万円、介護納付金分が 7,710万円、 国庫支出金9億 6,815万6,000 円、療養給付費交付金3億 7,330万2,000 円、高額医療費共同事業交付金 5,220 万円。

繰入金は、一般会計繰入金 1 億 885万 5,000円、給付基金からの繰入金 5,162万 1,000円を見込んでおります。 次に、議第17号平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

70歳以上の老齢者及び65歳以上の重度障害者の医療給付を目的とした本予算は、歳出として総務管理費に

1,051万 5,000円、医療諸費に39億 3,007万 7,000円などを計上し、これに対する財源としては、支払基金交付金27億 5,618万3,000 円、国庫支出金 7億 8,342万 7,000円、県支出金 1億 9,558万 2,000円、一般会計繰入金 2億 550万 2,000円などで対応することとし、その結果、歳入歳出予算総額はそれぞれ39億 4,100 万円となるものであります。

次に、議第18号平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成12年度から介護保険制度がスタートしましたが、本市といたしましては、介護保険事業計画並びに老人保健福祉計画に基づき、この制度の円滑な運営と保健福祉サービスの更なる充実に鋭意取り組んでまいりました。

この制度が、市民にとって身近で利用しやすいものとなるよう、より一層、制度の普及定着を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいと尊厳をもって安心して暮らせる福祉のまちづくりに全力を傾注してまいります。 平成13年度の介護保険特別会計予算は、日常生活において、介護や支援が必要な方に対して必要なサービスが 円滑に提供されるとともに、安定した保険財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算額はそれぞれ17億 6,200 万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に 5,343万 9,000円、要介護等認定費に 2,891万 2,000円、介護サービス 等諸費に16億 3,268万 4,000円、支援サービス等諸費に 2,484万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、介護保険料に 2 億2,442 万 4,000円、国庫負担金に 3 億 3,299万2,000 円、国庫補助金に 9,407万 5,000円、支払基金交付金に 5 億 4,943万 5,000円、県負担 金に 2 億 812万円、一般会計繰入金に 2 億 7,069 万 3,000円、基金繰入金に 7,192万8,000 円を計上いたしました。

次に、議第19号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関であり、介護保険制度を円滑に運営するうえで極めて重要な役割を担うものであります。

このため、審査判定業務の公平性の確保と介護認定者数の増加に伴う審査会の円滑な運営を図るべく、平成13年度は介護認定審査会の委員を7人増員して63人とし、延べ210回の審査判定会議の開催を見込み予算編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算額はそれぞれ 3,080万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 2,022万円、介護保険専門員報酬に 399万 9,000円を計上 いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,994万円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 1,085万 8,000円を計上いたしました。

次に、議第20号平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について御説明申し上げます。 平成13年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 254万 7,000円とするものであり、前年 度当初予算に比して83万円の増額となっております。

各財産区について申し上げますと、歳入につきましては、高松財産区 202万 6,000円で、財産運用収入 8 万 2,000円、財政調整基金繰入金157 万 8,000円、生活環境保全林事業負担金21万円などが主な内容であります。 また、醍醐財産区は29万 4,000円、三泉財産区は22万 7,000円であります。

歳出につきましては、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものでありますが、特に高松財産区におきましては、八鍬公民館整備事業及び清助新田集落センター外壁補修工事に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰出金 167万円を計上したものであります。

次に、議第21号平成13年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核的な公的病院として、高度化、多様化する医療ニーズに応え、市民

から信頼され、良質で高度な医療を提供するため、最新式医療器械の導入を図るなど、諸施策を実施してまいました。今後におきましても、地域医療の中核病院としてなお一層の医療供給体制の整備充実を図ってまいります。このような視点に立ち、平成13年度の市立病院事業会計予算は、中核病院としての地域の方々の多様な医療ニーズに応えるため、人工呼吸器、関節鏡カメラシステムの最新式機種への更新など、医療機器の整備充実や効率的業務処理と待ち時間短縮等を目的とした医療情報電算処理システムの導入を図り、医療サービスの向上と多様化する医療ニーズに的確に対応してまいります。

また、経営面でも一層の財政基盤を強化して、健全経営に努め、良質な医療を安定的に供給し、市民がいつで も安心して受診できる病院づくりに努めていく所存であります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数 160床で、年間患者数を入院患者4万 6,720人、外来患者10万 1,675人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に1億8,000 万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入が26億 2,641万 6,000円で、このうち医業収益は23億 9,413万 7,000円、医業外収益は2億 3,227万 9,000円を計上いたしました。

支出は26億 2,641万 6,000円で、このうち医業費用は25億 5,556万 4,000円、医業外費用は6,985 万 2,000円、 予備費 100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入が1億7,500万1,000円で、このうち企業債は1億7,500万円、 固定資産売却代金1,000円であります。

支出は2億9,210万円1,000円で、このうち建設改良費は1億8,000万円、企業債償還金1億1,210万円1,000円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,710万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することのできる金額について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を2億 2,000 万円に定めるものであり、第10条は棚卸資産の購入限度額を8億3,800万円に定めるものであります。

第11条は、重要な資産として医療情報電算処理システムを取得しようとするものであります。

次に、議第22号平成13年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民が健康で文化的な日常生活を営むうえで欠くことのできないライフライン施設であるとともに、 産業・経済活動を支える重要な基盤施設であることから、常時、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められ ております。

平成13年度の水道事業会計予算は、以上の視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の一層の促進並びに効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

このため、1日最大給水量の見直しをはじめ、配水池の増設、配水管網の整備拡充及び電気計装設備の更新等にかかる第4次拡張事業に着手してまいる予定であります。

平成13年度は、事業変更認可申請業務及び配水池増設にかかる用地取得や造成工事などの費用を盛り込むほか、 下水道工事等に併行する配水管布設替工事等に積極的に取り組んでまいります。

以下、予算に大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向等を考慮し、給水戸数1万1,726戸、年間総配水量 669万2,000立方メートル、1日平均配水量1万8,334立方メートルと定めるものであります。 第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億 7,216万 8,000円、支出総額10億 8,926 万 1,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額1億5,445万9,000円、支出総額6億7,036万3,000円とするものであり、配水管布設工事及び布設替工事並びに第4次拡張事業の配水池増設に伴う用地取得及び造成工事等を主とする建設改良費5億3,504万5,000円、企業債償還金1億3,431万8,000円、予備費100万円を内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し5億 1,590 万 4,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、 当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんする予 定であります。

第5条は、配水管布設工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器等の棚卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第23号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるため、寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例を制定しようとするものであります。

なお、政務調査費の額につきましては、去る2月14日開催しました審議会において、全員一致をもって適当である旨の意見を得ましたので御提案申し上げるものであります。

次に、議第24号寒河江市職員の再任用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、寒河江市職員の再任用に関する条例を制定しようとする ものであり、あわせて関連する条例についても改正しようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、再任用職員の給与等を定めるとともに、一般職の職員の 58歳以降の昇給停止について改正しようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市少子化対策基金条例の廃止について御説明申し上げます。

国から交付された少子化対策臨時特例交付金による子育て支援事業が完了することにより、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税にかかる配当控除について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明申し上げます。

中央省庁の再編に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市社会教育委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会教育委員の職務について、社会教育に関する諸計画の立案、必要な研究調査を行い、教育委員会に助言を行うなど、多岐にわたることから、その職務の継続性を図るため、任期を改正しようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市文化財保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

市指定文化財について、指定の解除及び所有者の変更手続など、条文の整備を図るため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとする

ものであります。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県医療費給付事業補助金交付規程の一部が改正されることに伴い、一部負担金の額等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金の額が増額となることに伴い、国民健康保険税の介護分にかかる所得割、資産割、均等割り及び平等割の各案分率について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第34号寒河江市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、同施行令の引用箇所について所要の改正をしようとするものであります。 次に、議第35号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

通勤通学等のために、自転車等を利用する者の利便を図るため、寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第36号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、排水設備指定工事店の指定等について条例で定める必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第37号西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更について御説明申し上げます。

西村山地区視聴覚教育協議会の事務所を変更するため、規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第 252 条の6の規定により提案するものであります。

次に、議第38号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について御説明申し上げます。

介護認定審査会の円滑な運営を図るため、審査会の委員を増員する必要があるので、寒河江市西村山郡介護認 定審査会共同設置規約の一部を変更しようとするものであり、地方自治法第252条の7第3項の規定により提案 するものであります。

次に、議第39号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本件は、平成12年6月17日、寒河江市丸内一丁目地内において、通行中の自動車が市道上に張り出した松の木に衝突し、車に損害を与えたもので、示談書を締結にするに当たり、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

田代地域の公共的施設整備については、平成8年度より第5期田代辺地総合整備計画に基づき実施してまいったところでありますが、平成12年度が最終年度となります。引き続き、地域内の道路等の整備や通学施設としてスクールバスの更新、要望施設等を設置する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、平成13年度を初年度とする第6期田代辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、36議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。 以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第45、これより質疑に入ります。

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。新宮征一議員。

新宮征一議員 二、三質問をさせていただきますが、これは議長、歳入歳出含めてよろしいんですね。 佐竹敬一議長 はい、結構です。

新宮征一議員 それでは、まず歳入の方で一つお聞きしたいんですが、先ほどの議案説明の中にもありましたように、市税が全体的に 1.3%の伸びを示しているわけです。金額にして48億6,098 万 3,000円ということで、大変伸びていることは喜ばしいことですし、敬意を表するところなんですが、この内容で、ただ個人市民税…… ちょっといろいろ関連しますので款項目までは申し上げないで質問させていただきますけれども、個人市民税がかなりダウンしているんですね。これは先ほどの説明にもあったように、もろもろの状況があって、当然これは減額になっているというのはわかるんですけれども、 7,357万ですか、かなりダウンしているようなんですが、それはその見直しだけによって生じたものなのか、まず第 1 点です。

それから、第2点は固定資産税の増が大変大きく伸びております。 1 億 2,573万 8,000円ということで、大幅な伸びがあるわけですけれども、これは先ほどの説明ですと、所得割課税の減額が予想されることなども含めて、全体的に1.3 %の伸びと、市税全体ですね。その中で、免除しておった期間が切れたので、固定資産税が大幅に伸びたと、こういう御説明であったわけですけれども、昨年度の数字なんかを見ますと、固定資産税の方も余り大きく乗っていなかったんですが、これはあくまでもその要素というのは、先ほどの説明のとおり、減免期間が切れて、個人や固定資産税の収入が見込めると、その要因だけで、ほかの要素がこの中に含まれているかどうか、これについてお願いしたいと思います。

それから、歳出の方に入りますが、ページ数で77ページ、第7款の1項7目、この21節に貸付金6億8,400万円、これは地域総合整備資金貸付金として計上されておりますけれども、これはチェリークア・パークの民活エリア等々の個人事業者向けの貸付金であろうというように思うわけですけれども、これは大体何社この中に入っておられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから3点目には、第8款の第2項3目の17節に公有財産購入費ということで、39億3,000万円盛られているようであります。この中に、かねて話題といいますか、問題になっておりました石川西洲崎線のものがこの中

に含まれていると思うんですけれども、これらの金額等についてひとつ教えていただきたいと思います。

以上、3点について質問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、市民税でございますけれども、先ほども説明申し上げましたけれども、全般的な経済状況というのは非常に穏やかな改善の方向にあると言われておりますけれども、まだまだ私は厳しいと思っておりまして、雇用面におきましても、そういう状況というものは抜け出していないのじゃないかなと、このように思っております。

そういう中でございますから、個人市民税は給与所得の伸びというものが期待できないと、そしてまた、失業者などのこれなども厳しい状況にあろうと、こう思っております。それから農業所得とか営業所得、そしてまたその他の事業所得なども前年対比で10%の減というようなものを見込まざるを得ないような状況にあろうかと思っております。

そしてまた、譲渡所得につきましても、年々減少と、こうなってきている状況にございまして、平成9年度が ピーク時でございますけれども、それと比較しますと35%ぐらいになるのじゃないかと、こう思っております。

そういうことで、対前年度比は市民税につきましては38%と、こういうことを計上させていただいておるわけでございます。 3.8%減。

それから、固定資産税でございますけれども、この課税対象というのは土地と家屋・償却資産にあるわけでございますが、これはいずれも安定した税収入というものを確保できる税になるわけでございますが、平成11年度分を見ますと、この市税の中での構成割合等を見ますと、固定資産税は大体49.6%ぐらいでございまして、都市計画税と合わせますと57%ぐらいに達しているわけでございますから、市税の半分以上を占めておる非常に重要な財源となっておるわけでございまして、そういうことですから、固定資産税の関与、あるいは固定資産税の伸びるための施策というものをこれまでもとってきたと、このように言えるかと思います。

全国的に見ますと、非常に固定資産税の伸びにつきましても頭打ちになっておるようでございますけれども、本市におきましては、そういう施策を講じてきた関係で、いわゆる区画整理事業とかあるいは工業団地の拡張事業等をやってきましたので、そういう効果があらわれてきているものと、こう思っております。ですからこそ、順調な伸びになってきたのじゃなかろうかなと、こう思っております。

御案内のように、固定資産税は3年に1回の評価替えというのがございまして、これも12年度に評価替えをやったわけでございますけれども、既存家屋の経年減価というのは影響が非常に大きいわけでございまして、対前年比の予算比較では若干減少しているというところかと思います。

しかし、13年度におきましては評価替えには当たらないわけでございますので、家屋の減価の影響というものはないのでございまして、ただ、家屋滅失分がありますし、そして逆に新築とか増改築によるところの伸びが、そのまま見込まれるわけでございまして、建築状況を見ますと、件数では多少の増減というのはありますけれども、建築床面積とその評価額では増加というものは見込まれるのじゃないかなと、このように思っています。

それから、お尋ねの低工法の問題でございますけれども、正式には低開発地域工業開発地区固定資産税減免条例というわけでございますが、この課税免除が3年間と定められておるわけでございまして、その適用を終了して、平成13年度、今年度から課税される中に、例年にないところの大規模な工場が含まれておるわけでございまして、そういう関係で、固定資産税の方は5.5 %の伸びが見込まれると、こういう状況にあろうかと思っております。 いずれにいたしましても、これからも税の関与なり、あるいは税がふえるような施策というものを進めてまいりたいと、このように思っております。

それから、地域総合整備資金貸付事業、これが今年度におきましては3事業でございまして、その3事業につきまして6億8,400万円というものを計上しておるところでございます。

それから、石川西洲崎線のお尋ねでございますが、8款2項3目17節ですか、これは公有財産の購入費が全体

で3億 9,300万円となっておりまして、そういう中で石川西洲崎線の用地購入関係は3億 4,668万でございます。 以上です。

佐竹敬一議長 新宮征一君。

新宮征一議員 市税の関係につきましては、理解できました。

また、この地域総合整備資金なんですけれども、今回は3事業ということで6億 8,400万円ですか、計上になっているわけですけれども、予算ですから、当然はっきりしたものをここに計上されていると思うんですが、ほかに13年度、1年後に緑化フェアを控えているわけですけれども、申し込みが新たにあるかどうか、その辺予想きりできないと思うんですが、その辺もしできれば、あるかもしれませんという答弁でも結構ですので、教えていただきたいというふうに思います。

それから、石川西洲崎線の関連でありますけれども、3億4,668万という数字がこの中に含まれている、ほとんどかなりの割合を占めているわけですけれども、これまでも全協、あるいは本会議等々でいろいろ議論になりましたあそこの路線であるわけですけれども、この内容を、例えば用地費が幾らで、それから補償費が幾らなのかと、その辺の内訳と、それから前にも出ておったと思うんですが、積算根拠について教えていただきたいと思います。

それから、もしでき得るならば、公社とそれから地権者の間で取り交わされている、いわゆる締結されている 契約書の写しなども出していただけないものかどうかなと思うんですけれども、この件について、ひとつお聞か せをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この地域総合整備資金貸付事業の6億8,400万円について、さらにというようなことにつきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、この石川西洲崎線の内訳といいますと、これは公社に委託しまして、取得していただいた事業なわけでございまして、内容は用地費、補償費、測量試験費、諸経費と。あるいは、公社の一般管理費手数料ということになっておるはずでございまして、さらにこれらの内訳ということになりますと、御案内のように、情報公開条例というのがあるわけでございまして、それにつきましては、個人あるいは法人というものが特定される状況につきましては開示できないということになっておりますので、御理解いただきたいと、このように思っております。

土地所有者の関係、それが1人、土地所有者が1人、それから移転物件の所有者が1法人でございますが、そういう金額ということに申し上げますと、やはり個々の用地費やら、あるいは補償費の金額ということが明らかになってしまいますので、内訳を申し上げることはできかねると、このように御理解いただきたいと思っております。

何にしましても、一般的なことでございますけれども、以前の答弁にも申し上げたと思いますけれども、公共用地の取得というのは、土地収用法等に基づくところの収用というのと、任意交渉によるところの売買ということに大きく分けられるわけでございまして、現在の公共事業等の用地取得については、企業者と町、この場合は市というか公社にございますが、地権者間での任意解決というのがほとんどなわけでございまして、そして円滑な交渉の実施という視点も重視せざるを得ないわけでございまして、情報公開するということによりまして、用地交渉事務に支障が生じるものであれば、公共事業の円滑な執行の妨げとなるという結果になりかねないわけでございますので、そういう観点と、もう一つは、やはり具体的な補償金額ということを公にするというようなことは、地権者の資産内容や収入状況というものを明らかにするということでございますので、地権者のプライバシーを害するおそれがあると考えておるわけでございまして、したがいまして、こういう内容を公表するということはできないものと考えておるところでございますので、御理解いただきたいと、こう思います。

それから、積算のことのお尋ねもございましたが、積算につきましては公社の方でいろいろ費用金額を算定す

る補償基準によって、これは基準につきまして、昭和37年閣議決定されたところの公共用地の取得に伴うところの損失補償金額を受けまして、国の公共事業機関の集まりであるところの中央用地対策連絡協議会におきましても、公共用地の取得に伴う損失補償基準、それから同規則というようなものが定められておるわけでございます。そして補償項目というのと算定方法の統一がなされております。

これにつきましても、以前に答弁したところでございますけれども、この基準に基づきまして、各地方整備局、前の地方建設局になるわけでございますが、組織化されておりますところの用地対策連絡会が、補償金額算定標準というものを定めておりまして、企業者はこれによりまして補償費を算定しておるわけでございますが、本県では東北地区用地対策連絡会で定めた補償金の算定標準書に基づいておりまして、本市におきまして、あるいは公社におきましても、これらによりまして算定しているというわけでございます。

また、実際の補償に際しまして、この標準書に記載されていないものもあるわけでございまして、数多くあります。そうした場合は、他の資料を引用するとか、あるいは専門家や学識経験者の意見を聞くとか、これは前例というものを参考にするとか、そういういろいろな方法によってやっておると、こういうことが言えるかと思っておりまして、このたびの補償額や補償内容につきましては、この土地開発公社理事会に十分に御審議をいただいて決定していただいているものと、こういうふうに認識しておるところでございます。土地開発公社が契約締結したものに基づきまして、計上しているものでございます。

それから、契約書のことなんでございますが、契約書は、これはご案内のように土地開発公社と地権者との間で結ばれたものでございまして、そういうことでございますので、市として提出する立場にはないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

鹿間 康地域振興課長 地域総合整備資金でございますが、民間エリアについては、14年度に立ち上がりたいというもので進んでおるわけでございますが、13年度は3社と。

それから、そのほかに3事業がこれまで要望がございます。14年度にその3事業についても予定してまいりたいというふうに考えております。

佐竹敬一議長 新宮征一議員。

新宮征一議員 この貸付金に関しては、また14年度に新たに要望があるということで、またその都度こういった予算が出てくると思いますので、十分わかりました。

それから、市長から大変詳しく説明をいただいたわけなんですけれども、用地買収の件についても、それぞれ の立場があるということでございますので、これ以上求めはいたしません。

大変ありがとうございました。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 それでは、予算関係について総括的に何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

第1点ですけれども、この間何回か私は申し上げてきているのでありますが、納税貯蓄組合の関係でありますけれども、何回か申し上げてきておりますので、その内容については議論する必要はないというふうに思いますが、去る98年の1月に小田原市の納税貯蓄組合の奨励金をめぐる問題で、市民オンブズマンから行政訴訟がなされまして、それで違法とする判決が出されたわけであります。

それで、その内容は御承知かというふうに思いますが、本市では条例を制定して事務費の交付をしているわけでありますけれども、その判例の要旨を申し上げますと、いわゆる法律に基づいた納税貯蓄組合は、何といいますか、そのほかの条例なんかを設けて、補助金や事務費などを交付することは違法であると、こういうふうな判決の要旨であるというふうに私は理解をしているわけでありますが、その判決からすると、本市のこの事務費の交付はまさに予算説明書の資料の11ページの中に書いてあるとおりだとすると、これはどうしても違法でないか

ということを言わざるを得ないわけでありまして、例えば収納率の問題とか、あるいは地域における納税貯蓄組合の受けとめ方、私は理解できないわけではありませんけれども、そうした判決に対してやはり重要に受けとめなければならないんではないかなというふうに思っているところであります。

したがって、そうした判決を受けて、市当局としてはどのようにこの納税貯蓄組合の事務費の交付についてお 考えになっているのか、改めて見解をお聞きをしたいというふうに思います。

なお、つけ加えて申し上げますと、交付金のほかに育成補助金というのもありますね。これも、つけ加えてお 尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今回助役が任期途中でやおやめになるというふうな話を伺ったわけでありますが、任期の途中というようなことでありますから、何か大きな理由があるんだろうなというふうに理解はいたしますが、その理由についてもお聞きをしたいというふうに思いますし、聞くところによりますと、助役の辞任を市長が認めたというふうな話も伺っているところでありまして、そうすれば、また新たな助役を予定もされているというふうにもお聞きをしているわけでありますが、自治法には助役を1人置くとか、あるいはただし書きがあって、置かないことができるというようなこともあるそうでありますから、行財政の改革というような視点から、寒河江市では、もう市長は5期目のベテランでありますから、そういう意味で、私は助役を置かないことも一考に値するんではないかなと、こういうふうに思っております。

全国的に見ますと、そうした助役のいない、置かない市もあるようでありまして、物の本によれば、職員の話なんかも直に市長の耳に入って、大変風通しもよくなるというようなこともあるようであります。

この間の松村助役の市政発展に果たした役割は、大変大きなもがあるというふうに思いますけれども、こうした市長は5期目だと、こういうふうなこともありまして、それらも踏まえて、最大の人件費の削減になるんではないかなと、こういうふうなことを思いながらお尋ねをしたいというふうに思います。

庶務課の話によりますと、年間 1,700万円ぐらい削減になるというような話でありましたので、謙虚に耳を傾けていただいて、御検討をしてもらえればというふうに思っているところであります。

それから、もう一つは市政運営の要旨にもありますけれども、チェリークア・パークの民活エリアについての 進捗状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

もう一つは、市政運営の要旨にあります、29ページにあるわけでありますが、地方分権を最大限に生かして、それで市民のニーズに対応していきたいというふうなことで、市街地の小沼、越井坂地区における住所の表示解消を行いと、こういうふうにありますけれども、これは地方分権における方法と手法ですね、最大限に生かすというその手法を教えていただきたいというふうに思いますし、また予算規模なんかもわかれば教えていただきたい、こういうふうに思います。

それから、これは余り言わないでおこうかなというふうに思ったんですが、先ほど新宮さんからお話がありましたので、私はそれで納得するわけではありませんので、つけ加えて申し上げたいというふうに思いますが、確かに、石川西洲崎線のその問題は、いわゆる個人や法人にかかわる問題であります。しかし、前にも申し上げましたけれども、これはあらかじめ予算に盛られることがわかっているわけでありますから、既に公になる文書だと、こういうふうなことがわかっている情報であります。

したがって、何ら公開しても差し支えない。ただ、今後の、例えば事業の進め方でそうした土地買収などが大変になるというようなことは私はわからないわけではない。しかし、今後はそうしたことも含めて、やはり地権者と言いますか、権利者といいますか、そういうふうな方々と交渉をする際に、念頭に置いてやはりしていかなければならないんではないかなと、こういうふうに思うんです。

そうすれば、信義に反するとか、信頼関係を失うなどということは私はないであろうというふうに思いますし、 この辺も含めてお尋ねしておかなければならないというふうに思います。

以上。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 助役の話が出ました。3月末をもって退職するということでの意思表示がありましたので、 私は受理したところでございまして、そしてその後任につきましては、けさほど議長の方に提示したところでご ざいまして、そして議会のお話を承りたいと、こういうことを申し上げたところでございます。

助役は御案内のように、地方自治法で定められている職務を遂行する立場にあるわけでございまして、そしてまた、最近の行財政運営というものは大変いろいろな諸問題を抱えているところでございまして、市長を初め補佐するところの助役、あるいは担当職員というものが一体となってこれに当たらなくちゃならないと、かように思っておるわけでございます。

そういう意味では、助役というものはやはりこれからも置いておかなくちゃならない、かように思っておると ころでございます。

それから、納税組合のことの話がございましたが、これは私も判例というものも存じ上げておりませんので、 ちょっとそれを勉強しなくちゃ答弁のしようがございません。もし、担当の方がわかっておるならば、担当の方 から答弁させたいと思います。

それから、クア・パークの進捗状況というようなことがございましたが、先ほども新宮議員から御質問がございましたように、地域総合整備債というようなものを活用してやろうという意思で取り組んでおりますし、市におきましても、そういう計画に基づいて融資をしようということで予算に計上させていただいておるところでございますので、過般におきましても、それらのまだ着工してないところの一龍さんとか、あるいはチェリーランドさがえさんとか、こういう方にお話を申し上げまして、できるだけ早く着工していただくよう、またその構想等についてのお話をし合ったところでございます。

それから、小沼とか越井坂の字名のことにつきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、石川西洲崎線の話でございますけれども、これも先ほども答弁申し上げたとおりでございまして、 予算は今回も提案したわけでございますけれども、やはり国におきましても、あるいは県におきましても、こう いうプライバシーの保護というような面からいきますと、先ほど申し上げました観点から、これは公表しておら ないところでございますので、これらにつきましては、御理解いただきたいと、こう思っておるところでござい ます。

以上です。

佐竹敬一議長 税務課長。

安食正人税務課長 納税貯蓄組合の交付内容等についての判例というようなお話がございましたが、見ておりませんので、御容赦をお願い申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 施政方針の中で、小沼、越井坂地区の住所の表示の解消について、地方分権を最大に生かしてということで、どういうことかということについてお答えを申し上げます。

まず、これまでの自治法では、この大字の変更についての権限は知事の権限でございました。これが、地方分権一括法のかかわりで、その権限が市町村長へ事務移譲になったわけでございます。したがって、市町村長限りでその変更が行えるということになりました。

なおかつ、この小沼、越井坂地区でありますけれども、この両地区から強く寒河江市大字寒河江字小沼、あるいは字越井坂の大字寒河江を解消してほしいというような強い要望がありまして、いろいろ検討してまいりました。それで、小沼地区、それから越井坂地区の2地区をそれぞれ分けまして、関係者、当然そこに住んでいる居住者、それから土地だけを所有している人たちに集まっていただきまして、解消の方法についていろいろと説明会をいたし、なおかつアンケート調査をいたしております。それで、この解消に賛成か反対かということで、これを解消しますと、個人的にも権利関係にも及ぶこともございますので、市としましては、そのアンケートの結

果が大方、70%以上の賛成が得られれば、今後進めていきたいということで今進めているということであります。 佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 重ねてお尋ねをするわけでありますが、助役の話は余り申し上げますと失礼に当たると悪いので、市長の考え方として受けとめておきたいというふうに思います。

次に、納税貯蓄組合の判例を見ていないのでというようなお話がありましたので、ぜひ見ておいていただきた いというふうに思います。

これまでは、自治法の 232条の 2 を適用してこうしたことを交付してきたのではないかというふうに思っているわけでありますけれども、そうしたものについても、その納税貯蓄組合法でうたっているものであれば違法であるというふうな判決要旨であるようでありますので、ぜひそうしたところを御認識をいただいて対応をしていただくようにお願いをしたいというふうに思っております。

でないとですね、市民オンブズマンなどからそうした点について訴訟なんかがあった場合に大変な状況にある というふうに思いますので、真剣に受けとめていただきたいと、こういうふうに思っております。

それからもう一つ、クア・パークの進捗状況について、大枠についてお話があったわけでありますが、それぞれのものについても別々にお尋ねをしたいというふうに、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。なお、保留されている土地なんかも目安なんかですね、ついているのかどうか、あるいはメーンとなります中国パールでお買いになった土地なんかは、具体的にどのように進められようとしているのか、その辺の関係についても教えていただきたいというふうに思います。

それから、この大字の関係する住所変更について、一つお願いをしながらもう1回改めてお尋ねをしたいというふうに思いますが、分権の中で大字の変更は知事から市町村の長で移管されたというふうなお話でありました。予算規模についてはどの程度なのかお答えありませんでしたのでちょっとわかりませんが、つけ加えてあとで教えていただきたいというふうに思いますが、実は、私の地元であります平塩にも、市長御承知のとおり大字中郷というようなところがありましてですね、私は合併浄化槽の補助対象になるからいいんではないかというふうなことを申し上げたことあるんですが、大変住民は不便を来しているというようなことで、前の前の選挙のときでしたか、市長が公民館に来られたときに、具体的に住民から変更してもらえないだろうかと、こういうふうにお話があったかというふうに思います。

それで、そんなに簡単にできるものであれば、ぜひ私もそうした住民が不便を来たしているものについて見直 しをしていただきたいなと、こういうふうに思っております。アンケート調査なんかやれば多分 100%でしょう、 わかりませんけれどもね。

ということで、そうしたところも分権という点からしてできるように、そんなに簡単にできるようになったのかどうかも含めてお聞きをしたいというふうに思います。

それからもう一つ、石川西洲崎線の問題ですが、先ほど市長は一連の土地買収等にかかわる問題は、土地開発公社の理事会の中で議決をされているということで御理解をいただけるんではないかというような話がありました。この前にも申し上げましたけれども、土地開発公社と議会というのは、これは市長に言わなくてもおわかりのとおり、権限が、機能が全く違うわけでありまして、そうすれば、議会としてはその予算の措置が妥当であるということを何をもって判断をすればいいのか、私はわからないんですね。

したがって、そのところ市長にどういうふうにして判断すればいいのか、ぜひ教えていただきたい、こういうふうに思います。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずはクアパークの話でございますが、今回の融資をしようとしているところの中で、着工 しておりますところのほかの2社については先ほど申し上げたとおりでございます。 それから撤退されたといいますか、契約を解除されました2社の分があるわけでございますけれども、そのほかその土地につきましては、現在いろいろほかの企業に当たって探していると、こういう状況にありますが、やはりこういう経済状況でございますので、大変厳しい状況にあろうかと、このように認識しておるところでございまして、中国パールにつきましては、以前もお答え申し上げたとおりでございまして、中国パールの方にいろいろ話を申し上げまして実現の方向に、早く着手の方向にということをお願いしておるところでございます。

それから、この大字とかの問題でございますけれども、簡単にできるというものではございません。いろいろのそれなりの手続というものが必要なわけでございます。ですけれども、不便を来しておるあれは町の形態から考えましても、よりよい方向に向けばいいなと、こう思って、住民に投げかけておるわけでございまして、そして住民の理解を得なくちゃならないわけでございまして、行政でやる分野でもありますけれども、住民が負担を負わなくちゃならない分野というものもあるわけでございますので、住民の理解と協力をちょうだいすると、そしてまた地域なり、その地域なら全体としての意思というものがはっきりしてこなければ出てこないと、こういうことでございますので、そういうことで今いろいろそれぞれの町内会なり、あるいは区なりを通して話を投げかけておるところでございまして、細かいことにつきましては担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、石川西洲崎線でございますけれども、これは一般の公共事業でございますが、これはやはり幾ら市民の税金で行われる、あるいはまた一般市民の関心時であるといたしましても、個人の情報を保護をしなくてもよいということにはならないわけでございまして、そういう面から、これらは公開するわけにはまいらないと、こういうことを申しておるところでございますので、そしたまた何回も言うようですけれども、公社の理事というものがそれに当たりましては、市当局から議会に対しまして推薦を出しまして、そして議会から推薦をちょうだいしました方を任命しておるわけでございまして、そういう方々の十分なる御審議を得ておるわけでございますので、今件につきましても、あるいは将来そういう問題がありましても、そういうふうに取り扱わさせていただきたいと、このように思っておるところであります。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今回の小沼、越井坂地区の解消に伴う予算でありますけれども、格別予算が必要というわけでもございません。これは一般の事務の流れの事務経費で足りるということであります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 その住所の表示の変更からお聞きしますけれども、今市長の話ですと、市の負担分とそれから住民の負担分も出てくるというふうな話だったと思いますけれども、私の聞き方が違ったのかどうかわかりませんが、多分そういうふうに言われたというふうに思うんですね。

したがって、今年度が予算措置ないということで後年度でまた出てくるのかどうかわかりませんが、そうした 負担区分なんかもどういうふうになるのか、もう少しきちっと教えていただかないと、例えば今後そうしたとこ ろがいっぱい出てくるといいますか、考えられるわけですが、あそこが基準としてやられたので、私のところも やりたいと聞かれたときに、私ども答えようがないので、ちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思い ますね。

それから、市長、石川西洲崎線について、関連づけて今後もそうした問題については開示しないでいくというような方針でありました。新たな分権の時代には似つかわしくない方向性だというふうに私は思っておるわけでありますが、それでは市長は議会というものをどのように心得ているのか教えていただきたいというふうに思いますね。分権に当たっての地方議会というのはどういうふうにあるべきなのか、市長はお答えできないかもわかりませんが、ぜひその辺のところも市長の持っている政治理念の中で御期待いただきたいというふうに思いますし、御承知のように秘密会だってあるわけですよ。したがって、そうしたことも含めて考えた上でやはり対応をしなければならないんではないかなというふうに思います。

今回の問題は大変大きな問題になるというふうに思っております。いろいろな市民の方がその石川西洲崎線の

いわゆる物件補償、土地買収費などについていろいろ疑問を私どもに言ってきております。したがって、そういう意味では権利者の意に反するようなことが、私は多分ないというふうに思っておりますけれども、むしろそうしたことは明らかにした方が、市民も、また土地を提供した権利者も納得されるんではないかなと、こういうふうに思うんですね。

したがって、そうしたところも含めて秘密会などの場もあるということも含めて、市長に御見解を改めて伺い たいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地方分権の時代でありましても、個人の情報というものは守らなくちゃならないと、これは 当然だろうと思っています。

それにおきましては、個人のプライバシーに関するところの情報というものは用地買収、あるいは補償というようなものが今後出てきた場合に、これを開示するというようなことが言われてましても、それは無理なんだと、こういうことを申し上げておるところでございます。

それから、秘密会云々と言いますけれども、あくまでもそういう情報は個人にかかる問題は開示することはできません。

それから、住居表示関係での負担と申し上げましたことは、行政でやらなくちゃならない分野というものがございますし、あるいは個人で負担しなくちゃならないといいますか、これは経済的な分野とか、あるいは印鑑を証明するとか、あるいは自分の住所をあれするとか、そういうことが付帯して出てくると、こういうことでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。那須 稔議員。

那須 稔議員 少子化対策について少々質問させていただきますけれども、今回の予算の中と、それから先ほど市長の市政運営の要旨の中に、それぞれ少子化対策についてのいろいろな具体的な話が出ております。特にこのことにつきましては、寒河江だけではなくて、ほかの自治体も非常に頭を痛めているというような状況にございます。

それで、本市の場合の合計特殊出生率、これが一生のうちに女の方が子供を産む平均的な数でありますけれど も、この数が上がったり下がったりというような状況にございまして、しかしながら、下降線を下っているとい うことは事実でございます。

そういう中で、今回も予算の中に一時保育やら、あるいはファミリーサポートセンターの設置、それから乳児 医療費の給付対象の引き上げということで、いろいろな施策に取り組んでおられますけれども、市長の方にお伺 いしますけれども、この少子化対策について、市長のお考え、どういうふうな考えをお持ちなのか1点お伺いを したいと思います。

それから、具体的に今回ファミリーサポートセンター、これは新しい事業ということで取り組んでおられますけれども、この事業につきましては、小さい子供を抱えているお母さん方、非常に悩んでおられるところにセンターがあるということで、時を得たセンターではないかなと、このように思っているところです。

特にこれは依頼会員と援助会員という方が登録されて、それぞれ事業に参加するというような体制になるわけでありますけれども、市として、その辺の具体的な要綱などを作成して取りかかるというようなことになろうかと思いますけれども、その辺の会員登録の際の会費、それと実際に子供を抱えるお母さん方の対象年齢、どの辺までの対象を考えておられるのか。

それから、特に援助会員でありますけれども、その辺の援助会員の対象者、どういうふうに見ておられるのか お聞きをしたいと思います。

それからもう1点は、乳児医療費の年齢の引き上げ、今回実施をされておられます。そのへん、今回の引き上

げでもってどの程度市内の方々が増加をするのか、該当される方何名ぐらい増加をされるのかお聞きをしたいと 思います。

それから、国の制度で児童手当がありますけれども、昨年6月に3歳から就学前まで引き上げられました。今回また新たに所得制限の緩和ということで、国でやられておられますけれども、その辺寒河江市として対象者のどの程度が該当するのかお教えをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 後半のファミリーサポートとか、一時保育所とか、あるいは児童手当の点につきましては、 担当の方から申し上げたいと思います。

まず、少子化に対しての市長としての基本的な認識の仕方と、こういうことだろうと思っておりますが、何にしましても、これは市に限らず、国におきましても子供が少ないということは人口の増減にかかわる、そしてまた国の勢いにかかわる重大な問題なわけでございまして、これが産業経済、こういう分野からあらゆる分野に影響してくることは否めないものだろうと、こう思っております。

そういう中で、少子化対策というのは国を挙げて取り組まなくちゃなりませんし、それぞれの自治体におきましても、それぞれの知恵を出して対応していかなくちゃならない問題と、このように思っております。

そういう中で、国でやらなくちゃならない性急な問題もあろうだろうし、あるいは自治体限りで可能な施策もあるだろうと思っておりますけれども、地方自治体としてならば、少なくとも地方自治体で出来るところの子供をまず産み育てることが容易な環境づくりということが必要だろうと思っておりまして、産むにしましても、これが現在の母親ということになりますと、勤めている方々が非常に多い中で、そういう中でありましても産むことができ得るような環境をつくると。

それから今度、育てる場合におきましても同じことが言えると思います。育てやすい環境というものをつくる こと、こういうことがあろうかと思っております。

ですから、そういうただ手当を厚くするとか、金銭面での手当ということも、これも必要な場合はあるかとは思いますけれども、いわゆる子育てに、あるいは出生にかかるところの状況、条件というものを非常にやりやすい条件、環境といもうのをつくってまいらなくちゃならないのじゃないかなということでございまして、そういうことでの施策をこれまでも本市といたしましてもとってきたつもりでございますし、13年度予算におきまして、あるいは施政方針におきましても、少子化対策というものは、大きな柱と、私はこの予算におきましても、施政方針におきましてもなっておるものと思っております。

また、うちの方では組織といたしましても、少子対策主幹というものをはっきり置いて、そしていろいろな事業を推進しておるところでございますので、この高齢化に対するところの対応と並んで、あるいはそれ以上に大きな問題というものがこの少子化対策であろうと、このように認識しておるところでございます。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

|芳賀友幸健康福祉課長||ファミリーサポートセンターについてお答え申し上げます。

会費につきましてのお尋ねがございますけれども、これにつきましては、会員募集をいたしまして、それぞれ お話を伺いながら利用しやすいような会費にしていきたいと考えています。

また、近隣の市でも実施しているところがございますので、その辺のことなども参考にしながら要綱で定めて まいりたいと考えています。

それから、対象年齢でございます。原則的には就学前の子供ということで考えております。

それから、援助会員の資格関係でございますけれども、格別資格をつけるというようなことは考えてございません。子育て経験がありまして、そしてある一定の研修を受けていただいて、積極的に御協力いただける方にお願いしていきたいと、会員を募っていきたいと、このように考えてございます。

それから、乳幼児に関する医療費の支給の関係でございます。

13年度の当初予算に引き上げの予算を計上させてもらっていますけれども、この中では13年度7月から一斉引き上げという形で予算計上させてもらっています。これによって、対象者は289 名ほど増えると考えております。それから、児童手当の関係でございます。国の方でも児童手当につきましては、所得制限の緩和をしていくということでございます。受給のできる方を、現在ですと大体72.5%程度ですけれども、これから85%程度まで受給できる方を引き上げていくと、こういったような国の方の考え方のようでございます。

私の方で大まかに調べたところによりますと、おおむね 400人程度増えるのではないかなと考えてございます。 以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 少子化につきましては、先ほど市長からも答弁がありましたけれども、やはりほかの自治体でも非常に悩んでいるのは、その少子化問題。特に市の施策の中心の柱に据えながら、なかなか難しい問題だと、このように言われております。

そこでこの少子化につきましては、いろいろなふうに市の運営に当たっても、やはり人口がふえるということは大変いいことであるし、あるいは事業を進める上で大変大事な点ではないかなと、このように思っているところです。

この少子化につきましては、寒河江市の場合もここ10年の合計特殊出生率を見ますと、ばらつきがありますけれども、非常に数字的には下がっているというような傾向にあります。特に平成11年の数字が1.63というような数字がありますけれども、その辺はほかの自治体でも下がっておりますけれども、寒河江も下がっていると。全国平均よりも高いでありますけれども、

平成3年から見ますと、1.86からしますと、0.2 幾らの数字が下がっているというような数字になっていると ころです。

そういう意味では、この少子化対策に対しましても、やはりいろいろな事業に取り組みながら、前向きに取り 組んでいかなければならないことではないかなと、このように思っているところでした。

市長からはいろいろなふうに話がありましたけれども、今後その辺の事業の展開、期待をするところです。

それで、ファミリーサポートセンターでありますけれども、会員の会費と会員登録、あるいは会員時の報酬ということがありますけれども、その辺の報酬については、今のところまごころサービスというところで1時間700円というような時間帯の数字がありますけれども、その辺を上回るのか下がるのか、ほかの自治体などの数字も500円というような数字もございますけれども、特に寒河江市にとっては、これから報酬額についてどういうふうに決めていかれるのか。実際には、余り高い報酬ですとセンターに頼んでくると、依頼するという会員が少なくなってくるということから、会員の報酬ということについても具体的な数字はこれから決めるということでございますけれども、いろいろなふうに検討しながら、ひとつ使いやすい会員報酬ということでお願いしたいなというところでした。

それから、預かる子供について就学前という話がありましたけれども、実際に学童保育のある地域、これらに つきましては学童保育で預かってもらいますから、それぞれいいわけでありますけれども、学童保育がない地域 につきましては、子供さんを見てくれる場所がないということで、できましたら就学前というような線ではなく て、若干それを上回るというようなことでひとつ御検討をお願いしたいなと、その辺についてどうなのか、お聞 きをしたいと思っているところです。

それから、援助会員とそれから依頼会員がございますけれども、援助依頼会員、特に援助会員の部分でありますけれども、子供を見るということで、要するにほかの人の子供を見るわけでございますから、当然気配りとか、あるいは保育の知識、それから心構え、それから緊急時の対応、それらについていろいろなふうな知識があった方がより見やすいのではないかと思いますけれども、その辺の市としての取り組み、要するに援助会員に対する取り組みはどういうふうに考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、トラブルがあった場合、当然ほかの人の子供がいるわけでございますから、トラブルがあった場合 にどういうふうな対処をされるのか、いろいろな保険なども掛けて対応されると思いますけれども、その辺の対 応はどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどの乳幼児の医療費の給付の引き上げがありました。これは該当者が 280数名ということがありましたけれども、非常に該当された方は喜んでいらっしゃるんではないかなと思っております。

特に、今県会が開かれておられますけれども、県の方でも、話に聞きますと乳幼児の医療費の引き上げ、これを7月ころから引き上げるというようなことが出ておりますけれども、その辺の絡みで市も7月からという話がございましたが、その辺の今後の取り組み方、県の方では就学前というような話もございますけれども、寒河江市が1歳上げられるという中で、今後どういうふうな経過をたどっていくのか、おわかりでしたらお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

ファミリーサポートセンターに関してでございます。援助会員の研修のあり方につきましては、ハートフルセンターにサポートセンターを置くわけですので、ハートフルセンターの方で徹底して研修をしてまいりたいと。 そして、いろいろな子育てにかかわる知識を情報提供させてもらいながら、きちっとした対応をできるように研修とか講習会を詰めてやっていきたいと考えております。

それから、トラブルの解決についてでございますけれども、これもファミリーサポートセンターで責任を持ってトラブルの解決に当たらせていただくと、こういうことで考えております。

それから、対象年齢の関係でございますけれども、原則的には就学前という考えでおりますけれども、ただいまございましたような形で、もう少し検討をしてみたいなと思っています。広げても、小学の低学年ころまでかなという感じはしております。

それから、県の乳幼児医療の関係でございます。県の方では7月から就学前まで引き上げると、こういう考え 方で改正しているようでございます。

市としましても、13年度予算には1歳上げるべきで当初予算に計上していますけれども、市としましても、6 月の議会に向けて就学前まで上げるような形で補正予算と条例を提出していきたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかに。川越孝男議員。

川越孝男議員 総括質疑ですので、2点お尋ねをして、あと細部については予算特別委員会の方でお尋ねをしたいというふうに思うんですが、予算書を見まして、そしてこれまでもそうなんですが、13節の委託料、15節の工事請負費については、事業ごとの金額が示されていない。これは理由としては、入札前に予算額がわかっているとまずいという、こういう配慮のもとに出さないで、その款項目で15節なり13節については1本で出ているというふうなことになっているわけでありますけれども、しかし議会で予算審議する際には、やはりそれぞれの事業ごとに予算額というものを審議をしていかないというと、実質的な議会の審議というのはできないというふうに私は思うんです。

したがって、理由としては、入札前に予算額がわかるのはまずいというふうなことでありますので、したがって、そういう部分も問題を解消するように、入札制度のあり方なども改正しながら、例えば事前予定価格を公示するような形にしていくことによって、その問題は解決をされるし、逆に市役所の職員の担当者さ、業者の皆さんが事前にその金額、数字を知りたいといういろいろなアクションもなくなるわけですね。したがって、こういうふうなことをも考えながら、私はそういう13節や15節についてもそれぞれ事業ごとに議会の場で審査できるような形にすべきでないのかなというふうに思うんです。

したがって、これから予算特別委員会なり分科会があるわけでありますから、そこではね、これまでも求める

と出してきていますので、ぜひ後退することのないように、きちっと予算特別委員会なり予算分科会の中では求められたらそういう数字を出して、そして議会の本来の大きな任務である予算の審議というもの、審査というものをきちっとできるように、やはり保証すると。こうしないというと、議会自体が形式的になってしまうので、そのことについて、これまでも予算特別委員会や分科会で求めると当局の方から示されているんですが、ぜひこれからもそういうふうにしていただきたいし、今後そういうことも明示していけるような方向に検討していただきたい、こういうふうに思うんですが、市長の御見解をお聞かせをいただきたいというのが一つです。

それからもう一つでありますが、先ほど来、公有財産の購入費の問題をめぐって、これは相手があるわけですから、土地を買うというふうになった場合ね、あるいは建物を買うというふうになった場合には、当然前の所有者がいらっしゃるわけでありますから、確かに個人が明らかになりますね。

しかし、予算を構成する要件、例えばその17節の公有財産購入費というものがその款項目の中で、その17節が 1件の事業費でないといった場合には、当然にして用地取得費や物件補償費や諸費用ありますけれども、それを 示さなければ予算というものは構成できないわけですね。予算というものは編成できないわけですよ。

したがって、相手のことがわかったら、個人が判明するから教えられないというのは誤りです。ちゃんと調べてください。款項目で17節が一つの事業きりない場合、当然にして17節の公有財産の購入費というのは、例えば土地何平米で幾らで、そしてそこに建物、物件があればその補償費も積算されて、あるいはもろもろのかかった経費もというふうになって、その予算額が構成されるわけですから、当然示さなければならない。相手があらわれるから、これからもずっと言いません、言いませんというのは誤りであります。改めてこの点についても市長の見解が誤ったままのそういう対応で今後予算審議をしていくというふうになりますと、寒河江の市議会は本来の機能を果たせなくなりますので、この2点について市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 予算編成ということと、プライバシーの保護というのは、私は違うと思いまして、あくまでもプライバシーというものは個人の知られたくない秘密、知らせてはいけない、開示してはいけないところの秘密というものは、これは守らなくちゃならないと、こう思っておりまして、そういうことで、これはあくまでも個人のプライバシーに関することは、これは情報公開の条例に基づいて開示できないものだと、こういうふうに思っておるところでございます。

それから、13節とか15節とか、こういうことについてのお尋ねでございますけれども、これは予算編成のやり方として、これは多分私も詳細には実質知ってないところではございますけれども、予算編成というののやり方というのは、これは地方自治法の施行規則あたりにおきまして、こういう方式でいきなさいと、それに準じておるんじゃないかなと、こう思いますけれども、それらにつきましてはまた担当の方から申し上げたいと思っておりますが、そういうことでまた個々の事業等につきましては、こういう予算説明書と説明資料というのがあるわけでございますけれども、これらと相関連して、予算の御審議をいただければありがたいものだと、このように思っているおります。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 今議員からお話がありましたように、13節とか15節の中で入札を要するものにつきましては、これまでも金額を入れないでもって一応予算書をつくってまいりました。

なお、予算書につきましては、欲しい方には実費でおあげしますし、あるいは業者の方も閲覧しにきますので、今、予定価格等につきましては事前公開してない状態というような形で記載しないという形で予算書をつくっているようなところでございます。

ここでは、それですけれども、委員会等々については、内容については十分御説明申し上げているはずでございますので、御理解賜りたいと思います。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 13節なり15節の関係の予算審議の際、委員会なり分科会で十分説明してくださるというふうなことでありますので、引き続きそういうふうなことでお願いしたいというふうに思います。

ただ、市長が先ほどもうされました予算構成要因と、それから個人のプライバシーの関係、これをごっちゃにされたわけですけれども、もちろん個人のプライバシーというのはプライバシーとして尊重しなければなりません。しかし、予算を構成する場合、ただいま申し上げたように、土地の取得、何平米で幾ら幾らで、あるいは物件があれば物件補償費が何ぼでという、そのほかいろいろな諸経費がかかれば何ぼという、こういうものが整って予算というのはでき上がるんですね。したがって、それには当然相手方があるんです。だから、そいつを言えないんだと、プライバシー尊重をしなければならないから全部隠さなければならないというふうになったら予算審議できないし、予算を組む要因を満たしていなくなるわけですから、このことについても、地方自治法に基づいて、さまざまな諸規定があってされているというふうなことが市長から言われたわけでありますけれども、予算を編成する所管課の方では、そのことについてはどういう御見解なのかお聞かせをいただきたいと思います。それで、そのことも市長も受けとめていただきたいというふうに思います。

そういうふうに、当然予算を構成する要素として、先ほどのようなことはあるんだと、こいつを隠すというと、 議会の中ではまともな予算審議もできなくなりますよというような心配をして、私申し上げてありますので、こ のことについての見解、お聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 予算書の書き方といいますか、体裁といいますか、形式といいますか、そういうものは地方 自治法の施行規則の方にうたっておるのじゃなかろうかなと。それははっきりしたことはわかりませんけれども、 多分そういうようなことがあったような気がしましたからそう申し上げているのでございまして、その後の私の 記憶違いがありましたならば、それは担当課長の方において詳しく説明していただこうと、こう申し上げている んでございまして、誤解のないようにお聞きとりいただきたいと思います。(「担当者の方から。私が質問した ことについて市長がわからないというから」の声あり)

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 予算書、あるいは決算書、いろいろな調書につきましては、地方自治法の施行規則の方に様式が示されておりまして、それに基づいて編成、編綴しているものでございます。

その中で、先ほどの話ですと、プライバシーと公益というようなことのどちらということになるかと思います けれども、どちらを優先してという形での結局は記載の仕方になるんじゃないかと思います。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 7款の商工費で73ページでありますけれども、中心市街地活性化拠点施設費ということで、今回新たに1億1,265万6,000円が計上されておりますが、この中にたしかフローラSAGAEには管理をするためということで3名の職員がですね、2名の職員と1名の臨時職員ですか、3名の職員が派遣をされているというふうに思うんですが、この人件費は幾らで、どこから支出をされているのかですね、商工費からではないような感じもしますので、どこから幾ら支出されているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それと、財産貸付料ということで、歳入で 6,084 万ですか、見られておられますが、フローラ分は幾らなのかあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今までも問題になっておりますこの石川西洲崎線の関係でありますけれども、17節の公有財産購入費ということで、3億4,668万円。その中に、先ほどの答弁をお聞きしますと、物件移転補償費も含めて3億4,668万円だと、こういうようなことであったというふうに思うんですが、私どもが普通解釈をすれば、ここはあくまでも地権者の用地購入費が公有財産購入費の17節に当たるのではないかと、そしてかなりの額の中に入っている花、蘭の移転補償が非常な額だというふうに聞いているんですが、その蘭の移転補償、これは22節の物件

移転補償費に該当するのではないかと、こういうふうに思うんですが、あくまでもそれは公有財産購入費という節から支出をする科目になるのかどうか、どうも疑問に思いますので、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長どなたか答弁。土木課長。

安達勝雄士木課長 石川西洲崎線の関係ですけれども、一般的に市の方で直買する場合につきましては、用地費関係は用地費、それから補償費関係は補償費ということでそれぞれ17節なり、22節の中で対応をするわけでございますけれども、公社に委託をするという場合は、一般的に上物にかかわる分につきましても、用地の中に含まれた形で公有財産購入費という中から買い戻しをしているというふうになっております。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 財産収入の建物の貸付料ですが 6,084万、これはほとんどフローラのテナントの貸付料でございます。

佐竹敬一議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 人件費関係についてお答え申し上げます。

人件費につきましては、7、1、1、商工総務費に計上になっています。ということは、地方自治法の施行規則の中で、一般職員の給料、手当、共済費は米印をしている目に計上すると。

この米印というのは何かといいますと、各款の総務管理費的な目に計上すると、そういうふうな規定がございますので、2名分については商工総務費に計上してあります。

以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 現在のフローラの管理体制でありますけれども、現在は職員が2名、そのほかに臨時職員1人の3人体制で管理をいたしております。

今の御指摘が新年度のこの中心市街地の方に臨時職員の賃金が計上になっていないというような御指摘だというふうに思いますけれども、新年度から臨時職員は必要ではないから、当初予算に計上しなかったということではございません。新年度においても、総体の人員は3人体制でいきたいというように考えております。

なぜ、当初予算に計上しなかったということでありますけれども、御案内のとおり、フローラがオープンしてから6カ月間経過いたしているわけでありますが、フローラは基本的には休館日は毎月第1、第3の水曜日であります。そういうことから、土曜日、日曜日、祭日の営業日は当然これまでは職員が休みでございました。施設の管理については、その休みのときには警備保障会社の人的警備を行っておりましたが、テナント社からの強い要望もありますし、また市として6カ月間を振り返ってみて、土曜日、日曜日の連続する2日間を職員があけるということは、管理上何かと不都合であるということで、少なくとも土曜日、日曜日のどちらか1日は臨時職員を含めた中の職員体制が必要ではないかというように考えております。

したがって、臨時職員としての身分で、土曜日、あるいは日曜日を1人で勤務させるということは、臨時職員 としての職の遂行上好ましくないのではないかということで、いろいろ検討してまいりました。そういうことを 予算編成期間にいろいろ検討しておりまして、そうしている中で、予算も固まった時期でもありました。

そういうことで、職員の雇用の方法によっては予算に計上する節が異なってきますので、雇用の方法が決まった段階で既決予算から流用して対処をしたいということで検討をしてきたところであります。

その結果、現在はこの4月1日より従来の臨時職員に替えまして、地方公務員法第3条第3項第3号に規定されている非常勤の嘱託員として雇用して、土曜日、日曜日の出勤も可能にしたいというように考えております。 そういうことで、フローラの利用促進に対応してまいりたいというふうに考えております。

これらの形態の嘱託員は現在市において約30名を超えるほどおります。ということは、各職場の勤務実態にお

いて雇用されているようでありまして、非常勤ということでありますので、勤務時間は週30時間以内で振り割りをしまして、勤務の対価は1節の報酬の節に今後計上して対応していきたいというように考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員、きょうは本会議でございますので、予算委員会もありますので、余り突っ込んだような質問しないようにひとつお願いいたします。

伊藤 諭議員 石川西洲崎線の関係でありますけれども、土地開発公社からの買い戻しのためにそういう扱いをしているんだと、こういうことでありますが、この石川西洲崎線の工事費総額が4億4,600万円ということであるようでありますけれども、公社から買い戻しをするということであれば、これは15節と17節になぜ分けて、そういう理論がまかり通るとすれば、工事請負費は工事請負費、そして公有財産と移転補償だけなぜ一緒に節に上げているのかと。

工事請負費を計算をすると、大体 9,932万ですね。今、課長がおっしゃるようなことから言えば、1本で上げるのが筋なのではないかというふうに思いますが、ここだけ分けて公有財産購入費と物件移転補償費を一緒にするというのは、どうも理論的にもおかしいのではないかというふうに思いますが、その辺についての御見解をお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、フローラのやつは、あわせて人件費幾らなのかお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 土木課長。

安達勝雄士木課長 17節の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように、公社に委託をして、すべてが全部終わっているわけでございます。上物につきましても、現場がいわゆる解体移転、あるいは立ち木等々になるかと思いますけれども、それから動産の移転とか、いわゆる形としては既に終わったものというか、そういったもののいわゆる全体的な評価ということになるわけです。いわゆる土地代の中に全部それが含まれるわけでございますので、この扱いとしては17節の中で幾らというふうになるということを申し上げたところでございます。

なお、15節の工事費につきましては、これは市の方で今から発注する工事費でございますので、これは終わっているわけでございません。これから設計を組んで、入札をかけて、これから市が発注するものでございますから、予算の中で執行していくと。

17節につきましては、これは形もなくなるものもありますので、一括して買い戻しをするという内容になるわけでございます。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 ただいま申し上げた臨時職員にかわる嘱託員の報酬として、月額14万 円 3,000円 を見込んでおります。月額14万 3,000 円といいますと、年間約百六、七十万円ぐらいの経費だというふうに思います。従前の臨時職員とほぼ同額の経費を見込んでおります。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。(「正職員のうち商工費から流用しているもの」の声あり) 庶務課 長。

兼子昭一庶務課長 正職員分につきましては、10名分を一括計上しておりますので、その分というようなことはちょっと資料がございませんので、答弁できませんので、よろしくお願いします。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 この議案は再任用に関する新しい制度が盛り込まれた条例だというふうに認識をしているわけでありますけれども、この15ページ以降の給料表を見ますと、例えば15ページの一番下、再任用職員ということで、ここで再任用職員の賃金を1級から8級までこういう賃金だと、給与だと、こういうことで定められているようでありますけれども、この1級から8級というのは、給与条例の級別職務分類表によりますと、それぞれ職務分担が主事補・技師補とかから課長まで、こういう格好で係長は4級ですよと、補佐級は6級ですよと、こういう格好で職務分担表が決まっているわけですね。

再任用される場合、一たん職員を退職をして、再任用するわけでありますけれども、一たん退職をして、また課長職、あるいは補佐職ということで採用するという前提で、こういう給料表を作成をされているかのかどうか、この辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えします。

この給料表については、現職を対象というふうな考え方では考えておりません。それで、新たに今度は市長が 任命するわけでございますが、その時点で格付けは決定することになります。それで、この点につきましては具 体的にはまだ組合との交渉もあれしてませんので、今後組合と詰めながら、格付け等については検討してまいり たいというふうに考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 今の答弁で大体了解しましたけれども、そういうことで、職場に混乱の起きないような制度 システムでぜひ運営上もお願いしたいというふうに思います。 佐竹敬一議長 議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 この議第33号は国民健康保険税条例の一部改正ということなんですが、これは中身を見てみますと、理由が介護納付金の額が増額となることに伴い、国民健康保険税の介護分にかかる所得割、資産割、平等割及び均等割、平等割の各案分率について改正をするということになっておりますけれども、介護納付金というのは、どのような基準で納めることになっているのでしょうか。ひとつお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 介護納付金につきましては、社会保険審査支払基金の方から、それぞれの保険者に 金額が示されます。これによって、それぞれの保険者がその財源を確保しまして納入すると、こういう形になり ます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 そうしますと、その年の介護に給付した金額、その全国的な金額の状況を見て、それに必要なものを各市町村に案分するということで、後年度払いといいますか、結果を見てそれにかかった分の負担金を各市町村が納付をするというふうな形になるわけですか。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 それぞれの年度の介護保険給付費を見込みまして、それを全国レベルで案分するという形になります。

したがって、それぞれの医療保険に加入している人、40歳以上の方で加入している人 1 人何ぼという形で納付金の額が請求されることになっています。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 そうしますと、額が増額になったということは、どういうふうに考えればいいのかなと今ちょっとわからなくているんですけれども、去年の4月から介護保険が導入されて、そのための介護保険料が第2号被保険者の場合は国民健康保険税と一緒に納めるというふうになって、寒河江の場合の案分率が決まったわけですが、その案分率では支払うのに不足をしたということで、今回この改正をしようということだと思うんですけれども、それが毎年国からこれだけの納付額がありますから納めてくださいと言われてくるのだと思いますが、その年によって、それでは寒河江の方で集めたお金が足りなくなる、または多くなるという事態が生じてくるの

かどうかお聞きをしたいのですが。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 年度ごとの対応になりますので、多くなったり少なくなったりということがありますけれども、介護保険制度が市民の中に全国的に定着してきますと、給付額そのものは伸びてきますので、少なくなるということはないのかなという感じがしています。

ですけれども、毎年毎年変わる可能性はございます。

以上です。

佐竹敬一議長 3 問になりました。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 この問題、ちょっと議員団でもいろいろ検討してみたんですけれども、よく理解できないのは、例えば、寒河江の場合は限度いっぱい利用している人がほとんどいなくて、給付額の平均で大体3割というふうな結果が出ています。

そうすると、こういうふうに全国で今課長が言ったように利用者が増えまして、目いっぱい、枠いっぱい利用するというふうなことになりますと、3倍になるというふうに単純に理解するわけですけれども、いわゆる保険料が3倍になるのではないかと、今の案分でいきますとですね。つまり、いわゆる認定のレベルに応じて利用できる金額が違ってきますよね。それが1から5まであるわけですけれども、要介護から合わせますと6段階あるわけですが、それの利用限度額に照らして、現在寒河江市の利用者は大体平均で3割と、利用料の利用割合がですね。そうすると、これはだんだんなじんできて、利用料が高くてなかなか払えないなんて人もいると思いますけれども、そういうのを計算しないで単純にならして、限度いっぱい、枠いっぱい利用したとしますと、現行の3倍の枠の利用が出てくると、金額でいきますとですね。そういうふうになると思うんですけれども、そういうふうにいろいろ変動する中で目いっぱい利用された場合、現在寒河江市が今示している介護保険料の料率、所得割、世帯割、資産割、均等割というやつが3倍になるというのではないかと。

あるいは限度額も7万円で頭打ちになっていますけれども、それも10万とか15万とかというふうになるのではないかという推測をしたわけですけれども、そこら辺の考え方はどうなのかお聞かせいただきたい。

しかも、政府が案分するということですので、寒河江市が自主的に設定するということはできないのではないかという気がしますので、いわばあなた任せというふうな税なのではないのかなというふうに思いますので、その辺ももう少しはっきりとした考え方ですね、税率の設定の考え方をお聞かせをいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

この制度は2号保険料にかかわる問題でございまして、介護保険の利用がそれぞれの自治体ごとに差があって はなかなか対応できないというようなことで、制度的にこういった制度をつくっているわけでございます。

したがって、利用状況に応じてそれぞれの保険者から負担してもらう保険料を算出すると、こういうような制度が今とられているわけですので、これによってそれぞれ保険者ごとにどういった方法で財源を確保するかと、こういうようなことを考えて、そして負担をしていくと、こういうことになろうかと思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 詰めて言うと、国民健康保険加入者の所得に対して介護保険料は賦課しますよというふうな 考え方で設定された料金ですよね。

だから、当初スタート時点から見ると、それぞれ案分率を上げて、そして増税になるわけですよね、平たく言いますと。それが、たかが11カ月、12カ月程度の現在の利用状況の中で、既に初年度に設定したものよりもはるかに足りなくなっているというふうな説明だと思うんですけれども、これがどんどんと利用者がふえていきますと、今の現行の設定金額では全然足りないんじゃないかなというのは単純に思うわけですよ、推測するわけです

けれども。そういう考え方でいいのかということなんです。それをお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 12年度と13年度の比較で申し上げますと、11年度は保険給付費の総額が11カ月でございました。3月から2月までの形になりますけれども、スタートの年は4月から始まっていますので、11カ月分の保険給付費に対する介護保険納付金と、こういうことでございます。

したがって、13年度分は12年度分と比較して1カ月多くなっていると、こういうことで、通年ベースになってきたと、こういうことで私どもは考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 この第39号は松の木が市道にはみ出ていて、それに車がぶつかったというふうなことでありますけれども、松の木の所有者はだれなのか。もし寒河江市のものでない場合、松の木の所有者と道路管理者である寒河江市との賠償責任の負担などというものはどのようになっているか、したのかということ。

もし、張り出した松を切ってもらうような要請を市がしていた場合、その賠償責任の負担に違いというものが 生じてくるのかどうなのか。

あるいはその後、そういう箇所というのはもちろんパトロールされているいろ点検されているというふうに思うんですが、そういう箇所というのはどの程度あるのか。そして、その後どういう対応をされているのかということでお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 土木課長。

安達勝雄土木課長 所有者の関係につきましては、民地の方が市道上に松の木の枝を出しておったということが、まず第1点。

それから、松の木と市とのかかわりですけれども、いろいろなケースがあろうかと思いますけれども、このたびの松の木の関係につきましては、車の運転手、車の所有者といいますか、車の所有者と松の木の所有者の間で解決をしたという形になっております。

それから、パトロールの関係ですけれども、パトロールについては行っておりますけれども、箇所数につきましてもいろいろな道路上にはみ出るケースがいろいろあります。そういった中でも、とにかくパトロールで道路 敷地内に出ているなというような箇所につきましても、大体箇所数につきましては80カ所ぐらいございます。

そんなことで、毎年パトロールを毎年というか、大きくは2年に一遍やっているんですけれども、対応につきましては現場で所有者の方に御指導を申し上げながら、留守の場合は電話でお願いをしているというふうになります。

ちょっと済みません、勘違いしている点がありましたら、ちょっと整理させていただきます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今の話ですと、松の木の所有者と車の所有者、車が壊れた方の人とで話をして解決したんだと。だとすれば、市出てこないのではないのかなというふうにも思うわけですし、だとすれば、もちろん松の木の所有者とあと道路管理責任ということで市もあると。そうした場合に、被害の賠償責任の案分があって、市と松の木の所有者と何割かずつ出してしたんだかというふうに思うんだけれど、この契約からすると、そうでなくて、この人とだけになっているんだか、そこらちょっとわからないからお尋ねしたんですが、ちょっと今の答弁聞いても皆さんもわからないと思うんです。だから、もう一度整理して教えていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 土木課長。

安達勝雄土木課長 寒河江市と車の所有者の間で示談が成立したと、こういう内容でございます。(「松の木の所有者はだれだと聞いたの」の声あり)

安達勝雄士木課長 松の木の所有者、それから道路管理者、それから運転手、それぞれ過失というか、それ ぞれあるわけですけれども、この件につきましては、保険会社の方ともいろいる相談して進めてきたわけですけれども、基本的に考え方としては松の木も市も運転者もそれぞれ過失というものはあるわけですけれども……、 松の木の方につきましては車の方で話をなったということで、今回は車の所有者と道路管理者の方の管理責任を 問われたというふうなことの今回の請求になります。

佐竹敬一議長 議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第46、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第5号及び議第12号から議第22号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算 特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号及び議第12号から議第22号までの12案件は、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第47、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付 託いたします。

委員会付託案件表

| 委員 | 会 | 付 託 案 件 | | | | | | |
|------|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 総務 | 美員会 | 議第23号、議第24号、議第25号、議第27号、議第28号、議第40号 | | | | | | |
| 文教経済 | 斉委員会 | 議第29号、議第30号、議第31号、議第35号、議第37号、、請願第2号 | | | | | | |
| 厚生 | 委員 会 | 議第8号、議第9号、 議第10号、議第11号、議第26号、議第32号 議第33号、 議第38号、請願第1号 | | | | | | |
| 建設。 | 委員 会 | 議第6号、議第7号、議第34号、議第36号 議第39号 | | | | | | |
| 予算特別 | 引委員会 | 議第5号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号 | | | | | | |

散 会 午後3時06分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでございました。

平成13年3月6日(火曜日)第1回定例会

| 出席議員(24名) | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------------|-----|--------------------|-----------------------|----------|----------|----------|----|-----------|----------|--------------|-----|----|
| 1番 | 佐 | 竹 | 敬 - | _ | 議員 | | 2番 | 松 | : 1 | Ħ | | 孝 | 議員 |
| 3番 | 猪 | 倉 | 謙太良 | ! 3 | 議員 | | 4番 | 石 | J | П | 忠 | 義 | 議員 |
| 5番 | 荒 | 木 | 春言 | 吉 | 議員 | | 6番 | 安 | 孫 | 子 | 市美 | 夫 | 議員 |
| 7番 | 柏 | 倉 | 信 - | _ | 議員 | | 8番 | 鈴 | . ; | 木 | 賢 | 也 | 議員 |
| 9番 | 伊 | 藤 | 忠 | 男 | 議員 | 1 | 0番 | 髙 | , | 喬 | 秀 | 治 | 議員 |
| 11番 | 髙 | 橋 | 勝 | 文 | 議員 | 1 | 2番 | 渡 | ; | 辺 | 成 | 也 | 議員 |
| 13番 | 新 | 宮 | 征 - | _ | 議員 | 1 | 4番 | 佐 | Ī | 菾 | 頴 | 男 | 議員 |
| 15番 | 伊 | 藤 | ā | 俞 | 議員 | 1 | 6番 | 佐 | Ī | 菾 | 暘 | 子 | 議員 |
| 17番 | Ш | 越 | 孝 | 月 | 議員 | 1 | 8番 | 内 | Ī | 菾 | | 明 | 議員 |
| 19番 | 松 | 田 | 伸 - | _ | 議員 | 2 | 0番 | 井 | | 上 | 勝 | • | 議員 |
| 2 1番 | 那 | 須 | 禾 | 念 | 議員 | 2 | 2番 | 遠 | j | 藤 | 聖 | 作 | 議員 |
| 23番 | 伊 | 藤 | 昭二郎 | ß | 議員 | 2 | 4番 | 佐 | Ī | 溙 | | 清 | 議員 |
| 欠席議員 | 員(0名) |) | | | | | | | | | | | |
| 説明のな | とめ出席し | ノた者 | が職氏名 | | | | | | | | | | |
| 佐 藤 | 誠六 | | 市 | ₽ | Ę | 松 | 村 | 眞一 | -郎 | 且 | ħ | | 役 |
| 渋 谷 | 勝吉 | | 収 入 | 谷 | 쿳 | 大 | | 愼 | _ | 孝 | 文 育 | 委 員 | 長 |
| 奥山 | 幸助 | | 選管委 | | | 武 | | | 浩 | | 農業委 | | |
| 兼子 | 昭一 | | | 果長 | | 荒 | | | 恒 | | 自画部 | | |
| 宇野 | 健 雄 | | | 课 · 長 | | 安 | | 正 | 人 | | 说 務 | | 長 |
| 井上 | 芳 光 | | | 果長 | | 石 | <u>Щ</u> | _ | 修立 | | と活現 | | |
| 安達 | 勝雄 | | | 果長 | | 片 | 桐 | 久 | 志 | | 市計 | | |
| 安彦 | 守 | | 下水道 | | | 佐 | | | 毅 | 農 | | | 長 |
| 那須芳賀 | 義行 | | 商工観光健康福祉 | | | 鹿油 | | ± | 康郎 | | 也域报 | | |
| 万 貝 浦 山 | 友 幸 邦 憲 | | | | | 沖 | 津施 | 志崇 | 郎 | | 会 計 病院 | | 長 |
| | 邦 憲弘 治 | | 水道事業 教 育 | | | 布 石 | | | 則 | | · 理 | | |
| 草 苅 | | | 教 · 自 学校教育 | | | 1 斎 | | 健 | <u></u> 一 | | i 乓 t 会 教 | | |
| 푸 제 | 4日 <i>フ</i> フ | | 于1000000 | | × | が | 形象 | 胜 | | | ⊥ 云 శ 学管: | | |
| 石 山 | 忠 | | 社会体育 | 課長 | <u> </u> | Ξ | 瓶 | 正 | 博 | | | 局 | |
| | | | | | | | | | | 藍 | | | |
| 安孫子 | 雅美 | | 監査 | | | 松 | 田 | 英 | 彰 | | 事 務 | 局 | 長 |
| 直 ★ | 憲一 | | 農業委事務 | | | | | | | | | | |
| | 感 3員出席都 | 냨 | 37 10 1 | <u>-</u> ∪ 1 <u>7</u> | × | | | | | | | | |
| 安孫子 | | - | 事務 | 司長 | Ē | 鈴 | 木 | _ | 徳 | E | 引長 | 補 | 佐 |
| 丹 野 | | | 庶務 3 | | | 柴 | | 良 | | | 引 査 | | |
| / J ±J | 47 + | | // 1刀 二 | _ = | ± | 木 | Maj | LX | J | D/ | -, <u> </u> | | ㅁ |

平成13年3月第1回定例会

議事日程第2号 平成13年3月6日(火) 午前9時30分開議

第1回定例会

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

発言の申し出

佐竹敬一議長 土木課長より、3月2日の質疑に関連し、発言の申し出がありますので、これを許します。 土木課長。

〔安達勝雄土木課長 登壇〕

安達勝雄土木課長 3月2日の本会議におきまして、議第39号損害賠償の額を定めることについての中で、 市と松の木の所有者とのかかわりについて御質問がありましたが、答弁で説明不足がありましたので、お答えい たします。

今回のような事故は、車の所有者と松の木の所有者との間で解決することとなるのでありますが、このたびは 市道上において発生した事故であることから、両者に加えて市の道路管理上の義務が問われているものでありま す。

今回のように、路上障害物に原因する類似の事故の例などの場合は、一般的に三者に責任があるとの考え方を しているようであり、市としても同様の考え方を持ったところであります。

このような状況の中で、松の木の所有者にも当然賠償の責任があることになりますが、この松は 300年ほどの歴史を持つ、先祖代々伝わる大切な門かぶり松であり、衝突により伐採せざるを得なくなったことで、大きな財産を失うとともに、その処理に費用を要したことにより、賠償の責めを負うこととしたものであります。

このようなことから、車の修理代などの求償からは除外することで、三者で合意したところであります。

したがいまして、市は道路管理者としての責任分として賠償するものでありますが、あくまで基本的賠償分の考え方を踏まえて、損害額のおおむね3分の1程度との考え方により、示談による解決をしようとするものであります。

以上でございます。

佐竹敬一議長 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう 要望いたします。

一般質問通告書

平成13年3月6日(火)

(第1回定例会)

| 番号 | 質 問 事 項 | 要旨 | 質 | Į. | 月 | 者 | 答 | 弁: | 者 |
|----|-------------------------------|---|-----|----|----------|---|-----|----------|----|
| 1 | 市政全般について | 市政運営の根幹について (イ)諸施策の強力な推進策につい て (ロ)市民の理解と協力を求める手 立てについて | 13都 | - | 征 | _ | 市 | - | 長 |
| 2 | ITについて | 高度情報化社会の対応について 市民の情報通信技術活用能力の向 上について 教育分野における高度情報化社会 の対応について | 7智柏 | - | 信 | _ | 市教育 | · 至員· | 長長 |
| 3 | 観光行政について | 広域観光の進捗状況について | | | | | 市 | - | 長 |
| 4 | 財政問題について | 赤字地方債と財政指標について バランスシート(貸借対照表)作 成について | 9習 | - | 忠 | 男 | 市 | | 長 |
| 5 | 第19回全国都市緑化 やまがたフェアについ て | 全国都市緑化やまがたフェアに対する市長の所信について 寒河江会場全体構想の進捗状況と 今後の進め方について 小学校出展花壇の手法及び管理方 法について 会場へのアクセスと道路問題について シャトルバスの運行について 最上川舟運とカヌー基地の整備に ついて | 4 看 | - | 忠 | 義 | 市 | | 長 |
| 6 | 市民の健康づくりにつ いて | さくらんぼ祭りのイベントに (仮称)さくらんぼウォーキング大会の 新設について | | | | | 市 | | 長 |
| 7 | 国保事業について | 収納率の向上について 国保税の中期的に見通しについて 医療保険制度の一本化について | 11都 | _ | 勝 | 文 | 市 | - | 長 |
| 8 | 最上川の環境整備につ いて | 最上川創成プランの中での市とし ての考え方について | | | | | 市 | • | 長 |

新宮征一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

きのうあたりは冬に逆戻りしたような天候でありましたけれども、3月の声を聞きますと、いよいよ春の訪れ を感じ、何となく心休まる思いがいたします。

この冬は近年にない豪雪と寒波に見舞われ、大雪による交通渋滞や歩道の歩行困難など、市民生活にもいろいる支障を来すなど、市民の皆さんには大変御苦労なされたことと思います。

特に、農家の方々にとっては、果樹の枝折れや施設の損壊など、予想以上の被害があったようで、心からお見 舞いを申し上げます。

また、行政、各関係機関におかれましても、豪雪対策には大変苦慮されたことと思いますが、除排雪など、適切な対応によって、これといった重大事故や大きな混乱もなく、春を迎えることができました。心から敬意を表する次第であります。

さて「21世紀、21世紀」と言われてまいりましたが、地方の時代あるいはIT革命の時代と言われるその21世紀も、世界的には自然破壊や過大なエネルギー消費による地球温暖化などの地球環境問題、国内においても雇用や景気が低迷する中、少子・高齢化や財政難の問題等々を抱えるなど、大きな期待と一抹の不安とが交錯する中、既にその幕を明けました。

一方、身近なところに目を向けてみますと、昨年12月の市長選挙において、佐藤市長は、文字どおり他の追随を許さず、無競争当選という、この上ない見事な成績をもって五選を果たされました。このことは、これまで4期16年間の佐藤市政が多くの市民から高く評価されたものと思うのであります。

既に、佐藤市長は5期目の任務に当たっておられるわけでありますが、この選挙結果を謙虚に受けとめ、市民の期待と付託にこたえるべく、自信と誇りを持って、今後力強く市政運営に取り組んでいただくよう、強く期待をするものであります。

また、第4次寒河江市振興計画も折り返しの年でもあります。

このように、大きな節目の年に当たり、今後の市政運営について、佐藤市長の所信と抱負を伺っておきたいと 存じます。

本定例会冒頭に、市長から、平成13年度の市政運営に当たっての基本理念と施策の大要について説明がなされました。

その内容は、第4次寒河江市振興計画に基づき、多種多様な交流拠点都市づくりから、参加・交流・創造による小さな世界都市の創造まで、6つの柱を基本としたもので、広範にわたり詳細に述べられております。

その中で、市長は、品格を備えた気品あるまちづくりを提唱されました。このことは、単なる外観的なものではなく、内容的にもより充実したまちづくりを意味するものではないかと考えますが、市長の描いておられる気品あるまちづくりの構想とはどのようなものか、市政運営の根幹にかかわることでありますので、もう少し詳しく御説明をいただければ幸いです。

さて、本市寒河江市は、昨年の国勢調査におきましても、4年前と比較し、人口が574人の1.34%の増、世帯数にして858世帯の7.9%増と、人口、世帯数とも伸びました。

人口の増加は、そのまちの発展指数であるとさえ言われておりまして、都市環境評価のバロメーターであり、 いかに住みよく、魅力あるまちであるかが、内外ともに評価された結果であると思います。

これは、常々市長が言われているように、西村山地域はもとより、本県内陸の中核都市として、求心力を高め

てきたあらわれであり、自然と環境に調和した美しい交流拠点都市寒河江の確固たる位置づけがなされたものといえましょう。こうした結果を踏まえ、今後さらなる市政発展を目指して、諸施策の強力な推進が求められるものと思うのであります。

そうした中、今寒河江市では、広範にわたって、さまざまな事業が展開されておりますが、何といっても、今市民が最も注目しているのは、駅前再開発事業と、来年本市で開催されるところの、全国都市緑化やまがたフェアの開催であります。

したがって、これらは、今の寒河江市にとっては最重要課題であり、その成功こそが寒河江市の将来を占うも のだといっても、決して過言ではないと、私は思っております。

まず、その駅前再開発事業でありますが、現在のところ、ほぼ順調に推移しており、街路、公園、駅前広場、 駐輪場などの公共施設整備、さらには永年の懸案であったJR駅舎の移転も、今年中には実現するなど、目に見 えて事業の進捗状況がうかがわれます。

ただ、この事業の当初目的の一つでもある、良好な商業環境の整備といった観点から見た場合、駅前商店街あるいは中心商店街としての商業ゾーンの方が、いま一つ見えていないのが実情であります。もちろん当局は、これまでも駅前開発検討委員会や駅前商店街協同組合等々、地元関係者との協議、検討を重ねながら、最もふさわしい方法を模索してこられたことと思いますが、そうした検討内容等も踏まえ、商業ゾーンも含めた全体的なイメージをそろそろ市民にも示した上で、さらに地元住民とのコンセンサスを図り、本市の顔としてより理想的なものにしていく必要があるのではないでしょうか。

次に、全国都市緑化やまがたフェアでありますが、開催まであと1年余りと迫ってまいりました。この件に関しては、同僚の石川議員が通告しており、後ほど質問がありますので、重複する部分については差し控えますが、これは当面本市にとって、最も大きな事業であり、時間的余裕もありませんので、間接的な課題について触れさせていただきます。

御案内のように、この緑化フェアの寒河江での開催期間は、平成14年6月18日から8月11日までの58日間と決まっております。もちろんこれは本市の特産品であるさくらんぼの収穫時期に合わせたもので、寒河江市が誇る日本一さくらんぼの里をさらに全国にアピールする絶好のチャンスであることは言うまでもありません。

ただ、ここで1つ心配されることは、さくらんぼの作柄と品質、そして絶対数量の確保の問題です。どんな農作物も、気象条件など自然環境によって、良、不作が分かれるわけで、特にさくらんぼは前年の気候と、その年、特に春先の気象条件によって、作柄は大きく左右されると聞いております。

また、この冬の大雪による被害も出ていることなどから、いろいろ懸念されるわけでありますが、科学的、技術的な面でのカバーも、ある程度可能な時代であることから、まず適切な事前対策が不可欠と考えます。

現在、市においては、さくらんぼ生産振興事業に取り組み、雨よけハウス整備等への補助制度など、品質向上に向けた支援策が講じられており、今年はさらに拡充したいということでありますが、何と言っても、まず着果を促すこと、実をつけることが先決であると思います。ことしの夏の干ばつや、来年春の低温などの気象条件を考えるとき、これらを想定したとき、これらに対する対策がまず求められると思います。

そんなことから、園地の乾燥を防止するためのスプリンクラーや人工受粉のための開葯器の普及を呼びかけるなど、さくらんぼ農家、生産団体との協議を行って、理解を求めながら、そして協力を求めるとともに、補助枠の拡大や補助率のアップ等を含め、特別措置を講ずるのも一考ではないかと思うのであります。

開催時期がさくらんぼの時期であるだけに、もし万が一さくらんぼが不作のまま、全国からの観光客を迎えなければならないような事態になったならば、日本一さくらんぼの里の決定的なイメージダウンを招き、将来取り返しのつかないことにもなりかねません。

側面的な要素ではありますが、この緑化フェアが寒河江市にとって、いかに経済効果を生み出すことができるかという点でも、期待がかかっております。

会場整備やイベントの成功はもちろんでありますが、寒河江市にとって最も効果的な緑化フェアになることを願う観点から、単なるさくらんぼ農家への支援としてとらえるのではなく、本市の将来を展望した施策として、推進委員会等の意見を参考にしながら、ぜひ前向きに検討していただきますよう、提言申し上げる次第であります。

以上、2つの課題について、私の考えの一端を述べさせてもらいましたが、これはごく一部でありまして、本 市ではまだまだ広い分野にわたって、多くの事業が展開され、また展開されようとしております。

20世紀から21世紀、この歴史的大転換期を迎え、いよいよ地方分権の時代といわれる中、新世紀への新たな指針と独自性を生かした特色あるまちづくりに向けて、確かな方向性を定めながら、諸施策の協力な推進が図られるものと思います。

また、いかなる事業を遂行するにも、市民の理解と協力がなければ、なし得るものではありません。市長は、住民参加のまちづくりを常に強調されておられます。広く市民の意見を聞き、それを尊重しながら市政に反映させる、いわゆる市民と一体となったまちづくりこそが、心和む生活環境の形成に結びつくものと考えます。市民からの理解と協力を求めるために、どのような手だてを考えておられるのか、お伺いいたします。

行政経験豊富な佐藤市長の決意のほどを承れますよう期待して第一問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、今会議冒頭の施政方針で申し上げました品格を備えた気品あるまちづくりについてお答えいたします。 端的に申し上げれば、どことなく感じられる上品で気高い趣を備えた町といわれるようなまちづくりを目指す ということじゃないかなと思っております。住んでいる人も他から訪れた方々も、寒河江はほかの町と違い、ど ことなく品のある町だなと実感できる町になることだろうと思います。

現在においても、寒河江は美しいきれいな街、整然としているとの声が聞かれ、評価を受けております。昨年 には、大きな賞を2つも受けたところでございます。

美しいまちづくりといいますと、花や街路樹の植栽やら、カラー歩道の整備などに取り組むことがまず考えられますが、それも大変大きな要素ではありますが、まちの色彩を美しくしただけでは、真に品格のある美しいまちとは言えないのではないかと思います。

気品を高めるには、そのまちが自然と調和した美しさを持ち、商店街にあってはにぎわいが、住宅街にあってはゆとりと快適さが醸し出されるなど、そのまちの本来持つべき性格と美しさが調和したものでなければならないと考えております。

そういう意味においては、1つには農村の持つ風景の価値、田園の原風景は大切に保存していかなければなりません。

さらにまた、青空に浮かぶ葉山月山の白い稜線、水墨画の世界を思わせるような冬の寒河江川と最上川の流れ、朝もやの中に浮かぶ、緑豊かで生き生きとした田園風景など、人の力では到底つくることのできない寒河江の自然の美しさを大切にし、それを後世に引き継ぐことが重要と考えております。

寒河江の自然を生かし、自然と調和のとれた都市づくりというものを基本にしていかなければならないと考えております。

それには、市民が誇りやゆとり、そして安らぎを感じられるまちづくりを市民と一体となって進めてまいりたいと考えております。そういう意味におきましては、本市において現在盛り上がっておるところのグランドワークの果たす役割というものも大きいかと思っております。

また、何といいましても、土地利用計画というものをきちんと持ちまして、農・工・商と住のバランスのとれ た質の高い土地利用を展開することだと思っております。

これまでの本市の用途地域の中で、特に準工業地域がありますが、これは商・工・住の混在地域であり、これまでも努めてできる限り縮小してまいりましたが、品格のあるまちづくりにあっては、極力準工業地域というものを少なくして、各用途地域が全体として美しく調和し、究極的には災害に強く、安全性に富み、健康性というものを考慮し、そしてまた利便性というもの、さらに住みよい快適性というものを備えていかなければならないと思います。

また、街並みのデザインというものも重要かと思っております。道路や公共施設だけでなく、商店や一般住宅 も含めた総合的に街並み景観というものを美しく、質の高いものにしていかなければならないと思っております。

また、看板とか屋外広告物というものにも留意し、街並み景観に合致したものでなければならないと思っております。特に、駅前地区の場合などは、街並み景観に配慮した建築物等の誘導を図るための地区計画とまちづくりガイドラインを策定しており、本市の新しい顔として、本市を訪れる方に感動を与えるような、魅力ある美しいまちづくりを進めてまいらなくちゃならないと思います。

さらにまた、住んでいる人がまちに対する誇りと、まちを大切にしようという心が感じられるものであるべき と考えております。そして、寒河江に住む人、本市を訪れる方が、視覚的な美しさを感じるだけでなく、ゆとり、 安らぎ、さらには心の安定など、内からわいてくるような内的な安らぎ、そして美しさも感じられるような自然 と環境に調和するところの美しい交流拠点都市を築いていくことが、品格を備えた気品のあるまちづくりだろう と思っております。

次に、駅前の中心市街地のお尋ねがございました。

駅前中心市街地の整備事業につきましては、21世紀における本市の新たな顔として、潤いとにぎわいのある中心市街地を形成するものであり、寒河江駅南北市街地の一体化、周辺幹線道路とのアクセスの円滑化、交通結節機能の強化、商業施設の再編などによる都市機能の再構築を図るために、土地区画整理事業を基幹事業といたしまして、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業、街なか再生土地区画整理事業、まちづくり総合支援事業、この支援事業には街並みまちづくり支援事業とか、あるいは中心市街地活性化広場公園整備事業も入っているわけでございますが、それらを活用して進めているところでございます。

まちづくりは、市と地元が一体となって進めることが重要であるという考えで、これまでも駅前開発検討委員会、駅前商店街協同組合を中心に、小委員会や専門部会等を組織しながら、話し合い、協議を行ってきているところでございます。

昨年度、平成11年度の後半には、第1回の仮換地の指定を行い、地区内の建物等の移転と本格的な工事に着手してきているところであり、現在やまがた花咲かフェア'02の玄関口となる寒河江駅及び駅周辺の工事を進めているところでございます。

商店街を含めた一体的な街並みのイメージを示す時期に来ているのではないかというご質問でございますが、 にぎわい交流という観点から、多くの方々が駅前中心市街に来ていただくために、魅力あるまちづくりが重要で あると考えておりますし、景観のいいまちには人が集まり、美しいまちは若者に支持されると言われております。

また、駅前中心市街地の再構築において、寒河江川橋、最上川ふるさと総合公園線、この都市軸の形成による南北市街地の一体化の実現、そして周辺幹線道路とのアクセスの強化、貴重な自然的資源でありますところの沼川の再整備、街なか修景のシンボルである駅舎の再築というものは、街並みのイメージ形成において大きな変化要素となるものであると考えてきたところでございます。

このためには、質の高い魅力ある都市空間整備が必要であり、道路、歩道、公園、自由通路、駐輪場、沼川などの公共空間の整備については、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業、街並みまちづくり支援事業、ふるさとの川整備事業などの導入によりまして、グレードアップを図ってきたところでございます。

公共空間と一体でありますところの民有空間につきましても、公共空間との統一感のある質の高い整備が重要 でございます。

このことから、街並みのイメージにつきましては、地区計画と一体的なものであり、大学教授、商業コンサル、建築士の学識経験者及び地元駅前開発検討委員会、駅前商店街協同組合、ステーションアイ21、女性代表等の15名で構成されますところのまちづくり専門部会におきまして協議を行い、さらに地権者ごと、業種ごと説明会を開催しながら進めてきており、店舗住宅等の建築物に関するルールである地区計画を策定し、ことし1月1日から建築条例を施行しております。また、統一感、調和ある街並みの形成のための具体的な内容として、ガイドラインを策定してきております。

これの具現化による街並み景観を実践していくために、地元の駅前商店街協同組合を核としたまちづくり専門 部会において、店舗、住宅、看板及び駐車場等の設計のチェックを行いながら進めていくこととしております。

そしてまた、地区全体におきまして、さくらんぼやみこし、つつじなどをイメージとして取り入れてまいりたいと考えているところであります。

また、地区計画では、土地利用方針から4つのエリアに区分しており、それぞれのエリアの役割と機能に合わせた整備を行ってまいります。

商業業務A地区、駅前エリアにつきましては、市の玄関口であり、主な公共公益施設として、駅舎、自由通路、

駅前広場、交通広場、駐輪場、公園、バスターミナルを位置づけております。

公共施設の整備イメージといたしましては、「さがえ」がイメージされる日本一のさくらんぼ、東北一のみこしを取り入れるなどを考えております。

また、多様なイベントの開催、市の文化芸術の展示、観光のPRなどができる機能整備を図ってまいりたいと考えております。

さらには、商業サービス機能の誘致として、特に核駐車場を整備する複合ゾーンにつきましては、共同店舗を も考え、関係者と協議を進めてきているところでございます。

次の商業業務B地区、沼川周辺エリアにつきましては、水辺の潤い、それから親水空間としての整備を図ってまいります。

また、水辺と一体となった水辺の景観を楽しみながら飲食できるような、夜型飲食店街の形成をも誘導してまいりたいと思っております。

次の3、沿道商業エリアにつきましては、歩いて楽しめるように、ストリートファニチャー、モニュメントなどによりまして、中心市街地としての整備を図ってまいりたいと思っております。

商業機能としましては、道路沿いの1階に店舗・事務所を位置づけており、商店街の充実強化を図ることとしており、不足業種の誘致につきましても、地元関係者と協議をし、進めてまいりたいと考えております。

そして、住宅地区につきましては、住みやすい、安全で文化的な、潤い・緑ある良好な居住空間の形成を図る こととしております。

これまで、駅前エリアとか沿道商業エリアのイメージというものを、ことし2月5日号の市報に掲載してきて おるわけでございます。

うるおいとにぎわい、花・せせらぎで織りなす中心街のまちづくりを進めていく上で、今後本格的な建物移転、 再築が行われますが、地区計画の実行によりまして、周囲の建物などが統一・調和の取れた、上品で品格のある 街並みを目指していくことが重要であると考えております。

また、各種イベントの開催などのソフト事業も必要でございます。市及び地元関係者が一丸となって、まちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

今後、事業を進めていく中で、事業内容や駅舎、自由通路、駐輪場、沼川等のイメージ図などを市報等でお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、緑化フェアでのさくらんぼの確保という御質問がございました。

平成10年11月に緑化フェアが本市を会場に開催することが決定したことを受けまして、このイベントが本市の さくらんぼを全国にアピールする絶好の機会であるととらえてきたところでございます。

さくらんぼにつきましては、昭和62年から平成4年まで、本市独自のさくらんぼ転作推進事業を実施いたしまして、 100ヘクタール以上のさくらんぼを新植したところでありますが、今それらが結果樹となっております。

また、米の生産調整に伴う「とも補償」の中で、本市独自の対策として、さくらんぼ新植に対し助成してきた ほか、結実確保のために、防霜器や開葯器、それから花粉精選機、人工受粉機などの導入を進めてきており、これまで相当数導入されております。今後も、県の園芸銘柄産地育成事業や本市の果樹園芸作物生産振興事業によりまして、支援してまいりたいと思っております。

また、昨年度、新たにさくらんぼ生産振興事業を創設したところでございまして、平成14年度までに雨よけ施設を約7へクタール整備いたしまして、さくらんぼの品質向上と安定生産、数量確保を図っていく考えでございます。

そのほか、普及センターや農協などと連携を図りながら、ポリネーション、防霜対策、人工受粉、夏季剪定、 適正防除などの栽培技術対策を講じてきたところでありますが、さくらんぼは農産物の中でも、特に天候に左右 されやすいものであることから、天候に合わせた技術対策について、さくらんぼ農家への小まめな情報提供やら 技術指導というものを行い、安定生産、収穫量の確保を図ってまいりたいと思っております。

御案内のように、緑化フェアの開催時期は、来年6月15日から8月11日までの58日間であり、そのうちさくらんぼシーズンは最初の3週間となると思います。寒河江会場の入場者数を50万人のうちの3分の2、33万と見込んでいる中で、さくらんぼの需要量がどれくらいになるのか、これから詰めてまいらなければなりませんが、生産者や農協、経済連などの協力を求めながら、必要量を確保してまいりたいと思っております。

そして、緑化フェアに来られた方々から、寒河江のさくらんぼを食べていただき、再度寒河江を訪れたいと思っていただけるよう、つまりリピーターとなっていただけるよう期待しておるところでございますし、努力を払ってまいらなければならないと思っております。

次に、住民参加のまちづくりについてのお尋ねがございました。お答えいたします。

市民が参加することは、市民本位にまちづくりの事業施策が円滑に抵抗なく推し進められることにほかなりません。市民の主体的な、自発的なまちづくり参加というものは、市政運営にとりまして、何よりも重要なことであります。まちづくりがうまく育つか否か、まちが健全な発展に向けて進んでいくか、市民が幸せな生活を送られるかは、市民のまちづくりに対する意識によって大きく左右されるものであり、また市といたしましても、市民の意識づくりにどのようにかかわるかも関係してくるものと思っております。

市民参加の意識というものは、祖先から受け継ぎ、自分が住み、そして子孫に伝えようとするふるさとを愛する気持ちが市民の心の底に育っていることでございます。みんなが参加して、みんなのまちをつくっていこうとする意識の芽が生まれ、育っていくことだろうと思います。

そういうことからいいましても、市民から理解と協力を求めるために、地方自治体全国一律に通ずるような手法とかマニュアルがあるというものではなく、市長、市民一体となってつくり育てるものであると思います。

市民が進んで参加することになるためには、市行政と市民の信頼関係が何よりもまず望まれるものでございます。「信なくば立たず」と、こういうことがございます。信頼関係がなければ、市民は自分たちのまちをつくろうとする気持ちは薄れるし、理解と協力を示そうとはしないものと思います。それにこたえるのが市政を預かるものの務めだと思います。さらに、まちづくりの目的を共有する意識を持った市民の存在であると思います。

本市のまちづくりの目標、夢に向かって、理想とする町をつくろうとする意思と活動かと思います。市民一人 一人がまちづくりに参加して、市民が望むまちづくりができる喜び、誇りというものは、市民参加というものを さらに活発にしていくものと存じております。

次に、広く住民の声を聞き、それを尊重することが重要であろうと思います。

市民の意見は、市民が積極的にまちづくりに参加し、自分たちのまちは自分たちがつくっていくという意識が 高まって、より積極的な意見が出されるものと思っております。

具体的に、事例について申し述べたいと思います。

まず市民との対話でございます。市民との対話を重視し、各種事業の実施に際しましては、地域座談会や説明会等を積極的に開催するとともに、市民のまちづくり参加意識というものを高めるための取り組みというものが必要ですし、行ってまいりました。

さくらんぼ祭りの大綱引きには、さくらんぼ日本一の里づくりへの参加意識のあらわれでございまして、市民の参加意欲が高まってまいりました。

さらに「花と緑・せせらぎ」というわかりやすく、夢の持てるキャッチフレーズを共有して、美しい寒河江の 環境を整えてまいってきております。

フラワーロードや花の植栽への参加を通じ、市民が自主的にまちづくりに参加しているという充実感と誇りが 芽生えてきていると思っているところでございます。

さらに、グランドワーク、ボランティア活動による公園づくりやせせらぎづくり、蛍の里づくり、それぞれの活動の高まりなど、いろいろな形で市民の自主的なまちづくり活動が展開されるようになってきております。

また、先ほど申し上げました駅前整備事業につきましては、全地権者が参加する駅前開発検討委員会において、 自分たちの新しいまちづくりについて、積極的な意見を出し合いながら、事業を推進してきておりますし、また 緑化フェアにつきましても、寒河江市推進委員会を設立し、市民参加型のフェアになるよう取り組みを進めてい るところでございますし、盛り上がりも高まってきていると思います。

市民のまちづくりへの参加は、どんな事業であれ、計画の段階から一緒になって進めることが大事なことと思っております。

先日の中心商店街連合会によりますところの大通り雪かき大作戦は、中心市街地の活性化という住民の切なる願いに対し、フローラ整備という形で、市が誠心誠意こたえたことで、行政との強い信頼関係が生まれ、みずからの積極的な取り組みにつながったすばらしい事例でもあると思っております。

市が施策を策定する段階、あるいは事業を推進する場合にあっては、今申し上げましたような視点と心構えを持って、市民の理解と協力のもと、市民との信頼関係を築きながら、住民の積極的な参加を得て、活力あるまちづくりをしていくめたに、今後とも邁進してまいらなくちゃならないと考えておるところでございます。 以上です。 佐竹敬一議長 新宮征一議員。

新宮征一議員 どうもありがとうございました。

ただいま市長からは、21世紀に向けての数多い施策の中から、大変力強い部分を感じられたわけであります。 私が特に申し上げました駅前再開発の問題あるいは緑化フェアに対しての側面的な問題をお聞きしたわけであり ますけれども、私の質問の趣旨を十分に御理解いただけたなというように思っておるところであります。

先ほど、市長の答弁の中で、特に市民との信頼関係、これが大変力強く表現されておったように印象を持ったわけでありますけれども、本当に21世紀という新しい世紀を迎えて、この大転換期に、我々議会も、この機会を一つの契機にして、さらに研さんを重ねながら、行政もそしてまた議会も切磋琢磨し、今後の課題に取り組んでいかなければならないなと思っているところであります。これも、やはり議会と行政との信頼関係が最前提にあると、私は思います。お互いにお互いの立場を尊重しながら、今後の多難な時代を乗り切っていかなければならないわけでありますから、そうした一つの、我々にとっても、新たな自覚と議会人としての認識をさらに深めながら、全面的にバックアップしてまいりたいというように思います。

老婆心ながら、市長どうぞ、くれぐれも健康に留意されまして、品格ある、気品あるまちづくり、そして市民 の幸せのために、より一層御奮闘されますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

柏倉信一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番、3番について、7番柏倉信一議員。

〔7番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として、通告番号に従い、質問に入らせていただきます。

通告番号2番、高度情報化社会の対応について伺います。

一時期、欧米人がよく使った言葉に、日本人は情報に金を使わないと言われた時代がありました。これに猛反発するかのように、政府はIT国家実現に向けて進んでいる。当然のことながら、情報通信技術の活用に対する関心が内外において高まり、ボーダーレス化が進んでおり、昨年7月開催の九州沖縄サミットにおいて、情報通信技術が主要な議題として取り上げられ、9月に招集された第 150回臨時国会において、日本型IT社会を実現するため、IT国家戦略をまとめる方針が打ち出された。

具体的には、平成6年12月閣議決定の行政情報化推進基本計画を策定、行政と国民の接点や行政内部の事務事業を高度に情報化する電子政府を21世紀初頭に実現することを目標に、申請、届け出手続などに取り組んできている。

見直しを行うとされた対象手続 9,089件のうち、平成11年度までに56.8%の電子化が進められている。また、 平成11年11月の経済対策閣僚会議で決定された経済新生対策において、平成15年までには、民間から政府、政府 から民間への行政手続を、インターネットを利用し、ペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築すること、具 体的な電子システムの構築に当たっては、必要な規制緩和、制度改革と同時実施を目指すことが提言されている。 さらに、ミレニアムプロジェクトについて、電子政府の実現が打ち出され、平成15年までに電子政府の基盤を構 築するとされている。

我が山形県においても、平成8年12月、山形県情報化基本計画を策定、携帯電話のサービス地域の拡大やケーブルテレビの整備、各種情報システムの整備に着手、平成12年9月には山形県情報化推進計画が決定された。

目標実現に向けた推進方策は、情報化を牽引する情報通信技術の整備、県民の利便性を高め、活力ある地域づくりを進める情報ネットワークの整備、県内産業の情報化対応促進と情報化サービス産業の育成、振興と、電子県庁の推進、高度情報化通信社会における県民の活用能力の向上を挙げている。

こうした情報化の進む中で、我が国の15から69歳のインターネット利用者数は、平成11年において、対前年比59.7%増の2,706万人と推計され、さらに平成17年末には7,670万人に拡大するものと推計されている。

移動体通信の総契約数は、平成11年度末には対前年比20.2%増の 5,685万契約と推計され、平成17年度末には 平成13年から供用開始予定の次世代携帯電話 I M T 2000の開始サービスも相まって、 7,903万契約に拡大するものと推計される。さらに、ウェブや電子メールの利用可能な携帯電話の契約者数が平成12年8月には 1,500 万人を超したと見込まれ、ネットワーク化の進展と新たなコンテンツ及びアプリケーション開発が相まって、平成 17年までには各家庭で動画像を含む平成11年の 100倍のデータ量を扱う、平成22年までには動画像を含む 1,000倍のデータ量を扱う超大容量のネットワーク社会が到来すると、郵政省の次世代ネットワーク構想に関する懇談会で報告されている。

こうした流れは、インターネットビジネスの大きな拡大をも促し、一般消費者がインターネットを通じて最終 消費財を購入する電子商取引の規模は、平成11年において対前年比 2.1倍の3,500 億と推計されており、平成17 年には約20倍の7兆 1,289億に拡大するものと予想されている。

このように、インターネットとモバイル通信の普及は、ライフスタイルを大きく変えようとしており、距離や 時間の制約を感じさせないコミュニケーション手段として、遠方や疎遠だった友人との連絡回数を増加させると ともに、共通の趣味や考え方を通して、直接会ったことのない友人の拡大をもたらしている。

モバイル通信も、いつでもどこでも個人と連絡をとることのできる手段として、コミュニケーションを密のも のにしている。

特に、高齢者のインターネット利用は、趣味、娯楽の拡大、情報収集の容易さとともに、交流範囲の拡大という効果を生み出しており、新たな生きがいの発見とともに、少子・高齢化社会における社会の活力維持に大きな 役割が期待されている。

また、障害者のインターネット利用についても、情報受発信の容易さや、趣味・娯楽の増加、交流範囲の拡大、 仕事のしやすさ、障害によるハンディキャップの補完といった面から評価されており、障害者の社会参加の促進、 生活の質の向上が期待されている。

このように、高度情報化社会を迎えているが、問題点も幾つか指摘され、個人情報がコンピューター処理されるケースが多く、個人情報保護の問題がある。また、データ破壊や改ざん、不正使用などの人為的な障害を予防するため、ハッカーなどの不正侵入を防ぐための高度な防御技術の導入や適切なシステム運用基準の整備、災害や停電などによる、障害が発生した場合に備え、バックアップシステムの導入や迅速な復旧体制の確立に努めなくてはならないなどがあるが、高度情報通信社会は、地域を直接全国、世界と結びつけることにより、従来地方の弱点とされていた時間的、距離的制約を克服し、その持てる力を十分に発揮できる環境を提供することから、我が寒河江市のような地方都市こそ対応が急務と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、高度情報化通信社会における市民の活用能力の向上について伺います。

高度情報通信社会においては、インターネットなど、情報通信機器を使いこなす能力と情報そのものを生かす 能力が重要となってくる。高齢者や身体障害者の生きがいづくりや社会参加の促進が期待される。市民の情報化 に関するハード、ソフト両面の能力向上を図らなければならない。

平成12年度、情報技術推進講習に、国は総事業費 545億、受講目標 550万人、県は6億 9,600 万の総事業費、受講目標6万 5,000人としている。我が寒河江市の市民情報通信技術の能力向上に向けて、どのように取り組まれるのか。特に自宅に閉じこもる機会の多い高齢者や、体に障害を持っておられる方についても、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育分野における情報化について伺います。

多種多様化する社会情勢の中で、教育に携わる方々の御苦労に対し、心から敬意を表する次第です。

21世紀を占う上で、ものづくりももちろん大切なことですが、人づくりは生命線となる分野であり、特に義務 教育の過程が人の一生を左右する大切な時期といえます。

週休2日の実施や部活動に対する大きな方向転換など、生徒を取り巻く環境は大きくさま変わりしようとしているときであり、生徒を拘束する時間は減る一方でありながら、教えるべきことは同じ、もしくは増えているといえます。

これからの教育は、子供もさることながら、親がよほどしっかりしないといけない。私自身、中学生の娘を持つ親として、真剣にそう考えているところです。

私事でありますが、先日妻と昼食をとるべく、ラーメン屋に入り、注文を終え、待っているところへ若いカップルが入ってきました。男の子が彼女に「おれ最近法律の勉強をしている。何かしてどのくらいの罪になるかわからないと困るからな」と。私たち夫婦は顔を見合わせ、背筋が寒くなるのを感じました。

今年頂いた年賀状の中に、21世紀の教育で大切な順序は、第1に徳育、第2に体育、第3が知育であるとの提言をくれた人がいます。まさにそうかもしれないと思います。

子育てをする環境は、決して楽なものではないが、先輩方がたくさんの子供を産み、育ててきたわけで、時代が違うとはいえ、出生率は下がる一方である。我が子の、特にモラルは、両親みずからが子供と一緒になって、 自分の背中を見せながら教えるべきと思う。特に、世の親父たち、しっかりせいと。子育てを母親任せではだめ だと。逃げてはいけないと声を大にして言いたい。

さて、国の方針を受け、平成13年までにすべての公立小・中・高等学校において、パソコン教室などを利用して、インターネットに接続できる環境が整備されることとなっている。平成15年には、高等学校の必修科目に情報が新設されるとともに、平成17年を目標に、コンピューターを活用できる環境が整備されることとなっており、今後5年の間に、教育分野における情報化が急速に進展すると思われる。

しかし、生徒のパソコンの知識・レベルは、最初の段階でかなり個人差があると思われる中で、教員の情報通信機器を活用できる能力の向上と、さきにも述べたように、青少年の道徳観や常識が問われる中で、情報受発信モラルやルールの向上対策が課題と思われますが、対応をどのように進めておられるのか、教育委員長に伺いたいと思います。

次に、広域観光の進捗状況について伺います。

この件に関しては、平成12年12月議会において質問させていただいたわけですが、市長の答弁は、具体的な周遊コースを幾つか挙げ、観光における付加価値を高める取り組みの中で、広域連携を図っていきたいとのことでした。

その後、チェリークア・パークや駅前再開発、慈恩寺への大型バス乗り入れ可能な道路の整備も順調に進み、 来年、我が寒河江市がメーン会場となる全国都市緑化フェア開催に向けて、急ピッチで進んでおります。

また、チェリークア・パークに宿泊施設第1号のホテルシンフォニーが昨年末に工事着工したことなど、いわゆるハード面で、我が寒河江市が観光都市実現に向けた取り組みは完成に近づいております。当然のことながら、我が寒河江市の将来の観光行政について、さまざまな施策、構想を市長は持っておられると思いますが、限られた財政の中であり、私の提言する年中無休、一日周遊観光ルートの実現には、広域観光の取り組みが一番近道と考えます。

観光行政飛躍の第一歩は、間近に迫った、全国から50万人の集客を見込む全国都市緑化フェアにおいて、どのように寒河江西村山をPRするか、リピーターを増やすのかにかかっていると思いますが、その後、広域観光の取り組みがどのように進んでいるか、市長に伺って、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、高度情報通信社会の中で地方都市というのがどのように対応すべきかと、こういう御質問かと思います。

近年の情報通信技術ITの飛躍的発展を背景といたしまして、我が国における社会、経済活動というものは、 グローバルな構造変化に直面しておりまして、インターネットの普及や電子商取引の発展に代表されるように、 急速にデジタルネットワーク化が進行しているのが現状であろうと思います。

このようなIT革命による情報社会というものは、地域と全国、世界と結ばれるものでございまして、おっしゃるように地理的空間と経済活動の規模の大きさに関係なく、高度情報通信ネットワーク社会が形成されいくものと思っております。

I T情報通信技術の進展というものは、自宅や職場にいながらにして、最新の情報を得ることができ、新しい出会いや交流を生みまして、さまざまな取り組みにも参加できるようになります。そのような中で、地方自治体が全国、世界の中で個性ある地域として自立をし、その活力を維持、発展させていくためには、住民とともに情報通信技術というものを活用しながら、アイデアや知恵を生み出し、文化や産業を創造していくことが重要であると認識しております。

また、情報通信技術の活用というものは、高齢や心身に障害があるために、交流範囲が狭くなっている方にとっては、インターネットを通じて趣味、娯楽の拡大や交流範囲の拡大をもたらし、積極的な社会参加と新たな生きがいをもたらすものと思っておりますが、一方、老若の世代格差等により、インターネットをできない方々への工夫、対応というものも、特に重要な課題であると認識しております。

また、インターネットでの情報交換というものは、個人対個人、個人対国、自治体の関係のみが強まり、地域のコミュニティー意識が希薄になるおそれもあると考えられます。

いずれにいたしましても、IT革命の推進というものは、今日取り組まなければならない大きな課題でございます。IT革命の恩恵というものを、すべての国民、市民が享受できる、かつ国際的にも競争力のありますところのIT立国の形成というものを目指し、全国民がインターネットを使えることをねらっていかなくちゃならないんだろうと、このように思います。

しかしながら、ややもすると、情報通信サービスというものは、投資効果の大きい大都市等への導入が集中し、 投資効果の少ない地域への導入の停滞が懸念されるものでございます。

そういうことから言いましても、地域づくりに不可欠な高度情報通信サービスというものが大都市と地方にお ける受益機会の格差が拡大しないよう、地方自治体における積極的な取り組みが重要であると思っております。

それに向けまして、本市におきましては、多くの市民が情報通信技術を活用できるようになるよう努めていく 一方で、これまでの人と人とのつながりを重視した交流・参加の方法も大切にしながら、情報化施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、民間部門においては、今や情報通信技術の活用というものは、企業活動の中においてもなくてはならないものであると認識しており、市内の企業においても、情報格差を生じさせないよう、国や県と一体となって、必要な情報通信基盤を整備するとともに、活用技術の研修などについても、技術交流プラザを活用し、一層支援していかなければならないと考えております。

御指摘のように、国においては本年1月22日に、e-Japan戦略というものを決定いたしておりまして、その中で、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になるというようなことを目指しております。この中で、行政内部の電子化ということで、2003年度までに全地方公共団体の総合行政ネットワークへの接続の完成をも目

指しておるところでございます。

こうした流れを踏まえまして、本市においてもITを活用した行政事務の効率化、高度化を通じまして、市民にサービスの向上を図ることが避けて通れない課題でありまして、早急に高度に情報化された行政の実現を図ることを検討する時期であると思っております。

そのため、新年度からIT関連を担当する課に、新たに主幹を配置するなど、組織の充実を図り、IT関連の施策に積極的に取り組んでまいる考えでございます。

次に、市民の情報通信技術の能力向上と、それから高齢者、障害者に向けての対応というようなことの御質問がございました。

高度情報通信社会においては、インターネットなど、情報通信機器を使いこなす能力と、情報そのものを活か す能力が重要となってまいります。また、高齢者や身体障害者の生きがいづくりや社会参加の促進が期待される ものでございます。

本市におきましては、市民がITに十分対応できるよう、ITに関する基礎技能を習得していただくために、20歳以上の方を対象としたIT講習会を本年5月から12月にかけて、延べ日数約 330日で、約 2,000人を対象に講習会を開催いたす予定でございます。

内容は、受講者にITの基礎技能、それはパソコンの基本操作とか文書の作成とか、インターネットの利用、 そして電子メールの送受信に係る技能でございますが、これらを習得されることを目的といたしまして、受講料 は無料で1人12時間程度を予定しております。

場所は文化センターとかフローラSAGAEの2つの会場で、両会場とも1回当たり20名を予定しているところでございます。

また、高齢者のインターネットの利用は、趣味、娯楽の拡大、情報収集の容易さとともに、交流範囲の拡大という効果を生み出しており、新たな生きがいの発見とともに、少子高齢社会における社会の活力維持に、大きな 役割が期待されるものであります。

また、障害者のインターネット利用につきましても、情報発信の容易さや趣味、娯楽の増加、交流範囲の拡大、 仕事のしやすさ、障害によるハンディキャップの補完といった面から評価されており、障害者の社会参画の促進、 生活の質の向上が期待されるものでありますので、高齢者、障害者双方の情報化を促進する環境の整備に努めて まいりたいと思っております。

次のお尋ねは、広域観光の進捗状況ということでございます。お答えいたします。

これまでの観光は、個々の観光地においてそれぞれ完結する名所旧跡探訪型が主流を占め、それぞれの市町村の対応も観光ポイントだけで間に合う時代でありましたが、今日の観光客の行動というものは、特に高速交通網の整備によりまして、交流範囲が広がり、より広域化する傾向にございます。

さらに、個人・小グループ化への移行という旅行形態の変化や、自然、本物の志向といった、観光ニーズの多様化などの状況変化も加わりまして、従来の受け入れ体制に加え、多様化する観光ニーズに機動的に対応するコースづくりや、地域全体で取り組む広域観光の推進が不可欠になってきております。

本市におきましても、観光の振興というものは市政の重要課題でございますので、第4次振興計画に、広域滞在型観光拠点の整備を掲げ、その実現に鋭意努力を重ねておりますが、その中において肝要なことは、地域の特性や文化を生かしながら、情報を発信し、観光のルート化、そしてネットワーク化による観光客の誘致促進と周遊性の向上を図ることであると考えております。

このため、平成14年6月15日から8月11日までの58日間にわたって、全国から50万以上の来場者を見込んで、本市のクア・パークを主会場に開催されますところの、第19回全国都市緑化やまがたフェア、まさに寒河江市を全国にPRするとともに、観光客の受け入れ態勢を拡充する絶好の機会となるわけでございます。

したがいまして、昨年7月24日に、第19回全国都市緑化やまがたフェア寒河江市推進委員会を発足させ、市民

の総力を挙げて、フェアを成功させるべく、準備が進められておりますし、さらに昨年12月11日に営業参加並びに特産品開発等専門委員会、今年になりまして、2月27日には観光地周遊等専門委員会を設置したところでございます。新しい特産品やフェア関連商品の企画開発、来場者の観光受け入れ態勢等について検討が行われ、菓子組合や銘醸会などの業界団体が、特産品やフェア関連商品の開発に取りかかることや、さくらんぼ観光、慈恩寺観光、寒河江温泉、そして祭りイベントを核とした周遊コースを設定いたしまして、来場者の観光受け入れ対策に万全を期することなどが確認されております。

市では、これまで緑化フェアに向けて主会場となる最上川ふるさと総合公園の整備促進をはじめといたしまして、関連会場となる民活エリアのさくらんぼ友遊館建設の支援、地域総合整備資金貸付制度によるホテル建設への支援、最上川水辺プラザの整備促進、会場へのアクセス道路の整備、慈恩寺のアクセス道路改修など、会場と会場周辺、観光拠点施設等の整備を精力的に進めてきたところでございます。

平成13年度については、会場の整備をはじめといたしまして、駅前地区区画整理事業による寒河江駅の移築と駅周辺の整備、それからクア・パークの民活エリアの宿泊施設等の整備支援、そしてチェリーランド10周年記念事業とあわせて開催しますところの緑化フェア1年前のプレイベントなどの諸事業を展開いたしまして、万全の準備を行いたいと考えているところでございます。

また、広域観光面では、近隣市町と連携を取りながら事業を実施する中で、広域観光ルートの形成を図ってまいりたいと思います。

具体的には、大江町、中山町との連携による最上川フェスタ01の開催を通じまして、クア・パーク内の寒河江水辺プラザをカヌーのメッカにすることや、新寒河江駅と山形駅西口の霞城セントラル、新左沢駅の連携による、JR左沢線活性化の検討などを考えております。

特に、県と西川町との共同事業で取り組んでいるところの、国道 112号の寒河江~西川区間を活用した観光ルートの設定事業につきましては、今年度、提案型パンフレット、月山さくらんぼ街道というものを製作いたしまして、昨年11月に仙台市の夢メッセみやぎで開催されました、山形わくわくフェア2000の会場で、キャンペーン活動を行ってきたところでございます。

13年度におきましても、月山さくらんぼ街道という観光ルートに配慮した観光案内板を設置することや、仙台圏域を中心としたキャンペーン活動、さらには村山地域の広域観光協議会と連携して、山形駅を起点にして、寒河江西川等を周遊する観光バスの試験運行の検討などを予定しているところでございます。

その他の広域観光に係る動きといたしましては、日本道路公団が山形自動車道ハイウェイチケット制度を創設します。このチケットは、仙台と月山インターチェンジ間の往復自動車道通行料を割り引きするもので、山形蔵王から、月山インターチェンジ間の周遊エリア内では、2回の乗り降りが可能で、さらに各種観光施設の入場割り引きなどの特典がついたものでございます。

このような自動車道の特別通行券の発行というものは、自動車道の誘客効果をさらに高めるとともに、広域観 光ルートを設定するにおいても、好条件となるものでございます。

また、山形県を挙げて取り組んでおりますところの、四季感動のやまがた観光キャンペーンについて、県はこれまでの県1本型のやり方を改めまして、県内を4ブロックに分け、各ブロックがそれぞれの地域特性や観光実態に立脚したキャンペーン活動を行えるように、新たな観光推進体制づくりを目指しております。

これを受けまして、村山地域におきましても、行政主導の従来の観光協議会を改組いたしまして、行政、観光協会、業界団体や個々の企業を網羅した(仮称)やまがた広域観光協議会というものを、平成13年、今年4月に立ち上げるべく、準備が進められているところでございます。

これらの動きに合わせまして、4月には県の組織改編に伴って誕生する村山総合支庁の中に、観光振興の担当 部門が配置される予定であり、これもまた広域観光の振興を図る上で適宜なものと受けとめております。

このように、市をはじめ、村山地域、県、観光団体などが観光を取り巻く状況の変化に対応すべく、さまざま

な取り組みを行っておりますが、本市では特に全国都市緑化やまがたフェアの開催に照準を合わせ、受け入れ態勢の拡充など、広域観光の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。 以上です。 佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育分野における高度情報社会の対応についてお答えいたします。

今日、情報通信技術ITの急速な発達によって、社会のさまざまな分野での情報化が進んでおり、情報産業革命とも情報社会革命とも呼ばれるこの変革は、産業界のみならず、私たちの生活を根底から変える可能性を秘めております。

このような状況の中で、21世紀を担う子供たちを育てる教育も、また子供たち自身も、この情報化の流れを避けて通れなくなっております。むしろ、将来を担う子供たちは、積極的に高度情報化社会に対応し、それをみずからのものとして受け入れ、21世紀に活躍できる力を的確に身につける必要があるともいえます。

政府は、平成11年12月に、ミレニアムプロジェクトと題して、教育の情報化の方針を決定し、平成12年度以降の学校教育の場における新しい整備の考えを発表しました。

その主な内容は、これまでの整備方針をより強化したもので、平成12年度から17年度までの6年間で、小学校においてもコンピューター教室のコンピューターを1人1台、すべての学校の普通教室に2台、校長室を含む特別室に6台ずつを整備するという内容であります。

現在、本市では市内小・中学校へリース方式によるコンピューター導入を進めてきており、学校のコンピューター教室には、改築計画を進めている醍醐小学校を除き、小学校では児童3人に1台、中学校では2人に1台の割合で設置を済ませております。

また、これら学校内コンピューターを結ぶ情報通信ネットワークを構成し、インターネットの活用を図るための校内 L A N の整備も完了しております。

今後においては、現在のリース契約が終了する平成15年度から、ミレニアムプロジェクトを受けた新たな整備 を順次進める考えであります。

一方、小・中学校では、平成14年度から新しい学習指導要領のもとでの教育課程がはじまります。そのため、新学習指導要領実施の前年に当たる平成13年度までに、すべての教員がコンピューターを操作でき、そのうち半数はコンピューターを用いて指導できるようになることを目標としております。さらに、ミレニアムプロジェクトでは、その完成年次にある平成17年度末には、すべての教員が授業の中でコンピューターを活用した指導ができる状態になることが期待されております。

そこで、教員の情報通信機器活用能力の向上に対する対応という御質問でございますが、本市教育委員会としては、学習指導のためのコンピューター活用能力を高めるため、山形県教育センターでのパソコンの管理、活用の専門的研修へ教師を派遣してきたほか、本市の教育研究所でも、教師のパソコン活用能力の実態に応じた多様な研修を実施しているところであります。

また、平成11年度に設けられた、国の緊急地域雇用対策特別基金事業を活用し、11年度の3学期から、学校でのコンピューター活用学習を補助する寒河江市小・中学校情報教育支援事業を実施してきております。

これは、市内の小・中学校の情報教育を推進するために、授業におけるコンピューターの活用を補助し、教育に関するコンピューターを使用した情報収集や資料の作成などの支援を行うもので、各学校現場に複数人数の専門的なコンピューター活用指導補助員を巡回派遣しているものであります。

これらの研修の企画や参加、また指導補助者の積極的な支援を得ながら、今後とも教員のコンピューター活用 の技能を高めていく考えであります。

次に、生徒のパソコン知識の差に対応した学習指導の対応に関してお答えします。

新学習指導要領には、各教科や総合的な学習の時間で、コンピューターや情報通信ネットワークなどの活用を 図ることが示されており、各教科や総合的な時間において、コンピューターやインターネットの活用を通じて、 情報教育の充実が図られると考えております。

また、中学校では技術家庭科の選択領域であった情報とコンピューターが必修領域となることから、コンピューターの活用により、みずから調べ、みずから考える力を高め、みずから追求するテーマをまとめ上げ、発表する能力の育成にもつながっていくものと期待されるところであります。

そこで、教育委員会では、各教科の指導に当たり、学習指導要領の、生徒がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材、教具の適切な活用を図ることを受け、今後の情報化社会に主体的に対応できる資質や能力をきちんと身につけさせることは、今日の学校教育の課題の一つととらえているところであります。

このようなことから、小・中学校に導入したコンピューターは、学習に有効に活用されてこそ、その本来の目的を達成するものであり、学校でそれらが実践されやすく、また生徒が積極的に使用できる学習体制づくりが不可欠となっております。

一方、柏倉議員が御指摘のとおり、教師のみならず、授業を受ける生徒のコンピューター活用の能力にも差が あるという現状も認識しているところです。

このような技能の異なる生徒が混在している中で、学習を進めなければならないことから、生徒がコンピューター学習を倦厭することのないようにするとともに、だれもが容易にコンピューター操作に取り組むことができるよう、さきに述べたコンピューター活用指導補助者の効率的な活用を図りながら、学習指導を実施しているところであります。

また、グループ学習などにおける生徒同士の教え合いなども効果を上げており、このような学習方法の工夫を はじめ、教師が生徒一人一人のコンピューター画面を容易に管理することができ、習熟度を把握しながら、学習 活動を進めることができる、学校教育に適合した総合的学習支援ソフトを導入することにより、生徒のコンピュ ーター活用技能度合いに配慮した学習指導を進めているところであります。

次に、生徒の情報発受信モラルやルール向上の対策についてお答えします。

さきに述べたように、今日の高度情報社会は、子供たちにもひとしくその波が押し寄せており、さまざまな情報がいつでもだれもが身近に接することができる時代を迎えております。

このような中で、本市学校教育における情報教育の目標領域の中に、生徒の情報活用の実践力、情報の科学的な理解力の育成を掲げるとともに、もう一つの重要な柱として、情報社会に参加する態度の醸成を位置づけ、学校における情報教育を進めているところであります。

このように、単にインターネット等の活用等のコンピューター操作学習にとどまらず、さまざまな情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に使い、多種多様な情報媒体からあふれ出る情報の中から、生徒一人一人がみずから必要とする情報を適切に選択し、目的や条件に応じて処理、加工し、みずから情報を創造、発信していく能力を育成する学習活動が不可欠であると認識しております。

さらに、パソコンのみならず、携帯電話等の情報機器の利活用は、今日の社会生活をより高度に支援するものとして、非常に有用で便利な機器でありますが、そのためには情報化の光と影に対する正しい認識と、その対応力の育成が極めて重要な課題であると考えております。

学校のコンピューターからは、インターネット利用に伴う、いわゆる有害情報への接続はできないシステムを 講じておりますが、情報化社会に参画する態度の醸成とは、単に学校でのコンピューター利用に限らず、コンピューター等の情報機器がもたらす功罪に、的確で正しい認識、個人情報の取り扱いや保護、著作権等の認識、ネットワーク上のルールやマナー、ひいては操作姿勢や使用時間、室内の照明のあり方など、情報機器に関する正しい利活用のあり方を学習、指導するものであります。

これにより、基本的な認識とルールを習得し、一人一人の生徒の心に定着するよう、学習指導を進めていると ころであります。 また、今後はパソコン機器のみならず、小型高度情報通信端末機器が、一般家庭や携帯用として、これまで以上に急速に普及するものと思われます。

このような状況から、学校教育の場で、情報機器利活用の指導と、規制のみでは及ばない面も出てくることが 予想され、家庭や日常生活の中で、情報機器利用のあり方などに関して、特に各家庭の中で、子供への情報機器 利用のモラルとルールについて話し合いをするなど、保護者の協力を求めていくことも検討していかなければな らない時期に来ていると考えているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再 開 午前11時25分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柏倉信一議員。

柏倉信一議員 市長、教育委員長から答弁をいただいたわけですが、私の意図するところを十分御理解をいただいたように思います。

IT革命を取り上げさせていただいたのは、市長の答弁にもございましたとおり、電気通信分野の規制緩和により、投資効果の大きい大都市への情報化サービスだけを推進し、投資効果の少ない人口過疎地域への導入を停滞させるというのが現状であるかと思います。

国際会議の議題となるように、情報にアクセスする環境や能力により、生活や収入に格差が生まれてくる。まさにデジタルデバイドの拡大が地方の過疎化に拍車をかけるということを懸念したから、御質問を申し上げました。

通信白書の調査によれば、居住する都市の規模が大きいほど、世帯主の年齢が若いほど、世帯年収が高いほど、インターネットの普及は高くなっているというふうに、報告をされております。これでは、いつまでたっても、地方に若者は残らない。IT革命がもたらす多様な分野における課題解決には、市長もおっしゃいましたが、国策や県政の中で取り組むべき点も多々あろうかと思いますが、地方分権の時代であり、市の行政の中で解決できる部分も多々あるのではないか、私は考えております。

差し当たって、まずは行政の情報化から取り組むべきと考えます。当然のことながら、これは行革を推進することはもちろんでありますが、事務の効率化の観点からだけでなく、行政サービスの高度化による市民の利便性の向上、地域の自立的発展の基本ということで、市政の発展につながると、私は考えます。

ちなみに、自治通信社が行った県民アンケート調査によれば、県民が行政事務の中で、情報化により便利になると期待する分野は、1番が福祉サービス、2番目が申請手続、3番目が遠隔地医療の順であります。

また、県民が情報化を進めるべきと考える分野は、1位が福祉、2位が保健医療、次が教育分野、こういう順序になっておりますので、今後検討を進めていく上で、ぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

行政の情報化に関しては、後日那須議員が電子市役所の構築や庁内 L A N の導入についての質問も予定されておりますので、重複を避ける意味でこのくらいにしておきますが、近い将来、政策決定するに当たりまして、パブリックコメント制度の導入などもぜひ検討するべきではないかというふうに、私は思っております。

情報技術の能力向上については、先ほども申し上げましたが、IT革命がもたらす弊害的な部分に、活用能力のあるものだけが楽をして得をすると。反対に、活用能力がなければ、苦労して損をする、こういうことが大いに出てくるのではないか。わかりやすい話、証明書1枚もらうにしても、さっきもおっしゃいましたが、片や自宅にいながらホームページやインターネットで情報を得て、電子メールで送るだけでもらえる時代、反対に、わざわざ役所まで行って仕事を休んで、時間と労力を使って、行ってもらってこなくちゃならない。こういうふうなわかりやすい格差が多々出るのではないか。

I T講習会開催に当たり、高齢者や障害者の方々にも受講いただけるよう、検討いただけるように、私は解釈しましたが、今回の講習会募集に当たっては、この講習がまず無料であるということ、またその無料は13年度のみである。また、21世紀を生き抜く上で、インターネットや電子メールは必要不可欠なものであるという、この現実を周知していただいた上で、受講者の募集をしていただきたいものだなというふうに思います。

私事ですけれども、私も去年の春からパソコン使い始めましたが、ソフトやすべてのパソコンの機能を使いこなすということになりますと、それ相当の時間もかかると思いますけれども、インターネットや電子メールというのはそんな難しいものではない。ましてや、このたびの講習は無料であります。またこれは、厚生労働省を初めとする、ほかの役所でやっている講習とダブっても差し支えないというような制度のはずでありますし、障害者を対象にした場合は、付き添いや手話通訳も予算内であれば認められる。託児コーナーの設置もできる。いわ

ゆる、地方自治体の裁量に任せられた部分がかなり高いものだというふうに、私は解釈しておりますので、ぜひ 検討課題として加えていただきたいというふうに思っておるところです。

それから、教育分野の情報化については、1問でも申し上げましたが、一番問われるのは、情報受発信の際の モラルやマナーであると。生徒の場合は、頭がやわらかい分だけ、パソコンを使う能力そのものは、問題は余り ないと思いますけれども、教育委員長も保護者の協力も求めていかねばならないというような答弁がございまし た。親としては、恥ずかしい限りでございますけれども、私も陵東中学校のPTAの役員をやらせていただいて おりますけれども、役員会の席上でも、親が携帯電話を持ち込んで、会議の中でも携帯電話を使って話している と。

こういうような状況を考えますと、成人式で子供たちが携帯電話をかけまくる、そういう子供らを果たして指導できるのか、若干情けない部分もあるわけですけれども、やはりこれは、どうしてもこれから大問題になって くる分野だと思いますので、ぜひ真剣な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

広域観光の取り組みに関しては、着々と進めていただいておるようで、安心をしました。

若干、話が横道にそれるかもしれませんが、先般本議場において、地総債の関係から、チェリークア・パークの宿泊施設の誘致の問題が質疑されました。

市長は、答弁の中で、宿泊施設の方向に関して、変えるつもりはないという答弁をされました。私も変えるべきではないというふうに思います。

先ほどの広域観光の答弁をお聞きしても、市長の観光にかける情熱というものを感じます。これは、観光というものは、何といっても、目玉は宿泊施設にある。チェリークア・パークの完成予想図、そしてまた寒河江市全体のまちづくり、また我が寒河江市を囲む西郡を中心とした内陸一円の環境、そしてまた経済状況、総体的なものを加味した上で、やはりチェリークア・パークの宿泊施設の誘致は進めるべきではないか。

大きな施策でありますので、時間のかかることもあるのではないか。政策とか大きな施策というものは、その 結果は、私は歴史が証明するものであるというふうに思います。ましてや、先ほどの新宮議員の質問にもありま したが、市長は5期目に就かれたばかりであります。

私は思うのですが、市長というポストは、議員内閣制で選ばれるものではありません。すなわち、議会の中のみで選任されるポストではない。大統領制であります。市長は、市民直接選挙によって選ばれる制度、そしてそのポストにある、私はそう思います。極論から申し上げれば、だれでも市長に立候補することができる。4期16年間寒河江市のかじ取りをしてこられて、5選目に臨むに当たって、だれ一人市長に立候補する方がいなかった。だれでも立候補できる制度でありながら立候補する方がいらっしゃらなかった。これは寒河江市民の大半が市長の政策、政治姿勢について支持をした、これは何よりも厳粛に受けとめるべき事実であると私は思います。

今は、産みの苦しみで苦慮しておられると思いますが、百年の大計に立って、目標実現に向けて頑張っていた だきたい。

以上、何点か要望、御提言申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろ御提言ありがとうございます。感謝申し上げます。

I Tでございますけれども、社会構造に与える影響というのは、これは大きなものだと思っておりまして、携帯電話の例を見ますように、ここ一、二年の間に急速な進歩でございまして、それを考えますと、これからのI Tがどのように進展するかというのは、これは本当に注目してまいらなくちゃならないと、こう思っております。 先ほども議員がおっしゃられましたように、新たな公共空間というものが創出されてくると思いますし、グローバルな世界に直接、ダイレクトに結びつけられてくるということになるわけでございまして、そういうことから申し上げれば、どなたでも格差なく利用できるようにしていくと、普及に努めるということが大切であると、こう思いますし、またそのためにはいろいろな整備というものを図ってまいらなくちゃなと、このように思います。

また、今言われましたように、電子政府とか電子県庁とか電子市役所とか、こう言われておりますけれども、こういう問題につきましても、本市といたしましても早急に取り組んでまいらなくちゃならないわけでございますが、市民が利用しやすいようにしてまいらなくちゃならないと。そのためには、市民の利用度というものを高めてまいらなくちゃならないと思います。

私もパソコンは非常に全く不得手でございますし、なじみが薄いものでございますけれども、同じように市民にパソコンがない家庭もあろうか思いますし、そういう家庭あるいはなじみの薄い市民というものに、どう対応していくかというようなことが、まず大きいだろうと、こう思っております。そういう気がしては、やはりこれから早急に、議員がおっしゃるように周知徹底とか普及活動というものが必要になってこようと思っておりまして、証明書1枚の交付の話が出ましたけれども、証明書交付のために、このインターネットを利用して、申請いたしましても、結局もらいに行くときには、足を運ばなくちゃならないという例も、ほかの自治体にあるということを聞いておるわけでございます。そういう申請書1枚といいますか、そういう問題も大切な問題でございまして、どのようにしてそういうことを解決していくかということが必要だと思っております。

そういう意味におきましても、地方公共団体、市役所の電子化というものを、内部の問題、外部に対しての市 民対象の問題というものをどのようにしたら一番いいのかということを十分吟味してまいろうと思っております。 そしてまた、民間との分野もあろうかと思います。進んでいるのは民間だと思いますけれども、そういう分野 と公共団体との連携というものはどうしようかというようなこともあるわけでございます。それぞれを十分斟酌 しながら、これから当たってまいりたいと思っております。

伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番について、9番伊藤忠男議員。

[9番 伊藤忠男議員 登壇]

伊藤忠男議員 私は、緑政会の一員として、また寒河江市の現在の財政状況、そして将来どうなるんだと心配し、相談に見えられている大勢の市民を代表して、通告番号4番、1点目が赤字地方債と財政指標について、2点目がバランスシート作成について、御質問、御提言申し上げ、市長の御見解をお伺いいたします。

昨年12月、市長は5期連続当選という輝かしい金字塔を打ち立てられました。心からお祝い申し上げます。

これは、佐藤市長の過去4期16年間の高い評価の実績とすばらしい行政手腕を持つ佐藤誠六市長以外に、寒河 江市を任せられる人がいないという市民の高い評価の結果であります。

佐藤市長を全面的に信頼し、支援してくださった市民、その市民の人が「ところでよ」と、新聞などで国・県、そして市町村も財政的に苦しい、厳しいと毎日のように報道されているが、寒河江市はどうなんだ、どうなっていくんだ、駅前開発だ、緑化フェアだと、大変すばらしいことだと喜んではいるが、本当の気持ち、財政的に大丈夫かと、実は心配なのよという、率直にいって、市長のファンであればあるほど、市民の本音だと思っております。

緑政会の幹事長という立場もあると思っておりますが、あらゆるところで質問を受け、説明をしているところであります。余りにも多いのに驚き、これは市長選挙がなく、無競争だったためと私は推測しているところであります。

説明のため、平成12年度決算書より、経済変動を加味して、5年のスパンで財政状況を分析してみますと、財政力指数は平成6年では 0.478、平成11年度で 0.501の 0.023%増加しております。

経常収支比率は、平成6年では86.1%が、平成11年では82.8%で、 3.3%減少しております。

公債費比率は、平成6年では17.3%が、平成11年では17.4%で、 0.1%増加しております。

起債制限比率は、3カ年平均で、平成6年では12.5%が、平成11年では10.5%、2.5%の減少であります。

基礎指数で悪くなっているのは、公債費比率の 0.1%の増加だけであります。寒河江市は、いろいろとやっているが、結果としてはよい方向に進んでいると思っております。

その基本となる自主財源の中心である市税を見てみますと、平成元年では31億 3,000万、平成6年では41億 3,100万、この期間で10億 100万の増加であります。

平成11年では51億 5,100万、この5年間での増加は10億 2,000万、元年対11年では、金額にして20億 2,100万、元年対11年での伸び率では164.6 %であります。

結果として、財政指標もよいとは言えないけれども、維持しており、当市はいろいろと大型投資をしているが、 投資効果を発揮していると理解している一人であります。

と同時に、当市の産業経済構造も大きく変化していることであります。金額ベースにて、平成元年対平成10年を比較分析してみますと、平成元年の農業粗生産は 104億 3,700万で、構成比は 6.6%であり、平成10年は99億 7,000万で、構成比が 4.6の、増加率では95.5%、金額にしますと、元年対比では 4 億 6,700万の減少であり、増加構成比は の 0.8%となります。

一方、商品販売高は、平成元年では 645億 1,100 万で、構成比は41.0%、平成9年では 828 億 1,000万で、構成比が38.5の、増加率は128.4 %、元年対比の金額では 182億 9,900万の、増加構成比では31.6%であります。また、製造品出荷額は、元年では 823億 4,200 万で、構成比が52.4%、平成10年では 1,224 億 5,400万で、構成比は56.9%であり、増加率は 148.7%で、増加金額は 401億 1,200万で、増加構成は69.2%であります。

平成元年対平成10年における増加額 579億 4,400 万のうち、69.2%、約70%の増加は、製造品出荷額であり

ます。平成元年で、農業と商業の合計のシェアが47.6%対工業が52.4%であったのが、平成10年での増加額シェアでは、農業と商業の合計が30.8%、工業が69.2%で、大幅な変化であり、この10年間で寒河江市は地方の農業商業都市型から、工業都市に大きく変化してきているということであります。 言いかえれば、当市の景気動向も、全国と同一ペースになり、税収の変化を来し、財政指標の変化も先見する必要を感じている一人であります。その徴候ではと推測しているのですが、11年度の決算資料より判断すると、自主財源の中心である市税、その中での市民税と固定資産税、固定資産税は年々増加傾向で、7年対11年では、金額にして5億9,700万の増加、市民税は7年対11年比では4,400万の増加でありますが、その内訳の個人と法人を見ると、個人では1億1,100万増加しているんですが、法人では6,700万円の減少であります。 このように、当市の産業経済構造の変化を直視したとき、私の持論でもありますが、投資効果と直結するものを最優先とし、滞留、滞在型流動人口増加政策が絶対必要不可欠と痛感しているところであります。そのためには、チェリークア・パーク構想の成

今、日本の財政は、 642兆円の政府債務を抱え、そして地方財政の借入金残高は、2000年度末で 184兆円、G D P の36.8%と予想されております。地方行財政の改革なくして、日本の財政再建はあり得ないと言われているところであります。

功は不可欠であり、市長の先見性に心から敬意を表するものであります。

郵政省の独立、民営化に端を発し、資金の自主運営が始まり、政府の資金不足が生じ、財政投融資改革など相まって、政府資金の行方が不透明になってきたほか、財政需要が拡大するとの先見より、地方自治体の優劣動向を見、縁故債を見直す地銀も出てきている状況下で、財界の支援変化などにより、地方選挙にも大きな変化をもたらしている現実であります。

2000年度は、交付税特別会計が国の資金運用部や民間金融機関より、赤字国債を発行して借り入れし、交付してきたが、地方自治体の借金が13年度末で42兆 5,000億になるといわれ、財政健全化を図るとして、地方交付税の不足分を、国と地方で折半をする。本年度までは不足額全体をまとめて、交付税特別会計が借り入れしており、どの自治体が借金しているかはっきりしなかったが、来年度より具体的になるわけであります。

赤字地方債は暫定的措置だ、景気が上向きになった時点で、国から地方への税源移譲を進めたいと言われているが、一方で大蔵省も自治省も、国の財政が厳しいときに、すべて国でとはいうわけにはいかない。そして、これであいまいだった地方の負担がはっきりし、財政の透明化が進むといっているし、将来に借金を残してよいか、それぞれの議会で真剣に審議してもらいたい。

そしてまた、これまで自治体、地方議員には、よい行政、よい議会運営は住民負担を減らすことという発想で、 住民も受益に応じて負担する地方税の原則を忘れているのではないかという厳しい評価、行政にも議員にも問題 提起されていると理解している一人であります。

赤字地方債発行、ついに来たかの感と大きな動きが感じられ、合併など、頭を横切るのは私だけでしょうか。 昨年11月、全員協議会において、第4次振興計画の13年から15年の計画説明を受けておりますが、その中で公 債費比率推移が計上されております。公債費比率は13年度で17.4%、14年で17.7%、15年度で17.9%、起債制限 比率は13年度で9.8%、14年度で10.0%、15年度10.6%と明示されておりますが、赤字地方債発行と財政指標が どのように変化するのか、そして今後の考え方について、市長の御見解をお伺いします。

次に、通告番号4番の2点目ですが、バランスシート作成についてであります。

このことにつきましては、平成10年6月議会において御提言申し上げており、詳細は省略させていただきますが、特に、最近は地方分権、行政評価、行政の住民などへの説明責任の明確化から、自治体の会計制度について、要望が多くなってきており、バランスシートを作成し、市民に公表すべき時期に来ていると思いますが、バランスシート作成について、市長の御見解をお伺いいたします。

最後に、先ほど申したとおり、市長を全面的に信頼し、支持し、佐藤市長に寒河江市の行政を頼むと一任された市民、しかし心の奥で一抹の不安、それは財政問題だと思っております。無競争だっただけに、示すべきと思

っての質問であることを申し上げ、私の第1問といたします。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず赤字地方債発行と財政指標のことでございます。

平成13年度の地方財政については、最近の経済情勢を反映して地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が伸び悩む一方で、累次の経済対策等で発行した公債費の累増が見込まれ、景気対策への取り組み、IT革命の推進など、21世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策の充実に対処する必要があることから、平成12年度に引き続き、大幅な財源不足が生じることとなったものであります。

平成10年度から平成12年度までの間における、財源不足につきましては、基本的に財源不足を交付税特別会計借入金で措置し、その償還をそれぞれ国と地方が折半して負担する措置が講じられたことは、御案内のとおりかと思います。

平成13年度の地方財政対策におきましては、これを見直し、国と地方の責任分担のさらなる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化などを図るため、平成13年度から平成15年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を、平成19年度以降に繰り延べることとした上で、なお生ずる財源不足のうち、建設地方債の増発等を除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債、臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債といわれておるものでございますが、この臨時財政対策債により補てんすることになったものであります。

ただし、平成13年度に限っては、地方交付税の減少による影響、一般会計加算による国の歳出増などを勘案し、国負担、地方負担とも、その2分の1は従来の交付税特別会計借入金により補てんすることとなったものであります。

御案内のように、平成13年度の地方交付税総額は、20兆 3,498億となり、平成12年度と比較して 5.0%の減となるものでございます。

また、この臨時財政対策債、赤字債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないように、措置されたものであります。

こうした臨時財政対策債発行の背景には、交付税特別会計における借り入れ残高が、平成12年度末には38兆円にも上り、法定5税の、いわゆる実力ベースの地方交付税額が13兆円であり、約3倍に相当する異常な状況となっているために、特に地方団体等の財政の状況も明らかにし、適切な財政を行っていただきたいとの意図があるようでございます。

以上のような地方財政対策を踏まえ、本市の平成13年度一般会計当初予算案の中に、この臨時財政対策債を2億円見込んでいるところでありますが、実際の借り入れ可能額については、基準財政需要額の算定方法に準じた方法に算出した額とし、各団体の普通交付税額とあわせて決定されることとなっております。

また、平成14年度以降については、交付税特別会計における借り入れが廃止される予定であるために、臨時財政対策債の発行額がさらにふえる可能性もあり、これによりまして、市債残高も大幅な増額となってくるものであります。

この臨時財政対策債の発行に伴う財政指標等への影響でありますが、初めに、平成12年度の財政指標等の見込みから申し上げたいと思います。申し上げますのは、これは普通会計でございます。一般会計と、それから駅前の特別会計を合算した普通会計の数値でございます。念のため申し上げます。

平成12年度末の各種財政指標等の現時点での見込みといたしましては、財政力指数が3カ年平均で0.495、平

成11年度から見ますと 0.006ポイント減、それから経常収支比率が85.4、 2.1 %の増、それから公債費比率が17.3、 0.1%減、起債制限比率が3カ年平均のもので10.4、0.1 減、市債残高が約 211億円、約10億 6,000万円増となる見込みでございます。

経常収支比率につきましては、平成11年度と比較いたしますと、 2.1%ほど上昇する見込みとなっておりますが、その大きな要因といたしましては、歳入におきまして、固定資産税の評価替え等に伴う市税収入及び普通交付税がそれぞれ減額となるためであります。

次に、平成13年度の見込みについて申し上げたいと思います。

議員は、実施計画ベースで御質問がございましたけれども、普通会計ベースで申し上げたいと思っております。 財政指標等を算出する上で、この臨時財政対策債の取り扱いがどのようになるのか、現時点で国の方から示されておりませんが、仮に臨時財政対策債分を公債費比率及び起債制限比率算出の分母となる標準財政規模、いわゆる標準財政規模というのは、標準税収入に普通交付税を合算したものでございます。この標準財政規模並びに経常収支比率算出の分母となる経常一般財源に含めた場合と含めない場合で試算いたします。

13年度は、公債費比率におきましては、含めた場合が17.8、含めない場合は18.2、それから起債制限比率、これは3カ年平均での数値でございますが、含めた場合は10.5、含めない場合は10.6、それから経常収支比率は、含めた場合89.3、含めない場合は91.2ということに試算しております。ただ、経常収支比率につきましては、当初予算での試算でございます。

そしてまた、今は13年度申し上げましたから、参考までに14年度の見込みを申し上げますと、公債費比率におきましては、含めた場合18.2、含めない場合19.0、起債制限比率、3カ年平均で、含めた場合10.8、含めない場合11.0でございます。

そして、15年度には、公債費比率は含めた場合18.7、含めない場合は19.4、それから3カ年の起債制限比率は、含めた場合11.5、含めない場合は11.9と考えております。そういうふうに見込みを持っておるわけでございます。元利償還金の全額が交付税に算入されるというものの、各種比率が上昇していくとなれば、当然にしまして、投資的事業を抑制して、起債発行額も抑制せざるを得ず、これによって社会資本の整備がおくれ、さらに地域経済の停滞を招くおそれがあると懸念しているところでございます。

加えて、本市におきましては、百年の大計であります、駅前中心市街地整備事業に多額の市債発行が予定されていることから、各種財政指標等が上昇すると見込まれるところであり、今後における財政運営がますます厳しい状況になると思っているところでございます。

いずれにいたしましても、財政指標等の算出に当たりましては、今後国から何らかの基準が示されると思いますが、今後の財政運営に当たりましては、中央工業団地への企業誘致やら、あるいは西根、下釜、木の下地区の土地区画整理事業に引き続き取り組むとか、あるいは税財政基盤の充実を図るということを考えるとともに、新たに投資しましたところの駅前中心市街地とか、あるいはクア・パークの跳ね返りとかということを考えあわせるとともに、行財政改革を引き続き積極的に推進して、経常経費の節減を図り、各種施策の優先順位について、厳しい選択をして、財源の計画的、重点的な配分に努め、さらに繰上償還も継続的に実施して、財政指標等の推移を注視しながら、財政運営を行ってまいりたいと思っているところでございます。

次に、バランスシートについての御質問にお答えいたします。

地方分権の時代を迎え、行政と住民はともに手を携え、自己決定、自己責任のもとに、まちづくりを進めていく必要があります。自治体は自己の財政状況を総合的に分析し、まちづくりの実現に向け、堅実な財政運営を行わなければならず、同時に財政状況を住民にもわかりやすく説明する責任が、これまで以上に求められております。

そのため、本市におきましても、予算、決算、財政状況につきまして、地方自治法の規定に基づき、毎年6月 及び12月に財政説明書の公表を市報で行っているところであります。 そうした際に、バランスシートを作成し、公表してはということになるわけでございますが、地方自治体会計は、御案内のように取引に関する現金の出納を記録する単式簿記が採用されておりますが、将来的な収支を見通す概念がないこと、またストックに関する財務データが欠如していることなどから、資産の管理運営には有効でないと指摘されております。

これに対し、民間企業が決算発表の際に使用するバランスシートでは、資産や負債、資本のストック情報が明らかになるメリットがございます。ただ、自治体運営と企業活動で大きな違いがあるわけでございまして、行政は住民福祉の増進を目的としており、利益の概念を持たないものでございます。企業が利益を追求するために、弾力的な財務活動を認めているのに対し、税収を活動資源とする自治体というものは、議会で予算を議決しなければならないという制約がございます。このため、自治体の経理は、予算を適正かつ確実に執行するための現金主義をとるのでございまして、企業の方は発生主義でございます。

こうした自治体と企業の会計の違いはあるものの、資金の調達と使途の関係を明らかにした合理的な経営管理 に役立てるためのバランスシートというものは、税金の効率的な運用が求められる自治体の財務運営にも役立つ ものと評価しているところでございます。同時に、資産と負債を一定基準で算出し、明らかにすることによりま して、将来にわたる負担がどうなるのか、政策の成果に関する費用対効果がどうなのかと。将来の展望や政策評 価などにも活用でき、また職員のコスト意識の醸成につながるものと考えております。

これまでは、バランスシートの作成については、自治体ごとに作成基準がまちまちで、類似団体との比較が困難という問題がありましたが、昨年、自治省、今は総務省でございますが、から、地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書が出され、統一基準が示されました。御案内かと思います。それ以来、全国的に作成・公表する自治体が多くなったわけでありますが、全国的な基準で、全市町間で財政分析の比較ができるバランスシートを作成し、企業会計的な視点に立った財政分析を行い、住民にわかりやすく公表することは、大変意義のあることと思っております。

本市の取り組み状況でございますが、統一基準で基礎数値とした昭和44年、1969年以降の決算統計データについては、ほぼ入力を終えており、今後直近のデータを入力した後、分析等の内部手続を経て、早い機会に公表したいと考えております。

また、統一基準に基づき作成し、公表を終えた自治体においても、バランスシートの有効性や活用方法について、財産台帳との整合性の問題など、検討する事柄が多いと聞いておりますので、バランスシートの活用方法を含め、より適切な財政分析のあり方について、今後とも継続的に検討を加えていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 大変詳しくお答えいただきましてありがとうございました。

私も、20%を超えないなということで、臨時財政対策債を入れても、入ったときと入らないときで、それでも 15年の19.4だというようなことで、大変うれしく思っておりますし、安心したところですけれども、市民の方は ほとんど駅前開発 140億かかるんだということも御存じでしょうし、そういう面ではこれを、今までの市報を見ますと、過去の実績は載せてありますけれども、この先どうなるんだというのが、いまだかつて見たことがない というのが私の記憶なんです。そういう面では 1 間で申し上げたとおり、やはり前向きに示すのが、 5 期目の市長のやった方が、市長に対して全面的に信頼している方に対する礼儀といいますか、その方が市民が安心するのではないかというのが、私の基本的な考え方でございます。

この前、県内の44市町村の99年度における財政指標が全面的に出ておったようですけれども、そこでいきますと、寒河江市はちょうど、全体から見ると悪いんですけれども、13市の中では6番目、7番目ということで、ちょうど中間ぐらいに位置しているのかなと。

したがって、どこの自治体も同じ国の政策でやってきたわけですから、同じ状況のような苦しいところにある んだなということで、理解はしております。

私の一番申し上げたいのは、こうなるよということを示すことによって、駅前開発等に関する、あるいはチェリークア・パークに対するものが、市民の方が非常に前向きになってくるんでないかなと。確かに苦しいけれども、このぐらいでいくんだよというのを示すべきだということで、私申し上げたところですので、その辺御理解いただきたいなというふうに思っています。

それから、駅前開発なんですけれども、まだ我々寒河江市の場合はそう変動もないように見えていますけれども、いわゆる駅中心あるいは中心商店街が、じり貧状態になってきてから長いわけですけれども、都市型では郊外が、今現実にだめになってきている状況なんですね。というのは、寒河江も郊外に相当出ておりますけれども、なぜ出ていくのかといったら、駅中心の土地の単価と郊外の土地の単価が違うから発展していくんであって、ところがいざこういう少子・高齢化になれば、中心から離れたところで果たしていいのかというようなことで、逆に都市型ではだめだというようなことで、今中央に戻ってきている。

したがって、寒河江市で百年大計でやっている駅前開発が、そろそろ当を得てくる時期に入るのかなということで、喜んでいるわけですけれども、それにしても、やはりこのぐらいで終わるんだよというものを、数字を示していただきたいなというのが、私の本当の気持ちであります。

それから、私の直感的なものですが、今まで市長の政策でやってきておりますので、バランスシートをつくれば、意外にいいのではないかなというふうに、私なりに思っております。それだけいろいろと投資してきているわけですから、それが価値としてあらわれているというふうに見ております。チェリーランドあたりを、あの当時やったときと今の時点で見ますと、かなりの評価が上がっております。と同時に、当初12.5%の市の出資金が、そのときはマイナスだったわけですから、いわゆるチェリーランドの会計年度そのものは赤字だったわけですから、それが今や3億近く純資産として増えている。という面から見ても、私はバランスシートは非常にいいのではないかなというふうにとらえております。

そんなことで、これから前向きに、市長おっしゃっておりましたので、検討されるようにお願いしたいなと思います。

先ほど市長も言っておられたようですが、市報を通じて、6月と12月に財政状況そのものの指標を表現しておりますけれども、そのときにでも、これから3年後、このぐらいの推移でいくと。それは、市民がみんなわかっているはずですので、今寒河江市が大型プロジェクトを抱えて、それは将来の寒河江市を展望しているものだというふうに理解しているわけですから、前向きに発表してくださるようお願い申し上げて、私の質問を終わりた

いと思います。いろいろありがとうございました。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号6番について、4番石川忠義議員。

〔4番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は、緑政会の一員として、通告番号に従って質問させていただきます。

21世紀の幕あけは辛巳年に当たり、国民は期待に胸を膨らませて、希望に満ちた新年を迎えました。今年こそは、景気回復の年と期待しましたが、政局は新年早々、疑獄事件等が発覚し、重ねて景気動向も芳しくなく、ついに完全失業率過去最高の 4.9%、前年同月比 8 万人増の 317 万人と、5 カ月連続で増加しております。株安に政局の混迷で、今後政局の動向は、予断を許さない状況になっております。

さて、市長は、昨年12月の市長選挙において、5期目の当選を果たし、市民の方々から万雷の支持を得ました。 私ども誠和会は、全面的に御支持をさせていただき、もって市民の福祉向上と市政発展のために、大いに議論し、 愛郷、無限の精神をもって、事に当たりたいと、心新たにいたしました。

市長は、平成13年度市政運営要旨の冒頭、20世紀と21世紀の両世紀にかけて、市政を預かる重責を一層清新な気持ちで、誠心誠意努力すると、力強く決意を述べられました。行政に停滞は許されません。なお一層の御精進をお願いいたすものでございます。

まず、通告番号5番、第19回全国都市緑化やまがたフェアについてお伺いいたします。

第19回全国都市緑化やまがたフェアの設立会議と、第1回総会が昨年5月10日開かれ、開催計画などを承認して、本格的な準備に着手し、これを受けて、本市におきましても、昨年7月24日、推進委員会を発足、会長に佐藤市長を擁立して、市役所前にPR広場を造成し、スタートいたしましたが、開催まで1年余りとなりました。

そもそも全国都市緑化フェアの目的は、開催要綱の第1条にありますように、都市緑化意識の高揚、都市緑化 に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力により、都市緑化を全国的に推進し、 もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与するものとあります。

さて、本市においては、第4次振興計画を21世紀への橋渡しとなる新しいまちづくり計画として、平成8年4月に策定、ことしは折り返し点、すなわち後半のスタートとなる年であります。

その中で、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズにし、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江が、本計画の将来都市像であり、実現に向けて着実に諸事業が推移いたしておりますし、駅前開発事業も大詰めに差しかかり、緑化フェアに向かって、集大成しつつあります。

その実績が認められ、平成8年には山形県道路愛護等功労者感謝状、第4回やまがた景観デザイン賞、山形経済同友会奨励賞、11年には建設省東北地方建設局長賞、第36回全国花いっぱいコンクール自治大臣賞、12年には都市緑化基金賞、全国花のまちづくりコンクール最優秀賞である農林水産大臣賞と、数々の大賞に輝きました。

今まさに、21世紀は環境の時代、自然との共生の時代であります。なかんずく、全国都市緑化フェアが本市の最上川ふるさと総合公園において開催されますことは、最もふさわしい千載一遇の好機であり、寒河江市全部を全国に発信する機会をとらえた全国的な大イベントの開催を、全市民が大いに期待しておりますし、景気が低迷している折、経済波及効果は大なるものがあります。

緑化フェアの第1回開催は、1983年大阪府が会場となり、東北では1989年、第7回開催の仙台市でありました。 全国規模の催しで、本県が20回以内で開催されますことは、さきに述べましたような数々の実績と市民のまちづくりに対する熱意が功成り名を遂げたものであります。ここに至るまでにはさまざまなハードルを乗り越えてきたことは、察するに余りありますが、市民の方々はもちろん、市長をはじめ職員の方々、関係者の御努力に敬意を表するものであります。

川端康成の作品の一節に「伊豆は風景の画廊である」というくだりがあります。19世紀、山形を訪れたイギリ

スの女性旅行家、イザベラバードは、山形を「東洋のアルカディア」と表現いたしました。差し詰め、寒河江は 「花と緑のアルカディア」とでも言われるでしょうか。

やまがたフェア開催テーマ「四季感動 花のやまがた 緑の暮らし」のとおり、寒河江の原風景を守りながら、 そこに住む人々の心と触れ合うことこそが、全国からのお客様に心のこもったおもてなしとなり、満足していた だけるものとなります。

山形県においても、13年度予算に環境浄化や、地域文化の創造を目指し、県民運動を展開する美しいやまがた 創世事業が新設され、新年度活動主体となる全県組織を設け、最上川創世プランを策定、ますます最上川と県民 の結びつきが大きくなります。

私は、この緑化フェアの成功を願う一議員として、以下の質問をさせていただきます。

まず、全国都市緑化やまがたフェアが本市を主会場に行われますが、そのために今までの寒河江の行政が集大成となってあらわれてくるわけですけれども、市長の所信をお伺いいたします。

次に、寒河江会場の基本設計計画図ができておりますが、全体構想の進捗状況と今後の進め方及び寒河江会場と新庄会場のモチーフの違いをお伺いいたします。

また、小学校出展花壇についてでございますが、本県の小学校全校が出展することになっていますが、どのような手法で参加するのか、管理面ではどうするのか、また基本計画によりますと、中学校出展花壇が寒河江会場にはないようですが、どうしてなのか、お伺いいたします。

次に、緑化フェア期間中の交通緩和策についてお伺いいたします。

例年、さくらんぼ祭りの期間は、市内の交通渋滞は相当なものです。加えて、緑化フェアが重なりますので、 相当な渋滞が考えられます。

例えば、旧 112号線石山鉄工所前交差点の北進右折車線がないため、現在でもラッシュ時には大変な渋滞になります。フェアのアクセス道になっている場合は、右折車線の新設が必要と思われますが、御所見をお伺いたします。また、長崎橋までの4車線化の見通しも、重ねてお伺いいたします。

今、全国的に、中心街の魅力的な商店街を形成するために、渋滞のない道路環境や、駐車場を整備して、いわゆるパークアンドライド方式を導入しようという機運が高まり、一部の都市では実施されております。この方法は、御承知のとおり、市街地に自家用車を入れないで、郊外に駐車場を造成し、シャトルバスで市街地に入るシステムです。山形県がこのほど行った21世紀の山形らしい都市づくりの調査結果からは、中心市街地の活性化対策については、何らかの対策が必要との声が7割を占めております。緑化フェア会場に駐車場を設けてありますが、収容台数はどのくらいなのか、お伺いいたします。

私は、会場内に駐車場を造成することに異論はございませんけれども、満車になった場合、会場へのアクセス 道が渋滞するものと思われます。それを解消するには、会場外の隣接地に、それ相当の駐車場を設置し、シャト ルバス的な方法で輸送する方法も考慮しなければならないと思います。

また、JR利用者のため、JR寒河江駅より会場まで、また最寄りの天童駅より会場まで及び交通弱者のために、緑化フェアの期間中、フェアを盛り上げるためにも、寒河江~新庄間のシャトルバスの設置が望まれると思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、最上川水辺プラザ整備事業により進めてきた、河川空間整備が完成する予定であります。平成11年6月 議会において、同僚議員の新宮議員より御質問があった舟運については、緑化フェアを目指してスタートするよ う努力したいとの答弁でありました。

しかし、本年1月6日付の山形新聞には、カヌー基地整備をして、カヌーの基地として売り出そうという構想 が報道されております。舟運の構想はどうなったのか、具体的な御所見をお伺いいたします。

最後に、開催期間でありますが、寒河江会場の場合、6月15日から8月11日まででありますが、すぐお盆がまいります。毎年、お盆には帰郷する方がたくさんいらっしゃいます。せっかくつくった会場でありますので、お

盆の期間中、見学できるようにとの要望が大でありますので、延期できないものか、お伺いいたします。

次に、通告番号6番、市民の健康づくりについてお伺いいたします。

介護保険制度がスタートして、はや1年が経過いたしました。2月1日現在、本市には高齢者の方が9,932名であります。本市人口の22.5%、実に4分の1の方が高齢者であります。そのうち、介護認定者は1月末で900名の方がおりまして、高齢者人口の約9%を占めております。この方々は、20世紀の歴史変遷の中で、生きるために一生懸命であり、今でいうスポーツ行政の恩恵には預かれませんでした。だれでも、生涯だれの手も借りず、元気に生きたいと思っております。私の母親も、9年間介護しましたが、「申しわけない」と、いつも口癖のように言っておりました。本人にしてみれば、心中いかばかりなのかと心が痛みました。

また、家族全員にとりましても、大きな負担になります。介護保険ができたからといって、それらを全部解消してくれるわけではありません。そのような高齢化社会を迎える中で、社会全体で介護を支えるということになったわけであります。

本市でも、ハートフルセンターを中心にして、さまざまな施策を立て、高齢者の健康保持に成果を挙げております。私は、健康寿命ということを訴えております。それは、言葉のとおり、寿命の尽きるまで、人間は心身ともに健康でありたい、あるべきとの願望があります。人間としてだれでも願うことであり、心がけによっては、実現される可能性が非常に高いということです。

一昔前は、一般市民がライフスタイルの中で、ジョギング、テニスなどの有酸素運動を組み込んで、いかに安全にスポーツ活動を行うかがテーマでありました。しかし、最近、高齢化社会を迎えて、スポーツの概念が拡大され、特にウォーキング、水中運動、ダンスなどの身体運動にまで、広くその価値が認められるようになってきました。

さて、毎年6月になりますと、日本一のさくらんぼのふるさととして、さくらんぼ祭りが盛大に行われます。 さくらんぼ祭りにはいろいろなイベントがありますが、さくらんぼマラソン大会は、全国的に人気のあるイベン トの一つに育ちました。私も、当初から出場し、子供と一緒に2キロメートルの親子マラソンにも、長らく出場 しました。そんなことがきっかけでジョギングを始めましたが、子供も親離れし、また10キロメートルのマラソ ンに出場したのですが、その後、いろいろ都合で、今は出ておりません。

ここ数年、散歩程度のウォーキングをやり始めました。早朝とか夜歩いておりますと、随分多くの人がウォーキングを楽しんでいることがわかりました。犬を連れている人、御夫婦の人、親子連れの人、また高齢者同士の仲間、歩こう会のメンバーの方と、多くの人が健康プラスアルファを求めてやっております。

我が家にも、通信販売で買い求めた健康器具があります。中にはルームランナーもありますが、いつの間にかほこりをかぶって、しばらく使用しておりません。聞くところによると、私のところばかりではないようでございます。

いつも心の中では健康体でありたいと思いつつ、ついつい目的がなくなりますと、不健康体への道を走りがち になります。

そこで御提案申し上げます。

さくらんぼ祭りのイベントの中に、全国都市緑化やまがたフェア開催を記念して、(仮称)さくらんぼウォーキング大会を発足させ、緑化フェアを盛り上げると同時に、ウォーキングを愛好している方々に目的が持てるように、ぜひ実現していただき、目標は全国大会にまで育てて、寒河江市の活性化と市民の健康づくりに寄与できるまでに成長させることであります。

私の体験上、健康を堅持するには、まず無理をせず楽しんで持続させることであります。「継続は力なり」の言葉がありますが、継続することに苦痛を覚えるときは長続きしません。ほんの少しの運動を楽しんで継続することにより、心身の健康が守られるものと思われます。

それには、どんなスポーツにもルールがあります。ウォーキングの講習会等、いろいろな立ち上げ方をしなが

ら、老いも若きも全市民が参加できる大会を実現していただきたい。スポーツ振興の中にもありますように、学校5日制の実施による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への市民意識の変化の中で、せっかくせせらぎと花が織りなす潤いのある都市環境の整備をした美しいロードがたくさんできるわけであります。緑化フェアを一つの契機に、リピーターをどしどし迎えられるように実現していただき、健康寿命を伸ばしていただきたい。市長の御所見をお伺いして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、全国都市緑化やまがたフェアについてでございまして、やまがたフェアについては、既に詳しく御案内かと思いますけれども、改めてちょっと申し上げたいと思います。

国土交通省の提唱のもとに、窓辺に花を街に緑をを合言葉に、自然を大切にしながら、暮らしの中に生かしてきた緑の文化と知恵、家庭や身近な環境における花と緑の楽しみ方、そしてライフスタイルを提案するところの国民の花の祭典でございます。

第19回になるわけですが、全国都市緑化やまがたフェア、愛称はやまがた花咲かフェア'02でございます。御案内のとおり、主会場としては、チェリークア・パーク内の最上川ふるさと総合公園の 7.6ヘクタールを会場演出エリアといたしまして、関連会場として、寒河江のハイウェイオアシス及び民活地域の28ヘクタールを含めました、総面積約36ヘクタールにおきまして、さくらんぼシーズンの6月15日から8月11日までの58日間開催されるわけです。

この緑化フェアの運営・実施につきましては、主催者である山形県、寒河江市、新庄市、財団法人都市緑化基金及び県内の各種関係団体等で組織するところの第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会を昨年5月10日に設立しておるわけでございまして、その一連の準備を進めてきているものでございます。

寒河江市におきましても、市民を挙げて魅力と感動に満ちたフェアとするため、行政機関、経済団体、緑化関係団体、市民団体等、各界各層の代表 212名の委員で構成する第19回全国都市緑化やまがたフェア寒河江市推進委員会を昨年7月24日に設立したところでございます。そういうフェアでございます。

それに対する私の考えておるところでございます。

1つは、美しい交流拠点を目指して、まちづくりを推進してきた本市にふさわしいフェアでございます。これまで整備に努めてきたハイウェイオアシス、あるいはクア・パーク、そしてまた県の公園に、ぜひとも全国的なイベントとして誘致していきたいものだということが成就しただけに、本市のみならず、本県の活性化に大きくプラスになることを期待しておるわけでございます。

そしてまた、本市を県内外にアピールする千載一遇のチャンスとしてとらえまして、会場地の景観を生かした 寒河江らしいフェアとしまして、情報を発信してまいりたいと考えております。

また、会場内外におけるところの各種のボランティア活動、グランドワーク手法によるところの市民花壇の制作、そして学校、企業による出展、個人による出展、花と緑の知識を習得する体験型教室など、子供たちからお年寄りまで、全市民が参加する取り組みと、それから緑化フェア開催による各種の活動が一過性とならないよう、終了後においても「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」のさらなる発展が図られるようなフェアにしてまいりたいと考えております。

そして、本市の特産物のさくらんぼ、農産物、地場産品、観光産業、新たな特産品の開発等によりまして、あらゆる産業の活性化を図り、次世代の発展基盤に、新しい世代の発展基盤に位置づけられることを期待しておるわけでございますし、来場者に心のこもったおもてなしで歓迎しまして、寒河江市を訪れるリピーターの増加につなげてまいりたいと考えております。

これらを推進するために、先ほども申し上げましたように、推進委員会委員で構成するところの6つの専門委員会を設置するとともに、専門委員会の事務局レベル職員で構成するところの専門部会というものも設置したところでございます。強力な取り組みを展開してまいっておるところです。

次に、寒河江会場の進捗状況について申し上げます。

会場の整備は、公園事業で整備するものと、それから緑化フェア実行委員会で整備するものに大別されます。

公園事業で整備される主な施設は、公園センターハウス、トイレ、あずまや、駐車場、上下水道、池、それから高木植栽、園路等があります。既に公園敷地の造成とセンターハウス建設、それから駐車場、そして高木植栽の一部の工事が発注されております。

残りの施設につきましても、雪解けと公園の敷地造成を待って、発注される予定でございます。

それから、実行委員会で整備する主な内容は、祭事ステージ、サービステント、物販・飲食店舗、案内所、仮設トイレ、メーンゲート、屋内屋外テーマ展示、花の植栽等を予定しておりますが、これらの内容につきましては、現在県の実行委員会において、実施計画を策定中であり、この実施計画に基づいて、総合公園事業との調整を図り、平成13年度から本格的に整備工事が実施される予定になっております。

また、花壇に植栽する花苗や、屋内屋外展示の種材についてでございますが、バラやさくらんぼ、ブルーベリー、桃などの果樹、それから宿根草、ギボウシなどについては、地元生産者からの調達を、一・二年草については、山形県の鉢物協議会と調達の話し合いを行っているところでございます。

次に、寒河江会場と新庄会場の、会場別の展開方針でございますが、既に御案内かと思いますが、寒河江会場につきましては、四季の花、豊かな実り、感動のオアシスを演出テーマとします。月山の雪、蔵王、朝日連峰、葉山の緑、悠々と流れる最上川を背景に、四季の彩りと自然の恵みを花で表現し、潤いある暮らしを提案する内容となっております。

また、展開の方法といたしましては、山形の四季のすばらしさを豊富で多彩な花を用い、光や五感に訴えるような会場づくりを行うとともに、花と緑の一大産地という寒河江の特色を生かし、会場での感動、体験、実践となる演出を考えております。

一方、新庄会場でございますが、花と緑の暮らし、環境にやさしいまちを演出テーマといたしまして、最上地区の豊かな自然を再認識するとともに、花と緑の共生を目指し、環境にやさしい暮らしを考える会場づくりを行うとしております。

また、展開方法といたしましては、最上地区のコンセプトである、エコポリスの実現を目指し、花と緑に触れ合い、環境にやさしい暮らしを考える契機となるような会場づくり、演出を考えております。

このように、両会場の特性を充分に生かしながら、緑の保全と魅力ある花、緑空間の創出を、来場者に訴える 会場づくりを展開してまいりたいと考えております。

次に、小学校出展花壇についての御質問がございました。

出展方法、花壇の管理面については、市内の全小学校も含め、県内小学校 200基のコンテナガーデンによる出展を計画しているところでございますが、これらのコンテナについては、花や緑を愛する心をはぐくむことを目的としまして、各学校単位に、それぞれごとに制作し、会場地まで実行委員会において運搬し、展示する予定としております。

また、小学校花壇、大学花壇は両会場に展示することになっていますが、高校花壇は寒河江会場に、中学校花壇は新庄会場に展示する計画としております。

この中学校花壇の制作につきましては、県内の中学生に花壇のデザインを募集し、優秀な作品2点程度を選び、花壇を制作することとしておりますが、市内の中学校の生徒については、これまでフラワーロード、それから花いっぱいまちづくり、学校内の花の植栽と維持管理を、学校を挙げて展開していただいており、花、緑への関心が高くなっております。さらに、各学校とも緑化フェアに対する参加機運も高まっておりますので、寒河江会場に市内中学校の生徒による展示花壇を設けていただくよう、県の実行委員会と調整してまいりたいと考えております。

また、これらの植物については、基本的には実行委員会での管理となりますが、児童・生徒がみずから植栽したことで、花への愛着心が高まることなどから、遠足、校外学習の場として会場を訪れていただき、これらの機会に花柄つみや除草などの管理面でのボランティア活動もぜひ実践していただきたいと考えております。

次に、緑化フェア会場に通ずるところのアクセス道路の問題にお答えいたします。

国道 112号を通って、山形方面からおいでになる方への会場までのアクセスルートとしましては、1つとしては、山形自動車道を利用する方法と、2つ目は国道 112号を利用する方法がありますが、国道 112号を利用した場合については、寒河江バイパスから、県道元町高屋線を通るルート、いわゆるこれはヤマザワ前の通り、それから中山町において左折し、主要地方道天童寒河江線を通り、平塩地内で右折し、主要地方道寒河江西川線の高瀬大橋を通るルートを計画しております。

これらのアクセスルートに誘導するため、要所要所に案内看板を的確に設置し、スムーズな誘導を図ってまいりたいと考えており、石山鉄工所付近の交差点に、車が集中しないような交通体系としてまいりたいと考えております。

それから、 112号寒河江バイパスが4車線になるのかどうかという御質問でございます。

現在のところ、緑化フェア開催前の整備予定は聞いておりませんが、外回り環状道路網を形成する骨格道路として位置づけている 112号寒河江バイパスですから、今後とも国土交通省へ4車線化について要望してまいりたいと考えております。

それから、駐車場についての質問がございました。必要駐車台数は、最大入場者ピーク日の想定数値をもとに 算出しております。過去に開催された緑化フェアや博覧会などの実績から、最大ピーク日入場者数及び交通手段 別分担率を求め、平均乗車人員等を考慮して、必要駐車台数を算定するわけでございます。

寒河江会場における最大ピーク日の入場者数は1万 7,700人、このうち乗用車利用者が全体の72%を見込んでおります。したがいまして、これらの必要駐車台数が最大で 1,600台と計画しております。

駐車場の配置については、公園駐車場とサービスエリア第2駐車場を効率よく活用するとともに、最上川ふるさと総合公園の歴史の丘、それから会場周辺、会場周辺というのは、県の公園の会場の狭い意味でございます。クア・パーク全体ではございません。会場周辺の民活地域の未利用地にも仮設の駐車場を設けまして、2,000 台程度の駐車場を整備する計画としているわけでございます。

それから、会場外、いわゆる県の公園と民活のクア・パーク以外に駐車場を確保して、シャトルバスの運行の 御意見があったわけでございますが、この会場、そしてクア・パーク以外の場所に臨時駐車場を配置することは 考えておりません。

それから、JR利用者及び交通弱者のため、寒河江~新庄間のシャトルバスはどうかという御意見がございました。寒河江~新庄会場間の片道の距離が約55キロでございます。所要時間をはかりますと、約1時間15分、往復で2時間30分もかかる現状でございます。過去のフェアでは、これだけの遠距離をシャトルで結んだ実績はありません。

やまがたフェアにつきましても、入場料が無料であること、1日に2つの会場を見ていただくには時間がかかることなどから、県の実行委員会においては、両市を結ぶところのシャトルバスの運行は考えていないところでございます。

なお、県の実行委員会においては、寒河江駅と会場間のシャトルバスについては計画しているようでございます。

寒河江~新庄会場間の交通手段としては、寒河江駅と会場間のシャトルバスを利用して、寒河江駅からJR左 沢線、山形新幹線を利用する手段というのと、それから既存の寒河江天童間の路線バスと山形新幹線を利用する 手段などがあるわけでございます。

両会場のシャトルバスの運行については、民間のバス会社運営による有料の運行なども考えられますので、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

それから、お盆期間中の会場見学といいますか、この御質問がございました。もちろん緑化フェア終了後になるわけでございます。お盆に帰郷された方々がお盆期間中に会場を見ていただければと私も考えているところで

ございます。

会場の仮設施設の撤去、花の維持管理、運営方法等の課題がございます。可能な限り、実現に向けて、県の実 行委員会に要望してまいりたいと、このように思っております。

いずれにしましても、今申し上げましたように、開催まで残すところ1年余になったわけでございます。いろいるな準備体制として、市民に対して緑化フェアの開催機運の高揚と啓発、会場内外で活躍するボランティア組織の確立、学校、企業、家庭における緑化活動のさらなる推進、地元特産品の開発、郷土芸能や各種文化団体の祭事への取り組みなど、積極的に推進していただき、緑化フェアの成功に向けて邁進したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次には、最上川の舟運の問題でございました。お答えいたします。

平成6年4月に、大江町、中山町、そして本市の1市2町からなる最上川活用地域活性化推進協議会を設立しまして、舟運の実現の取り組みを行ってきたところでございます。舟運実現のためには、護岸整備と環境整備がまずもって必要なわけでございます。

協議会は、発足以来、舟運実現のため、国に対し、国の直轄河川である最上川の整備について要望してまいりました。

その結果、平成9年1月に最上川水辺プラザ整備事業として登録されたわけでございます。9年7月には事業 化に向けて、現在の国土交通省の事業指定を受けたところでございます。

以上の経過をたどりながら、平成10年度に大江町の柏陵地区において、親水護岸整備と周辺の河川環境整備が施行され、11年度には本市のチェリークア・パーク内の親水護岸整備と環境整備が施行されました。そして、平成12年度中には中山町の整備が完成する予定でございます。

その間、平成11年度に、国土交通省により、河川の状況調査が実施され、その結果が平成12年、去年7月5日 に開催されました、最上川活用地域活性化推進協議会に報告されたところでございます。

大江町から中山町に至るまで11キロメートルの区間がございます。その区間には、水深不足や水面幅の不足、障害物による川の航路の確保が難しい箇所が14カ所確認されました。また、これらの解決策としまして、河床の掘り下げや障害物の除去などの方法が挙げられましたが、新たに掘り、掘削した場合は、出水のたびに埋め戻されてしまうことや、魚類の産卵や取水活動への影響が出るという新たな課題が生じるという報告がなされたところでございます。

以上の報告を受け、検討した結果、大江町から中山町までの一貫した舟下りの舟航は難しいとの結論になりました。

しかしながら、水辺プラザ整備事業でつくられた船着き場の利用について、大江地区は大江地区、寒河江地区 は寒河江地区、中山地区は中山地区で、おのおの周辺での舟遊びやレジャーカヌーなどの利活用を図ることとなったものであります。

また、せっかく国土交通省から整備していただいたものでありますので、平成13年度予算に出しておりますように、最上川水辺プラザ整備事業完成記念事業を取り組んでまいりたいと考えております。7月7日の川の日にグランドオープンし、次の8日にカヌーによる川下りや手こぎゴムボートによる川下り大会、最上川討論会などを協議会が実施主体となり、国・県と合同で実施してまいりたいと考えております。

イベントを通しまして、協議会の目的にありますところの、最上川の河川空間を積極的に活用し、地域の活性 化を図ろうというものでございます。

次に、カヌー基地構想でございますが、本市としては、ニューレジャースポーツとして、静かなブームのカヌーを呼び込み、さらに寒河江西村山地域がカヌー競技の地域強化拠点整備地域指定を受けていることもあり、カヌーを通して、最上川の美しい景観に合った新たな魅力づけをしてまいりたいと考えいるところでございます。

具体的には、寒河江市都市計画マスタープランの中で、最上川緑地公園として位置づけておりますところの皿

沼地内堤外地に、多目的水面広場や多目的グラウンド、芝生広場などを配し、その中にスポーツ振興という観点から、カヌーの練習や競技ができる施設整備を図ってまいりたいということで、その実現に向けて、国土交通省など、関係機関及び関係団体と協議しながら検討しているところでございます。

次に、さくらんぼ祭りの中に(仮称)さくらんぼウォーキング大会、こういうものを新設できないかという御 質問がございました。

ウォーキングは歩くことそのものが大事な人間の文化としまして、1人または夫婦、親子、家族や仲間と無理 せずに街や野山を歩くものであり、手軽さと健康増進の効果が知られるようになってきておりまして、見知らぬ 人々がすぐに友達になれるのも魅力として、今では愛好者が全国で3,000万とも言われております。

県内では、山形、米沢、鶴岡、酒田、遊佐の各歩こう会、さらに奥の細道鳥海、蔵王こまくさの両ツーデーマーチ実行委員会が結集し、平成12年、昨年7月21日に、山形県ウォーキング協会というものを設立されております。約 1,000 人の会員が活動していると聞いております。

市内では、設立32周年を迎えました寒河江市民歩こう会が活動しております。「健康は足元から」「元気で歩こう」を合言葉に、月1回の例会を重ねまして、実施通算 352回、参加延べ人員1万 8,223名、総距離数 2,243キロメートルで、寒河江の駅から東京、岡山、四国1周をして広島に到着、九州へ邁進中でございますが、高齢者が中心となっており、競技的なウォーキングと異なる組織ではございますが、市内全域に組織を拡大したいと頑張っておるものでございます。

議員の御提言は、やまがたフェア開催を記念し、さくらんぼ祭りのイベントに、今言った(仮称)さくらんぼ ウォーキング大会を発足させ、緑化フェアを盛り上げるとともに、ウォーキング愛好者の目標となる大会として、 全国大会まで育て、本市の活性化と市民の健康づくりを図ってはということでございます。

この市民の健康づくりのウォーキングから申し上げますと、ウォーキングを正しく理解し、体験していただくために、平成13年度において体育振興公社の軽スポーツ教室の新規事業としまして、ウォーキング講習会を企画しております。市民の積極的な参加を呼びかけ、愛好者の拡大と健康づくりを図ってまいりたいと考えております。この事業において、歩くことの楽しさ、運動する喜びを知り、異年齢異なる年齢の人たちとの交流が深まり、ウォーキング人口の増加につながり、ウォーキング大会開催の機運が盛り上がればと期待しておるところでございます。

さくらんぼ祭りのイベント関連で申し上げますと、さくらんぼ祭り開催中には、さくらんぼ祭り実行委員会として多くの事業に取り組んでおります。御案内のように、スポーツではさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ弓道大会、そして平成11年度に開催されましたスポーツレクリエーション祭のポストスポレク祭として、さくらんぼの里バウンドテニスシングルス大会が昨年11月に実施されております。本年度から祭りの期間中に実施することになりました。

いずれの大会も、競技団体が実行委員会等を組織いたしまして、大会運営の中心となり開催していることから、 大会の実施に当たりましては、主催団体の条件整備が必要となり、大会運営面においても、資金面においても、 実施可能な環境を整えることが重要となってまいります。

全国から多くのお客様をお迎えしまして、本市の歴史と文化を全国に向けて発信していく、この第19回の緑化フェア、やまがた花咲かフェア'02との関連では、緑化フェアの行催事の中に、ウォーキング大会を組み込むことは困難な段階に来ておりますが、記念事業や協賛的な大会として実施することは、今後十分検討してまいりたいと存じますが、今申し上げましたように、実施主体となる競技団体の整備が重要となることから、最初から高度な目標の大会ではなく、記念大会として位置づけ、講習会などを実施する中から、愛好者の機運を高め、気軽に参加できる大会としまして、そして全国的な認定が受けられるような大会に育てていくことが望ましいと考えております。

同時に、恵まれた本市の条件を生かしたコース選定とか、あるいは距離や安全対策など、歩く楽しさが体験で

きるよう、市民歩こう会や県ウォーキング協会などの関係団体とも十分な連携をとりながら、検討を進めていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 丁寧なる御答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁の中で、市長は今まで第4次振興計画の中でもうたっておりますように「花と緑・せせらぎ」 を寒河江の顔に備えたわけでございまして、それが緑化フェアの実現ということで、非常に市民ともども成功さ せたいというような気持ちであるということがわかりました。

いろいろ答弁もあったわけでございますが、まず全体構想の進捗状況、本当にわかりました。来年の開会までには、準備万端整っているというような答弁でございますので、安心いたしました。

また、小学校花壇についてですが、44市町村の小学校が2つの会場に分かれて出展するようでございますが、本当に子供のころから花と緑に親しむということが、本当に幼児教育また小学校教育におきましても大事な教育でございますので、余り無理のないような計画の中にやっていただきたいというように思います。自分たちの学校でつくった花壇が全国大会の会場に飾られるということ自体が、非常に子供にとってもよいのかなというように思います。

また、中学生花壇についてですけれども、寒河江にはないですけれども、寒河江市内の3中学校の花壇もつくるように、実行委員会の方に要請するということでございますので、中学校だけをなきものにするということですと、非常に中学校の関係者の方もいろいろあると思いますので、その辺もぜひ実現すべく頑張っていただきたいと思います。

また、交通アクセスの関係でございますが、やはりいろいろ問題ありますけれども、その2カ月間の開催中、 さくらんぼ祭り、また山形でいえば花笠祭り、東北4大祭りがメジロ押しに来るわけでございまして、我々日常 生活で余り大きい影響が出てきますと、不満もありましょうし、何とか交通緩和対策、いろいろな方向で、いろ いろな想定をしまして、なるたけ市民生活に影響がないように、今後とも御努力お願いしたいと思います。

また、駐車場についてでございますが、最高1,600 台、また 2,000台の駐車場を持つということで、それなりの大きな駐車場がございますと、やはり来るお客さんも非常に安心してくれると思います。

ただ、会場近くのアクセスなんですけれども、高瀬大橋をわたって、会場に入っていくということなんですが、今でもわかるように、元町に行く交差点、あの辺が非常に込むのではないかと思われます。平塩、長生園の方からも入ってこられる道路はあるんですけれども、メーンはやはり山形天童方面から来るお客さんが多数と思いますけれども、道路標識も、緑化フェアに向けて、今年度はかなりの予算とっておりますけれども、標識だけで緩和されるものと、されないものがありますので、その辺の御検討もお願いしたいと思います。

期間の延長の問題ですけれども、市長も常々お盆の帰郷をなさった方にも、ぜひ山形の全国的なイベントを見てもらいたいという気持ちがあるようでございますので、ぜひ盆の期間中、16日ごろまでですか、帰省された方に、山形の発展したところ、寒河江市のこれまでの集大成の「花と緑・せせらぎ」の舞台をとにかく見てもらいたい。我々もそういう気がありますと、期間中はもちろんですけれども、お盆にもあるんですよということで、早目に連絡をされるということで、その辺も御尽力お願いしたいと思います。

また、言葉の中に、原風景とか、そういう言葉があります。このたびの施政方針の中には、寒河江の原風景という文言が新しく出てきたわけですけれども、私は原風景というものの言葉をいろいろ考えてみたんですが、辞書によりますと、原体験から生ずるさまざまなイメージのうち、風景の形というような、ある辞書にあったんですが、原体験というのはどういうものかといいますと、記憶の底にいつまでも残り、その人が何らかの形でこだわり続けることになる幼少期の体験という意味があるそうでございます。我々も小さいころ、おやじさんとか、じいさん、ばあちゃんとか、いろいろ教えたことが、今もって、習慣として残っているわけですけれども、今の子供はそのしつけが何だかんだと言われておりますけれども、原形にはそういう、原体験ということなんですけれども、それがあると思うんですね。

ですから、この緑化フェア、我々大人のお祭りも大事なんですけれども、子供に幼児教育から始まって、小さい子供、奥さんから、やはり緑化フェアに親しまれるような、そういうフェアにしていただきたいというふうに思うわけでございます。

原風景は、原体験と離れがたく結びついているというようなこともありますけれども、やはり寒河江の緑化フェアが歴史に残るような、そういうものに、やはり市長を先頭にして、我々も市民一体となって成功に導いていってもらいたいというように思います。

それから、市民の健康づくりについてということでございますけれども、今、いろいろ地区のスポーツ大会、 そういうふうなものを見てみますと、昔はハードなスポーツ大会、いわゆるソフトボール、野球、運動会でも走 るのを主に、いわゆる昔の体育教育ですね、そういうものの発想でやってきたと思うんですが、現在の寒河江体 協、西根体協も同じですけれども、非常に軽いスポーツを主とした、みんなが参加できて、余りけがのないよう な、そういう体育大会が始まっているわけでございます。

また、高齢者向きのスポーツということもあるわけでございますけれども、このウォーキングということも、私どもの若いときは、ただ走ればいいということで、がむしゃらに走ったときもありますが、やはり無理をすると、必ずどこかに障害が来るということで、私はちょっとひざを痛めて、ウォーキングに移ったという経歴がございます。

そういうことで、毎日毎日やらなくちゃいけないというような、そういうせっぱ詰まった運動ですと、非常につらいし、継続もしないということで、楽しみながら健康維持するには、そういうスポーツが非常にこれから盛んになるのではないか、そういう意味を持ちまして、寒河江市の中で、散歩を楽しんでいる方、ウォーキングを楽しんでいる方が非常に多くおるようでございます。そういう健康のもとになる足を鍛えるということに、これから目を向けてもらって、寒河江の、今までの美しい「花と緑・せせらぎ」の道路が、フラワーロードを初め、たくさん出てきているわけです。そういう美しい風景を見ながら、楽しく歩いて、健康を維持するということが、長い人生にわたって、歩くという習慣が、いろいろな病気から遠ざけていくのではないか。とりもなおさず、いろいろな財政問題がございますけれども、医療費の削減とか、そういうものも、年をとることによって、改善の方にいくのではないかというふうに思っております。

また、そういう大会をすることによって、全国から人を集めまして、経済波及効果にも、少しでありますけれ ども、よい結果をもたらすのではないかということを思っているわけです。

そういうことで、今後いろいろなイベントがあちこちであるかと思います。寒河江も、今までのイベントの中をまた見直して、新しいイベントをつくるということも、一つの方策ではないかというふうに思います。そういうことで、緑化フェア、また(仮称)ウォーキング大会、そういうことを今後、緑化フェアの開催を記念して、緑化フェアをやったという、何か歴史に残るようなものをひとつつくって、我々市民の花と緑に対する意識を、長く後世に伝えるようにお願いしたいと思います。

これで第2問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろ御提言がございまして、また私に対しての要望する点もいろいろございました。 緑化フェアでございますけれども、交通アクセスというものをよりよくしなくちゃならないんだろうと、来ている方が交通渋滞に巻き込まれた、あるいは道しるべがはっきりしなかったというようなことのないようにしたいと思っておりますし、またこの開催の時期までには、新しい寒河江の駅もできるわけでございますので、そういうこともアピールして、利用者に便利になるようにと、このように思っております。

それから、原風景の問題がありました。私も昨年壬生会場を見ておるわけでございますけれども、そこには田んぼがありました。かかしも立てられておりました。ヤギも鳴いておったわけでありますし、カボチャなどもころころ転がっておりました。それらを見ますと、やはり緑化フェアとはちょっと、今までの会場にないものがあるわけでございますけれども、私らのものといたしましては、やはり何かふるさとに帰ったような懐かしい思いがするわけでございまして、そういう意味からいきましても、やはり原風景というもの、寒河江らしさというものを出したような会場設営にしてまいりたいと、実行委員会の方にも話ししておるところでございます。これからなお一層、そういう寒河江らしさ、山形県らしさというものを出していかなくちゃならないと、こう思っております。

それから、ウォーキングでございますけれども、紅花の国体のときには、あれを記念しまして、剣道の方では 紅花旗争奪戦というものを創設しております。

そんなことから、何か今回の緑化フェアを記念してのものが、ウォーキングクラブといいますか、そういうもので実施してまいるとか、あるいはそのほかの団体で考えてもらうとか、いろいろやっていただければ、期間中に載せられるやつは載せていきたいと思いますし、あるいはずっと続くような記念のスポーツ大会というようなものをつくって、創設するというようなこともできないわけじゃございませんので、十分関係団体等においても、御協議いただきたいものだと、このように思っております。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 先ほど市長からも、原風景という意味の言葉をいただいたんですが、やはり風景だけではなくて、出会うということは、その土地の人の心に触れるということも、非常にこれは大事なことだと思うんです。やはり風景、いろいろどこに行ってもすばらしい風景があるんですけれども、特に緑化フェアの地元に来て、いろいろな土地に行って、その地元の人と触れ合う、商店に行って物を買う、宿泊施設に泊まる、そういうことの中で、本当に地元の人の心の暖かさ、そういうことがまた寒河江に来たいというリピーターとなってくるわけでございます。我々もいろいろなところに旅行行きますけれども、あと二度と行きたくないというのは、人の感情の問題でございまして、やはりその辺もこれから、寒河江の方は花を愛する人でございますから、非常に歓迎ムードで迎えてくれると思いますけれども、その辺の啓蒙も、ひとつこれからよろしくお願いしたいと思います。

最後に、健康の問題が出たんですけれども、市長さんはじめ、三役の方、非常に若々しく元気な御様子でございますけれども、常日ごろ何かやっているスポーツがありましたら、心がけていることがありましたら、お聞かせ願いたいということで、第3問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私は、スポーツで健康をよりよく維持するというようなことは全然やっておりませんので、御期待に添いたいところは山々でございますけれども、今のところございません。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時50分といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時50分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

髙橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、11番髙橋勝文議員。

〔11番 髙橋勝文議員 登壇〕

髙橋勝文議員本日、最後の質問者になります。

通告番号7番、8番につきまして、質問をいたします。

最初に、通告番号7番、国保事業につきましてお尋ねをいたします。

国民の医療費は毎年1兆円ずつ増加しているといわれております。その主な要因の一つとして、適確性には欠ける面もありますが、各種保険制度の高齢化の割合が増加することに伴い、負担を調整するため、1983年に老人保健制度を発足させた折の、この制度への各種保険機構からの拠出金が老人医療費の増加に伴って、年々ふえ続けていることだからと言われております。

介護保険の創設が準備された折に、厚生省において、国民医療費の高騰は、老人医療費の伸びが著しいのが大きな原因の一つであり、介護のための入院、すなわち社会的入院と呼ばれる入院を軽減することによって、大幅に医療費の伸びを抑制することができるとし、介護保険の導入に踏み切ったいきさつがあります。

しかし、御案内のように、官が企画立案し、試案、試算し、国民の同意を得てスタートした介護保険も、理想 とする域までには達していない実態のようであります。

当市の国保の12年度の決算見込みでは、世帯数 5,511戸、前年対比で 101.2%、医療分被保険者 1 万 4,264人、100.9%、うち若人被保険者 7,973人、98%、老人被保険者 4,436人、105.5 %、退職者被保険者 1,855人、103%となっております。

平成13年度計画におきましては、世帯数 5,662 人、11年度対比 214戸のプラス、医療分被保険者 1 万 4,417 人、 275人のプラス、うち若人被保険者 7,814人、 322人のマイナス、老人被保険者 4,702人、 497人プラス、退職者被保険者 1,901人、 100人プラスとなっております。

国保特別会計におきましても、歳出では12年度決算見込みで25億 8,300万、13年度の予算では27億 2,000万と、105.3%伸びて、11年対比、13年度では 111.7%と、13年度においては介護保険分も含みますが、年約 5.9%の伸びを呈する計画であります。

基金の保有高も13年度の計画でありますと、ふたたび11年度と同額となり、スイッチバックの見込みのようであります。

平成13年度の当市における国保事業において、新たに少子化対策の一環として、出産費資金貸付制度を創設し、 国保税の収納率の向上、被保険者資格の適用の適正化など、5項目にわたる重点目標を掲げ、取り組んでいく方 針のようでありますが、そこでお尋ねをいたします。

1つ、収納率が年々低下の傾向にあります。全国の市の中ではよい方に位置づけられておりますが、制度上からは 100%でなければ不平等であります。国保相談員制度を継続し、滞納者への臨戸訪問、広報、啓蒙、啓発活動を従来にも増して強化し、実践するようでありますが、収納率向上についての具体的な計画方策をお聞きいたします。

過般の全員協議会において、3カ年計画が説明され、その際にもお聞きいたしましたが、平成15年度国保税で12億1,260万と計画されております。現行の国保税では、所得割の場合、確定申告のの欄より基礎控除として33万円を控除し、法的年金が受給されている方につきましては、さらに控除額が加算され、それが控除額として、残りの所得額に対し、国保按分率6.2%、資産割課標31%、均等割、平等割として、おのおの1万7,400円、2万2,800円として、国保税が算出されております。ただし、この場合は限度額として53万円があります。

3年後の計画でありますが、国保税の中期的な見通しの中で、それらの算出基礎をどのように考えておられる

か、お聞きをいたします。

3番目、国民皆が平等で、公平という観点から、2000年3月、当時厚生省で国保組合に対する補助金34から52%を2004年まで、2004年度以降8割より多く給付している国保組合を8割という限度内にするよう、補助の制裁措置等の省令を公布したようであります。市町村間の保険料の格差を是正するためにも、各種健康保険制度を一本化し、保険料を、さらに給付も同じ内容にすべきとする国民運動としての動きがあります。地方分権といわれる時代において、いかなるものかと考える一人でありますが、市長の御所見をお聞きいたします。

続きまして、通告番号8番、最上川の環境整備の最上川創成プランの中での市としての考え方につきまして、 お尋ねをいたします。

「広き野を流れゆけども最上川 そして最上川 海に入るまで濁らざりけり濁らざりけり」と、県民歌があります。

2月24日の山形新聞に、県民が誇れる最上川を、各界各層から御意見をいただき、来年3月までに創成プランを策定し、仮称のフレームイメージの中でのプランのねらいとして、全県民の手でつくるさいじょうの川、最上川を基本コンセプトの例とし、目標を最上川の清流化、そして最上川文化の継承と発展としながら、今後支川、他流域とも連携を図りながら、長期展望に立って、かつ時代の変化に対応されるような事業等の見直しも視野に入れ、記念イベントも計画しながら取り組むようであります。

4年前に関係機関の御協力を得ながら、最上川をゴムボートで下ったことを今思い出しております。当時は大江町から中山町まで舟運という話題でありましたので、最上川の美化と景観には非常に心を傷めた一人であります。

最上川は、延長 224.488キロということであり、寒河江市を流れる長さは、約15キロメートルといわれております。最上川の舟運という話が出たときに、流域沿いの方々より、寒河江市の花と緑のイメージをさらに高揚させるために、自然を大切にしながらも、人為的に可能な箇所につきましては、四季折々の花と緑が堪能されるように、流域沿線の民地においては、啓翁桜やさくらんぼ、そして桃、さらに官地におきましては、桜、そしてモクレンなどを植栽し、目を楽しめる空間を形成してはいかがなものかというような話がありました。

あわせまして、最上川にも市民から理解と協力をいただきながら、美化を図るべきだと、このような意見も相当出ておったようであります。

当市として、流域の環境美化、さらには景観形成につきまして、どのような考え方を持って今後対応されるのか、お聞きいたします。

これで第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、国保事業についてでございます。

その中での収納率の向上についてお答えいたします。

国民健康保険は、皆保険制度を支える地域医療保険として、市民の健康保持増進と医療の確保に重要な役割を 果たしておるわけでございます。本市の被保険者は、景気の低迷の影響等によりまして、若年層の減少が鈍化し、 退職及び老人保健対象の被保険者が増加してきております。全体としては増加傾向にございます。

国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、その財源となる保険税の収納確保 というものは、国保事業を運営していく上で、また被保険者間の負担の公平を図るということからも、極めて重 要なことだと思っているところでございます。

その収納率の向上でございますが、長引く景気の低迷の影響などにより、大変厳しい状況にあるわけですが、 口座振替を奨励し、一層普及させるとともに、収納率向上対策といたしまして、夜間訪問徴収とか、あるいは納 税指導の実施とか、国保相談員によりますところの制度の趣旨普及と、納付相談と訪問回数を多くするなど、滞 納の早期解消に努めているところでございます。

本年度から、従来の国民健康保険税に介護保険料を上乗せし、納めていただくことになりまして、収納率の低下が懸念されておりましたけれども、昨年12月、平成12年12月末の収納状況を見ますと、前年同期と比較して、0.6%収納率が伸びております。

御案内のように、介護保険制度の施行に合わせて、滞納者対策が強化され、被保険者証の取り扱いについて、 災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、納期限から1年間滞納した場合は、被保険者証の返還を 求め、資格証明書を交付することになり、1年6カ月滞納した場合は、保険給付を一時差しとめるという制度に 改正されておりまして、被保険者証の更新や訪問徴収などの際に、滞納者への周知徹底を図っているところでご ざいます。

13年度の国保税徴収につきましては、納期案内の全戸配布、全戸回覧、そして市報による納期ごとの納税広報、さらには収納対策用の回覧板を全隣組に配布しまして、納期内完納の啓発やら、それから県内全市町村共同による納税啓発等のテレビ広報等の広報活動というものを充実するとともに、口座振替を積極的に奨励いたしまして、納期内納付及び納税意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

また、督促、文書催告、電話催告、納付指導、納税相談の実施など、日常業務というものを一層強化するとともに、収納率向上対策強化月間を年4回設定いたしまして、関係課協力のもと、夜間徴収を集中的に実施してまいります。

加えて、滞納者に対する措置、すなわち被保険者証の返還等についての周知を図りながら、短期被保険者証及び資格証明書の交付により、納税相談の機会というものを多くしまして、納税指導を徹底するとともに、差し押さえなどの滞納処分をも含めた厳正な滞納整理というものを行い、税負担の公平性の確保と収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、中期的な見通しのお尋ねがありました。

国民健康保険税につきましては、景気の低迷等によりまして、年々減少し、所得の増加による税収の伸びは見込めない状況にございます。

一方、被保険者の高齢化及び医療技術の進歩等による医療給付費及び老人保健拠出金の増加とともに、介護納付金の増加が見込まれまして、国保の財政運営は大変厳しい状況にございます。特に、介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの平成13年度介護納付金見込額通知に基づきまして、平成12年度対比で13.5%、1,810万円を増額し、予算計上しており、その必要総額を確保するため、国保税の介護分について、税

率改正が必要となったわけでございます。今議会に、国民健康保険税条例の一部改正を提案しているのも、それ のゆえんでございます。

また、国では、医療保険制度の安定的な運用を図るため、抜本改正をすることとされておりまして、その第一歩として、昨年12月の健康保険法などの一部改正が行われまして、高額療養費や高齢者の一部負担金が改正されたところでございます。

今後の国保会計にどのような影響が出てくるのか、最新の注意を払いながら事業運営に努め、税率改正の時期などについて、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、税率改正の算出基礎についてのお尋ねもございました。

国民健康保険税は、御質問の中にもありましたように、担税力に応じて課税される所得割及び資産割、この2つを合わせまして、応能割といっているわけです、それから被保険者として受ける利益に対して課税される均等割と平等割、これは応益割といっております、御案内かと思いますが。その4方式によりまして算出され、限度額については地方税法で53万円と定められております。

また、応益割合が35%以上の場合、低所得者世帯の課税について適用される軽減措置制度がありまして、総所得金額が33万円以下の世帯は、均等割額と平等割額の6割が軽減され、33万を超え、33万円に被保険者数に24万5,000円を掛けた金額を加えた金額以下の所得の世帯は、4割が軽減されます。このように、保険税の減額が図れることになるわけでございます。

このようなことから、平成9年度の税率改正では、応益割合35%をめどに改正しており、現在本市におきましては、37.04%となっているところでございます。

今後の税率改正等につきましては、制度改正や医療費などの動向を見きわめながら、改正時期及び必要総額を 把握するとともに、応能、応益割合の平準化、それから所得階層ごとの税額などを考慮しながら、シミュレーションを重ね、国民健康保険運営審議会の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、医療保険制度の一本化のことでございます。

この問題につきましては、全国市長会、全国町村会及び国民健康保険中央会で、医療保険改革問題研究会というものを設置いたしまして、平成11年12月に報告書をまとめまして、全国市長会におきましては、平成12年1月26日、医療保険制度の一本化の実現を求めることを決議いたしまして、国に要請したところでございます。

御案内かと思いますけれども、報告書の内容は、国民皆保険制度が完成した昭和36年当時と比べまして、就業構造の変化や高齢化の進展など、社会経済状況が極めて大きく変化いたしまして、制度間における給付と負担の不公平が著しく拡大してきている。そして、将来にわたる制度の存続すら危ぶまれる状況となっていることから、医療保険制度の抜本的な改革としまして、すべての国民を通ずる医療保険制度の一本化が必要であるというものでございます。

国民皆保険制度発足以来、国保加入者の職業は、農林水産業42.1%、自営業が25.4%となっており、全体の6割を超えていたわけでございますが、平成9年度にはこれがそれぞれ6.6%、22.0%と、合わせて4分の1程度に減少いたしまして、逆に無職者の比率が6.6%から46.0%と、大幅に増加するという就業構造の変化や、高齢化の急激な進展という社会経済の構造変化が不公平の原因となっておるわけでございます。

会社を退職してから国保に加入するという仕組みによりまして、所得が低い無職の被保険者が多く、医療費が 高額となる高齢者を多く抱える国民健康保険にありましては、保険税負担率が高くなり、財政運営が困難になる のは当然のことであるといわれております。

このようなことから、医療保険制度の問題点を解決し、ますます激しさを増す社会情勢の変化に耐えながら、 国民に対する安定した医療の確保を図っていくためには、保険の区分も廃止し、一本化を図る必要があり、段階 的な措置として、当面は現在の保険者の組織を存続させながら、医療保険に関する財政というものを一本化する 方法が提案されているところでございます。 御承知のように、国民健康保険組合に対する国の補助金については、保険給付率を8割へ誘導し、不公平を解消していくため、これまで10割給付の組合にだけ、ペナルティーとして減額の措置がありましたが、平成12年度からは、9割給付の組合まで減額対象が拡大されたところでございます。

さて、医療保険制度の一本化についてでございますが、私は国民健康保険の保険者といたしまして、市民の健康保持増進と医療確保のため、効率的な事業運営と健全財政の維持に努めてまいりました。今後とも安定的な国保事業の運営を図ってまいる考えでございますが、先ほど申し上げましたように、医療保険改革問題研究会の報告書にあったように、本市においても就業構造の変化や高齢化の急激な進展という社会経済の構造変化は同様でございまして、大変厳しい財政運営となっております。

国民健康保険は、被用者保険、いわゆる社会保険等と比較しますと、保険給付率が低く、所得に対する保険税など、負担割合は高くなっており、不公平感は否めない状況にございます。

このようなことから、保険者として、市長として一本化を推進していくべきではないかと考えているところで ございます。

医療保険制度が直面している問題は、国民健康保険のみならず、国民全体の問題として、被保険者、医療機関、保険関係者が一体となって、医療保険制度の抜本改正が早期に行われるよう願っているところでございます。

次に、最上川の環境整備、県で提唱しておりますところの最上川創成プランということに対しての考え方のお 尋ねに対しまして、申し上げたいと思います。

最上川は、山形、福島県境の西吾妻山に源を発しまして、県の内陸部を縦断して、日本海に注ぐ、東北第2位の河川でございまして、先ほどもお話がございましたように、延長は229キロ、流域面積7,040平方キロでございまして、流域人口は約8割となっております。流域の産業、住民生活、さらには豊かな地域文化をはぐくむなど、極めて大きな役割を果たしているところでございます。

話がございましたけれども、古くから母なる川、最上川といたしまして、地勢的にも経済的にも支えられ、人々に多くの恵みをもたらし、時代を経て今日に至っているわけでございます。

このような中、県におきましては、最上川を豊かで美しく、安全な県土のシンボルとして、支川も含めた流域全体で、県民参加による地域づくりに取り組む美しいやまがた最上川創成構想の推進に入ってきておるわけでございます。構想を進める上でのシンボルとなる目標は、お話もございましたように、最上川の清流化と、それから最上川文化の継承と発展を挙げているわけでございます。

昨年11月に全県的な取り組みの母体を設立するための準備として、県内の各界のオピニオンリーダーや、実際に活動している方々などから発起人となりまして、(仮称)美しいやまがた最上川創成機構の設立準備会を発足したところでございます。

平成13年度には、正式な組織を設立するとともに、本構想の推進母体となる(仮称)最上川創成プランという ものを策定していくと聞いているところでございます。

目標となる清流化は、きれいな水が流れているというだけではなくて、河原にごみが散乱していないことや流域の自然環境や景観が美しいこと、さらに県民が川に親しみ、大切にする気持ちを持つことをいっておりますし、文化の継承と発展では、古くから松尾芭蕉などの詩句でも、全国的に知られ、また紅花の路として栄えてきた舟運、河岸の歴史、文化など、豊かで全国に誇れる文化資源に恵まれていることから、新たな最上川文化をつくっていくことを提唱しておるわけでございます。

このような中で、沿川、支川も対象になるわけでございますが、その自治体の取り組みということが、これからのプランの中で位置づけられてくるわけでございますが、流域の環境美化や景観形成、水質浄化に関することや新たな地域文化の創出などが求められてくるかと思われるところでございます。

そういう中で、民地と官地に、それぞれ住民参加による花木を植栽して、景観形成を進めるのはどうかという 御提案だろうと思います。 1つには、河川周辺の民地に啓翁桜やさくらんぼ、桜桃、桃ということでございますが、現地を見て検討すべきこととは思いますが、沿川の民地に花木の光景が見られるところは、協力していただいて、花木を残していく方法もあるかと思います。

しかし、新規となれば、場所や樹種の選定、受け入れや協力体制、維持管理など検討していかなければならないこともあるわけでございますので、今後の検討課題と思っているところでございます。

2つ目には、官地に桜やモクレンの植栽ということでございますが、平塩橋の上流については、連続した崖状で官地の植栽スペースはないのではないかと思っております。

しかし、平塩橋から高瀬大橋の下流右岸については、現地を見た上で、官地の余裕があれば、河川管理者に協議してみたいと思います。

また、高瀬山付近から下流については、河川敷内の花木等の植栽は、許可していただくことは難しいと思って おりますが、ポイント植栽などは可能かどうか、河川管理者と協議してまいりたいと思っております。

御案内のように、平成14年には最上川ふるさと総合公園において、全国都市緑化やまがたフェアが開催されるわけでございまして、全国各地から多くの方々が会場を訪れることとなるわけでございますので、花、緑はもちるんのこと、周辺の山々を背景にした最上川の自然の美しさを、全国の人々の心にとめていただけるよう、できる限り努力を傾けてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 ただいま市長からお答え願った中で、大分理解する部分ありますけれども、まず国保の事業等 につきまして、再度1つお聞きしたいと思っております。

先ほど市長の方から国保事業につきましての収納率の向上ということでお話願った中でありますけれども、いろいろな方策で、さらに具体的な戦略を持ちながら、今後対応していく中で、収納率を上げていきたいというような話があった中であります。

平成10年度で滞納繰越分についての収納率は22.5%、そして11年度は21.1%というように、年次的に下がっている傾向になっておることも、いろいろな資料で出ておる中でありますので、収納率が低下するということは、良識のある納税意識の低下にもつながってまいるというように危惧されますので、いろいろな新しい取り組みの中での方策も話し合った中でありますけれども、今後とも心を引き締めながら、収納率の向上に頑張ってもらいたいと、このように思っております。

人間というのは、日和見主義者というような方がおりまして、あそこで納めなければ、私も納めないでよかろうというような感じの市民もいないと思いますけれども、そういうような方向にもなりかねない、一つの予想もされますので、ひとつ市長を筆頭に、全職員、そして相談員ともども連携とりながら、惜しむことなく頑張ってもらいたいと、このように思っておる中であります。

それから、中期の見通しの中でありますけれども、今現在、先ほど市長から話があったように、応能・応益割ということで、平成12年度見てまいりますと、一世帯あたりの保険税につきましては、16万 2,272円になるような見込みのようであります。そして、1人当たりの被保険者からいたしますと、7万 538円、それらの算出につきましては、応能割ということで、所得割、資産割、そして応益割で、世帯割、平等割ということで、現在応益割が38.2%、そして応能割が61.8%というように、私は資産をしております。

そういう中で、最高限度額53万というようになっておりますけれども、平成7年から国民保険税の1世帯当たりの課税でありますと、平成7年は17万4,740円、そして12年度が16万2,272円ということで、6年間で約1万2,000円ほど下がっておるという一つの数字になっておるわけです。

よって、中期の見通しの中では、平成15年度あたりをめどに、税の見直しを考えていくと、このような3カ年 計画の中でも出ておる中であります。

ただ、私は、応能、応益割、いろいろな案分方法があると思っています。全国の資料を見てまいりますと、例えば埼玉県川越市、そして浦和、大宮あたりですと、資産割の課税がゼロというような市もあるということが、全国の中で出ております。どれが適正かということになってまいりますと、なかなか私もわからない点がありますけれども、国民健康保険は、みんなが入ってみんながもらうから恩恵を受けるという一つの基本になるわけであります。

よって、平準化された一つの基準を、私は定めるべきだと、このように思っておるわけです。

介護保険につきましては、いろいろな部分で議論されまして、今日に至っている中でありますけれども、国保 につきましては、昔発足したという中で、このごろ一市民、そして市民全体的に、国民も合わせてでありますけ れども、全体的な議論をしないままに、一つの保険者という立場の中で、それら算出がなされてきた傾向がある やに、私は思っています。

平成11年度の国保税の賦課比率、単価、これらを見てまいりますと、金持ちの市町村ほど安いと。税収の少ない市町村ほど高いと。そして、保険税の収納率は都市化しているほど悪化していると。村や町ほど収納率は高いというような傾向に、私は見ております。

よって、私の私見でありますけれども、応能割が高過ぎることで、年次別の税収の平準化が図られないと。ということは、所得割が高過ぎますと、経済の変動に左右されるという、一つのことも考えられるわけです。

よって、年次別の税収の平準化が図れるような一つの仕組みに持っていくことによって、保険税の税収の平準 化が図られると、このように私は思っております。その辺、ひとつ、先ほども市長の方から話があった中であり ますけれども、もう一回お答え願えれば幸いであります。

それから、一本化につきましては、さまざまな課題もあるというように、私は理解しております。ただ、日本 国民、どこの市町村にいても、同じような環境で同じようなものを受けられるという一つの理想に、私は燃えて おります。

その方向で、今後とも市長から、国保連合会の理事にも、市長はなっておられるようなことでありますので、 なお一層の御努力をお願いしたいということです。

それから、最上川の流域の環境美化等でありますけれども、それには景観形成でありますけれども、先ほど石 川議員の方の質問の中で、カヌーの基地というような話が出てきた中であります。

きょう、朝、今最上川の水辺プラザ等で整備しているところを見てまいりました。雪があって、ただ階段の1 段しか踏んでこなかった中でありますけれども、例えばその対岸を見てみますと、先は田んぼです。手前は少し 果樹らしき果樹があると。そして、雑木という一つの景観でありました。

市長は、今後河川管理者とも協議しながら、右岸につきましては整備を図っていきたいと、図っていくように、 今後話を進めていきたいと、このような話があった中でありますけれども、例えばカヌーの基地になるにしかり、 舟運をしなくても、いろいろな部分で最上川に、今後かかわりを持ってくると思っています。

そういう中で、最上川の堤外地の雑木に、買物袋の花が咲くような環境であってはならないと、こう思っております。

民も官も力を合わせてするのが、今日まで寒河江で取り組んできたグランドワークだと思っております。その 辺、取り入れながら、最上川の環境美化、景観形成に、ひとつ官民一体となった取り組みを、私は希望したいと いうことであります。

昔は、治水、利水ということであった中でありますけれども、近年、治水、利水、そして環境というような川・水の考え方に変わっておることは、市民もひとしく私は理解をしていると思っております。

そして、東北地方に12の一級水系があると、このようになっており、国土交通省の中では、その中で一番最初に最上川を整備について取り組んでいくんだと、このような話を聞いております。

さらに、県で出します最上川のビューポイントでありますけれども、寒河江の方から1カ所も出ていないということも現実であって、非常に一市民として寂しい思いをしております。

ひとつ、カヌーの基地なども考えておる中で、最上川のビューポイント、寒河江で1カ所ぐらいあってしかるべきだと、私はこう思っていますので、市長から今後いろいろな部分で努力してもらいたいと、このように思っておる中であります。

以上で2問終わりますけれども、介護保険の中期見通しの中での応能・応益割について、もう一回ひとつ市長の見解をお聞きしたいということであります。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは、収納対策でございましたが、応能・応益もございますが、収納対策でございますが、やはり訪問徴収というようなことをできる限りやりまして、そして納付相談の機会というものを設ける、そういうことで納付を促してまいるということが必要だろうと思いますし、また厳正な滞納整理というものも、これもやはり税負担の公平性の確保ということから見ては、これは必要なことだろうと、このように思っておりまして、こういう両方をあわせて、収納率の向上を図って、厳しい国保の財政というものを壊さないようにしていきたいと、こう思っております。

また、いろいろ人の出入りというのがあるわけでございまして、そういう中では追跡調査というようなことをやって、こぼれのないようにというようなことも、これは考えてまいらなくちゃならないと思っておりまして、そういうことだろうと思います。

それから、応益・応能割との関連でございますけれども、これはそれぞれの市町村、保険者が定めておるわけでございまして、12年度の県内の44市町村を見ますと、応益割は25.7から49.2までと、大変幅広くありまして、単純平均だけですと、35.6になっている。そして近年の税率改正の状況を見ますと、応益割、御案内のように応益割は均等割と平等割でございますけれども、そちらの方を上げている傾向にございまして、先ほどもお話がございましたけれども、所得割が高くなりますと、やはり景気等の変動に伴うところの被保険者の所得に左右されてくるわけでございます。ですから、安定した税収の確保というのは厳しくなるわけでございます。

それこれ考えまして、被保険者間の負担の公平ということを考えあわせれば、やはり平準化、そちらの方に進めてまいりまして、必要総額が確保されるということは、やはり考えていかなくちゃならないのじゃないかなと、こういう傾向にどこも来ておりますし、本市におきましても、そういうことに向けての検討というものは進めてまいらなくちゃならないと、このように思っております。

それから、ビューポイントとのかかわりでございますが、最上川をずっと上流から下流に眺めてみまして、そういう御提言のような適地があるかというようなことをいろいろ見ておるわけでございまして、中郷地内から平 塩橋までの区間には、これは崖地がございまして、狭窄部になっておりますので、これはやはり花木などの植栽 スペースというのは望まれないのじゃないかと、こう思います。

それから、此ノ木橋から上流を眺める光景というのは、花を楽しめる果樹もあるようでございますので、これ はやはり地域の方々、農家の方々のお気持ちもあるわけでございますけれども、協力を求めていくということが 課題じゃないかなと、こう思っております。

それから、平塩橋から長崎橋の区間でございますが、4キロほどございます。

御案内のように、ここはクア・パークがありますし、緑化フェアの会場となりますところのふるさと総合公園が整備されている段階でございますので、果樹や花木を楽しむ歩道空間というようなものも計画されておるわけでございますので、この辺は問題はないかと思います。

また、それから緑化フェアの開催期間中におきましては、対岸の平塩地区の農地の利用でございまして、この辺は、今稲作されておるわけでございますけれども、集団転作というものを利活用いたしまして、花園の創出はできないものかと、こういうことを考えておるわけでございます。そうしますと、最上川と、それからこちらから見れば一段低く対岸はなるわけでございますし、そういう中で花木あるいは花の植栽ということになりますれば、最上川あるいは周辺の景観とマッチした一つの周景ができ上がるんじゃないかなと、こう思っておるわけでございます。

それから、皿沼の地内の河川敷でございまして、これは御案内のように県から借り受けていまして、今総合グラウンドということで使わせてもらっておるわけでございます。昨年から地元有志によりますところのコスモス 園などもできたわけでございまして、また河畔の小径というものもあるわけでございます。河畔の小径のところ には、ゲートボールできるようなところもつくっておるわけでございますけれども、こういう河川敷を整地しながら、昨年のコスモス以上に、花をグランドワーク等々で植栽してもらうということになりますれば、左沢線からの車窓から眺めるようなこともできるだろうし、あるいは緑化フェアに訪れた方が、また別な意味で河川敷に訪れると、こういうことも可能だろうと思っております。

それから、もっと下流に下がりますと、長崎橋から寒河江川橋までの合流地点までの問題だろうと思います。ここは大体 7.5キロございます。この区間の堤外地には16ヘクタールを超えたところの畑地があるわけでございまして、これは多くの方々が野菜畑として利用している状況でございますので、こういうことはやはり周辺の遠景なりとも十分マッチしたようなものとして、大切にして保存していかなくちゃならないし、農家の方々にもそういう考え方で耕作していただければなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 1時間までもう2分ほどありますので、国保につきまして、収納率で再度市長から話があった中でありますけれども、行政執行の方法として、さまざまあると、このように聞いたこともあります。ということは、周知戦略であったり、制裁であったり制止であったり、そして適応の戦略戦術もあるんだと、このような話を聞いた中であります。

収納率につきましては、いろいろな戦略があると思いますけれども、周知戦略等を今後とも十分に図っていってもらいたいと、このようになお、お願いを申し上げ、最上川につきましては、ひとつ市長の声で主張を申し上げて、大半4万4,000市民は今まで納得してきたんで、今後とも納得するように私は思っていますので、ひとつ声を大きくして、最上川の環境美化、そして景観形成に私も頑張りますので、今後とも頑張ってもらいたいと、このようにお願い申し上げて、質問を終わります。

散 会 午後3時49分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

平成13年3月7日(水曜日)第1回定例会

| 出席議員(24名) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|------|---------|----------|-----|---|-------|-------------------|----|-----|---|---------|----------|---------|----|
| 1番 | 佐 | 竹 | 敬 | _ | 議員 | | 2 | 番 | 松 | | 田 | | | 孝 | 議員 |
| 3番 | 猪 | 倉 | 謙太 | 郎 | 議員 | | 4 | 番 | 石 | | Ш | 忠 | | 義 | 議員 |
| 5番 | 荒 | 木 | 春 | 吉 | 議員 | | 6 | 番 | 安 | 孫 | 子 | 市 | 美 | 夫 | 議員 |
| 7番 | 柏 | 倉 | 信 | _ | 議員 | | 8 | 番 | 鈴 | | 木 | 賢 | • | 也 | 議員 |
| 9番 | 伊 | 藤 | 忠 | 男 | 議員 | | 1 0 | 番 | 髙 | | 橋 | 秀 | | 治 | 議員 |
| 11番 | 髙 | 橋 | 勝 | 文 | 議員 | | 1 2 | 番 | 渡 | | 辺 | 成 | | 也 | 議員 |
| 13番 | 新 | 宮 | 征 | _ | 議員 | | 1 4 | 番 | 佐 | | 藤 | 頴 | | 男 | 議員 |
| 15番 | 伊 | 藤 | | 諭 | 議員 | | 1 6 | 番 | 佐 | | 藤 | 暘 | i | 子 | 議員 |
| 17番 | Ш | 越 | 孝 | 男 | 議員 | | 1 8 | 番 | 内 | | 藤 | | | 明 | 議員 |
| 19番 | 松 | 田 | 伸 | _ | 議員 | 2 | 2 0 | 番 | 井 | | 上 | 勝 | | • | 議員 |
| 2 1番 | 那 | 須 | | 稔 | 議員 | 2 | 2 2 | 番 | 遠 | | 藤 | 聖 | | 作 | 議員 |
| 23番 | 伊 | 藤 | 昭二 | 郎 | 議員 | 2 | 2 4 | 番 | 佐 | | 藤 | | | 清 | 議員 |
| 欠席議員(0名) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 説明のか | ため出席 | ました者 | ≸の職氏∶ | 名 | | | | | | | | | | | |
| 佐 藤 | 誠プ | 7 | 市 | | 長 | 7 | 松 | 村 | 眞一 | 郎 | | 助 | | | 役 |
| 渋 谷 | 勝言 | Ī | 収. | 入 | 役 | ; | 大 | 泉 | 愼 | _ | | 教育委員長 | | | |
| 奥山 | 幸助 | b | 選管 | 委 員 | 長 | | 武 | 田 | | 浩 | | 農業委員会会長 | | | |
| 兼子 | 昭 - | _ | 庶務 | 課 | 長 | 5 | 荒 | 木 | | 恒 | | 企區 | 町調 | 整課 | 長 |
| 宇野 | 健な | | 財政 | 課 | 長 | | 安 | 倉 | 正 | 人 | | 税 | 務 | 課 | 長 |
| 井上 | 芳 爿 | | 市民 | 課 | 長 | | 石 | Щ | | 修 | | | | 境課 | |
| 安達 | 勝な | | 土木 | 課 | 長 | | 片 | 桐 | 久 | 志 | | | | 画課 | |
| 安彦 | - | | 下水: | | | | 佐 | 藤 | | 毅 | | 農 | 林 | | 長 |
| 那須 | 義行 | | 商工観 | | | | 鹿 | 間 | | 康 | | | | 興課 | |
| 芳 賀 | 友 雪 | | 健康福 | | | | 沖 | 津 | 志 | 郎 | | | 計 ~ - | 課 | 長 |
| 浦山 | 邦憲 | | 水道事 | | | | 布 | 施 | 崇 | _ | | | | 事 務 | |
| 保科 | | | 教业社 | | | | | 川 加 | | 則 | | | | 課金 | |
| 草 苅 | 和 | 3 | 学校教 | () 詳 | 長 | J | 斎 | 藤 | 健 | _ | | 社会 | | | |
| 石 山 | 뎐 | 3 | 社会体 | 育課 | 長 | ; | = | 瓶 | 正 | 博 | | _ | | 逐員 局 | |
| н щ | ,- | , | 11 4 11 | . L2 H/K | . ~ | • | _ | 7126 | | 1,3 | | | 查 | 委 | |
| 安孫子 | 雅) | ŧ | 監査 | 委 | 員 | 7 | 松 | 田 | 英 | 彰 | | 事 | | 局 | |
| + . | — | | 農業 | | | | | | | | | | | | |
| 真木 | | | 事務 | 同 | 技 | | | | | | | | | | |
| 事務局職員出席者 安孫子 勝 一 事 務 局 長 鈴 木 一 徳 局 長 補 佐 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 勝 - | | 事務 | 局 | 長 | | | | | 徳っ | | 局 | 長 | 補 | 佐 |
| 丹 野 | 政 幸 | Ē | 庶務 | 主 | 查 | ; | 柴 | 崎 | 良 | 子 | | 調 | 查 | 主 | 査 |

平成13年3月第1回定例会

議事日程第3号第1回定例会平成13年3月7日(水)午前9時30分開議

再 会

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年3月7日(水)

(第1回定例会)

| 番号 | 質 問 | 事 | 項 | 要 | | 旨 | 質 | 問 | 者 | 答 | 弁 | 者 |
|-----|----------------|------|-----------|---|----------------------------|---|----------|-------------|-----|----|---|-------|
| 1 0 | 保健福祉政都市政策に | | ハて | ついて 老人福祉で て 「都市計画 ついて | ェンターの諸 画の見直し」 | () の充実に (課題につい の進め方に (5) でうについ | 17番 川 | - | 孝 男 | 市 | | 長 |
| 1 1 | 介護保険に1 | ONT | | きた実態と誤 (1)介護保 いて (ロ)第1号、 料収納状 (川)保険料、 (二)特養待機 あり、新 | 果題について | 用状況につ 除者の保険 免について | | 藤 | 暘 子 | 市 | | 長 |
| 1 2 | 農業問題に か子化対策 | | ٦ | 転作田の畑 中山間地域 定の認定状 | 状況について | Nて 度の集落協 | 3番 | - | 謙太郎 | 市市 | | 公司 大田 |
| 1 4 | ごみの減量 化について | | 資源 | ごみ有料化 ついて ごみ資源化 ついて 果樹の剪定 刈草の堆服 | とと分別収集 とと減量化の | | _ | 田 | 孝 | 市 | | 長 |
| 1 5 | 安心して町 行えるため | | 動を | 町内会活動 いて | かに対する補 | 償制度につ | 15番 伊 | ······ 藤 | 諭 | 市 | | 長 |
| 1 6 | 財政運営の いて | 見通しに | こつ | て 累積市債を | 対策債発行の E減らす方策 vートの作成 | | | | | 市 | | 툱 |

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番、10番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、通告番号9、10番について、社民党市民連合の一員として、さらには座談会などを通じて市民の皆さんから寄せられた御意見を踏まえ、私の提案も含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待をするものであります。

通告番号9、保健福祉政策について、2点お伺いいたします。

一つは、老人福祉センターの諸課題についてであります。

12月議会で私は、老人福祉センターにおいてレジオネラ菌が検出されているのに公表されていないことや、浴槽水の交換や清掃が1週間に2回きり行われておらず、前日の残り湯に半分の湯を足して温め湯をしている実態を指摘し、改善を求めてきました。

この間、厚生常任委員会の現地視察も実施し、私は再三にわたって老人福祉センターや所管の健康福祉課、市社会福祉協議会などに出向く中で、センター長をはじめ、担当課長や職員の皆さんから、温泉施設の構造や老人福祉センターの委託の内容などを詳しく教えていただく中で、センターの温泉は、一たん浴槽に温泉水を満杯にしてから循環させ、加温する構造であること、浴槽を満杯するのに1時間半かかり、摂氏42度の入浴適温まで加温するのに2時間を要すること、したがって前日に排水して清掃し、温泉水を満杯にしたとしても、現在の委託契約に基づく人的配置では、入浴開始時間の10時に間に合わなくなること、そのために、週2回きり浴槽水の交換ができなかったことがわかりました。

したがって私は、毎日浴槽水を交換し、清掃するためには、経費の節減にとらわれず、利用者の安全、安心に 配慮した委託契約の内容を見直す必要性を訴えるとともに、検討してまいりました。

その結果、本議会に提案されている平成13年度予算では、対前年比 15.12%、 285万 5,000円増の 2,174万 2,000円が計上されており、担当者をはじめ、当局の誠意と努力に感謝するものであります。このことで、毎日 浴槽水の交換や清掃が可能となり、利用者に安心を与えられるものと思います。

しかし、循環風呂については、適温に温めた温泉水を、浴槽に入れるという構造でなく、実質摂氏17から18度の温泉水を一たん浴槽に満杯にしてから、温泉水を循環させて加温するというものであります。したがって、引き続きその改造も含め、改善を要望するものであります。

さらに、今回、老人福祉センターで利用している温泉について勉強させていただきました。

それによりますと、源泉名は白岩温泉中村源泉と呼ばれ、寒河江市白岩字地福田 524番地に、摂氏22度の温泉が毎分 150リットル自噴されているものを、センターまで 1.5キロ引き込んで利用しているものであります。センターオープン当初は、毎分50リットルの温泉を無償で分湯してもらっていたものが、昭和54年10月1日に、温泉権所有者から寒河江市に対し、温泉権の一切を無償で譲渡、ただし温泉の土地所有者に対して、土地借地料及び源泉監視料として、毎年10万円支払うことと、源泉及び配管施設などの維持管理とその経費は、市の負担とする契約がなされています。

そして、昭和57年1月8日には、源泉の土地所有者と寒河江市との間で、源泉用地 6.6平方メートルの地代を、 年額12万円とする20年間の土地賃貸契約が締結され、今日に至っているわけであります。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、20年の契約期限が、来年1月7日で切れますが、今後どのようになされるお考えなのか、源泉の現状なども含めて明らかにしていただきたいと思います。

二つには、配湯管施設が 1.5キロに渡って民地などに埋設されているわけでありますが、その権利関係が不明であります。適切な維持管理を図る上からも、この際、はっきりさせておく必要があると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、健康診査(人間ドック)の充実に関してお伺いいたします。

その一つは、人間ドックの必要性は今さら申し上げるまでもありませんが、決算状況を見ますと、一般会計の4款衛生費、老人保健対策費で取り組まれる1日ドック、いわゆる日帰りドックでの不用額が、平成8年度は2,059万円、9年度は1,229万円、10年度は1,847万円、11年度は888万円となっています。さらに、他会計への流用もあり、11年度では199万5,000円の流用で、それらを含めると毎年1,000万円から2,000万円の不用額が生じています。さらに、国保特別会計で実施されている宿泊ドックで見ても、10年、11年度ともに予算額が644万円に対し、決算額は10年度が428万円で216万円の不用額、同様に11年度決算が466万円で178万円の不用額となっています。そこで伺います。毎年多額の不用額が発生している理由は何なのか、事前に希望をとって予算化していることでもあり、希望者全員が受診できるように取り組みをすべきと思いますが、どのようになされているのか、お伺いいたします。

二つには、検査項目の充実についてであります。

今議会に提案されている予算書を見ますと、13年度から1日ドックにおいて、歯周疾患、マンモグラフィーによる乳がん検診、腹部エコーがオプションであるが追加されており、評価をするところであります。

現在、動脈硬化などから起こる脳梗塞、クモ膜下出血などの脳卒中、狭心症や心筋梗塞など、脳や心臓などの循環器疾患がふえてきております。この動脈硬化現象を把握する検査方法として、眼底検査が行われていますが、手軽な方法として、頸動脈エコー検査が効果的と言われております。診る範囲も狭いために、短時間で済むことから、腹部エコー検査とあわせて実施すれば、極めて効率的に行えると思いますし、宿泊ドックでは、腹部エコーは検査項目にも含まれていることから、受診者の数の把握は確実にできるものでもあり、ぜひ検査項目に入れていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

三つには、市立病院で人間ドックを実施することを提案したいのであります。

念のため申し上げますが、私は西村山成人病センターで医師会がやっている人間ドックから受診者を奪って、 市立病院で人間ドックをやれというのではありません。西村山の地域医療という観点で見た場合、市立病院でも 人間ドックをやる必要があるということを、医師会や関係者の皆さんに御理解をいただいた上で、実施する必要 があろうと思うのであります。

その理由は、一つとして、市立病院の経営面からであります。平成13年度は年間入院患者数を4万6,720人、ベッド稼働率80%と見込まれています。

そこで、その空きベッドを活用して、人間ドックの検診を行うことです。患者と違って、ドックの検診者は事前に申し込みをとるわけで、計画的な受け入れが可能であります。当然、日帰りドックも同様であります。このことで、確実な収益を見込むことが可能になります。

二つとして、市立病院に備えられている最新の高度医療機器を有効に活用するということであります。例えばMRI、CTなどを使って脳ドックを目玉に入れて実施すれば、必ず成功すると思います。

三つには、民間医療機関は不採算部門は切り捨てることができます。しかし、地域医療という観点から見た場合、民間医療機関と違って、採算性を度外視した高度医療機器の導入や、不採算部門も、公立である市立病院は担わなければならないのは確かであります。しかし、病院経営が良好でなければ、公立病院としての役割、使命も果たせなくなるわけで、他の医療機関関係者や医師会からも、市立病院の経営方針に理解を得ることが重要だと思うのであります。

以上の観点から、地元医師会にも提起し、理解を得る中で、市立病院でも人間ドックを実施することを検討すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

通告番号10番、都市政策についてお伺いいたします。

「都市計画の見直し」の進め方についてお伺いいたします。

市長は、昨年9月市議会で都市計画の変更として田代、幸生を除く平野部の3,000ヘクタールを拡大し、全体で5,000ヘクタールとしたい。また、タイムスケジュールとして、平成14年4月に行われる県公告に載るように進めたいとして、14年3月の県都市計画審議会に間に合うよう、14年1月に市都市計画審議会を開くことが明らかにされました。

私もその後、いろいろな機会に市民の声をお聞きしていますが、拡大になる地域の都市計画構想も、都市計画 区域に入ることによってのメリットも不明のまま、区域拡大だけありきでは、都市計画税の税財源の確保だけを ねらったものではないかとの声が強く出されています。また、市民の声を無視した、全く民意の反映されない行 政主導の考えで、分権の時代に逆行するものとの声も強く出されます。

これに対し担当課では、都市計画区域の指定と都市計画税の課税区域の指定は別であり、一律でなく、今後条例の中で検討されるものと言われています。もちろん、時代や情勢の変化に応じて都市計画の見直しは必要であり、第4次振興計画でも、都市計画区域や用途区域の見直しが盛られているわけで、当然でありますが、その進め方については十分に市民の声を聞いて、進められるべきと思います。

そのような立場から、4点についてお伺いいたします。

一つは、5,000ヘクタールありきでなく、どういった都市計画をつくるのか、計画があってその対象エリアが 定められるべきと思いますので、その計画案を一緒に示していただきたいと思います。田代、幸生を除く平野部 3,000ヘクタールと表現されていますが、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

二つには、当初予算では都市計画審議会、2回開催分の費用が計上されていますが、2回では諮問を受ける場と、答申のまとめで終わってしまうのではないかと思われます。そうすると当然、行政が原案をつくって諮問とならざるを得ないのではないでしょうか。

私はまず、どういった都市計画の見直しをすべきかを、審議会委員の声や市民アンケートを実施するなどで、住民の声を聞いて原案をつくるべきだと思います。そして、住民や行政にとって想定されるメリットやデメリットについても、わかりやすく示した上で、関係地区での座談会を開催するなどして、市民の声を十分反映できるような進め方をすべきと思います。さらに、審議会開催数を2回にこだわらず、必要に応じてふやすべきと思いますが、あわせて御見解をお伺いいたします。

3つには、都市計画税は、条例では都市計画区域内の農振、農用地以外の土地と、その土地にある家屋に対し、課税標準価格の 1,000分の 3 が課税されることになっていますが、制度上、課税対象地域及び税率のランクづけをすることが可能なのかどうか、お伺いいたします。また、今後拡大される地域にとっては、都市計画のメリットも期待できないことから、課税対象地域や税率のランクづけをする考えがあるのかも、あわせてお伺いいたします

4つには、平成14年4月の県公告にこだわらず、市民、特に関係地域の住民のコンセンサスを得て進めるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、 土壌汚染地の開発のあり方についてお伺いいたします。

水質汚濁防止法では、水質汚染が出た場合、汚染源調査を行い、汚染源が特定されれば、汚染原因者に対し措置命令が出されることになっているわけであります。しかし、原因者が特定されたとしても、個人から法人に、あるいはその逆に変わっていれば、別人とみなされ、責任が及ばなくなるそうであります。

駅前の、以前クリーニング業を営んでいた方は、以前は個人営業で、平成7年に廃業して現在は有限会社として平成9年から別の場所で営業をしているため、責任はないということであります。しかし、日本環境科学株式会社による地下水汚染源調査の結果は、地下水汚染源については、周辺井戸調査をやっていないので、把握できないというものでありました。

土壌汚染源については、以前ドライクリーニング業をやっていた跡地の土壌で、テトラクロロエチレンが環境 基準値の 710倍になっていた所で、盛土する前の表土と推察されるとなっています。したがって、地下水の汚染 源としては特定されていませんので、水質汚濁防止上の対策はできなかったわけであります。

しかし、現実に環境基準値の 710倍のテトラクロロエチレンで汚染されている土壌が存在することが明らかになり、日本環境科学株式会社の調査報告書によると、その原因も、ドライクリーニング店で使われていたものと推定されるとなっているわけであります。

ところが、市当局はこれまで、以前ドライクリーニング業をやっていた方から、聞き取りはしていないと言われてきました。しかし、市民の多くは当然その報告に基づいて、市は以前クリーニング業をやっていた方に、PCE溶剤使用の有無や溶剤の管理状況、作業場の配置や排水処理状況、それに廃業後の盛土の状況などについて話を聞くこともしなかったというのは、理解できないと言われています。

私も、このような対応は、市民の常識から考えても公平、公正な行政執行という観点から見ても、適切を欠い ているものではないかと思うのであります。

今議会に、13年度一般会計から汚染土壌対策業務委託料 670万円が計上されており、浄化対策の方法は、盛土されている土地の盛土分をはいで、これまで実施しているガス吸引法でやり、土壌汚染が顕在化したが、原因者も特定できないので、行政として対策を講ずると言われています。

そこで、お伺いいたします。一つは、浄化対策法についてであります。

日本環境株式会社の報告書の中で、浄化対策方法及びその対策費の概算について示されています。

それによると、現在やっているガス吸引法は、対策期間はまちまちであるが、現在の試掘井戸を利用できることから、最も適している方法として、1年間の計画で概算 250万円とされています。また、土壌掘削法は、地上に建築物や地下に埋設物がなく、狭い範囲で浅いところであれば、処理効果は確実で、比較的短期間に実施でき、費用は 650万円とされています。

現在、 272万円を投じて、ガス吸引法で対策をとっているわけでありますが、完全に浄化はならず、今回さら に 670万円を追加して、ガス吸引法を継続するわけでありますが、それでも完全に浄化なるのか、疑問であります。駅前開発の進行状況からして、時間的にも心配であります。したがって、私は、ガス吸引法よりも区画整理 の作業とあわせて、土壌掘削除去法が適しているのではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

二つには、原因者が不明の土壌汚染が判明した場合の浄化対策は、だれがやるべきかという問題であります。 今日、至るところで化学薬品や化学物質が使われており、また土壌汚染は今後さまざまな開発などで、直面する 課題と思われます。

そこで、基本的にだれがやるべきと考えておられるのか、市長の御見解をお伺いいたし、幾つかの点について 質問いたしましたが、重ねて市長の誠意ある答弁を求めまして、第1問を終わります。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

老人福祉センターの問題でございます。

御案内のように、老人福祉センターは、老人福祉法に基づきまして、高齢者の心身の健康の保持、増進及び福祉の向上を図るために、昭和50年12月に白岩地内に開設したものでございまして、施設の管理及び使用に関する業務は、社会福祉協議会に委託し、運営しているところでございます。

浴場で使用している源泉関係なんですが、この源泉は、大字白岩字地福田地内に、御案内かと思いますが、昭和47年4月から同年7月末までの期間に、土地所有者などの3者が共同で掘削したものでございまして、源泉が自噴した場所は、当時土地所有者の庭であったと聞いております。

この源泉については、源泉を所有していた3者の代表者から、施設に毎分約50リットルを無償で提供する旨の申し出がございまして、それを市が受けまして、老人福祉センターの開設とあわせまして、浴場での利用に供してきたものでございました。

52年11月ころになりまして、この源泉湧出の上にその土地所有者であり、当時の源泉所有者の一人であった方が、住宅を新築しておるようでございます。その後、昭和54年10月になりまして、市と源泉を所有していた3者の代表者との間で、当該源泉を市が無償で譲渡を受け、源泉、配管設備等の維持管理の経費は市の負担とするとともに、借地料等として年額10万円を市が土地所有者に支払う内容の契約を締結しております。これは御案内でありますように、源泉が湧出する土地の上に住宅が建っている状態で、市が源泉の無償譲渡を受けたわけでございます。

さらに、昭和57年1月になりますと、市と源泉湧出地の所有者との間で、借地料を年額12万円とした土地の賃貸借契約を締結いたしまして、現在に至っておるわけでございます。御指摘のとおりでございまして、そしてですから、契約期間は57年1月8日、昭和77年1月7日、平成14年1月7日になるわけでございます。

この源泉につきましては、これまで湧出が止まるなどの問題は発生しておりませんが、今申し上げましたように、源泉湧出地の上に住宅が建っている状況にありますので、源泉に何かのトラブルが発生した場合には、その時の状況を見た上で対応すべきであると考えております。

それから、給湯関係について申し上げたいと思います。

湧出地から施設まで、給湯管で引湯しているわけでございます。センターの施設開所当時の源泉というものは 市の所有ではなくて、市と源泉を所有していた3者の代表者との契約に基づいて分湯を受けていたものであるわ けです。湧出地点から老人福祉センターまでの給湯管は、源泉を所有していた3者の代表者が、工事施工した施 設でございます。

その後、54年10月になりまして、市が源泉を所有していた3者の代表者との間で、源泉を市に無償譲渡し、源泉、配管設備等の維持管理の経費は市が負担することなどを内容とした契約を締結して、現在に至っているわけでございます。

そういうことから申し上げまして、今後の維持管理に当たりましては、市が無償譲渡を受ける前に、源泉を所有していた3者の代表者によって施工された給湯管の埋設等の状況について、もう少し関係者のお話を聞くなど、調べてみたいと思っております。

それから、保健福祉政策についてでございます。まずは、人間ドックの問題をお答え申し上げます。

人生80年時代となりまして、本格的な長寿高齢社会を迎えた今日、将来にわたり本市発展の活力を保持するためには、市民一人一人が生涯を通じて、健康で生き生きとして暮らせることが肝要でございます。

そのためには、健康で生活できる期間、つまり健康寿命をいかに永く延ばしていくかが重要でございます。寝

たきりや死亡の大きな原因の一つになっているのががん、それから脳血管疾患、心臓病などのいわゆる生活習慣病であることは、御案内かと思います。

このため、本市では、生活習慣病の予防を保健福祉施策の重要課題に位置づけまして、1日人間ドックをはじめとした各種健康診査の実施により、疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、その検査結果に基づいた適切な事後指導や健康相談、さらには健康に関する正しい知識の普及と、自分の健康は自分で守るという意識の高揚を目的とした健康教育の実施などを通じまして、市民の健康づくりの支援に鋭意努めておるところでございます。

その1日人間ドックでございますが、内科診察や循環器検査、糖尿病検査などを内容とした基本健康診査に加え、がん検診それから結核検診などを内容とした、総合的な健康診査でありまして、本市の生活習慣病予防対策の柱として市民の期待と関心も高く、年間約5,500人が受診しております。

健康診査の実施に当たりましては、毎年市内全世帯に受診申込書を配布します。本市が実施する健康診査の内容等の周知徹底を図るとともに、定期的な受診の重要性、必要性について、市民の方々に呼びかけながら、受診希望者の掘り起こしに努めているところでございますその上で、受診申込者数を把握しまして、おおむね町内会単位に受診日程というものを設定いたしまして、日程につきましては、個別にお知らせしているところでございます。

お話しがございましたけれども、その受診状況でございます。

申込者の受診状況は、平成12年度は申込者数が 6,410人に対しまして、受診者数は 5,493人、85.7%になります。平成11年度は申込者数が 6,497 人に対しまして、受診者数は 5,528人でございます。85.1%での受診率になります。さらにさかのぼって平成10年度になりますと、申込者数は 6,581人に対しまして、受診者数は 5,649 人、85.8%となっております。ここ3年間とも、申し込んだ方の約15%が未受診となっております。

本市では、今申し上げましたように、申込者に対しましては受診日程を個別にお知らせしますとともに、指定日に受診できない場合は、予備の日程を御案内するなどしながら、受診率の向上に努めているところでありますが、中には健康に対する関心の高まりと相まって、何らかの自覚症状などが感じられたため、個人的に医療機関で受診したという方も多いようでございます。

また申込者数、受診者数とも年々減ってきておりますが、これは事業所検診を受診する方がふえてきたことや、 市民の健康意識の高まりに伴いまして、定期的に医療機関で受診する方がふえてきたことなど、みずから健康管 理をする方がふえてきたことによるものではないかと考えております。

しかしながら、生活習慣病の予防を図る上で、健康診査は極めて重要なことでございますので、今後とも受診者数の拡大を図っていく必要がございます。このため、本市といたしましては、13年度から1日人間ドック検査項目の中に、腹部超音波検査、それから乳房X線撮影検査、さらには県内で初めての歯周疾患検診を新たに導入いたしまして、検査内容をさらに充実させ、市民にとってより魅力的な健康診査とすることにより、受診者数の拡大を図ってまいろうと思っております。

それから、宿泊人間ドックについての御意見もございました。1日人間ドックとは別に、国民健康保険の保健 事業として被保険者を対象とした宿泊ドックを実施しております。この受け入れ枠の拡大でございますが、毎年 100人の枠を準備しております。受診者数は80人前後で推移しております。このような状況にございますので、 まずは現在確保している100人の枠について、受診者数を確保することに努めてまいりたいと思っております。

それから頸部動脈エコー、いわゆる超音波検査の実施についてのお尋ねがございました。

この検査は、頸部の動脈を超音波で映し出し、写真撮影することによりまして、血管内部の状態を検査するものでございます。血管壁内部の様子や肥厚の有無などを見ることによりまして、動脈硬化やこれに起因する脳血管疾患や心臓病の危険性を予測することを目的とするものでございます。脳血管疾患や心臓病などのリスクが高い方を早期に発見し、早期に適切な治療や生活習慣の改善を指導し、病気を予防するという点では、有効な手段の一つであると考えられますが、この手法はまだ新しく、この検査を実施しているところはまだ全国的にも少な

く、県内でも例はありません。成人病検査センターでも、現在検討している段階であり、検査精度や医師の確保、 検査技師の養成、検査機器の整備など、受け入れ体制についてまだまだ整理しなければならない課題があるよう でございます。

このような状況でございますので、本市といたしましては、さらに情報収集に努めるとともに、成人病検査センターとも連携をとりながら、人間ドックの検査項目として取り入れることができるかどうか、今後十分に検討してまいりたいと思っております。

それから、市立病院での人間ドックの実施についてのお尋ねがございました。本市が実施する人間ドックにつきましては、現在すべて成人病検査センターに委託しているところでございますが、成人病検査センターでは、1日人間ドックにいたしましても、宿泊ドックにいたしましても、まだ受け入れ枠に余裕がある状況にあります。また、本市におきましては、人間ドック導入当初から、地元の検査機関であるところの成人病検査センターに委託してきたという、これまでの経緯を踏まえる必要があるわけでございます。

このようなことから、本市といたしましては、今後とも成人病検査センターに委託して実施してまいりたいと考えておるところでございます。御案内のように、人間ドックは老人保健法に基づく健康診査といたしまして、集団的に実施するものでありますが、各医療機関が市の委託を受けて実施するものに、個別検診ということで実施しているものがあるわけでございます。

乳がん検診、これは視診、触診、これらにつきましては市立病院で実施しておりますし、平成13年度から新たに実施を予定しておりますところの乳房 X 線撮影検査につきましても、市立病院でも実施する予定でございます。 次に、都市計画の見直しについてのお尋ねがございました。

都市計画は、都市の発展動向を計画的に誘導することによりまして、秩序ある市街地の形成を促進し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的とし、かつ土地の合理的な利用を図り、まちづくり計画を効果的に実現するためのものでございます。

御案内のように、第4次振興計画の基本計画の中で、自然と環境に調和した土地利用を図り、その施策として 地域に合った計画的な土地利用を行うことを前提とし、一体の都市として総合的に整備する必要がある地域については、都市計画区域の見直しを進めることとしております。

また、市の都市計画の誘導指針でございますところの都市計画マスタープランでも、全体構想の中で、市街地 周辺地域の良好な住宅地の形成と都市施設の整備促進を図るため、都市計画区域の見直しを行っていくこととい たしております。

現在の都市計画区域でございますが、面積は2,101 ヘクタール、区域は寒河江地区、西根地区、南部地区、そして柴橋地区の一部をエリアといたしまして、前回の見直しは昭和48年3月に行っております。

この都市計画区域において、街路、都市公園、下水道などの都市施設の整備、区画整理による新市街地の形成、中央工業団地の整備による雇用の創出等に力を注いできたところでございます。その結果、御案内のように、昨年10月に実施されました国勢調査の結果、県内市町村では人口の減少傾向が多い中、本市は人口・世帯数とも着実な伸びを示し、活力と魅力ある自治体として認められているところでございます。

近年、道路も高速道路をはじめとする市内の主要幹線道路や、バイパス等の整備が行われ、中心市街地と周辺 集落間の道路沿いも家屋が連檐してきております。また、民間等による中小規模の宅地分譲も各地で行われてき ております。

このように、社会経済情勢も大きくさま変わりし、市民の生活様式の変化とともに、市民の意識も変わってきております。都市計画区域においても、前回の見直しから30年近く経過しておるわけでございます。そういうことで、見直しをしなければならない時期ではないかと思っておりまして、平成12年からその検討作業に入っているところでございます。

この見直しの基本的な考え方でございますが、市内全域の土地の利用状況及び地形等の自然的条件、日常の生

活圏、主要な道路、社会的、経済的な一体性というものを勘案するとともに、かつ広域的な視野に立って、見直しを行ってまいりたいと考えております。

隣接市町の都市計画区域を見ますと、天童市と中山町は山形市など4市2町による山形広域都市計画区域で決定されており、天童市は最上川を挟んだ寒河江市の行政界までを都市計画区域としております。

中山町におきましては、向長崎地区を除いた本市と接する行政界までを都市計画区域としております。それから、西村山地域の河北町、西川町、大江町についても、それぞれ本市の行政界に接している現況でございます。

これら隣接市町との都市計画の一体化については、都市間交通の円滑化を図るための道路や土地利用の適正化など、都市間の連携強化が重要でございます。今後は、このような広域的な視点に立った都市づくりを展開していく必要があり、本市の都市計画区域が隣接する市町の都市計画区域と接続することが望ましいものと考えるものでございます。

それから、市街地周辺の集落についても、これまで各集落ごとに家並みが形成されておりましたが、現在では 市街地と集落を結ぶ道路沿いにも、住宅等の建築が進み、現都市計画区域に連檐し、街がつながりつつあります。 また、市内全域にわたり、主要幹線道路が整備されてきていることや、下水道の整備も着手されるなど、周辺 集落の土地利用は既成市街地と一体の都市として形成されてきている状況にございます。このように、現在の都 市計画区域外における開発ポテンシャルが非常に高くなってきている状況にございます。

極端な他市の事例でありますが、都市計画区域外の郊外部に規制がないことから、超高層マンションが立地したケースもあり、自然景観や周辺住宅地へのさまざまな障害による環境の悪化が懸念されたケースもあったようでございます。

都市計画区域外の白地については、法による開発規制がなく、極端な言い方をすれば、いかなる建物も建てられる状況にあるわけで、無秩序な開発も懸念されるところでございます。したがいまして、これら一体性のある市街地周辺の集落に対しましても、今後都市計画法による土地利用の規制及び誘導を行い、住宅等の新設、増改築時には、建築確認申請手続によりまして、建築基準法による接道要件に合致した、建築を行っていただき、防災、除雪など、安全で安心な、そして快適な住環境を形成するとともに、開発許可制度による良好な宅地開発の基準と指導のもとに、秩序ある適正な土地利用による都市づくりを行うことが必要であると考えるところでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、以上のようなことから、都市計画区域の拡大区域につきましては、市内山間部の幸生、田代地区を除く平場全域を対象に行ってまいりたいと考えております。その際、この拡大区域の平場についての具体的な区域といたしましては、基本的に生活圏となり得る可住地地域、人が居住可能な土地、可住地地域や、公園として整備が見込まれる山林区域と考えております。区域界は、地形、道路や水路等の地物を区域の境とし、このような対象物のないところは、字界などを区域界にしていきたいと考えております。

それから、コンセンサスの問題がございました。広く声を聞いて進めるようにとの御提言でございますけれども、これら都市計画の変更における素案をもとにいたしまして、13年度、関係機関との調整を行いながら、手続を行ってまいりたいと考えておりますが、都市計画決定に際しましては、市民の権利の制限をはじめ、生活に密接な関わりがありますので、市民の方々の意向を十分反映されるよう、拡大対象となる各地区ごとに意見等をお聞きする機会として説明会を開催し、理解を深め、合意形成を図りながら進めてまいりたいと思います。審議会の開催についても、十分地元の意見なり、あるいは審議会の委員の意見を聞くチャンスを考えてまいりたいと思っております。

区域拡大に伴う、都市計画税の質問もございました。課税区域については、地方税法において都市計画法第5条の規定によりまして、都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価値を課税標準として、その所有者に都市計画税を課税することができますが、本市のような市街化区域の未線引き都市におきましては、都市計画区域の全部または一部の区域で、条例で定める区域となっておりま

す。御案内かと思います。

ただし、市街地から離れた地域に所在する山林等や農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地 区域については、課税区域から除外することが適当であるとされております。

したがいまして、本市の課税区域においては、都市計画区域内に所在する農業振興地域の農用地区域に指定された土地を除いた土地及び家屋に対し、都市計画税を課している状況でございます。都市計画区域の変更後において、課税区域の検討も要することになるわけでございます。

御承知のとおり、都市計画税は都市計画事業に要する費用に充てるための目的税でありますので、都市計画区域変更後の課税区域につきましては、税の主旨に沿った形で十分検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、土壌汚染地の開発の問題がございました。前の議会においても質問があったわけでございますけれども、 さらに経過等も踏まえて答弁申し上げます。

土壌の汚染が判明した場合に、土壌浄化対策を実施しなければならないのはだれかという質問があったわけで ございます。

土壌及び地下水汚染の浄化対策を行うべき責任があるのは、基本的には汚染原因者でございます。費用の原因者負担については、環境基本法37条に定めがございまして、水質汚濁防止法第14条の3におきましては、有害物質を含む水の地下浸透によって、人の健康に被害が生じ、または生ずるおそれがある場合には、都道府県知事がその原因となる特定事業場の設置者や事業の承継者に対して相当の期限を定めて、被害防止に必要な限度において、浄化のための措置をとることを命ずることができる旨、定められております。この辺につきましては、12月の議会で申し上げたとおりでございます。

この浄化に係る措置命令を発動するには、一定の要件を満たす必要がございます。要件としましては、ただいま申し上げましたように、一つには汚染原因者であること、二つ目は現に特定事業場であること、三つには飲用に供しているなど、健康被害を生ずるおそれがあることなどでございます。

寒河江駅前の土壌汚染については、これらの要件というものを満たしておらず、また法改正により措置命令が 規定される前に原因となったと思われる事業が廃止され、承継者もいなかったことから、県の措置命令がなされ なかったものと聞いております。

現に汚染が存在し、その原因者が特定できない場合に、だれが浄化対策を行うかでありますが、このことについては、水質汚濁防止法では直接的に規定しておりません。しかし県では、地下水に係る調査・対策の取扱方針というものを、平成10年に定めております。この方針に基づき、現在、地下水及び土壌汚染に対処しておるところでございます。

この方針の中で、調査や対策の実施主体及び分担等については、一つには解明調査のうちの初動的、基礎的な調査については、市町村の協力を得ながら県が行う。

二つには事業者等の自主的取り組みが得られる場合にあっては、対策を行うための土壌ガス調査、ボーリング 調査及び除去対策が必要と判断される場合の当該対策については、事業者等が行う。

それから三つ目には、原因者の自主的取り組みが得られない場合にあっては、解明調査は県が実施するように努め、除去対策が必要と判断される場合の当該対策は、原因者に行わせる。その際は措置命令も含むことになっております。

4番目には、原因者不明などの場合にあっては、解明調査は県が実施するよう努め、除去対策が必要と判断される場合の当該対策については市町村が行うよう、要請する。

そして、調査・対策に要する費用は、原則として調査・対策の実施者が負担するとの考え方でございます。原 因者不明等の場合には、汚染原因者が不存在の場合、法的責任が認められない場合、費用負担能力が著しく低い 場合などが含まれるものでございます。

県では、この方針に基づいて、本市に対し、対策の実施について要請してきたものであります。行政には、公

害等の防止に努め、住民の健康を保護する責務があるわけでございますし、市町村は地域に密着しておりますので、その責務は大きいと考えております。そのため、市といたしましては、市が行うべき法の規定はありませんが、このまま放置することはできないと判断し、浄化対策を実施したものでございます。

それから、開発行為の行われている区域の中で汚染が認められた場合は、開発行為者が対策を講ずべきものではないかとの質問もありました。今申し上げましたように、原因者が特定できない場合における浄化対策実施者については、法の規定がないわけでございますので、土地所有者等の協力を求めながら、県の取り扱い方針に基づいて対応していくべきではないかと考えております。

平成13年度において、 670万円の汚染土壌浄化対策費を予算化しております。これは、現在浄化対策を実施している場所に隣接する土地の表層土壌調査、それからボーリング調査などを行うためのものでございます。この土地は、道路用地としての使用が予定されている場所でございますので、建物が取り壊された時点で調査をしようと考えているところでございます。

汚染場所に係る道路築造工事については、平成12年度にも発注しておりますが、土壌浄化対策を継続中であることから、この地点を除いて工事を実施しているところであります。対策の実施結果によって、今後の道路築造の施工方法を検討し、工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 大変丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。少しお尋ねしたい点ありますので、2問に入らさせていただきたいと思います。

白岩の老人福祉センターの方で利用している温泉源泉の関係でありますけれども、一つは契約の関係でありますが、もちろん引き続きこれを利用していくというふうなことだというふうに思うんです。そしてもし何か問題出た場合には、今源泉の上に家建っているんで、その時点で対応するというふうなことであったわけでありまして、さまざまな今後、何か起きた場合の改修や何か、確認できるようにぜひ対応、対処をしておいていただきたいというふうに思います。

それから、配湯管の関係でありますけれども、これについても、関係者の話を聞くなど、調べたいというふうなことでありますけれども、これはもうずっとおざなりにならないように、せっかくこれ問題点を指摘をし、整理されていないという部分を財産管理をしている方でも受けとめているというふうに思いますので、この機会にきちっと整理をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。また次になって、ずっと申し送りみたいな形にだけならないように、この際きちっとしていただきたい。

もちろん、そのためには、以前の埋設をした当時の経過ということをきちっと調査をした上で対応するという のが当然だというふうに思いますが、ぜひそういうことでお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、直接1問目ではお尋ねをしていなかったんですが、老人福祉センターの委託の関係、先ほども申し 上げまして、1問目で質問というような形ではなくて、経過的な形で申し上げたんですが、私調べてみますとい うと、老人福祉センターの管理委託、これ社会福祉協議会の方になされているわけでありますけれども、平成10 年度が予算で 2,168万 1,000円なんですね。決算も 2,168万 1,000円。11年度が予算が2,228 万 1,000円、決算 額が 1,890万 4,000円、327 万 7,000円が少なくなっているわけであります。そして、12年度の予算が 1,888万 7,000円、そして13年度が 2,174万 2,000円、先ほど申し上げた額ですが、10年度は予算計上しただけで委託を して、決算もそのとおりでできている、11年度が 327万 7,000円少ないんですね。そして、12年度には11年度の 実績といいますか、決算が予算で盛られているんですね、12年度。そして、調べた結果、人的配置やなんかも非 常に大変だということで、今回はまた戻って、10年度や11年度に戻って 2,174万 2,000円になっているんですが、 委託の仕方どういうふうになっているのか、予算計上して、その金額で委託をしているわけ。実績でしていると いうのか、この差額出ているんですが、聞いてみました、そうしたら何か、残っている金があって、したがって それを引いてしたみたいな、いうような話もあるんですが、実際どういう経営をしているのか。予算は組むけれ ども、こうこうこういうふうな形でというような中身をして老人福祉センターを管理委託費としてそれぞれ項目 があって積算されて、それで幾ら幾らというので契約をして、その金額が払っているという、こういう契約をさ れているんじゃないかなと、私は認識しているんですが、そういうふうに少なくなっている、これは金額は議決 をしているんだけれども、何か後で実際支出したやつの領収証でももらって、少ない場合にはそれをカットする というようなことがなっているのかどうなのかわからない。そして11年度の方も、実績で12年度には予算が組ま れているという、こういうこともあるんです。

したがって私、非常にこの点、調べるために、さまざまな福祉政策が、本来寒河江市で直でやるべきだというようにも思うんですが、今はいろいろな団体に委託をしていますね、委託。そうした場合に、予算は計上するんですがその委託額で、例えば何々というサービスをこれだけの金額でやってほしい、例えば 1,000人分を予算で見越したんだけれども、その 1,000人分を お金払うというやり方、いや、利用した人が 800 人きりいない、したがって予算は 1,000人分措置して決定しているけれども、 800人分きり払わないというやり方でやるやつ、例えばドックなどはそうですね、そういうふうに実績で後で、予算は計上しているけれども、実績でこうしている、補助という形、委託料でやってもそういうふうになっているわけです。

ところが、さまざまなそういうものを本当に妥当なのか、あるいは事業委託を受けた方も、例えば今言ったように 1,000なら 1,000という数でサービスがあるというふうに予測したのが800 きりないといったとき 200分が減るという、例えば10の客がいるというふうに思ったのが、8 きりないというのは 2 の分減ると、2 割の分減ると、こういうふうになった場合に、委託を受けたのは、大変なように思いますので、その委託の中身を教えてほしいというふうに、これまでお願いをしているんですが、なかなかそこが出てこないという問題があります。

したがって、今回の13年度の当初予算を審議する上でも、もう事務的に当局の方にも、担当課の方にもお願い しているんですが、予算分科会するまでに、そういうものがきちっと私ども、責任持って予算審査ができるよう にお願いをしたい、そういう種類のお願い。

例えば、今一つの例でありますけれども、こういうことがいろいろな部分に共通しているというふうに思われますので、ぜひこれは公正に、老人福祉センターに限らず、それぞれの分科会にかかわる委託料なども、同様の部分あろうというふうに思いますので、ぜひそういうことについてのまず市長の見解もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、ドックの関係でありますけれども、やはり15%の人が申し込んでも受けられていない、それは市長から答弁あったとおり、途中でぐあいわるくなって医者行ったからだとかいう方がいるというのは、もう十分わかります。しかし、個別に日時を周知をしながら、変更になった場合の予備日というのは、もうそのときお知らせしていてくださるんですけれども、さらにフォローしていただいて、本当にぐあいが悪くなってどこかの病院にかかって検査を受けたから、ドック受けなくていいという人はいいんだけれども、日程変更していって予備日のことがうまく理解をしていないという人もいるようでありますので、ぜひ申し込んで、当日都合悪い人などについてはフォローをしていただきたいというふうに思います。

それから、頸動脈のエコーの関係でありますけれども、ぜひ最近、若い人でも心臓や脳の障害を受ける人、いるわけですので、それの一番簡易で、そしてかなり血管の中の状況あるいは血の状況までわかるんだというんですね、専門家の話ですというと。そして、非常に簡単にここで見れるというふうなことだそうですので、ぜひ成人病センターなども協議をしていただいて、できるだけ早い時期に導入されるようにお願いをしたいというふうに思います。

引き続き、これ市の方からも強くそういう声があるということを伝えていただいて、実現するように頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、市立病院でのドックの関係でありますけれども、これ市長、今の考えはわかりましたけれども、私は地域医療という立場で考えていけば、もっとやはり市立病院にある優秀な機器をもっと活用するというふうな点や、あるいは病院経営、 160のベッド数を抱えている病院なわけですから、そういう体制をとっているわけですから、やはりなかなか患者でベッド稼働率 100%とするのは大変なわけですから、そこのあいている部分を、ドックをすれば確実に確保できるわけですから、何も成人病センターと競合して、だめでということはない。成人病センターは県内の庄内の方や置賜、最上の方からも来ていらっしゃるわけでありますから、病院の中でそこを使うといったって、そんなに人数、余計にはできないと思います。

しかし、病院経営ということを考えれば、そういう方向も選択をしていっていいのではないかなというふうに思うんです。そして、西村山の医師会等の中で、寒河江市の市立病院のドクターも入っているわけですし、医師会とか行政、それから病院などが非常に良好な関係にあるというふうなことをお聞きをしています。したがって、今すぐこういうことをやるべというようなことでなくて、課題としてそういう方向性もきちっとして持ちながら、医師会などでも問題提起をさせていただいて、そしてやっていくという方向を私は提案をしているんであります。

したがって、ぜひそういう考え方について、市長、受けとめていただいて、今すぐやれとかなんかというようなことではありませんので、再度そういう考えを持って対応していただきたいというふうなことを申し上げていますので、再度お尋ねをしたいと思います。

それからあと、都市計画の関係でありますが、後でさらにまた時間ありませんので、お聞きをしたいと思いますが、別な機会にしたいと思いますが、ぜひ住民の声を十分聞いて、来年の1月に都市計画審議会、寒河江市の都市計画審議会開いて、ここで仕上げるんだというような、ぎりぎり切り詰めての進め方でなくて、先ほど市長からあったように、住民の権利に係る部分などもいっぱいあるわけですので、コンセンサスを得てやるというようなことで、この点、お願いをしたいというふうに思います。

それから税のランクづけについても、今後の計画の改正後に合ったようにしていかなければいけないということで、検討してまいりたいというふうなことでありますけれども、その辺が出発の段階で、住民の中に非常にグレーゾーンというか、わっとした玉虫色で言われていますというと、住民は住民で都合よく、それは例えば谷沢とかこっちの方でいえば宮内とか、中郷とかがランク下がるんだべなというふうに思っていて、ところが、条例できたれば一律で、今の区域内と同じように、ランクづけはなくてというふうになるというと、何というか不信になりますので、その辺のことについて、本当にランクづけをしていく考えはあるのかどうなのかだけ、お聞かせをいただきたいと思います。

あと駅前の関係については、基本的な部分、この措置命令の要件満たしていないということはわかりました。 満たしていない場合ということで、県の取り扱い方針あるということもお聞きをしました。したがってさらに、 私時間ありませんので勉強させていただいて、不公平なことに、市民の中にならないようなことで、さらに勉強 させていただいて、提起をさせていただきたいということで2問にしたいと思います。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 委託料の関係でございますが、これは社会福祉協議会のみならず、全般的に通ずることだろうと思っておりますが、やはり従来委託もしまして、実績を見ますとどのぐらいがかかったのかなということがわかるわけでございまして、当初予算の見方が若干は外れたり、あるいはすることもあるわけでございますので、実績というものを十分勘案しながらやってきておるわけでございますし、それからやはり、委託受ける方につきましても、市が行革、行財政改革に取り組んでおるわけでございますから、委託を受ける側におきましても、行財政改革ということで、委託料を受けるところの委託料というものを減らす努力というものはしていただかなくてはならない、こう思いますので、その辺を考慮しながら、委託料を決めてまいりたいと、決めておるところでございます。

それから、人間ドックでございますが、指定された日に受診できなかったというようなこともあるわけでございまして、そういうときには都合のいい日を市の方で組んでいる、成人病センターなりで組んでいるところの日程というものを、教えるような方法が可能かどうか、目いっぱい日程を組んでおくならば、前の人がだめだったから、ではその次のところに入れるということが、可能かどうかということも、本当に具体的なことでございますので、その辺のところも十分担当の方で考えていただくようにお話を申し上げたいと思っております。

それから、市立病院にせっかく優秀な機械を、機器を備えておるのだから、それを活用したり、あるいは経常のプラスになるのでないかと、こういうことでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたように、成人病センターにずっと委託しておった経過があるわけでございますので、その辺の調整というものがあるわけでございまして、それが一つでございましょうし、病院でやるということになりますと、これはまた入る方だけではないわけでございまして、出す方もこれもあるわけでございまして、医師の人員をふやしてみたりとか、あるいは機器を増設したり、更新したりと、いろいろかかるわけでございますので、そういうことも合わせなくてはならないと、かように思っておりますが、御質問の趣旨は受けとめておきたいと思っております。

それから、都市計画税の問題でございますけれども、ランクづけというようなことの話でございますけれども、この辺につきましても、今後見直しをして拡大をしていった場合に、平場もふやすわけでございます。そういう際、どのところに都市計画税を課すかというようなところがまず問題だろうと思っておりますが、それはこれまでの例とか、あるいは法的に公平に、そしてまた都市計画税というような趣旨に沿った形で、これは検討させていただかなくてはならないと、このように思っておるところでございまして、以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 一つだけ。最後の都市計画税の関係でありますけれども、そういうふうにこれから、先ほどの話ですというと、寒河江市と行政を接する大江にしても河北にしても西川にしても中山にしても、皆すぐわきまでくっついてきたと、そこまで枝伸ばしていかなければというような話なんですが、実際今度そうした場合に、それぞれの都市計画をどういうふうに土地利用含めてやっていくんだかと、目的税だというふうなことからすれば。

そうしたときに、公平さが欠けるのでないか、一番端的には公共下水道、これなどがなければみんな公共下水道でやらなればいけないけれども、そうでなくて、突貫でやったり何だでもはやしている、そういう計画示されているわけですから、もちろん今都市計画区域でないところで、公共下水道になっているところは、当然第4次振興計画の中で、都市計画区域の見直しがあるというふうにうたわれていたわけだから、そこら辺はなるんだろうなというふうに思っておったんですが、そうでないとすれば、それぞれに開発後の住民に対する、そこに対するメリットというような格差が出てこざるを得ない、そうしたときに税の方で、もしかして格差があってランクあってもつけられないんだとすれば、わきからの行政界ではみんなきているにしても、拡大というのは慎重にやはり判断をしていただきたい、ランクづけができないとすれば、格差がわかっていながら、それを求めていくというのがあたりほとりのことだけ考えてさんなねのか、まさしく分権の時代でありますのでということで、この点強く申し上げて、質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党と市民を代表し、介護保険について質問をいたします。市長並びに関係当 局の誠意ある答弁をお願いいたします。

昨年4月より実施された介護保険制度は、間もなく1年を迎えようとしています。日本では全く新しい制度であり、国の方針が二転三転する中で、保険者となる各市町村では、試行錯誤を繰り返しながら、大変な苦労をされて出発した制度であります。

当議会においては、私のほかにも多数の議員が介護保険制度についての質問に立ち、よりよい制度になるよう、 改善や提案なども含めながら、市長の考え方をただしてきたところです。

昨年12月議会で、松田 孝議員が実施後半年を経過しての寒河江市の状況について質問をしておりますが、私 はそれをさらに分析し、明らかになった実態を踏まえながら、市長の考えをお尋ねいたします。市長の誠意ある 御答弁をお願いいたします。

このほど、日本共産党山形県委員会は、各自治体の介護保険実態調査を実施しました。この調査は、第1号被保険者の居宅介護サービスの利用状況を、所得区分ごとに調査したものです。65歳以上の方が加入している第1号被保険者の保険料は、所得により5段階に分かれておりますが、その所得区分ごとに被保険者の数、認定者の数、介護度別の人数、利用者と利用費用、利用限度額に対してどれだけのサービスを受けているか、その割合はどうかなどが明らかになる調査です。

寒河江市の健康福祉課に対しても、この調査への協力をお願いしたのですが、残念ながら寒河江市のコンピューターソフトは、そういう調査に対応できないソフトだとのことで、所得区分ごとの調査はできなかったところですが、平成12年度11月分の居宅サービスの利用状況を出してもらいました。

この調書によりますと、平成12年11月時点での居宅介護の認定者は 521人で、介護度別では要支援62人、そのうちサービス利用者は44人、サービス利用率は71%。要介護 1 では認定者 181 人に対し、利用者 130人、利用率71%。要介護 2 では、認定者 120人に対して利用者87人、利用率72%。要介護 3 では認定者 106人に対し、利用者86人、利用率81%。要介護 4 では認定者90人に対し、利用者79人、利用率87.8%。要介護 5 では認定者 101人に対し、利用者95人、利用率94%となっております。

この結果から、認定を受けた人は、70%以上が何らかのサービスを受け、その利用率は介護度が重くなるにつれて高くなっているのです。また、介護度ごとの支給限度額に対する利用料の度合では、要支援の 52.45%のほかは、介護度1の 31.05%、介護2の 30.68%、介護3の30.79 %、介護4の 31.55%、介護5の 30.59%と、いずれも30%をわずかに超えている数字にとどまっています。

また、利用料の1割負担額は、1人平均が要支援では3,225円、要介護1では5,145円、要介護2で5,976円、要介護3で8,236円、要介護4で9,652円、要介護5で1万960円となっており、介護が重くなるにつれ、負担額も多くなっていますが、最重度の介護5で平均1万1,000円となっているほかは、すべて1万円以下の負担額にとどまっております。

県内の市町の調査からも、利用限度額に対する利用額は30%前後となっており、1人平均の負担額は5,000円前後、6,000円前後、7,000円前後と、いずれも1万円に満たない金額です。これは平均ですので、もっとたくさんの負担額を払っている人や、3,000円以下の低い負担の人もいると思います。

しかし、この結果から言えることは、利用料の負担をなるべく軽くしたい、被保険者がもらっている年金で払 える程度のサービスを受けるといった結果があらわれているのではないかと思われます。 そこで、お尋ねいたしますが、市長はこのようなサービス利用状況をどのように感じておられるか、また寒河 江市の介護保険計画では、どのくらいの利用率を見込んでいたのか、お伺いいたします。

次に、保険料の収納状況についてお伺いいたします。

介護保険制度は、その財源の1割を介護サービス利用者が負担する利用料で、9割を公費50%、保険料50%の割合で賄うことになっています。保険料50%は、65歳以上の第1号被保険者が17%、40歳から64歳までの第2号被保険者が33%を負担することになっております。

第1号被保険者の保険料は、生活保護世帯や老齢福祉年金受給者などの非課税世帯にも2分の1の保険料が課せられることから、大きな批判の声が上がり、政府は介護保険実施直前の平成11年12月に1号被保険者の保険料を平成12年4月から9月までの半年は無料に、12年10月から13年9月までの1年間を半額にするとの決定をしました。昨年9月から、半額分の保険料が徴収されておりますが、第1号被保険者の保険料徴収状況、及び国保料金に上乗せされている第2号被保険者の保険料収納状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、保険料、利用料の減免についてお伺いいたします。

これまで、私ども共産党市議団は、一般質問で数回にわたり介護保険問題を取り上げ、繰り返し保険料、利用料の減免について、寒河江市独自の減免制度をつくるべきではないかと、市長の考えをただしてまいりました。

しかし、市長の答弁はかたくなに、市独自の保険料、利用料の減免を行うつもりはないというものでした。第 1号被保険者の保険料は、所得により 5 段階に分かれていることは御存じのとおりです。第 1 段階は、生活保護世帯や老齢福祉年金受給者で、世帯で住民税非課税のものとなっており、保険料は基準額の50%です。第 2 段階は、世帯で住民税非課税のもので、保険料は基準額の75%です。第 3 段階は、本人が住民税非課税者で、保険料は基準額の 2,420円となっております。第 1 段階の場合、生活保護を受けている人の保険料は、扶助費で負担をすることになっているとのことですが、第 1 段階ないしは第 2 段階の中には、生活保護を受けようとしても、資産などの関係で該当にならない方や、また世話になることを潔しとせずに頑張っている方もいて、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている方もいるのです。そうした方たちに対する保険料の軽減はありません。最低でも、基準額の半分は払わなければなりません。

政府が、第1号被保険者の保険料徴収を半年間延期し、さらに1年間は半額とすることを決定したのは、国民にとって保険料負担がいかに重いものかを認識した結果であると思います。ことしの9月までは、半額の保険料となっていますが、10月からは基準どおりの保険料が徴収されます。すべての被保険者にとって、負担感が重くなりますが、殊に第1段階は、現在605円から1,210円に、第2段階は908円から1,815円へと、1,000円未満で済んでいたものが1,000円を大きく上回る額へとはね上がります。1カ月3万4,000円ぐらいの老齢福祉年金受給者や、低所得者にとっては、命のさたも金次第になりかねない状態です。

そこでお伺いいたします。

生活保護基準以下あるいは保護基準に該当する状態の低所得者の保険料を、保護基準並みに減免すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、低所得者段階の負担感を緩和するために、現在の所得区分5段階を6段階にするなどの見直しをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、利用料についてお伺いいたします。

市長は、寒河江市独自には利用料の減免制度を設けない理由として、以下のような点を挙げておられます。

1つは、利用者の負担額が過大にならないように、国による高額介護サービス制度があること、また施設入所者には、食事代に対して負担能力に応じた軽減措置があること、また社会福祉法人による生活困窮者に対する利用料の減免の措置もあることなどの理由を挙げておられます。

高額介護サービスでは、所得区分ごとに利用限度額が設けられており、1世帯が1カ月にその限度額を超えた利用料を払った場合、申請すれば超えた分について払い戻しが受けられるというもので、高額療養費と同じ考えです。その限度額は所得区分1段階、すなわち生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税

非課税の場合は、1カ月1万5,000円を超える利用料を払った場合、所得区分2段階の人、すなわち世帯全員が住民税非課税の場合には、1カ月の限度額が2万4,600円となっております。

在宅サービスを考えてみた場合、そもそも世帯全員が住民税非課税といった経済状況の中で、限度額を超えるサービスを受けることが可能なのかどうか、甚だ疑問です。所得区分1、2以外の1カ月当たりの限度額は3万7,200円となっておりますが、要介護5の人が限度額いっぱいのサービスを受けた場合でも、1カ月の利用料が3万5,800円ですから、該当にはなりません。この制度が該当するのは、1カ月の平均利用料が3万7,800円の介護療養型医療施設、すなわち老人病院と呼ばれる施設だけです。

以上のことから考え合わせれば、この制度が該当になるのは、特別養護老人ホームや老人保険施設などに入所 している低所得者の一部の方や、1軒で2人もの介護サービスを受けている世帯ぐらいで、在宅でサービスを受 けている低所得者にはほとんど該当しない制度と言わざるを得ません。

今、全国的に自治体独自で低所得者に対して利用料や保険料の減免措置や補助制度をつくり、低所得者の健康と利用促進に取り組んでいる自治体がふえてきました。1月25日現在、全国では3,251の自治体で、保険料や利用料の減免措置を実施しています。県内においても、既に山形市、天童市、川西町では、国の介護保険法による保険料減免の条例に「市町村長が認めたもの」という項目を加えた条例を設置し、柔軟に対応しようとしています。また、利用料については、酒田市、西川町、藤島町、温海町、小国町の5自治体が、訪問看護や訪問入浴を利用している低所得者に対し、利用料の軽減や助成などを行っています。

また、山形市においては新年度から、生活保護は受けられないが、本人負担の支払いが困難な人に、利用月額の上限を設け、超えた分について市が負担するというものを設けました。施設入所では1カ月1万5,000円、在宅では3,000円程度で、ひとり暮らしで月収12万円以下の人が申請をすれば該当になるという内容です。

寒河江市においても、住民の要望にこたえられるきめ細かな対応をしていく必要があると思います。低所得者 の適用範囲を広げ、利用料への減額や助成制度を設けるべきと思いますが、市長はどのように考えておられるか、 お伺いいたします。

次に、介護老人保険施設、特別養護老人ホームについて伺います。

介護保険が実施されてからは、以前の措置制度と違い、介護認定を受けた方で要介護1以上の方であれば、特別養護老人ホームや老人保険施設などへ入所できることから、入所を希望する人がふえているようです。

平成12年12月現在で、特別養護老人ホーム入所者は 140人です。さらに、入所を希望し待機している人が、13年2月時点で78名と聞いております。待機者の数は年々増加し、平成11年9月で37名から、平成12年12月では五十数名、そして平成13年2月には78名になっているのです。在宅介護ではカバーしきれない人たちが、特別養護老人ホームを希望するようになってきているものと思われます。

介護保険の事業計画によりますと、平成13年度の特別養護老人ホームの需要推計量は 188名、14年度で 192名、 16年度で 200名となっております。需要推計に対し、供給可能見込量は12年度が 140床、13年度が 155床、14年 度 170床、最終年度の16年度で需要推計と供給見込量がともに 200床で一致するという計画になっております。

しかし、現在既に供給可能限度数 140まで入所者がおり、さらに待機者が78名もいるのです。実際入所している 140名と待機者78名を加えれば 218床となり、平成16年の需要推計見込数の200 床をはるかに超えているのです。65歳以上の高齢者人口も、推計では平成13年度 9,795人、平成14年度 9,928人となっていますが、実際は既に平成14年度の推計人口を上回る 9,952人となっているのです。

高齢者人口が多くなるにしたがって、需要数が増えるのは当然のことです。事業計画そのものを実態に合った 計画に見直す必要があるのではないかと思いますが、市長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。 また、需要の多い特別養護老人ホームについては、平成13年度のいずみの30床増床を加えても、はるかに不足

している状態です。西郡全域を見回してみても、需要が伸びることは当然予想されます。西郡全体を視野に入れた広域的な特別養護老人ホーム建設なども考えてみる必要があるのではないかと思いますが、市長はどのように

お考えになるのか、お伺いいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 実施から10カ月ほど経過した中でのサービス利用状況等につきましてのお尋ねがございました。

御案内のとおり、在宅サービスにつきましては、要介護ごとにサービス利用の限度額いわゆる区分支給限度基準額が設定されております。被保険者は、この限度額の範囲内で必要なサービスを選択し、自由に組み合わせて利用できるわけであり、そのかかった費用の9割が保険から給付される仕組みとなっています。利用限度額に対する利用率につきましては、12月の利用状況で申し上げますと、平均して31.4%となっております。

これを、要介護度別に見ますと、要支援が 52.45 %、要介護 1 から 5 につきましてはいずれも約31%となっております。それから、低所得者で利用料が払えない方の利用率が低いために、全体的に低くなっているのではないかという御指摘もありましたが、介護保険の在宅サービスにつきましては、介護支援専門員、ケアマネージャーと相談しながら、利用限度額の範囲内で利用者の心身の状態や家庭環境などに応じて希望するサービスを選択して、ケアプランを作成しサービスを利用するということが、介護保険の基本的な仕組みであることは御案内かと思います。

そういうことからいいましても、必ずしも利用限度額までサービスをつかわなければならないということではなく、あくまでも利用者の選択と希望によるわけでございます。今申し上げましたところの利用限度額に対する利用率につきましては、その結果であり、介護保険制度の基本的な仕組みに基づくものであると考えているところでございます。

利用者負担につきましては、訪問介護を除いては、介護保険制度施行前から所得状況にはかかわりなく、一律の料金であったわけでありますし、金額につきましても、制度施行前と比較するとほぼ同等、あるいはサービスによってはむしろ低くなっているものもあります。

このような中で、主なサービスについて、制度施行前の平成11年度 1 カ月平均と、それから施行後の昨年12月分との利用状況を比較しますと、訪問介護で31.3%、訪問入浴で 259.5%、通所介護、デイサービスでは22.5%、通所サービスのデイケアでは 100.7%の増と、いずれも大幅な伸びとなっております。

ただ、短期入所生活介護、ショートステイにつきましては、18.8%の減となっていますが、このサービスにつきましては、特例制度によりまして、利用限度日数の弾力的な運用方法を講じるなど、より利用しやすい方策をとっておりますので、今後このサービスにつきましても、着実に利用がふえてくるものと考えているところでございます。

また、ことし10月に開所した寒河江やすらぎの里の短期入所や通所リハビリも本格的に稼働してきましたし、 近隣にも老人保健施設がことし1月に開所しておりますので、これらの有効利用が図られることによりまして、 サービスの利用が今後さらに伸びてくるものと考えております。

また、低所得の方にとっても、サービスが利用しやすいように、高額サービス費の支給制度によりまして、1 月の利用者負担額が一定限度額を超えた場合は、その超えた額が払い戻しされますし、制度施行前から訪問介護 を利用していた低所得者につきましては、経過措置により負担額の緩和措置が講じられております。

また、社会福祉法人が実施する訪問介護、短期入所生活介護、通所介護サービスにつきましては、現在、法人 独自の減免措置が講じられているところであり、本市でもその経費の2分の1を補助しております。

この減免措置の対象者の拡大について、現在、各法人において検討されているところでありまして、法人が実施する場合は、本市といたしましても、これを支援してまいりたいと考えているところでございます。このように、低所得者に対する施策も十分に講じていることを、御理解いただきたいと思います。

次に、1号、2号被保険者の保険料の収納状況についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、1号被保険者の保険料につきましては、御案内のように、現在国の特例措置が講じられておりますので、施行当初の6カ月間は全額が免除され、昨年10月から本来の2分の1額を納入していただいておるところでございます。

1月までの収納状況は、普通徴収が93.2%、特別徴収が100%、全体では99.1%となっており、順調に経過しているところでございます。所得段階別では、普通徴収の第1段階が100%、第2段階が90.8%、第3段階が93.6%、第4段階が92.3%、第5段階が94.5%となっております。また、特別徴収については、いずれの段階も100%となっておりまして、所得段階による収納率の差はほとんど見られない状況となっております。

それから、第2号被保険者のうち、国保加入者の収納状況につきましては、介護保険料相当額を国保税と一体的に徴収している関係上、12月末現在の国保税の収納率は94.7%となっており、昨年同期と比較いたしますと、わずかではありますが 0.6%ほど収納率が向上している状況にございます。

ことし10月からは、第1号被保険者の保険料の特例措置がなくなり、本来の額の保険料を納付していただくことになるわけでございますが、本市といたしましては、今度ともあらゆる機会を通じて、介護保険制度の普及浸透に努め、市民の皆様の御理解、御協力を得ながら、収納率の維持向上と保険財政の安定を図ってまいりたいと考えております。

それから、保険料と利用料の減免についてのお尋ねがございました。低所得者に対する利用料や保険料の本市独自の減免を行う考えがあるかどうかということでございますが、御案内のとおり、介護保険制度は介護を社会全体で支えるという趣旨のもと、社会保険方式により、被保険者からは能力に応じた保険料を負担していただき、介護や支援が必要な方がサービスを利用した場合、この保険料と国・県・市の公費負担分を財源として保険給付する仕組みでございます。

このようなことから、保険料の減免制度につきましては、特別の事情があると認められる方に対してのみ、条例で定めるところにより行うことができるとされているわけでございます。この特別な事情とは、一般的な低所得の状況を指すものではなく、災害等のやむを得ない特別な理由により、一時的に負担能力が低下した場合などに適用されるものでございます。

したがいまして、御質問のような一般的な低所得の状況をとらえたところの、本市独自の保険料減免制度については創設する考えはございません。

次に、利用料の減免でございますが、介護保険制度では、介護を社会全体で支えるため、被保険者全員が負担能力に応じた保険料を負担するということとあわせて、サービスの利用者については、負担と給付の関係を明確にするとともに、コスト意識の喚起を図る観点から、サービスの利用に応じて応分の負担をしていただくということを原則としておりますので、このことはこの制度の根幹であると理解をいたしております。したがいまして、保険料と同様、災害など特別な事情がある場合を除いては、減免措置は考えておりません。

本市といたしましては、まずもって介護支援専門員、ケアマネージャーやサービス事業所との連携を強化し、より一層制度の主旨、内容及び現在ある軽減制度の周知徹底というものを図りながら、この有効活用とサービス利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、要介護の段階の見直しというようなこともありましたが、考えておらないところでございます。

次に、特養待機者が増加しておるのでないか、それに対しての対応という御質問がございました。特別養護老 人ホームの入所待機者数は、2月末で78名となっております。御指摘のとおりでございます。

待機者の状況は、在宅が19名、老人保健施設が50名、医療施設等が9名となっております。介護保険制度施行前の44名と比較いたしますと、大幅な増加となっていますが、これはこれまでの措置制度から、契約制度に変わったことに伴い、被保険者や家族の意識が変化したことや、実際に施設のベッドがあいて入所できる段階になっても、もう少しの間在宅で介護したいといって入所を先延ばしされる方もいるなど、当面は在宅で介護を続ける意思を持ちながらも、将来在宅介護が困難になった場合に備えて、申し込みだけは早目にしておきたいという家

族の心理的要因も大きく関係しているものと考えております。

また、昨年10月に寒河江やすらぎの里が開所したことや、ことし1月にも近隣に新しい施設が開所したことなどもございまして、老人保健施設に入所しながら待機している方もございます。

御案内のように、老人保健施設につきましては、当該施設のサービス計画に基づき、一定期間、医学的管理下においてリハビリや看護や介護サービスを提供し、家庭復帰を支援するという基本的な役割、機能を有しているわけでございますが、入所の期間については、入所者本人の心身の状況や家庭環境、在宅復帰の意向、あるいは特養待機の状況等を十分に勘案して、柔軟に対応している状況であります。

また、御案内のとおり、平成13年度においていずみが30床、30ベッド増床される予定でありますし、さらにやすらぎの里におきましても、痴呆性老人グループホームが2ユニット、18床整備される予定であります。

このような状況でございますので、まずはこれらの施設の有効活用と、現在の老人保健福祉計画、介護保険事業計画の着実な実施に全力を傾注しながら、サービス提供基盤の整備拡充に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、特別養護老人ホーム整備計画の見直しにつきましては、県の老人保健福祉計画や、介護保険事業支援計画などとの関係もございますので、平成14年度に予定されている計画の中間見直しまではできない状況にございます。

このようなことから、御質問の件につきましては、今申し上げましたところのいずみの増床やグループホームの整備などの方策を講じてまいりますとともに、今後さらに在宅サービスの利用促進、推進を図った上で、待機者数の動向というものを十分に見きわめながら、平成14年度に予定しておりますところの計画の中間見直しの中で、十分に検討してまいりたいと考えております。

また、近隣の市町と共同で施設整備というようなことも考えてというような御意見もあるわけでございますけれども、現在それぞれの市町が計画に基づき、サービス提供基盤の充実に鋭意取り組んでいる段階でありますので、本市といたしましては考えて、これもまた考えていないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、市長の御答弁は大変冷たい答弁だなというふうに、 私は感じました。幾ら同じことを何回繰り返し言っても、やらないものはやらないんだという、そういう態度で はなかったかと、私は受け取りました。市長は本当に底辺部で苦しんでいる高齢者の方たちの実態を知らないの ではないかと思います。もう少し、高齢者で本当に一生懸命頑張って生きている方々の意見を聞くべきでないか なと、私は思います。

今、こういう介護保険になって、保険料を払うのも大変だと言っている方たちは、大した収入もなくて、年金 ぐらいの収入しかなくて、それで風呂もないアパートに暮らしている、そして1枚40円のごみ袋、それさえもも ったいないといって節約をしている、そういった方たちなんですよ。もう少し、そういう低所得者の方たちの実 態を知って、温かみのある、それではもう少しこう考えてみようかというような答弁をしていただけないものか と、私思います。

第2問に移らせていただきますけれども、3月4日付の朝日新聞に出ていましたけれども、全市町村のアンケートの結果ですね、介護保険に対するアンケートの結果が出ておりましたけれども、このアンケートの結果によると、サービスが予想以上に利用されていないと、最初の予定よりも利用されていないということだったんですが、寒河江市の場合は、市長はどのように考えておられますか。まあまあ使っているんじゃないかというようなお考えなのか、もっと足りないというふうにお考えなのか。

先ほどの答弁によりますと、利用料が高いから、使っていないというのではないのではないかと、利用は伸びているというようなお答えだったわけです。もちろん、介護保険実施前よりも利用が伸びるというのは、これは当然だというふうに思います。保険料を払っているんですから、保険料を払いながら、利用料も払ってそれを利用するというふうになるわけですから、それにケアマネージャーがケアプランを立てて、その人に合ったようなプランを立ててくれるということになりますと、それは伸びていくのは当然だというふうに思います。

けれども、この朝日新聞の調査で、サービス低下の、サービスが低調な理由としまして、これは各自治体のケアプランを立てている人に、ケアマネージャーに調査を依頼して、その人の回答だというふうに記載されておりましたけれども、一番多く挙げられているのが、自己負担を心配して利用を抑制しているのだと思うというのが62%です。2番目が介護スタッフを家に上げることに抵抗があるというので41%、それから3番目として制度や手続にふなれだからというので31%が挙がっておりましたけれども、寒河江市だけが例外ではないというふうに、私は見ているところです。

このアンケートの調査によりますと、各市町村の7割が、給付実績が予算を下回る見通しだというふうに答えているんですけれども、寒河江市の場合は、この予算に対して、どのような状況なのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、保険料の徴収ですけれども、1月段階で、1号被保険者の普通徴収は93.2%、特別徴収は100%だと、全体では99.1%というふうに、順調に推移をしているというような見方だろうと思いますけれども、これが10月からは基準額の保険料が賦課されるということになりますと、その結果がどういうふうな結果に出てくるのかなというふうに思っているところです。

この新国保法によりますと、1年間保険料を納めなかった人に対しては、今度は保険証を返還させる義務が出てくるというふうになっておりますけれども、寒河江市の場合、2月度の徴収状況を見てみなければわからないのだというふうに思いますけれども、これに該当する人が出てくるのかどうか、またずっと滞納し続けている人、こういう方にもこの新法が適用になると思うんですけれども、そうなった場合医療が受けられない、また第1号被保険者については介護が受けられない状態になるのではないかというふうに思いますけれども、それらのこと

についてどのような見通しか、どのようになさるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、保険料についてですけれども、保険料に対する独自の減免制度はつくらないと、これはずっと市長が一貫して言い続けていることですけれども、本当に生活保護受給者は、扶助費の中から保険料が負担されると、ですから生活保護を受けられない方、生活保護に該当するような低所得者の方で生活保護を受けられない方、そういう方というのは救われないわけですよね。生活保護を受けている方よりも、もっと大変な暮らしをしていながら、減免の制度もない、救済の制度がない、そういった方たちは非常に大変な思いをしているわけです。

ですから市長は、この介護保険法ではそういう特別な災害とか失業とか、あるいは長期入院で家計がもう全然 だめになったというような状態でなければ、該当しないんだというふうに言っておられます。保険法ではそうな っているかもしれません。

ですけれども、国民健康保険税条例の中では、このような減免基準があるんですけれども、この減免基準の中にはそういった災害などの特別な事情というものにつけ加えまして、4番目としまして「特別の理由のある者」という項がつけ加えられております。それには「その他特別の理由がある者で、市長が必要と認める者」と、こういう条項があるわけですけれども、介護保険の場合にも、この条項をつけ加えて、柔軟に対応しようとしているところが、山形県内にも、先ほど私述べましたけれども、あるわけです。そういう条項をつけ加えて、健康保険と同じような条件のもとで、こういう本当に何も救済措置のない人たちのために、これを適用していこうという柔軟な考えを、できないものかと私は思っているところです。

それから、所得区分の見直しについては、これをやるつもりはないと市長は言っておられます。けれども、寒河江市の所得区分の状況を見ますと、これは2月現在の第1号被保険者の所得区分ごとの人数ですけれども、第1段階は55名、第2段階が1,564名、第3段階が6,368名、第4が1,394名、第5が583名というふうになっておりますけれども、第1段階というのは本当に数が少ないんです。この中には、生活保護受給者も入っているでしょう。

ですから、この保険料利用料の所得区分でいいますと、本当に2分の1を納めなければならない人というのは55名、その中で生活保護を受けている方は、扶助費で払われると。残りの方たちというのは、何としても半額を支払わなければならない、また第2段階の1,564名の中にも、これは生活保護ぎりぎり、または生活保護基準以下の暮らしをしている方もいらっしゃるわけです。そういう方は75%、基準額の75%を支払わなければならない、そういう状態です。

ですから、この第1段階、第2段階の方たちの保険料というのは、非常に負担が重いというふうに思います。ですから、この基準をもう少し緩和をする意味で、1段階から5段階のところを6段階に伸ばして、その分の緩和をできないものかというふうに思うんです。実際、この6段階に段階を多くして負担緩和をしているところもあるわけですから、ぜひこのことも考えていただきたいというふうに思います。

それから、利用料についてですけれども、さまざまな利用料に対する減免とか救済の措置があるというふうに市長はおっしゃいましたけれども、私が第1間で申し上げましたように、在宅で利用する方にとっての、こういう該当というのが非常に少ないわけです。施設に入っている方については、いろいろな減免制度があります。ですから、それの適用を受ける方も多いわけですけれども、本当に低所得者の方で、在宅で何とか頑張ってみようと言っていらっしゃる方、そういう方に対しての助成制度というものは、非常に少ないんです。

今、社会福祉協議会で減免制度がとられていますけれども、これに該当する人というのは11件というようなことで、非常に数的には少ない。そしてこの該当の区分は、第1段階の人しか該当しないと、第1段階、第2段階というのは、もうその区別がつかないような人も入っているわけですから、そういう人たちは救われないと、こういった状態なんです。

ですから、もう少しこの在宅利用、例えばホームヘルプサービスの現在1割のところを、従来から使っている 人たちは3%で済んでいると、そういう適用をするとか、また今社会福祉協議会の方で、この第1段階のところ を第2段階まで引き上げて半額の助成をすることができないかということが言われているんだというふうに言っていましたけれども、これが適用されれば、もっと第2段階の方も救われるのではないかというふうに思っているところです。

市長は、これは社会福祉法人の考え方一つだというふうに言っていらっしゃいましたけれども、これについて も寒河江市の方では、社会福祉法人がこれを実施するというふうになれば、それに対して市の方でも負担をして いくんだというふうな考えのようですけれども、そういうこともぜひしていただきたいというふうに思います。

利用率が低いものの中に、入浴サービスなどが入っておりますけれども、この入浴サービスの単価は非常に高いんですね。入浴サービスの単価は1回で1万 2,500円、ですからこの1割を払うというふうになりますと、1,250円利用者は払わなければならないわけです。ですから今まで低所得者の方で利用していた方、そういう方たちには、ちょっとこれは手が出ない、そういうものだというふうに思うんです。

隣の西川町では、この入浴サービスに対して、半額の補助をしたということがありまして、非常に利用率が伸びたというふうなことを聞いております。ぜひ、こういうことも考えていただきたいと思いますが、それに対するお答えをいただきたいと思います。

それから、特別養護老人ホーム、これは非常に希望者が多くて、待機者が多いわけですけれども、市長のお答えによりますと、現在は在宅で19人、それから介護保険施設で50人、医療施設で9人の待機者がいるということだったんですが、保健施設に入っている方というのは、一時的にそこに置いていただけるから、何とか間に合っているんでないかというような考えだというふうに思いますけれども、これはこの性格的に、特別養護老人ホームとは違う施設なわけですね。

市長もおっしゃいましたけれども、病院から退院しても、すぐには自宅に戻れない、一定のリハビリとか療養をしなければ、在宅の生活ができないというような方、または一定のリハビリをすれば回復の状態が見込めるというような方のための施設が、この老健施設というふうになっているわけですから、これに特別養護老人ホームに該当するような方が、いつまでもここにいていいというような性格の施設ではないわけです。

ですから、特養があいていないので、仮にここに入れていただいたというような方は、ずっとここにおられるわけではない、安心して入っていられる特別養護老人ホームに早く入りたいんだということを、言っているわけです。

ですから、本来の目的である特別養護老人ホームが、絶対的にこれは不足なんだと思うわけですが、老人福祉計画の中でも、これは14年までは見直しをすることができないというふうに市長、おっしゃいましたけれども、14年の時点でも、これを見直していく必要があるんでないかと私は思います。そして、西郡全域を視野に入れたところの老人福祉施設特別養護老人ホームをつくっていく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、長期的な展望に立った場合、ぜひこれは必要でないかと思います。市長のお考えをもう一度お聞きをして、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第1問で答弁申し上げたこととまた同じ答弁を繰り返さざるを得ないわけでございます。

それから、10月以降の納入率はどうなるかというようなことでございますけれども、これは担当の方でどの程度見ておるか、それは担当の方から申し上げたいと思いますし、それから滞納者に対しての対応というようなことも、これも担当の方から申し上げたいと思います。

それから、何回も言われましたけれども、条例に特別条項というようなものをつけて、それを運用して、低所得者の減免というようなことを考えてはどうかということでございますけれども、これにつきましても先ほど申し上げたとおりで、まだ現在考えておりません。

それから、社会福祉協議会が拡大したような場合につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、市としてもそれは支援してまいろうと、このように思っております。

いずれにいたしましても、先ほども答弁申し上げましたように、現在あるところの軽減制度というものを存分 に生かして、そして活用していただきたい、このように思っております。

それから、14年度の見直しということにつきましては、14年度になって見直しさせていただきたいと、このように思っております。

利用率でございますけれども、先ほど申し上げましたように、措置時代と介護制度ができた比率を見ますと、パーセンテージで述べましたように、 122%から 359%まで伸びておるわけでございまして、本当に利用されておるんだと、こう思っておりまして、ショートステイだけは81%でございますけれども、これはやはり当初の制度といいますか、少し動いたというようなこともございますので、こういう結果が出てきたんだろうと思いますけれども、それ以外につきましては 122%から 359%と、大変利用されておるということでございますので、こういうことも介護保険制度に対するところの普及啓蒙といいますか、介護制度に対するところの考え方というのが、非常に意識というものが変わってきたこともあろうかなと、こう思っておるわけでございまして、それこれを考え合わせながら、14年度の見直しというようなものも考えてまいりたいと思いますが、何せ来年度におきまして、いずみの増床なりあるいはやすらぎの里の痴呆老人の対応というのもあるわけでございますので、まずはそれをやっていかなくちゃならないと、このように思っております。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

滞納者に対する措置の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、社会保険制度でございますので、保険料が介護保険を運営していくための大切な財源になるわけでございますので、保険料を完納していただくということが大前提でございます。

滞納者については、督促、滞納処分と、それからその他の措置としまして、サービスを受けている方に対する 現物給付から現金給付へ、これは償還払いというような表現していますけれども、こういった措置、さらには保 険給付の一時差し止め、さらには保険給付から保険料への振りかえ、こういったような措置があります。

寒河江市についてどうするかということにつきましては、これから検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。 佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 利用状況については、非常に良好な伸びを示しているんではないかというようなことだったんですが、やはりこの保険制度については、社会全体で介護を支えるというふうな観点から発足した制度でありますので、伸びてもらわなければならない制度なわけです。しかし、この制度には非常に大きな欠陥があるというふうに思うんですが、それは今まで、措置制度であった場合、入所者の場合なんかですね、施設に入所していた方の場合なんかの例を見てみますと、これは所得段階に応じて負担をしていかなければならなかったわけです。

ですから、低所得者はその措置によって、ゼロ円から安い料金で入ることができたわけですけれども、今度はそういう垣根が取り払われて、全員が一律の料金というふうになったわけです。ですから、これについては、高額所得者で非常にたくさんの措置費を出していた方たちにとっては、非常に有利な制度になったというふうに思いますけれども、低所得者の方にとっては、保険料を支払わなければいけない、また利用料は皆均一な料金を払わなければいけないということで、非常に大変な方も出てきたということだと思います。

ですから、この利用につきましても、アンケートの結果からも、自己負担が重いので、なかなか自分の希望する介護が受けられないというような方も出てくるのだというふうに思っているところです。

そこで、要介護者の実態を知る上で、所得別の利用状況を知る必要があるのではないかと、私思うんです。共産党の山形県委員会で実施したのは、この所得別の利用状況を調べるものでした。ですから、この所得段階において、どれくらいの介護度の人がいて、どれくらいの利用をしているのか、そういうことがはっきりと出てくるわけです。

この調査によりますと、低所得者ほど介護が重くなっている、そして利用する介護料金ですか、介護度に対する限度額に対する利用料金、これは少ないというふうな結果が出ているというふうに聞いております。

低所得の方といいますのは、やはり住環境あるいは食生活、それから健康管理、そういうものがなかなか十分にできない。ですから健康状態もすぐれない、そういった状態から介護が重くなっていく、介護度が重くなっていくという状態があらわれてきているというふうに思います。必要な介護であっても、利用料が払えないために介護を受けられない、そういう状態がこの調査からあらわれてきていると、寒河江市の状態はどうなっているのか、これを調べていく必要があるのではないかと思います。

寒河江市には、これに対応できるパソコンのソフトがないからできないということだったんですけれども、これからずっとこういう介護保険が続いていくわけでしょうから、この実態を調査する上で、そういう機能を持ったパソコンの組みかえというもの、ぜひこれはしていただきたいというふうに思うのですが、それについて市長はどうお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから、保険料の徴収の状況についてお伺いしました。保険料が納められない方に対しては、この介護保険法にあるように、一時的に給付の差し止め、そういうことが行われるというふうなことだったんですけれども、このたびの議会に保険税の条例改正の議案が出ております。これは、介護納付金が増額されたために、現在の案分率では足りなくなるので、見直しをするということですけれども、最初、私たち去年の介護保険が始まるときには、介護納付金の額によって、その案分率が見直されるなどという話は聞いていなかったわけです。

ですから、その決まった案分率でいくものなのだろうというふうに思っていたんですけれども、介護納付金が 多ければ、その案分率を引き上げていく、そういうふうな条例が出されますと、議案が今回出されているわけで すけれども、何かこうだましうちをされたような、そんな感じがするわけですね。

それで、この案分率の限度額は7万円、そのままで据え置きをしていくということですから、総額を引き上げていくということは、下の段階が上がっていくということだというふうに思います。ですから、今でさえも大変だと言っている保険税、これがまた引き上げをされる、増額をされるということになりますと、これは本当に払う人にとっては大変な保険税になるのではないかというふうに思うんですけれども、このことによって、滞納者、

また保険税が納められないという人がたくさん出てくるのではないかと心配をされるわけです。ですけれども、こういった方々が医者にもかかれない、または介護保険も受けられないというようなことにならないように、これは市長ぜひ、考えていただきたい。

医療保険証を取り上げるというようなことがありますし、提出しない場合には、10万円以下の過料をすると、 過料を課すというような規定があるわけですけれども、困っている人に追い打ちをかけるような、そういうこと はやらないでほしいというふうに思います。こういうふうな状態になった場合、この医者にかかれない人たちは 一体どういうふうになるんでしょうね。 救済の措置というのはあるんですか。これは制度なんだから仕方がない というふうに市長はお考えなのかどうか、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

それで、これ3問ですので、これで終わらせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 サービスの利用というのは、いろいろ1問でも申し上げましたように、家庭の状況とかあるいは本人の考え方によっても、これも違うんだと思っておりまして、必ずしも所得がストレートで利用率につながるんだと、こういうような物の言い方でございますけれども、必ずそれだけでは、私はないのじゃないかなと、こう思っております。

そういうことで、調査をしてみてはというふうな話があるわけでございますけれども、本当にこういうことを やらなくちゃならないのかというようなこと、あるいはパソコン等々、あるいは機械等々というようなことを含めて、対応できるのかどうかなというようなことを、考え合わせて検討課題だなと、このように思っております。 それから、国保税のうちの介護分が税率の改正をしなくちゃならないということで、今回提案させていただい ておるわけでございます。国保審議会等々におきましても、十分御議論をちょうだいしまして、そして御理解を 賜ったので、今議会に提案させていただいておるわけでございまして、これも議員がおっしゃるように、国に納付するところの額が伸びたというようなことでございまして、制度上、このように最初から決まっておるわけでございますので、まだ制度、制度というとおっしゃられるかもしれませんけれども、最初からこういう制度というものが出ているわけでございまして、そういう中での措置だと、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

猪倉謙太郎議員の質問

佐竹敬一議長 次に、通告番号12番、13番について、3番猪倉謙太郎議員。

[3番 猪倉謙太郎議員 登壇]

猪倉謙太郎議員 私は、緑政会の一員として、12番、13番に通告してある点について御質問をさせていただきます。

市長におかれましては、12月の市長選挙におきまして、市民の全面的な御支持を受けて当選され、引き続き市 政運営に当たられますことを心からお祝い申し上げ、健康に留意され御尽力くださいますよう、御期待申し上げ ます。

早速質問に入ります。若干風邪をこじらせておりますので、聞きにくい点もあろうかと思いますけれども、御 容赦を願っておきたいと思います。

水田農業の課題についてお伺いをいたします。

戦後の高度成長期以降、大量生産、大量消費、物質経済中心の社会を歩んできたが、その結果、都市への一極 集中による都市生活環境の悪化や農村部における過疎化の進行、工業化に伴う環境の汚染や破壊など多くの弊害 も生ずる結果となり、こうした状況を背景に、人間らしいゆとりと安らぎのある生活を望む傾向が、最近一段と 強まってきたことは、御承知のとおりであります。

農業、農村を取り巻く情勢も、過疎化、高齢化の進行に伴い、耕作放棄地の増加など、地域農業の活力の低下や、さらに追い打ちをかけるような、米価をはじめとする農産物価格の低迷による経営環境の悪化など、極めて厳しい状況にあることも御承知のとおりであります。

米の生産調整が、今後も継続される見通しの中で既に米の生産調整については、昭和46年から開始され、この間、米の需給均衡を図るための対策が、いろいろと実施はされてきたわけでありますが、需給均衡の回復には至らず、30年間に渡る減反対策も、何らの結果も出せない状況にあるわけです。生産者は、国の減反政策に積極的に協力し、取り組んできたが、米価は下落をしたわけです。

また減反に協力すると、米価は下がるのではないかという不満、昨年も 100%を超える転作に協力した、だけれども、また割り当て面積がふえたという不平、年とって農業者年金をもらっているが、これからも安心してもらえるかという不安、後継者はいないし、田畑をどうするか、耕作放棄をするしかないのかなというあきらめ、これが農家の偽らない心境であり、水田農業の課題でもあるわけです。

こうした課題を抱えた水田農業について、どのようなお考えをお持ちかをお尋ねをいたします。

次に、転作田の畑地化についてお伺いをいたします。

地域の特色が問われる地方分権時代にあって、農業とりわけ米づくりの進むべき道を真剣に模索しなければならない現状にあるとき、国の減反政策は農業を萎縮させて、生産者が安心して米づくりのできるように、余分な水田は公共事業で畑地に転換するとの知事の明言は、さらに一層強化される生産調整対策に苦しんできた農業団体、生産者にとっては、大きなインパクトであったものと思われます。

この発言を受けて、県は新年度予算に水田の畑地化の独自事業を盛り込み、新年度の事業として県内4カ所に 1ヘクタール程度のモデル圃場を設置し、秋以降4ブロックでそれぞれ1カ所、数十ヘクタール規模の畑地造成 に取り組むというもので、畑地化の手法は3つのメニューがあるわけですが、生産者負担をゼロにするという点 は、全国に例のない、先進的な事業であります。

しかも、県内の減反面積3万ヘクタールを5年間で畑地に転換し、転作田を固定する畑地化のメニューは、一つには水田下の硬盤を破砕し、排水路に取りつける転作畑対策事業であります。二つ目は、水田の一部を数年単位で畑地としてローテーション使用する田畑輪換対策事業であり、三つ目は、盛土で完全に畑地に転換する樹園

地等永久転換対策事業の3つであります。10アール当たり、標準的事業費は1が15万円、2は3万3,000円、ただし受益者負担が5%あるわけですが、市町村において負担行為は検討していただくというような状況になっております。この3番については97万円、この3番の事業費が突出しているわけですが、生産調整に伴う経営確立助成金が出ない果樹園としての利用を想定しているからであります。

リスクが生ずる分は、県が応分の負担をして対応するなど、進めるに当たっての解決すべき課題は、極めて多いものと考えますが、事業の成否が減反対策、生産調整など、今後の農業、農村の活性化を大きく左右する、重要な施策と思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度についてお伺いをいたします。

農業基本法に基づき、本年度より中山間地域等直接支払制度が実施されたわけであります。この直接支払制度は、農業生産活動条件が不利な中山間地において、担い手育成、農業生産活動の維持を通して、耕作放棄地の拡大に歯どめをかけ、国土の保全や水源の確保、良好な景観形成など、多面的機能を確保するというものであります。

具体的には、平地と中山間地との生産費の格差を上限として、直接財政支出によって差額を支払う制度であります。本制度の導入は、今後の中山間地農業の存続維持に唯一の施策として期待され、スタートとなったわけでありますが、耕作放棄の拡大は、ただ単に農村集落の崩壊だけではなく、農業の持つ多面的機能が発揮されなくなることにつながるわけであります。

そこで、多面的機能を農水省の評価をもとに計算された、山形県の農業の持つ多面的機能の評価額は、年間 2,053億円であるとされています。その内訳として、洪水防止機能が 989億円、水源の涵養機能が 549億円、保健休養、安らぎ機能が 377億円など、そのほかに土壌浸食防止、土砂崩壊防止などの機能があるわけです。こうした評価額の半分は、中山間地が占めている状況にあります。

県がまとめた生産者の集落協定を認定した農地の面積が38市町村で、当初見込んだ面積の47%、 6,643へクタールにとどまったことが明らかになったわけですが、県の試算と実際の協定面積に食い違いもあったようでありますが、いずれにしても、せっかくの制度が生かされていない。この制度は特に5年間の協定が条件となっており、途中で耕作をやめることになれば、支払われたお金を返還しなければならない、高齢化が著しい中山間地において、5年間も農業を続けていく自信がない、協定を見送るなどの中山間地における農業の厳しい現実を感じざるを得ない状況にあります。

本市においても、中山間地域直接支払交付金で、中山間地域の農業、農村の活性化を図ることを明示して取り 組んでいるわけでありますが、集落協定の締結の経過と結果について、あわせて結果を踏まえて、今後どのよう に取り組んでいかれるのかを、お伺いをいたします。

ここで、要望をしておきたい点がございますので、申し上げたいと思います。

ことしは、大変な豪雪に見舞われ、雪害調査が進み、中山間地域の被害状況が明らかになれば、さらに重大な事態が予測されますので、雪害対策には十分な対応をとられるよう、御要望申し上げたいと思います。

次に、少子化対策と保育行政の充実についてお伺いをいたします。

我が国の少子化が急速に進み、女性 1 人が生涯に産む子供の平均数である合計特殊出生率は、人口維持に必要な2.08を大幅に割り込み、1.34と過去最低を記録しております。このまま少子化が進めば、人口は急激に減少し、50年後には約 1 億人、そして 100年後には 6,700万人と、現在の人口のほぼ半分になると推定されております。

人口の激減は、労働力人口の減少や経済成長の妨げ、現役世代の負担が増大し、手取り所得の低迷、さらには福祉や医療介護など、社会サービスができなくなるといった深刻な問題をもたらすと同時に、少子化対策は緊急を要する重要課題であり、特に少子化の原因とされる晩婚化や未婚率の上昇がこのまま続き、子供の数が減る一方では、日本の未来は危機的な状況にあることも指摘されるところであります。

しかし、テレビの集団見合い番組は、依然として人気があるようです。そして、友達の結婚披露宴に出席した

若い女性の多くが、私も早くと思うように、結婚願望は決して少なくないと思われますが、結婚対策をどのように進めてきたのかをお伺いをいたしたいと思います。

今や、子育て支援は地方自治体の中心的課題であり、女性の社会進出を保障する上で、保育行政の充実は欠くことのできない状況にあります。しかし、子育ての問題点として、男性は教育に金がかかる、女性は自由時間がなくなることの理由を挙げ、子育て中に夫婦がともに働ける環境整備が急がれるところであります。

両立できる社会システムを確立することが急務であり、深刻な少子化傾向に歯どめをかける意味において、21世紀を活力ある社会にするために、少子化対策臨時特例交付金が交付された経過があるわけですが、特例交付金は地域の実情に合わせ、市町村が展開する幅広い取り組みに対し、国が緊急的に交付することで、少子化対策を促進することがねらいでありますが、少子化対策臨時特例交付金の具体的な事業展開、その成果、そしてあわせて保育所の入所率や希望申込者等の待機状況などもお伺いをいたします。

女性の働く条件も大変厳しくなり、職場も多様化すると同時に、保育に対する要望も広がってまいります。子供たちが安心して過ごせる場所としての保育所の役割が、一層大きくなり、長時間保育、休日保育や夜間保育など、要望にあわせた保育内容が求められる、また高齢者との交流など、積極的に進め、地域にお年寄りと子供の声が響く情景こそ、地域づくりの欠かせない条件であると思います。高齢者と子供をつなぐ生涯学習の場と、保育所との併設、あるいは保育施設と幼稚園の一体化した施設などを視野に入れ、21世紀の要望にかなう保育所を、西部地区に新たに増設できないかなどについてお伺いをいたしまして、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、水田農業の問題でございます。

米の生産調整につきましては、過剰生産を抑制すべく、昭和45年から二十数年にわたって食管法に基づく国の 統制のもとに進められてきましたが、平成7年の食管法にかわる食糧法の制定によりまして、農業者みずからの 取り組みとされ、行政はそれらを支援する立場とされてきたところでございます。

このようなことから、平成8年からの生産調整は、全国農業協同組合中央会を中心とした農業者の主体的な取り組みとして実施されておりますが、ここ数年は豊作続きと米の消費減少傾向によって、米余り現象が生じており、生産調整の効果が十分に発揮されない状況となっております。

食糧法の施行によりまして、米についても野菜や果物と同じように、市場原理が導入されましたので、供給過剰になれば、価格の下落は避けられないものであり、生産調整はこうした需給のバランスを保つために、生産者がお互いに協力をし合いながら取り組んでいるものであります。

しかしながら、昨年10月末の米の在庫は 280万トンに達しており、日本で消費される1年間の米の量の実に3割にもなっております。非常時を勘案した適正在庫は 150万トンとされておりますので、大幅な需給ギャップが生じているわけでございます。

こうしたギャップの解消に向けて、国では昨年9月に、平成12年緊急総合米対策を取りまとめ、海外援助用として75万トン、家畜の飼料用として15万トンを処理することに決めたほか、平成13年の生産調整目標面積を約5万へクタール拡大することとしたことは、御案内かと思います。

その結果、生産調整目標面積は、全国規模で101 万へクタール、本市においても昨年より40へクタール多い697へクタールという、かつてない規模となっております。この697へクタールというのは、水田面積1,882へクタールの37%に相当するものでございます。非常に厳しいものでありますが、需給ギャップを解消し、米価を維持していくためには、やむを得ない取り組みかなと考えておるところでございます。今後、本市の水田農業を確立していくためには、担い手を中心とした地域営農を確立していくことが大切だと思います。

それから、売れる米づくりと、そして収益の上がる転作を推進していく必要があろうかと思います。

まず第1点の地域営農の確立でございますが、そのためには、用排水路や農道などの農業生産活動のための条件整備や、高品質、安定生産のための施設化の推進など、これまで実施してきたさまざまな支援策を引き続き実施するとともに、担い手の農地の利用集積や、作業の受委託を進めていく必要があると思っております。

そして、その担い手を中心に、地域内の話し合いによる農作業の役割分担を決め、地域の農業、農地は地域の 農業者が守るというシステムづくりが大切でございます。市でも、こうした取り組みについて、積極的に支援し てまいりたいと考えております。

具体的には、本年から三泉地区において認定農業者や流動化推進員などの関係者で組織する農用地利用改善組合が中心となって、農地の利用集積に取り組むことになっておりますが、農業委員会など、関係機関、団体との連携を図りながら、支援してまいりたいと思っております。そして、この三泉地区をモデルに、各地区にそういった取り組みを波及させていきたいと思っております。

2番目の、売れる米の生産でございます。連檐した水田などの好条件下での規模拡大を進め、効率化と生産コスト低減を図るために、おいしい米づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。あわせて、多様な消費者ニーズにこたえ、減農薬米や低アミローズ米生産などにも取り組み、産地間競争に打ちかつところの売れる米づくりを支援してまいりたいと思っております。

三つ目は、収益の上がる転作でございます。

昭和62年から平成4年まで、本市独自のさくらんぼ転作推進事業というものを推進し、 100ヘクタール以上の さくらんぼを新植したところでございますが、今それらが結果樹となっております。 さくらんぼについては、これまで結実確保のためにポリネーションの実施や、防霜器、それから開葯機、人工受粉機などの導入を支援して きたところであり、昨年からはさくらんぼ生産振興事業によりまして、雨よけハウスの整備を支援してきたところでございます。

さくらんぼについては、市場からの出荷要請があることや、観光もぎとりが増加していることなどを見ても、 まだまだ需要があると思っております。農業従事者の高齢化などの課題もありますけれども、農道整備や畑地か んがいなどの園地条件というものを整備いたしまして、新植を促していきたいと思っております。

また同様に、転作対応として補助事業活用者がバラハウスの整備を支援してきたところでございます。今では、 日本一のバラの産地となっております。こうした本市の転作への取り組みが、今の農家の所得につながっている と自負しているところであります。今後もこのように、収益の上がる転作を推進すべく、対策を講じてまいりた いと思っております。

次に、転作田の畑地化の御質問がございました。既に県の施策あるいは県の予算ができましたので、先ほど発言ございましたように、御案内かと思いますけれども、この事業は転作田を畑地化して、転作作物の本作化、安定生産につなげようと県が打ち出したものでございます。

御指摘のように、平成13年度はモデル的に、県内4地区におのおの1ヘクタール程度実施し、平成14年度から水田畑地化基盤強化対策事業として、本格的に実施されるものでございます。また、御案内のように、詳しい要綱等は示されておりませんが、要綱案によれば3つの畑地化のメニューがあると、こういうことでございました。採択条件としましては、事業区域の大半が団地化されていること、それから主として生産組織や担い手農家が、転作地での営農を行っていること、そして受益面積が5ヘクタール以上あることとなっております。

この事業に取り組むには、地域の合意形成が何といっても基本になりますので、多くの課題があると思っております。そのうち三つを申し上げますと、第1に畑地化する農地の選定と団地化が挙げられます。これには、地域の生産者や農地の所有者の合意のもとに農地を再編する、難しい作業が伴ってきます。交換分合や農地の資産保有意識の排除なども想定されるわけでございます。

第2に、作付体系の確立が挙げられます。これには収益が上がり、農業経営が成り立つ作物を選定していく必要がありますが、輸入農産物が増加し、価格低迷が続いている現状においては、なかなか難しい課題でございまして、また連作障害への対応も考慮していく必要があります。

そして三つ目には、生産者組織や担い手の育成確保が挙げられます。水田と異なり、人手がかかる畑をだれが 耕作するのか、新たな耕作者の確保が求められています。

三つと言いましたけれども、四つ目もあるわけでございまして、作業機械の整備の問題でございます。水田については、機械化が相当進んでおり、面積当たりの労働時間が少なく、耕作が比較的容易になっておりますが、畑作物については、まだまだ人手に頼る部分が多いのでございます。作業が大変になってきます。

また、新たに機械を導入するには、負担が大き過ぎるといいます。いずれにいたしましても、今申し上げた諸々の問題をクリアし、地域の合意形成を図っていくことは大変なことであると考えております。市といたしましては、これらのことに対する農家の意向等を見守りながら対応してまいりたいと思っております。

次、中山間地域直接支払制度の問題でございます。

中山間地域は、河川の上流部に位置しており、農業生産活動を通して、洪水の防止や水源の涵養、保健休養、安らぎの場の提供など、さまざまな機能を有しており、国民全体の生活基盤を守る重要な役割を担っております。 しかしながら、御案内のように、中山間地域は特に高齢化が進んでおり、平たん部と比べ農業生産条件も悪く、収益も低いことから、耕作放棄などによる農業の持つ多面的機能の低下が懸念されております。

このため、中山間地域の条件の不利補正として、耕作者に直接交付金を支払い、農業生産活動を支援し、耕作

放棄を防止し、中山間地域の持つ多面的機能を維持していこうと、この制度が導入されたわけでございます。

本市では、特定農山村法指定地域の白岩、高松、醍醐地区と、県知事特認の柴橋地区が対象となっております。また、対象面積は1ヘクタール以上のまとまりのある農地で、勾配が20分の1以上の田、15度以上の畑の急傾斜農地と、勾配が100分の1以上の田の緩傾斜農地となっております。ただし、緩傾斜農地については、急傾斜農地と物理的に連檐していること、耕作放棄や高齢化が、基準以上に進んでいる集落にあることなどの条件がついております。そして、5年間以上農業生産活動を続けることとなっておるわけでございます。

地元民に対する周知方についてでございますが、昨年2月の箕輪公民館を皮切りに、該当地区内10カ所において説明会を開催し、制度内容の周知に努めてきたところでございます。

さらに、その後におきましても、地元の農業委員会や地区の代表者の方々から協力をいただきながら、説明会 を重ね、該当農地の取りまとめを進めてきたところでございます。

その結果、5年間の耕作継続に不安があった農家の方々においても、合意形成がなされ、7つの集落、谷沢、 慈恩寺、留場、田代、幸生、楯、上野において協定が締結されたところでございます。

今年度の協定農地面積は、急傾斜農地の水田が84.8ヘクタール、畑が 7.4ヘクタールとなっております。高齢 化率、耕作放棄率が高く、農業生産条件の不利性が認められた緩傾斜農地が、 13.5ヘクタールとなっております。合わせて 105.8 ヘクタール、団地数で33、協定に参加した農家数が 188名となっております。

この直接支払制度というものは、直接耕作者に交付金を支払うという、我が国農政史上、初めての施策であることから、事業の実施に当たりましては、国民の理解を得られるような透明性の高い仕組みと運用が求められております。したがいまして、農地面積や勾配については、航空測量や現地での実測を基本とするなど、だれからも了解していただける取り扱いとすることとしております。

今回申し出がなされた農地の中には、勾配が基準に達しなかったところもございました。関係農家の方々には、 航空測量の成果をお見せしながら納得していただいたところでございます。また、勾配や面積要件を満たしては いるものの、関係農家の意見がまとまらず、協定締結に至らなかったところが2カ所、約4ヘクタールあります。 これらについては、せっかくの制度でございますので、今後協定締結に向けて、再度働きかけをしてまいりたい と思います。また、今年度締結なったところについては、農業生産活動が継続されるように、引き続き指導して まいりたいと思っております。

いずれにしましても、お話しがございましたように、5年間集落協定というのものを継続していかなくちゃならない問題でございます。中山間地の農村、農業のあり方に大きな影響を及ぼしてまいりますところの問題でございますので、そういう中山間地の農村、農業という観点からも、煮詰めてまいりたいと思っております。

それから、雪害対策に触れられましたけれども、今後被害がなお雪どけとともに出てくることが考えられます。 そしてまた、その復旧に対しての額といいますか、あるいは程度というものもあらわになってくると思っており ます。それらの実態というものを見詰めながら、十分国・県等の状況も探りながら、市といたしての対応を考え てまいりたいと思っております。

次に、少子化対策の何点かの御質問がございました。申し上げます。

国の少子化対策推進基本方針では、少子化の進行は社会経済のさまざまな事象を背景とするものであり、少子 化対策は何か一つやれば、それでよいというものではなくて、総合的に取り組む必要があるとまとめております。

その中での基本的な考え方としては、特に出生率が低下した主な要因を、仕事と子育ての両立の負担感や、子育ての負担感の増大を背景とした晩婚化の進行や結婚に対する意識の変化による未婚率の上昇ととらえ、こうした負担感を緩和、除去し、安心して子育てができるような環境整備を進めることにあるとして、家庭や子育てに夢や希望を持つことのできる社会にしようとするものでございます。

本市においても、平成10年3月に子供の健やかな育成のための環境づくりを基本理念とした寒河江子どもプランを策定いたしまして、これまで積極的に児童の健全育成と少子化対策の推進を図ってまいりました。平成13年

度においても、すべての保育所の一時保育の実施や地域の子供たちを対象とした保育所の地域開放、障害児保育の充実など、地域に根差した保育所づくりを進めてまいります。

さらに、認可外保育施設児童育成支援事業の充実や、家庭における一時的な保育援助システムを普及確立していくために、仕事と家庭両立支援特別援助事業に新たに取り組むほか、学童保育基盤の整備充実、それから乳幼児医療支給対象年齢の引き上げなどを図るなど、家庭や子育てに夢の持てる社会を目指して、安心して子供を生み育てやすい環境づくりを進めていくこととしております。

それから、結婚に対する考え方というものにつきましても、どう考えているかというようなお尋ねがございました。結婚対策をどのように進めてきたかということでございますが、まず、行政という立場からすれば、結婚や出生に対する基本的な姿勢としましては、結婚や出生は当事者の自由な選択にゆだねられるべきものであるを基本原則として踏まえた上での、出会いの機会、チャンスや集える場など、若者が自然に出会える環境づくりでなかろうかと考えておりますし、何にも増して、若者が生き生きとして活動できる定住基盤環境を確立していくことが肝要であると考えております。

こういう観点からしても、本市はこれまで、若者の雇用の場を拡大するために、優良企業を積極的に誘致して おりますし、若者が魅力を感ずる、誇れる美しい交流拠点づくりが着々と整ってきております。

また、これまで、結婚相談所の設置や青年農業者交流パーティーの開催などのほか、だれでも自由に利用できるフローラ・SAGAEに語らいの広場を設けて、若者の出会いの場、機会が少しでも拡大されるような環境づくりに努めてまいったところでございます。

今後の取り組みとしましては、結婚に対する意識、考え方というものを、直接的に喚起させてまいることは大変難しいことでありますが、若者が自分の将来を考えるような場や機会を、さまざまな事業を通じてつくり出していくことも大事なことであり、思春期における保健福祉体験学習事業の充実や少子化を考えるシンポジウムの開催などを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

同時に、保育サービスの充実などを図り、子供を健全に育てられる環境づくりに努めてまいったところであります。今後も、若者や子育て家庭が、子育てに対する負担感が緩和されるような、あらゆる面での子育て支援施策の充実というものも、少子化対策の重要な課題であり、総合的に取り組んでまいる考えであります。

これらの推進、具現化が、結婚を促し、安心して育児のできる社会環境の整備につながり、若い世代の定住や 子供を産み育てやすいと感じられる、夢を持てる地域社会の創造につながるものと考えております。

次に、少子化対策の臨時特例交付金、あれは子育て支援事業の取り組みと、その効果というようなお尋ねがございました。国では、地域の実情に応じて、市町村などが実施する保育所待機児童の解消をはじめ、効果的で創意工夫による幅広い保育、教育等の取り組みに対し、地域における少子化対策の一層の普及促進を図ることを目的に、少子化対策臨時特例交付金を交付することとしたものでございます。御案内かと思います。

この特例交付金は、本市の就学前の子供の数と、それから保育所待機児童数により算定されますが、本市の場合は保育所には申し込みされた方が、全員入所できる状況にあることから、就学前の子供の数が基準となり、5,115万7,000円が交付されたところでございます。

本市では、この特例交付金に係る子育て支援事業というものを、保育所、幼児学級などの市の施設と、幼稚園、認可外保育園などの民間の施設を含めた就学前の子育て支援施設を対象として実施してきたところでございます。

この事業において整備しましたところの主な内容を申し上げますと、市の施設においては、三泉幼児学級の通級バス整備、みなみ保育所の外窓改修、にしね保育所のボイラー設備更新などの保育施設の整備をはじめ、幼児用簡易プール、環境ホルモン対策給食食器購入など、保育環境の整備を行い、この11年、12年の2カ年で合わせて3,023万5,000円となるものでございます。

それから、四つの民間幼稚園では、幼児プールの改修や保育室整備、園舎の塗装、教育備品の購入、遊具の整備など、また企業内保育所や認可外保育園などの五つの施設においては、通園バスの整備、保育室の整備、保育

備品、遊具購入等、保育環境の充実につながる事業への積極的な取り組みがあり、平成11、12年度の両年度で民間施設への交付額は、国から交付された交付金総額の約4割に当たる2,100万円となるものでございます。

民間施設においても、それぞれの施設で保育環境の充実に向けて取り組んでいただいたものと考えておりますし、市の施設においても、この事業により大きく保育環境を充実させることができます。

さらには、この事業を民間施設とともに取り組むことができたことにより、本市の子育て支援施設の役割をと もに考えていくためのチャンス、機会にもなったものと考えており、施設への投資効果とともに、事業効果は大 きなものがあった思っております。

次に、保育所の入所状況と待機児童のお尋ねがありました。

まず最初に、近年における市の保育所の入所状況を申し上げますと、10年前の平成3年度は、6施設全体で定員 600名に対して 466名の入所児童がおり、入所率は78%でありました。その5年後の平成8年度は 434名の入所児童で、入所率は72%となり、年々入所児童の数が逓減する傾向があったことから、平成10年3月に入所定員の見直しを行いまして、入所率の低かったみなみ保育所の定員を 120名から90名に、しらいわ保育所の定員を 100名から90名にしまして、現在の入所定員を 560名としているところでございます。

では、12年度の状況を見ますと、途中入所者も含めまして、現在 489名の入所児童がおり、入所率は87%となっております。

では、翌年、平成13年度の保育所別の入所申し込み状況を申し上げますと、なか保育所が定員 120に対して 124、みなみ保育所が90に対して88、しばはし保育所が 100に対しまして88、にしね保育所が 100に対しまして 81、たかまつ保育所が60に対して49、しらいわ保育所が90に対して55名の入所申し込みがあります。

保育所ごとの保育の実施は、家庭の育児環境を十分に考慮して、保育の実施に関する条例に定めた保育の実施 基準に基づいて決定をいたしております。それぞれの保育所ごとの地域割することなく、家庭の育児環境に応じ て入所を希望する施設を選んでいただいておりますが、本年度において、なか、みなみ保育所の保育時間を朝7 時30分から夕方6時30分まで延長し、保育サービスを充実したことなどもあり、約44名の児童が所在地とは別の 保育所を選択され、その中の約7割がなか、みなみ保育所に集中しております。

本市においては、今のところ、なか保育所が定員を4名超えておりますが、入所の円滑化対策という、こういう通知がございますが、それによりまして15%まで、オーバーしましても認められることから、保育所へ入所を希望される方は、すべて希望する保育所に入所可能であり、待機児童はいないものと理解しておるところでございます。

それから、西部地区に保育所の増設というような、ちょっと触れられたようでございますが、西部地区にはたかまつ保育所、しらいわ保育所の保育所が二つと、幼児学級が醍醐、田代、幸生幼児学級の三つがあります。さらに民間の幼児施設としまして、高松幼稚園があり、合わせると6つの就学前の幼児施設に 115名の児童が入園等をしております。

保育所と幼稚園の定員と入所児童の状況を見ますと、保育所はたかまつ保育所が定員60名に対しまして、11年度、12年度とも61名、しらいわ保育所が定員90名に対して11年度が46名、12年度が54名となっております。また、高松幼稚園は定員80名で、入園児童は平成11年度が31名、12年度が33名と報告をいただいております。

現在、たかまつ、しらいわ保育所では、地区外からの児童も受け入れており、きめ細かな保育サービスの提供と地域の子育て支援の役割を果たせる保育所づくりを積極的に取り組んでいるところでございます。西部地区全体の幼児施設の現状や、それぞれの地域の就学前の乳幼児の数の状況等を見るとき、さらに新たな保育所を設けることは考えておらないところでございます。

以上であります。

佐竹敬一議長 猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 それぞれの質問に対し、私の意を十分くんでいただきまして、本当に詳細なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

そこで、平成13年度の生産調整に関する件につきまして、本市の目標面積が 697ヘクタール、37%というようなことで、本当に4割に近い水田の休耕がなされなけりゃならぬ、大変なことであって、目的達成が心配されるところでありますし、また、価格を維持するための対策だと、こういうことが主張されているわけでありますけれども、本当に価格が保障され、農家の所得が保障されるのかどうか、極めて難しい内容ではないかというふうに思います。こんなふうな観点から、やはり価格保障なり所得保障を、やはり要請、要望をしていかなければならぬのではないかというふうに思います。

それから、水田の畑地化についてですが、まずは地域の合意形成を図ることが必要であり、農家の意向を見守りたいということでありますけれども、この件につきましては、さくらんぼの転作推進事業に取り上げて取り組むわけにいかないだろうかどうかとか、やはり今までつくり上げてきた日本一のさくらんぼの里を不動のものにする中でも、やはりこういった事業の活用が、今後十分考えられるのではないか。

あわせて、やはり将来の栽培の方向としては、低樹系栽培で高齢者やまた女性労働が主体になり、またあわせて観光農業の一環としてのさくらんぼ狩りに来られるお客さんの要請、要望、これ仕事柄、樹園地に案内をしての帰りに、苦情の対象となるのが、非常に高い位置で、台を借りても赤い実がとれなかった、こういうような苦情もあるわけですので、そんなこともあわせて、今後のやはり県内外から来られるお客さん方に対応できるさくらんぼの園地づくりという意味合いからしても、やはり考え合わせてはどうかと。

さらに県段階ではこれを最上、庄内を含めてのさくらんぼの産地形成を拡大していこうと、こういう形もあるようでありますが、やはりこれだけは適地適作で、各県外、多くのさくらんぼが採植されたという話題が極めて大きかったわけでありますけれども、さほど、まだ生産的な面で、寒河江のさくらんぼがさらに日本一を続けているというようなことを踏まえて、やはりひとつ考慮すべき点ではなかろうかというふうに思います。

それから、中山間対策の一環としても、やはり花木生産、先祖からわざわざ引き継いだ美田を雑木林に、また山にかえす、本当に情けない状況からすれば、やはり先祖の霊に感謝する意味にもおいて、花木を植えながら、やはり感謝の意を表しながら、景観形成をされるというようなことも考えてみてはどうかというふうに思います。

やはりこの件は、極めて事業を進める上での難問が数多くあるわけです。やはりどんな手法で転作田を集約するか、この点に絞っても、休耕田は面積が連続して1カ所に集まっているわけではありませんので、1カ所へどういう形で集めるか、またはこうした場合に復田が無理だと、そういう事情も生ずるかと思います。そうした場合の利用権や所有権の移転なんかも合わせて、大変な問題のあるところではありますけれども、先ほども申しましたが、事業の成否が減反対策の重要な施策であることには変わりはないと思うので、今後の検討をお願いしたいなというふうに思います。

それから、少子化関係についてでありますが、本当に質問以上に詳細なお答えをいただきましたこと、本当にお礼を申し上げたいというふうに思います。結婚相談所というお答えもありましたけれども、利用状況等について内容を含めて、どのような状況になっておられるのか、民間の結婚紹介所の利用は、極めて多い状況にある。しかしながら経費や会費、その他のトラブルが極めて多い状況にある、こういうことで、やはり行政がある程度信頼性をバックアップするような形で、しかも親にも相談のしない、話もしない息子、あるいは娘さん方の心境、心理をよく理解していただけるような施設を準備していかないと、やはり結婚という形が整って、子供が生まれるという形にはならないのかなと。

そういう点で恥じらいと個人的なプライバシーもあるわけですので、やはり広域的な形で、寒河江の人は山形で相談受けても、天童で受けてもというようなぐあいで、広範囲にわたる広域行政の中でのそういう施策がとら

れてはいかがなものかなというふうに思います。その辺もひとつお考えをいただければというふうに思っています。

それから、西部地域に新たなという点につきましては、十分内容等について、御理解できるんでありますけれども、やはり今後の地域に根差した施設として、保育所あるいは幼児学級などの統廃合が考えられるわけでありますけれども、いろいろな要素を併設していく、やはり地域ごとになくなってほしくない施設、あるいは新たにつくらなけりゃならない施設などを、幅広く併設するような方向での御検討をいただければなというふうに思います。

特に、やはり今醍醐小学校の幼児学級なんかの点も、ひとつ踏まえて御検討いただければなというふうに思います。ただし、この件については要望を申し上げるところでありますけれども、結婚相談所関係等については、また新たなお考えがあれば、ひとつ示していただければというふうに思います。

以上、申し上げて2問にさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、先ほどの答弁の中で、誤って申し上げたことがございますので、訂正させていただきます。

たかまつ保育所の入所児童数は、60名の定員に対して94名と、こう申し上げたんですけれども、49名が正しいのでございまして、それから、さくらんぼでございますけれども、私もまだまだ需要はあると、このように思っております。議員がおっしゃるように、後継者難が論じられている段階でございますので、やはり管理しやすいような、あるいは今度観光に向きやすいようなというようなものにしていかなくちゃならないなと、このように私も思っております。

平成元年に、先ほど申し上げましたけれども、100 ヘクタール新植しまして、そして現在、結果樹になっておるわけでございますが、それ以来、まとまって新植ということはやっていないわけでございますが、それだけに、さくらんぼを栽培、そしてまた管理していくということの大変さというようなことが、農家の方々にあるんだろうと思っておりますけれども、市といたしましては、なるべく農家に負担のかからないように、生産振興事業等々を助成をしまして取り組んできたところでございますが、何にしましても、寒河江に来ましてさくらんぼが不足したというようなことのないような状態というものは、これはつくり上げてまいらなくちゃならないと思います。

それから、花木産業だろうと思っています。花きそしてこれまた花木、そういうものをますます育成していく、そういうことが私は必要だろうなと思っておりますし、せっかく緑化フェアというものがあるわけではございますし、花に対するところの国民の期待というものが、非常に強くなってきている時代かなと、このように思っておりますので、寒河江の場合でしたならば、花、緑に対して意識が向いてきておる状況にある中で、花木産業というようなものを、これを育てていくということも、これはやはりこれから取り組んでいかなくてはならない、そしてまたそれが取り組んでいっても、所得なりあるいは安定的に継続できるようなものになるのじゃないかな、こう思っておるところでございまして、いろいろその辺も、行政といたしましても勉強しながら、関係各位のお知恵を拝借してまいろうと、このように思っております。

それから、結婚相談所の数につきましては、取扱件数等につきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。

やはり、取り組み方として広域的な対応というものが、やはりこれは必要かと思います。いろいろ相談によりましては、広域的に情報を、これを交換しながらやっておるかとは思いますけれども、非常に成就した件数というものは、非常に低いということを知っておるわけでございますけれども、何とかそういうものを、いわゆるチャンスというものを相談員を通して、相談所を通してまとまっていくというようなことが多くなればなと望んでおるわけでございます。

それから、西部地区の幼児関係の諸施設につきましては、これから市部局と教育委員会部局等々で大いに議論 していかなくちゃならない問題と、このように考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 結婚相談についての申し込み件数等についてお答えいたします。

昭和52年度からの資料でございます。昭和52年度から平成11年度まで、23年間で 217件の申し込み件数がございました。成立した件数は33件でございます。ただ、この成立した件数については昭和60年度までで、それ以降は成立した件数はございません。

近年、9、10、11年度と、9年度は1件、10年度1件、11年度3件の申し込み件数がございます。今年度、12年度はまだ1件の申し込み件数もございません。そんなところです。

佐竹敬一議長 猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 おわびを申し上げておきます。大変、懇切丁寧に御回答いただいたことに対し、失言があったようでありますので、おわびをしておきたいと思います。

いろいろ御説明をいただきまして、本当に私の気持ちをくんでいただいて、しかも御理解いただいた答弁を誠 実にお答えいただきましたことに対しまして感謝を申し上げて、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 3時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党を代表して、市民から強い要望のあったテーマについて市民の意を踏まえて質問いたします。

通告番号14番、ごみの減量化及び資源化について、市長に伺います。

最初に、事業系のごみの処理量の増加について伺います。

現代社会は、大量生産、大量消費、大量投棄の繰り返しに慣れ過ぎた今日、生活様式は向上し、高い利便性だけを求めてきた結果として、焼却場からはごみの焼却による猛毒物質ダイオキシンの発生や、埋め立て処分による環境ホルモンの影響など、ごみによる健康破壊、環境破壊につながる有害物質の発生の原因をつくりました。

こうしたことを踏まえ、国はごみ処理量やリサイクルについて、廃棄物処理法を改正し、資源リサイクル法、容器リサイクル法、家電リサイクル法を制定しました。ごみを大量に燃やしたり埋め立てするだけでなく、ごみの排出量を抑制し、排出されたものは可能な限り資源化し、再利用していくことが私たち一人一人に突きつけられた課題でもあります。

リサイクルの推進では、ごみを減らし、環境への負担を軽減していくいろいろな取り組みが、各自治体や事業 所で実施されています。しかし一方では、ごみの総量は減るどころか、逆にふえる一方のものもあります。

その一つに、今問題のペットボトルがあります。再商品化を契機に、生産量が急激にふえたのに、リサイクルが追いつかず、昨年のペットボトルのごみの量は、法施行前の2倍以上になるというありさまであります。

現在、リサイクルが行われているのが10本に1本分だけです。ヨーロッパ諸国のように、使用後の製品や容器の包装の処理費用を製品コストに内部化させてこそ、処理困難な製品の生産抑制、廃棄物の発生抑制の効果があります。

我が国では、こうした経済的措置を法律に盛り込まなかったのか、今後製品流通事業者に製品の破棄後の処理までの責任をきちっと果たさせることが、最大の課題だと思います。

ところで、平成12年度版寒河江地区クリーンセンター扱いのごみ処理状況によれば、ここ数年の寒河江市におけるごみ処理実績状況は、平成7年度で1万1,664トンで、平成11年度では1万343トンと、5年間で1,321トンも減少しています。

その原因は、家庭ごみが特に激減している状況にあるからです。この5年間の処理量を比較しますと、平成7年度では9,092トンで、11年度では6,639トンと、2,453トンものごみが減少しています。また、寒河江市のごみ処理計画によれば、平成11年度の家庭系ごみの排出量予測では1万366トンとなっていますが、排出量実績から3,727トンと、大幅に下回っています。

この原因は、平成10年度から完全実施されたごみの有料化に伴う過重負担の影響によるものと、コンポスターなどを市民が自家処理した結果です。

市のごみ減量化推進プランによれば、平成17年度までに市民 1 人当たり 100グラムのごみを減らすことによって、市の減量化目標が達成されると言われています。市民 1 人ひとりがごみの減量化に努力しているにもかかわらず、平成12年度クリーンセンター概要では、事業系のごみが年々増加傾向にあります。事業系ごみの処理実績は、平成 7 年度、年間 2,573トンだったものが、11年度では 3,704トンと、この 5 年間で 1,131トンと、1 年間で平均で 226トンも増加しています。また、ごみ処理基本計画で示した事業系のごみの11年度排出量予測を 589トンも上回る排出量になっています。この状況を見過ごすのでなく、対策を検討すべきだと考えます。

基本計画では事業者に対して、自己処理の原則を徹底するため、指導を強化する内容になっていますが、自己 処理や減量化の指導を実施しているのか、また事業系ごみと産業廃棄物との区別のチェック体制は、どんな方法 で実施しているのか伺います。また、さらにふえつつある事業系のごみの減量化対策を、今後どのように実施されていくのか、市長の見解を伺います。

次に、有料化と分別収集の問題点について伺います。

寒河江市は、平成10年度よりごみの有料化と分別収集を実施してきました。その結果、市民は有料化によって、1年間のごみ袋の代金は、11年度1世帯当たり6,110円もの負担を強いられ、市民が支払った売上総額は、年間7,260万円にもなっています。

当初の有料化計画の説明の中では、この売上金は経費を差し引いた残りは、有料化による分別収集の啓発活動として使用していくとの説明でした。しかし現在は、この売上金は主に処理費用や施設維持費として使用しているとのことですが、市民との約束はどうなったんでしょうか。今後、現在のやり方を改め、市民の生活環境などのために還元すべきと考えます。

その一つとして、市民からは地域のごみ集積所の傷みがひどく、改装や改良を望む声が町内から多く出ています。現在、使用中のごみ集積所の多くは、分別収集以前に設置されたものがほとんどで、容量が小さく、収集日によっては収納できない状況にあり、また破損がひどく、収納が困難なものが多くなっています。

特に問題は、ごみ集積所からはみ出した生ごみなどが、カラスや猫などによってごみが散乱していることもあります。環境美化や衛生上も、その周辺は大変劣悪な環境になっているところもあります。現在、市においても、ごみ集積所設置補助金交付事業を実施していますが、予算規模が少額すぎます。こうした状況を踏まえ、集積所設置に有料化による収入の一部を還元すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、核家族と高齢化が進む中で、ごみ分別が複雑で、分別不可能な老人世帯や、分別が面倒で分別しない家族が多くなってきています。また、独身者をはじめ、アパート暮らしや老人世帯などでは、ごみの保管スペースがなく、アパート入り口、ベランダ、駐車場、空き地などに分別しないままに放置され、また部屋に入ればごみ袋が至るところに置かれています。

実際、家庭で分別のために収納ボックスを使用した場合は、3ボックスを最低3個も必要であり、容積も最低でも2立方メートルも必要になります。手狭な住宅環境に住んでいる市民にとっては、大変面倒で不便な分別法です。

また、分別未熟な方が排出されたごみは、すぐに赤いシールを張られ、その後始末は町会長さんや衛生組合長さん、たまには職員が回収する姿を見かけることもあります。そのほかに、現在の収集方法は、ごみ袋有料化による負担と11分別の分別負担を一方的に市民に押しつけた結果、その弊害が不法投棄の増加やポイ捨ての増加を招いています。

こうした実態を踏まえ、他の市町村では分別区分を減らし、その再分別を行政がみずから選別するシステムを整え、実施している自治体が多くあります。市民の分別負担の軽減を図ることによって、不法投棄やポイ捨てを防ぐ手だてにもなり、またごみの収集車の効率化にもつながります。市民の負担を軽減するために、分別収集を見直し、行政で分別作業を実施することについて、市長の見解を伺います。

次に、ごみ資源化と減量化の推進について伺います。

ごみ減量化に社会全体で取り組んでいこうと呼びかけが進められている現在、ごみ排出量を抑制し、排出されたものはできるだけ資源化して、再利用していくことが求められています。リサイクルの基本は、だれでも簡単に参加できるシステムをつくることです。

本市でも、資源化や減量化を推進していく立場から、資源化できるごみは、すべて無料で回収することを基本に据えるべきだと考えます。本市でも、子供会や各種団体が、集団資源回収を実施していますが、団体による資源回収は、平成11年度では年間 1,091トンも資源として回収されています。集団回収も、地区によっては年2回程度行われていますが、町内によっては、都合のつかない場合は、延期ではなく中止する団体が多くなってきています。

また一方で、資源化できるものを保存期間が長いことや、スペース不足の理由から、ごみとして処分する家庭

が多くなってきています。このような状況の中で、資源をむだにすることなく、資源回収を図るべきだと考えます。新聞、雑誌、段ボールなどは、集積所を拠点に無料回収する方法を検討すべきと考えます。さらに、資源化できる瓶やアルミ缶などは、コンテナ方式の導入も検討すべき課題だと考えます。

このごみの資源化と減量化の推進する立場から、資源化できるものを一部無料化をぜひ検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、果樹の剪定枝や伐採枝と公園の刈り草などを堆肥化をすることについて伺います。

3月に入り、果樹農家の方々は、園地での剪定作業に追われています。ことしは、雪害による倒木や枝折れで、 果樹農家にとって剪定どころか、被害木の処理作業に追われている状況にあります。

これまで、剪定枝の処理は園地内での焼却処理がほとんどです。また、街路樹や公園の樹木などの枝打ちされたものや、庭木手入れ後のごみや刈り草などの処分は、ほとんど自家処理や産業廃棄物として、産廃業者に処分しますが、その業者もほとんどが焼却処分しています。

ここ数年、大気汚染が進む中で、昨年7月から、野焼きの全面禁止がされています。農家に対する保護策で、 稲ワラ、果樹の剪定枝などのほかに、伝統行事などに対しては除かれていますが、農家にとっては除外されたも のの焼却処分する肩身が大変狭くなってきています。

この状況を踏まえ、ごみとして焼かれたり、朽ち果てたりしている剪定枝を、むだなく堆肥として使う樹木リサイクルを実施している自治体や事業所が多く出てきています。

堆肥化するには、剪定枝を破砕機にかけ、細かくチップ状にして積み上げ、微生物と太陽熱で約四、五カ月で 堆肥が完成します。特に、大量に出る剪定枝の処分に困っている農家が多くなってきており、新たな受け入れ対 策が必要になってきています。

本市においても、樹木リサイクル施設の整備を検討すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。また、 農家が個人的にリサイクルを独自に検討している方もいます。幸い、その需要に添った小型破砕機が販売されて います。リサイクルに対して感心が高まる中で、ぜひ小型破砕機にも補助金を検討すべきと考えますが、市長の 見解を伺います。

最後に、ダイオキシン対策について伺います。

1999年、大阪府能勢町のごみ焼却施設解体中に、解体作業員の血中から通常の300倍近い濃度のダイオキシンが検出された問題は、私たち市民にとっては大きなショックでもあります。焼却炉のダイオキシンは、周辺土壌だけでなく、処理施設で働いていた職員、さらに解体作業員まで汚染の連鎖を広げました。

昨年12月に解体を予定した寒河江地区クリーンセンターの旧ごみ焼却施設の解体にも、大きな影響を及ぼしています。これまで、当局は、ダイオキシン汚染の心配はなく、安全基準を十分に満たしているとの説明を繰り返してきています。今回、緊急対策の実施に当たり、周辺土壌、水質調査を加えたダイオキシン精度調査を実施すべきと考えます。

また、新たなごみ焼却処理施設が昨年10月に完成し、試運転が行われています。間もなく西村山広域行政事務 組合に引き渡されることですが、試運転中の排気ガス基準の示されないまま、いまだ排ガス基準値も示されず、 不安を抱えている市民がいます。幾らコンピューター管理された最新設備であっても、火災事故が防げなかった 問題など、また施設の周辺住民にとっては、特にダイオキシン汚染の不安を抱えています。

国・県の基準とは別に、周辺の土壌調査や水質検査と、焼却炉、煙突など、市民のために項目をふやし、ダイオキシン汚染調査を協力に実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、お答えいたします。

ごみの減量化、資源化についてでございます。

事業系のごみの問題、ごみは廃棄物処理法におきまして、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられておりまして、一般廃棄物はさらに家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられます。寒河江地区クリーンセンターは、一般廃棄物の処理施設でありまして、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を受け入れ、処理しております。

平成10年度に指定袋使用による有料化を実施した結果、ごみ排出量の大幅な減量化が図られており、平成11年度の本市の排出量は、家庭系ごみが 6,639トン、事業系ごみが 3,704トンで、合計 1 万 343トンとなっており、これは平成 4 年度の排出実績よりも少ない量でございます。

このように、全体的に減少した中で、事業系ごみの排出の推移を見てみますと、平成9年度から3,263トンで、10年度が3,284トンと、確かに事業系ごみは増加しておりますが、その主な原因としましては、有料化に関する説明会等において、分別の徹底や減量化努力のお願いのほか、事業系ごみの出し方についても説明し、自己搬入をお願いしたことから、それまで家庭系ごみと一緒にごみ集積所に出されていたものが、直接搬入や業者委託による搬入など、適正に排出されるようになったためと考えております。

産業廃棄物が混入しているんではないかということでございますが、中には産業廃棄物と一般廃棄物の区別がつかないものも多くありますし、搬入受付のときに、産業廃棄物の混入状況を一つ一つ確認することは、現実的には極めて困難なことではないかと思います。

しかし、クリーンセンターでは、そのための努力はしておるようであり、受付の際、またはピット投入の際に、 担当者が可能な限り排出事業所を確認し、明らかに産業廃棄物であると認められるものや、処理不可能なものに ついては、持ち帰りや他の適正な処理を指導していると聞いております。

各事業所からは、市に対しても分別等の問い合わせが数多くありますが、このときにも、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理の方法、減量化とリサイクルについて指導しており、今後チラシ等による啓発も考えております。

事業系ごみの中で、特に排出量の多いのが産業廃棄物であるプラスチック類と聞いております。これまでの受け入れ経過から見て、一般廃棄物の中に混在する産業廃棄物については、区別が難しいため、すべて持ち込んできた事業所とか、ごみの内容の確認等により制限をする必要もあるのではないかと考えております。

また、大量に排出しているような事業者につきましては、クリーンセンターの協力を得ながら、排出の実態を 調査し、減量化計画の策定など、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、有料化と分別収集の問題点についてお尋ねがございました。有料化は、排出量に応じて処理費用の一部を負担していただくことにより、公平性を確保するとともに、排出抑制努力へのきっかけとし、あわせて行政負担の軽減を目的として、平成10年4月に実施したものでありますが、先ほど申し上げましたように、市民の協力のおかげで大きな減量効果を上げることができました。

指定袋使用による分別収集は、ごみの資源化を目的に実施したものですが、これも定められた分別区分に従った排出が徹底されたことにより、良質のリサイクル原料として高い評価をいただいているところでございます。

有料化に伴う収入を、ごみ集積所設置補助等に還元できないかというようなことでございますが、指定袋販売による収入は、有料化の目的のとおり、主として袋製造や販売に係る諸経費及びごみ処理費用に充当されておるようでございます。これは、本市の分担金の軽減に大きく寄与するものであり、結果的には、市民に還元されているものと考えております。

また、ごみの収集は各市町が行い、中間処理及び最終処分につきましては、広域により処理する体制をとって

おりますし、ごみ収集に係る各市町の状況も異なりますので、ごみ集積所等収集に係る部分に対しましては、各 市町で対応すべきものではないかと思います。

それから、市民が排出する段階での分別区分というものを少なくし、収集後に行政が分別すべきでないかということでもお尋ねがありました。リサイクルの推進により、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指している現在においては、これまでのような、市民は単にごみを出せばよく、行政側がすべて処理するものとの考え方は、過去のものと考えております。

ごみが排出から再生資源となるまで、各段階において市民、事業者、行政が相互に協力しながら、役割を分担し、一体となって進めることが重要だと思います。仮に、収集後に行政が分別するとなれば、新たな大規模施設の建設を含め、処理体制の大幅な変更が必要となり、建設費及び維持管理に要する多額の分担金を支出しなければなりません。また、市民のごみに対する感心を薄れさせ、リサイクルへの意欲を低下させることにもなると思われます。このようなことから、今後とも排出段階での分別を継続していく必要があると考えております。

現在の分別区分は、容器包装リサイクル法の完全施行を契機に、燃やせないごみの中で、再利用できるものを 資源ごみとして排出することにしたものであり、平成10年度に9区分、平成12年度には11区分に増加しました。 御案内かと思います。また、4月からはブラウン管式のテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機についての処理ルートが変わり、粗大ごみとしての収集はされないことになります。分類の種類は、他の市町村と比較して、多くは ないものと思っております。

今後においても、リサイクルの推進に向けた収集品目の増減や分別区分の変更があることは十分考えられ、家庭での分別・保管には苦労もあるかとは思いますが、折に触れ、分別徹底の必要性と重要性について理解を求め、御協力をお願いしていかなければならないと考えています。

なお、家族構成の違いにより出されるごみの種類や量が異なっていることから、排出の利便性を考慮し、4月からの使用に向けて、小型の指定袋を製造し、3月中旬までに取扱店に並ぶよう、準備しているところでございます。

次に、ごみの資源化と減量化についてでございますが、本市の資源化と減量化についての取り組みといたしましては、集団資源回収への支援、生ごみ処理機購入への助成、市民による自主的活動への支援、不用品のあっせん、意識啓発などがあるわけでございます。これらの施策は、ごみの減量化及び資源化に重要な役割を果たしており、大きな成果を挙げていると考えております。集団資源回収は、地域の子供会や小学校PTAなどにより、毎年春と秋に実施されておりまして、平成11年度の実績は、実施団体数が87団体、回収量が 1,091トンとなっており、奨励補助金の交付額はおよそ 375万円であります。

回収品目で最も多いのが、新聞、雑誌等の紙類でありますが、古紙市況が低迷しているため、回収業者と協議し、引き取りの協力を得ながら実施している現状でございます。集団資源回収は、市民に定着しており、また減量化に果たす役割が極めて大きく、子供たちのリサイクルに対する意識高揚と、教育効果も高いことから、今後とも継続し、実施団体の拡大と回収量の増加に努めていかなければならないと考えております。

それから、コンテナ方式によるごみ収集の話もありました。全国的に見た場合、コンテナ方式により分別収集を行っている市町村が数多くあることは承知しております。しかし、これらの市町村は本市と比較して、多くの点で条件が異なっておる場合が多いようでございます。

また、このことについては平成10年度から分別収集を実施するに当たり、既に検討しておりまして、採用すべきでないとの結論に至った方法でございます。コンテナ方式よる収集を実施する場合は、第一に集積所の問題があります。コンテナを並べる場所が確保されねばなりませんが、本市においては、全市内一定範囲ごとに、広い場所を確保することは困難であります。

また、冬季間における積雪の問題もあります。市がコンテナを設置する方式では、前日にコンテナを配置しなければならず、洗浄や補充の必要があり、盗難の心配も出てまいります。有料処理との関連では、だれが排出し

たごみなのかわからず、公平な負担の確保が不可能であります。そのほか、積みおろしや環境美化の面でも、よい方法とは言えないと考えております。このようにコンテナ方式は、雪の影響のない地域や、無料収集の市町村などでなければできない方法であり、今後とも採用する計画はありません。

次に、剪定枝や枯れ草の堆肥化について申し上げます。

庭木などの剪定枝や刈り草につきましては、クリーンセンターでは一定の条件のもとで受け入れており、これを焼却処理しております。しかし、果樹農家の剪定枝は、一定期間の中で集中的に、しかも大量に排出されるものであり、また産業廃棄物であることから、クリーンセンターでの処理は困難であり、受け入れることはできない状況であります。

堆肥化のためのリサイクルプラントを建設するかどうかというようなお尋ねもありましたが、大規模な施設であれば、分別施設と同様に、施設建設や維持管理に要する経費が莫大なものになると思われます。また、年間を通して一定量以上の剪定枝が安定的に供給される必要があり、さらに製造された堆肥がどの程度使用されるか、需要と供給のバランスの問題もあります。これらのことから、独自の処理プラントを建設するのは困難であると考えております。

現在、市内には、廃材をリサイクルする民間の処理施設が設置されており、果樹の剪定枝なども受け入れているようでありますし、また、近年においては、剪定枝を粉砕チップ化し、有機肥料にする機械が普及し始めており、市内の果樹農家でも、これを導入しているところがあると聞いております。

小型から大型まで、多くの機種があり、処理能力や価格の面で、樹種及び経営規模等に合ったものを選ぶことができるようでありますので、産業廃棄物としての果樹の剪定枝は、これらの施設や機械を利用するなど、みずからの責任で定められた方法により、適正に処理するのが適当と考えております。

それから、破砕処理機の購入に対し、補助してはどうかというようなことでございますが、このことにつきましては、今後需要等を調査しながら、必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理施設のダイオキシン対策についての御質問でございます。

御質問の内容ですが、広域行政の中で話題とすべきものであり、お答えできる立場にないものがあるわけでございます。法において規定されている事項等について申し上げます。

廃棄物処理法第8条において、ごみ処理施設の維持管理に関する事項を記録し、閲覧させなければならない旨、 規定されており、記録事項としては、同法施行規則第4条の7に燃焼室内及び集塵器に流入する燃焼ガスの温度、 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素及びダイオキシン類の濃度等が規定されております。クリーンセンタ ーでは、法の規定に基づいて、これらの事項を測定記録しており、閲覧に供しているようであります。

具体的な閲覧の方法については、西村山広域行政事務組合廃棄物処理施設の維持管理記録閲覧規定が定められており、この規定に従って閲覧することになっております。調査内容を明確にし、調査結果を市民に知らせるべきとのことでありますが、このように測定記録事項及びその結果の閲覧については、法により明確に規定され、クリーンセンターではこれに従って実施しているようであります。ダイオキシンの周辺調査については県で実施しておりますので、市が直接実施する必要はないものと考えています。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも、丁寧な答弁、ありがとうございました。第2問に入らせていただきます。

先ほども第1問で申し上げましたけれども、事業系のごみが非常に多くなっている状況にあります。そして特に、事業所によっては相当な量が出ているんですけれども、そのワースト3の中に、この市役所も入っています。市役所、あとヤマザワとあとチェリーランド、これが入っているんですけれども、これ排出量を計量でもしない限り、自分たちが出しているごみの量を図ることができなくて、量がふえているんではないか、減量対策とる前に、まずどの程度ごみを出しているのか、その辺を調査してもらわないと、事実減量作戦というか、そういうのに向かっていかないんじゃないかと、私は思います。その辺を、今後庁内でもどうするか、その辺なども検討していってもらいたいと思います。

あと、事業系のごみと産廃のごみが一体になって、クリーンセンターで受け入れている状況ありますけれども、特にプラスチック系のごみが非常に量が多くなってきているという実態もあります。ですからこれ、特に事業所から出ているプラスチックが、大体全体の量からすると37%ぐらいなっているそうですが、これはこれだけ多く出ますと、どうしても廃油の処理に回せなくて、結局燃やす状況になるかと、私は思います。ですから、こういうのももう少しきちっと、チェック体制をやはり業者に対して指導すべきだと私は思いますけれども、その辺も指導しているというような話もありますけれども、この辺どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

あと、受け入れに対して、今どんどん事業系のごみは、あそこのクリーンセンターの窓口で受付しているんですけれども、なぜか地区外から入ってきている事業系のごみも、相当あるんじゃないかと私は思いますが、そのチェック体制も、先ほど市長からもお話しありましたけれども、その辺は確認というか、そういうのがちょっとあいまいなところもあるんで、この辺ももう少し、受け入れ体制のチェックの仕方も検討すべき課題だと、私は思います。

私はこの前、共産党の議員団で、埼玉県越谷市に行ってきたんですけれども、そこでは事業所系のごみは、一たん市の窓口で登録制をやっております。そして、それに基づいて排出というか受け入れをしている状況にあります。ですからそういうのを少し、ごみ減量化に向けて、そういう努力もしていかなきゃならないかと思って、私は思っているんですけれども、その辺も今後、具体的にしていただきたいと思います。

次に、有料化と分別の問題点について、いろいろ話ありましたけれども、まず市民が協力していることがもちるんですけれども、実際今、非常にお年寄りとか若い人が、非常に分別するに厄介だというか、そういう問題が盛んに私も、市民から聞いています。

そして、ある事業所というかコンビニあたりから話聞きますと、夕方きれいにごみ箱を片づけて、きれいにしたんでしたけれども、夜になると満杯になるというような話も聞いています。やはりこれは、若い人が選別するに、非常に困難なために、そういうところに置いていくというか、そういう習慣が今ついている状況もあります。そして、今アパート暮らしなんかしている家庭では、自分らで処分できないものだから、自分の両親のところに持ち帰って、ごみを置いていくような状況も、話聞いています。

ですから、非常にある一定の人が協力的に、非常にきめ細かな分別を行っているんですけれども、他方ではこうした問題点もありますので、何とかもう少し改善する内容にしていただきたいなと思って、私は提案しているんですけれども、もう少し分別に対して、分別そのものを少なくしてもらうようにできないものかなと思っているんですけれども、県内でも大体4分別している町が4町あります。そして、5つの分別をしているところが10市町村あります。非常にこういうところは環境もきれいだし、不法投棄なども非常に少ないと話は聞いています。

ですから、何も焼却炉が完全に分別した段階で、いろいろなもの入って、うまくないという問題も、今の新しい施設の中では問題ないかと思います。ですから、ある程度こういう分別を見直す時期に来ているかと私は思いますけれども、その辺、再度検討していただきたいと思います。

あと、この有料化によって、今ごみの焼却施設などに利用している、売上金を利用している状況にありますけれども、今私も、さっき第1問で提案した中で、ごみの設置集積所ですね、これが非常に環境が劣悪になっていて、今の市で行っていますけれども、設置補助を行っていますけれども、大体年間で12カ所ぐらいしか、今の予算ですと設置、新たにできない。

そして今の状況を見ますと、新規の設置者に対して、優先的に補助を出す、そういう形になっていると聞いています。ですから、今まで既存あった人が、これに該当しなくて、そのままになっている状況あります。ですからこういうのも、これは市町村段階で市長は考えるべきだと思うということでしたけれども、やはりこの売り上げを一度還元しても、何も支障ないんじゃないかと私は感じますけれども、その辺、市長がまた独自に予算を上積みしてやってくれるなら、また話も違うんですけれども、今市のこのごみ集積場が、大体 785カ所あるそうですが、この施設を整備していくのに、年間12カ所ぐらいでは、ほとんど改善されないというような実情があります。ですから、もう少し予算を考えるなら考えるような方策を、市長に検討していただきたいと思います。

あと、この分別収集について、収集も有料化もそうですけれども、市民にとってメリットというのはほとんどないように思われます。そのためにも、この分別をもっともっと少なくしてもらって、軽減するような形をとっていただきたいと私は思っておりますけれども、このさっき市長、私が提案したごみ選別所というか、そういう箇所には過大な費用と労力が必要だということで言っていましたけれども、やはりそういうのを必要性を、今やはりあると思うんですよ、この不法投棄ふえているとか、いろいろポイ捨てなどもふえている状況にありますので、こういうのももう少し、減らすためにやはり行政が努力しないと、何も改善が見えてこないというか、そういう問題もありますので、ぜひ経費の問題もありましょうけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、資源化と減量化についてなんですけれども、今子供会で、資源回収を実施していますけれども、非常に大きい組織、地区単位になっているものですから、非常に市民は不便を来しているというか、年2回なんですけれども、集中的に何日と決めて、各種団体がいろいろな行事を組んでいる中で、資源回収が実施できないような状況も多々あります。

これを解消するために、これもやはりいろいろの業者とのいろいろな問題もあったように聞いていますけれども、こういうのももう少し資源回収回数をふやすとか、もう少し地域を細分化して、地域の意見を聞くような形で集積、資源ごみを集める方法をとっていただきたいと思います。

それと一方で、第1問でも申し上げましたけれども、非常に家庭が狭くて収納スペースがない、そういう人が今までほとんどごみと一緒に、生ごみと一緒に捨ててあったりして、それをもう少し集積所に、1週間に1回程度、集積所にひもで新聞紙などをひもで縛っておいて、それを回収するような方法を指導していかないと、なかなか資源がふえていかない、また一方では、資源化がつながっていかないというような状況、ありますので、2通りの方法で資源回収と減量化を進めていくべきだと、私は思いますけれども、その辺をもう少し、検討していただきたいと思います。

あと、先ほど話しありましたコンテナ方式の問題ですけれども、非常にいろいろな問題は、市長も提起なされましたけれども、場所がないとか冬季間のいろいろな問題もあると聞いていますけれども、実際にこの辺では、コンテナ方式は天童市とか上山市とかあと高畠あたりもやっています。

でも、この収集をするに、コンテナ方式はやはり冬場は非常に置き場所がないというのが実感だそうですけれども、これも冬季間を除いてやるような方策もあると思うので、その辺、場所がないというわけでもないんでしょうけれども、冬季間を除いた形でこういうコンテナ方式の導入も、再検討してもらいたいと思います。

そして、このコンテナ方式は、やはりごみ置き場に持っていって、自分である程度選別できる状態にあります。 今のごみ袋だと、中に入っていて何がどういう形で入っているのか、非常に見えにくい、それで、お年寄りとか そういう方々も、コンテナ方式だとその場に行って分別する方法もとれるし、非常に分別に対しても効果が出て くるんじゃないかと、私は思いますけれども、この辺も再度検討していただきたいと思います。 あと、できるだけ資源化できるものに対しては、やはり今後無料化で進めていけば、ごみの減量化とつながるんではないかと私は思うんで、ぜひこれを実施していただきたいと思いますが、再度この辺、市長の見解をお願いしたいと思います。

あと、剪定枝の問題ですけれども、これ非常に各地で剪定枝とか公園のいろいろな枝の始末に、非常に苦慮しているような問題で、各自治体でいろいろな取り組みでやっているんです。そして、事業所なんかもチップ化したり、いろいろ堆肥化したり、努力している中で、産廃業者に任せっきりではなくて、やはり行政が窓口となって、ある程度こういう施設をつくって、ぴしっと受け入れる体制をとるべきだと私は考えます。

そして、先ほども市長が言っていましたけれども、この堆肥をどうするんだということもありますけれども、 ある程度単価を下げて販売をするなり、あるいは無料にするとか、あるいは今フラワーロードあたりにいろいろ な花を植えていますけれども、そういうのに対しても、被覆をするなりのいろいろな方法がある、利用方法があ ると考えます。ですからこれは、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

今ほとんど、この果樹の剪定枝は果樹園では焼却したり、これに焼却するときに新たに廃プラなどを混ぜて焼却するような人もおりますので、そういう環境の面からも、少し問題ありますんで、ぜひこの辺を具体的に検討していただきたいと思います。

そして、公園とか今寒河江市にも相当な公園を整備なっていますけれども、徒長枝とか伐採した枝の始末は、ほとんど産廃業者に行っていますけれども、非常に困っているのは枯れ葉なんかね、秋の、これが非常に困って、公園の片隅に積み上げている状況にあります。ですから、非常に環境も悪いし、それを回収して資源化する方法をぜひ検討していただきたいと思います。

それと、剪定枝は今果樹農家の人が非常にふえているので、何とか自家処理できる方法はないかということで、いろいろ話し合っている人が非常に多くなっております。それで、先ほども申しましたけれども、この破砕機が非常に小型のものができております。私もちょっと参考に資料を寄せてみたんですけれども、1台では大体35万から 115万ぐらいまでの、何段階かあります。それで、破砕するにも大体10センチぐらいの破砕も可能なものも十分あります。ですから、細かいものはそういうふうにして自家処理して、あと今年のように、災害による倒木とかいろいろなものに対しては、太いものは事業所あたりが、非常にチップ材を加工しているような事業者もおるんで、そういうところに引き渡すような施策も考えるべきだと思います。

今回の雪害対策について、東根市なんかは、この倒木に対して、事業者にチップ材として受け入れるように、 指導をしております。ですから、やはりある一定の、寒河江市では非常に果樹園が多くなっている地区でもあり ますので、これぜひいろいろな方法で、雪害対策も含めて研究していただきたいと思っております。

あと、最後にダイオキシン対策についてなんですけれども、今まで市長は、ダイオキシンの調査についてはいるいる報告は、法に従って閲覧するように方法を指定しているように話もありましたけれども、これはやはり、法的には確かに必要だと思います。しかし、市民が寒河江地区にあるごみ焼却炉施設なんですから、寒河江市民の立場を考えた場合、もう少し市民にきちっと結果報告を広報誌などで簡単に知らせることは、できると私は思います。

ですから、これも項目も、周辺の土壌調査とか水質調査、あと焼却炉の周辺とか煙突とか、そういう問題と、また時間帯によって、焼却の温度によって排出されるガスの濃度が、非常に私は違うと思っております。

この前、越谷に行ったんですけれども、そこでいろいろな話を聞いてきた中で、1回炉をとめますと、大体ダイオキシンを抑えるために、2日間かかるということですよ、800度に上げるために大体2日間ぐらいかかって、非常にそこらが問題になっているんだということも、話聞いています。今、寒河江市では、月曜日の朝、ガスバーナーで炉を温めて800度以上になって初めて投入する、そういうときにも温度が急激に下がりますので、ダイオキシンの発生濃度とか、いろいろなあれが非常に下がると私は思っております。

ですからこういうのも、もう少しきちっと報告するなり、それから必ず週5日制でごみ焼却しておりますけれ

ども、とめるときも同じような状況になるかと思います。ですからこの辺の実態ももう少し市民に知らせて、安心できる調査報告をしていただきたいと私は思っているんですけれども、この辺を再検討していただくように、また市長のこの辺の見解をお伺いしたいと思います。

第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 かなりの数に上りますが、事業所で減量対策のために出している量を少なくする、測定するというようなことの提案がございました。それから、混在したものプラスチックが多いということで、それをチェックすることというようなことにつきましては、事業所等どういう指導をするかというようなことだろうと思いますが、具体的なことあれば、担当の方から説明させたいと思います。

それから、クリーンセンターの受付の方に、他管内の事業所のごみも入ってきているのではないか、こういうこともございました。これは、本当にそういう事態があるのかどうかというようなことも、これはクリーンセンターに申し上げておきたいと思います。

それから、ただ分別するのが厄介だ、若い世代のかたが大変だと、こういうことだけで、こういうことを何といいますか、耳だけを向けて、いわゆる現在の自分のごみは自分で処理するんだという気持ちがないような方向に、そういうことに合わせたような対応というのは、私はこれは現代の世の中では間違っておる、そういう方こそ改めていただいて、自分の出したごみというのは自分で責任を負ってもらうという方向に持っていかなくちゃならないのではないかなと、こう思っておりまして、出したごみの尻拭いをすべて行政の責任でやれという、こういう考え方はとれないのではないかと、こう思っておりまして、寒河江市におきましても、分別収集の種類というのは先ほど申し上げましたように、そう多くしているわけではございませんでして、そういうことを面倒くさいから全部行政でやれ、行政の負担だと、こういうことの議論というのは、私はとるべきではないのでないかな、こう思っております。

それから、集積所が少ないのではないかというようなことでございますけれども、これはあるいはそのための 予算が少ないのではないかというようなことでございますけれども、この辺は実態を見ながら考えてまいりたい と、検討していただきたいと、こう思っております。

それから、ただいまの議論と同じでございますけれども、分別収集は市民にとってメリットがないのでないかと、こういうようなお話もあったわけでございますけれども、何回も言うようですけれども、やはり自己責任ということはとっていかなくてはならないというのが、こういう世の中ではなお求められてくるのではないかな、このように思っております。

不法投棄がある、あるいはポイ捨てがある、それらを全部分別収集のせいにすると、行政のせいにするということは、これは考え方が、私はちょっと考え直してもらわらなくてはならないのではないのかな、こう思っております。

それから、集団資源回収というもののお話がございましたけれども、ふやせるかどうかとかいうようなことは、 あるいは子供会等々の行事日程等との調整を図りながら、こういうものをどうするか、検討させていただきたい と思います。

それから、コンテナの問題がございましたが、これはやはりこれまでいろいろな検討をして、どうかということで、現在の収集方法に決定したわけでございますので、冬季間を外してしてはどうかとか、あるいは御意見があったわけでございますけれども、これもやはりごみを出した方の負担という、あるいは責任というものが非常に没却されてくるというようなことにもなりかねないのではないかな、こう思っております。

それから剪定枝の問題でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、これは産業廃棄物だという考えを、まず一つ大前提があるわけでございますので、それからスタートしなければならない、このように思っております。

それから、破砕機云々の話がございました。これなどもこれからの検討課題だなと、こう思っております。

それから、クリーンセンターの問題につきましては、これにつきましては、議員のお話をクリーンセンターの 方につないでまいりたい、こう思っておりますが、地元の方々とクリーンセンターの間との話し合いなり、ある いは説明などは十分対応してやっておると、私は見ておるところでございます。 対応につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。 佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 一般廃棄物の中に、産業廃棄物等が混入する際の指導等についてお答えいたします。今現在でも、クリーンセンターでは搬入された時点、ピットに投入される時点で厳しくチェックしてくださっております。それでもやはり見落としてしまうとかということもございますし、私どもの方でも各事業者、そういうお話をお聞きしましたときに、事業者に廃棄物のごみの出し方について、きちんと分別等についてお話を申し上げ、御指導申し上げております。

また、回収、収集運搬業者についても、各事業所から一般廃棄物をクリーンセンターに搬入する際には、産業 廃棄物ができるだけ混入しないようにチェックして搬入していただきたい旨、協力を要請しているところでござ います。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 ただいまの事業所系ごみの話もいろいろありましたけれども、そういうチェック体制を強化 してもらって、減量化につなげていただきたいと思います。

そして、その次に有料化とか分別の問題ですけれども、自分のごみは自分の責任でということで市長は言いましたけれども、実際、責任を持ってやっている方は非常にいいんですけれども、その人が結局迷惑を受けているというか、そういう状況もあるので、私は心配してそういうことを、もう少し行政の立場で指導というか、そういうことも必要ではないかと私は思って話ししているんですけれども、結局不法投棄についても、寒河江市でも年1カ所か2カ所、不法投棄の場所のごみを引き上げたり、いろいろな事業をやっておりますけれども、そういう結局捨てられたものを最終的にだれが責任を持つかということなんだと思うんですが、これをやはり、ある程度行政が指導してくれなければ、どんどん今の、何ていうか、失礼ですけれども、若い人たちがぼんぼんごみを捨てる状況にあるので、この辺、改善するに、どうした啓蒙活動というか、やっているのか、この辺ももう少し若い人とかお年寄りに対してどう指導していくかということも、もう少しきちっと検討していただきたいと思います。

あとは、さっき言いましたけれども、ごみの集積所の設置場所についても、もう少し年間、もう少し設置補助金なども拡大してもらって、環境をよくしてもらうように、環境美化の立場からも、もう少しきちっと現場を見て、ある程度していただきたいと思います。

それから、先ほど果樹の剪定枝は、産業廃棄物だということで言っていますけれども、これもリサイクルを進める立場から考えると、確かにこの剪定枝というのは産業廃棄物かもしれませんけれども、リサイクルを考える立場から考えれば、もう少しこういうものを再利用して、土にかえるというか、そういう努力がやはり必要だと、私は考えます。ただ焼却することでは、リサイクルにはならないと私は思っているので、その辺の立場をもう少し考えて、今リサイクル推進という形で、いろいろな施策も考えているようですけれども、その辺も含めた形で、ぜひ実施していただきたいと思います。

それから、果樹の剪定枝の破砕機なども、もう少し検討していただいて、前向きに検討していただくようにお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらさせていただきます。どうもありがとうございました。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番、16番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は社会民主党・市民連合と意見をお寄せいただいた市民を代表し、通告している課題について順次質問を行いますので、最後の質問、本日の最後の質問ということで、お疲れのこととは思いますが、市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、通告番号15番、安心して町内会活動を行えるために、町内活動に対する補償制度について質問を行います。質問通告書には「町内活動」となっておりますが、「町内会活動」と訂正をお願い申し上げたいと思います。

町会長の仕事は、単に市報を配布するだけでなく、一斉清掃や花の植栽、グランドワーク事業、さくらんぼパレード、大綱引き大会、各種集会など、市主催や市と共催の各種事業に、町会長本人はもとより、地域住民をまとめ、参加するなど、市事業の成功や市勢発展のため、大きく貢献をしているものと思います。

そのため、市としても非常勤職員として委嘱し、報酬を支払っていると思います。しかし、そうした活動に際 して、けがや事故などに巻き込まれた場合の補償はどうなるのか、心配だという声があります。

町会長設置規則によれば、町会長の職務は、 市行政事務の周知徹底に関する事項、 地区住民と市の連絡調整に関する事項、 簡易な調査に関する事項、 まちづくりに対する地区住民の意見等の反映に関すること、 その他市長が必要と認める事項と定められています。

非常勤職員としての町会長の仕事の範囲はどこまでか、この設置規程だけでは非常にわかりにくいものがあります。具体的に説明していただきたいというふうに思います。

その場合、町会長が非常勤職員としての仕事の最中にけがや事故に遭った場合、その補償はどのような形で補償されるのか、公務災害の適用があるのか、あるいは交通事故などの補償のように、その都度議会に提案し、歳出予算から支出するのか、あるいはそれ以外の方法で補償するのか、お尋ねしたいと思います。

また、委嘱された仕事を家族がかわって行った場合や市報配布など、隣組長などへ配布をお願いした場合に、依頼された家族や隣組長がけがや事故に遭った場合の責任や補償はどうなるのか、お尋ねをします。

次に、通告番号16番、財政運営の見通しについて質問を行います。

この質問については、昨日同僚議員も質問をしておりますので、重複する質問もあると思いますが、よろしく お願い申し上げます。

今日の地方財政の危機は、景気の落ち込みによる税収全体の減収と、景気対策に名を借りた過大な公共投資に よって、加速化したものであることは明らかであります。

政府が、過大な公共投資中心の経済対策を強行したにもかかわらず、平成8年以降3年間で378万人の雇用の減少が起きています。株価の低位固定化が示すように、政府の景気対策が効果がなかったことを証明しています。

特に、平成4年以降の政府主導による公共事業による需要創出分は、追加的な景気対策分だけでも 100兆円に達していますが、経済は一向に好転していません。そればかりか、地方財政に地方債の累積を加速させ、経常収支比率や公債費比率の上昇をもたらし、財政運営に長期にわたる大きな負担をかける結果をもらたしています。

このように、公共事業への投資の継続は、景気回復に効果がないことが明らかになってきているにもかかわらず、小渕内閣を引き継いだ森内閣も、相も変わらず国債頼みの公共事業中心の経済対策を行っています。これでは、日本経済の回復は望めそうもありません。公共事業中心の経済対策では効果がないことは、だれの目にも明らかです。

既に、日本経済は個人消費が伸びないため、物価が下がる、いわゆるデフレ傾向を示していると言われていま

す。一刻も早く、個人消費が伸びるような政策転換を行うべきであります。減税や景気後退による税収の落ち込み、景気対策絡みの公共事業の増加、高齢社会への対応など、新しい財政需要などによる地方財政の財源も不足し、地方自治体における地方債の平成13年度末の残高見込は 188兆円と言われています。

そのほかに、地方交付税の不足分を、地方交付税特別会計として、国の財政投融資から借りています。その累計残高は、平成12年度で42兆5,000万円にも上っています。この額は、本来の地方交付税単年度分の3倍以上の額となっているのであります。しかし、この借金は、個々の自治体の予算、決算にはあらわれないため、財政危機の実感、危機感がわきにくいという側面を持っています。

このような、公債依存の構造的赤字財政を改革するためには、国と地方の役割を明確にし、地方分権にふさわしい、国の交付税に頼らない、いわゆる不交付団体がせめて3分の2、6割程度になるような、自立できる自治体の財政を確立するため、国と地方の税収配分を変えていくべきだと私は考えています。

市長は、構造的な交付税の財源不足や、市債に頼らなければならない自治体の財政構造に対して、どのような 見解を持っておられるのか、伺います。また、こうした構造的自主財源不足の現状を変えるために、どのような 改善をすべきと考えておられるのか、伺いたいと思います。

こうした地方財源の不足額を補てんするために、今まで財源対策債の発行や地方交付税特別会計からの借り入れ、国の一般会計からの加算措置などで対応してきましたが、平成13年度には、新たに赤字地方債と言われている臨時財政対策債を発行することなりました。この臨時財政対策債は、国の地方財政不足額、10兆 5,900億円を補てんするために発行するもので、交付税特別会計からの借入償還金1兆 7,300億円を平成19年度以降に繰り延べし、一般会計より 5,700 億円持ち出し加算をし、財政対策債を2 兆 5,300億円発行しても、なお不足する5兆 7,600 億円を国と地方で2分の1ずつ負担し、地方負担分の2兆 8,800億円について、臨時財政対策債として新たに各自治体が負担するというものであります。

ただし、13年度に限り、5兆7,600億円の2分の1を、交付税特別会計より借り入れするため、平成13年の臨時財政対策債は1兆4,400億円となりますが、14年度以降は13年度の約倍額の臨時財政対策債を発行しなければならないことが予想されています。

当然のことながら、臨時財政対策債は交付税特別会計からの借入金とは異なり、その自治体の借金ですから、 公債費比率や起債制限比率の数字にもあらわれ、財政運営の硬直化を招き、自治体にとって決して有利な制度と は言えないものであります。

また、交付税特別会計より借り入れた元利償還金を19年度以降に繰り延べる措置は、小手先の操作であり、後年度の償還金の増加を生むもので、政策決定としては余りにもお粗末なものであります。

国の経済政策の失敗を地方に押しつける新たな臨時財政対策債の導入に対して、市長はどのような見解をお持ちなのか、お尋ねします。合わせて、本市においてこの臨時財政対策債として2億円を予定しておりますが、各自治体における発行可能額が決定され、通知されると聞いています。本市における臨時対策債の発行可能額は幾らになるのか、お尋ねします。

さらに、この臨時財政対策債の導入と併せて、経常経費の一部、投資的経費の一部の単位費用を引き下げ、基準財政需要額を1兆4,500億円減額されることになります。つまり、地方交付税が1兆4,500億円減額されることになるのであります。

その減額の影響は、経常経費の一部については15%程度、投資的経費の一部については20%程度になると言われていますが、本市における交付税への影響額は幾らになるのか、お尋ねします。

次に、累積市債を減らす方策についての見解をお伺いいたします。

一般会計における累積国債残高 389兆円、国民 1 人当たり約 324万円。県債 9,976億円、県民 1 人当たり約83万円。市債 192億円、市民 1 人当たり約45万円、合わせて市民 1 人当たり 452 万円、4 人家族で 1,808万円の借金を負っていることになります。

このような膨大な額を、少子化が進む中で負担をする人が少なくなれば、1人当たりの負担額は増すことになり、これからの世代が果たして負担できるのであろうかと心配するものであります。本市における累積市債の状況は、平成8年に181億1,100万円であったものが、平成13年度末における市債残高見込みは、約192億2,126万円と見込まれています。この5年間で11億1,000万円も増加することになります。

この 192億 2,126万円という額は、本年度当初予算の歳入総額 148億 4,000万円を大きく上回り、大変な額になっています。この結果、毎年6億円以上の公債費の償還利子を支払わなければならない結果にもなっています。

特に、本市の平成13年度の予算書を見ますと、市債の残高見込額は前年度より6億6,697万円も増加することになっています。市債依存度がこのまま進めば、本市を含め、地方自治体の財政は破綻し、大変なことなるのではないかと危惧するものであります。このように膨らんだ累積市債を減らす方策として、市長はどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

また、一刻も早く、借金に頼る財政運営から脱却するための抜本的な、国と地方の税財源の再配分を、国に対してもっと強く求めていくべきであると考えますが、市長は借金に頼らない財政運営を行うために、どのような改革が必要であると考えておるのか、御所見を伺います。

次に、バランスシートの作成について質問いたします。

この、バランスシートの作成については、きのうの伊藤忠男議員の質問に対し、早い機会に公表したい旨の答 弁がありましたので、答弁は求めませんが、バランスシートの作成に対する私の考えや、要望を申し上げさせて いただきたいと思います。

バランスシートを作成する目的や効果は、次のようなものがあると言われています。

一つには、資産や負債の残高が一目瞭然でわかりやすい、2つ目に行政効果、投資効果が把握できる、3つ目に、世代間の負担、中長期的な負担の状況が把握できると同時に、負担とサービスの状況が把握できることなどであります。

このように、バランスシートの作成はコスト意識の醸成には効果があるものの、コストだけでははかりきれないサービスの質などをどう評価するのかなど、確立していない問題があるため、コスト重視の政策はサービスの低下を招くおそれがあるとも言われています。

また、バランスシートの作成方法についても、自治省案による有形固定資産を恒久棚卸法で確定するいわゆる 決算積み上げ方式と有形固定資産を台帳棚卸で確定するいわゆる台帳方式などがありますが、自治省案による決 算積み上げ方式が、現在主流をなしているようであります。

昨年の8月末における全国のバランスシートの作成済み、作成中の自治体は47都道府県100%、市町村では939自治体、28.9%、検討中の市町村は1,730自治体、53.2%、市町村合計で作成もしくは検討中、合計で82.1%の自治体が作成もしくは検討をしているという状況にあります。

行政の作成するバランスシートは、利潤追及の企業会計のバランスシートとは違い、行政投資効果を計ること に必要なことではありますが、行政効果だけを追及するだけではなく、行政の公平、公正な執行が行われている かという視点が大切であり、そうした点に配慮しながら、バランスシートの作成に当たっていただきたいことを 要請をし、第1問とさせていただきます。

会議時間の延長

佐竹敬一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議事の進行上延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時33分

再 開 午後 4時45分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、町内会活動に対する問題でございます。

町会長は、自治組織である町会を一つの地区といたしまして、その地区の推薦を受け、寒河江市町会長設置規則に基づき委嘱しておるわけでございます。平成12年度においても、 192名の方々を町会長に委嘱いたしまして、行政の円滑な推進に御協力をお願いしているところでございます。

そこの職務につきましては、先ほども触れられたようにございますけれども、町会長設置規則第5条に規定してありまして、一つは市行政事務の周知徹底に関する事項、二つには地区住民と市の連絡調整に関する事項、三つ目には軽易な調査に関する事項、四つ目はまちづくりに対する地区住民の意見等の反映に関することなどでございます。

なお、この町会長の職務の内容については、年度当初の町会長委嘱式ならびに町会長の方々の任意の組織であります町会長連合会の総会の席上、総会資料にも掲載していただきながら説明をいたし、御理解をいただいているところでございます。

町会長が市から委嘱された職務を遂行中に事故等に遭った場合の補償についてでございますが、この職務を行う町会長は、地公法、地方公務員法第3条に定められている非常勤特別職としての身分でございます。非常勤特別職である町会長については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されますので、これにより公務中の損害を補償することになります。例えば、市の行政事務の周知徹底に関する主要な業務の一つに、毎月5日号、20日号の市報と、それに加えて市の事業や行事等の連絡案内文書などの各戸配布がございます。この職務遂行中に事故等によりけがをした場合などについては、この条例が適用されることになるわけでございます。

しかしながら、町会長から依頼を受けた家族の方や、自治組織としての町会の隣組長や班長が、文書配布中に 事故等によりけがをした場合については、この条例は適用されません。市の補償については、あくまでも市の非 常勤特別職としての町会長が、その職務を遂行中の事故等に対するものであることを御理解いただきたいと思い ます。

それから、報酬でございますが、設置規則第6条に町会長への報酬の支給が規定され、寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例によりまして、1戸当たり年額 1,950円を支給して、職務の遂行をお願いしているところでございます。

また、市が主催し、町会長を通して住民の参加や協力を要請する事業、行事、活動がございます。例を挙げますと、5月のフラワーロードの花の植採と、市街地花いっぱいまちづくり事業、そして6月のさがえ大綱引き大会、7月と9月の河川清掃、8月のフラワーロードグリーン作戦、9月の市民一斉クリーン作戦などの事業等がございます。これらに参加、協力していただいた方が、活動中に万が一の事故に遭われたりけがをした場合の災害補償の問題については、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入し、対応しております。さらに、この保険を補完するために、それぞれの事業活動について、傷害保険に加入し、対応しているところでございます。

それから、町内会活動に対する補償制度についてでございますが、これまでも自分たちの地域は自分たちの手でよくしようという自治会活動、町内会活動が活発に行われてきておりますが、最近ではさらにその機運が盛り上がりを見せておりますし、地域住民のボランティア活動も活発に展開されるようになってきております。

その活動の実施主体である町会は、地域住民の自主的な組織であり、自治の原点であります。それぞれ歴史的な面や地域の連帯性など、さまざまな要素と経過を経て、現在の自治組織、町会に至ったものであると考えております。

したがいまして、その町会の実情に合った、町会において合意された、文字どおり自主的な自治運営がなされるべきであり、その運営には行政が関与すべきものではないと考えておりますので、自治組織としての町会活動に対する補償制度につきましては、行政で対応すべきものではないと考えております。それぞれの町会がそれぞれ自主的に対応すべきものと考えております。

自主的に対応している例としましては、町会が企画立案したお祭り、運動会、地域清掃活動等の行事活動中に、参加者が万が一けがをしたり、物を壊して賠償責任を負ったりした場合に、保険金が支払われる自治会活動保険に加入している町会がございますし、また地域の公民館単位で加入しているところもあると聞いております。そのほかに、町会の行事や旅行等のために、開催日に限って加入するレクリエーション保険や旅行保険、イベント保険などの傷害保険なども、各町内会等で広く利用されているようでございます。

町会長は、地区から推薦され、町会長設置規則により委嘱されている町会長の立場と、自治組織である町会の 長の立場と2つございますので、これら補償に関する事柄についても、町会長委嘱式の席上や町会長連合会総会 の場をおかりするなどして御説明申し上げ、御理解いただけるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、臨時財政対策債発行の影響等についての御質問がありました。お答えいたします。

現下の地方財政については、昨日も伊藤議員の一般質問にお答え申し上げておるとおり、巨額の財源不足が続き、今や構造的な危機に直面しております。景気の低迷により、税収が伸び悩む中、累次の景気対策として実施された公共事業の追加や恒久的減税等により、財源不足が拡大し、借入金残高が激増しております。

また個々の地方公共団体においても、財政構造の硬直化が急速に進み、行財政運営に深刻な影響を及ぼしており、さらに平成13年度においても、厳しい状況が懸念される状況となっております。

一方、分権型社会に向けてスタートが切られる中、地方公共団体は自主性、自立性を高めつつ、介護保険を初めとする総合的な地域福祉施策、安全なまちづくり、良好な環境の保存創造、生活関連社会資本整備、さらには I T関連事業への対応など、重要政策課題に的確に対応することが求められております。

このため、地方公共団体がみずから一層徹底した行財政改革に取り組むことはもとより、地方分権改革の必然的課題である税財政基盤の充実強化については、国から地方への税源移譲等を具体化するとともに、安定的な地方税財源確保等のため、法人事業税の外形標準課税を初めとした、極力税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築が必要であると思っているところでございます。

また、地方公共団体は、地域の事情がさまざまに異なる中で、法令等に基づき、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、地方税の充実確保を図っていく場合でも、地方公共団体間の税源の偏在の問題は解消できるものではなく、地方交付税制度というものは、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方行政の計画的な運営を保証し、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政を確保するという重要な意義を有するものであると思っております。

したがいまして、地方の行財政運営の自立性をより高める観点から、基本的には地方税の拡充に努めつつ、一方でその財源保証に支障が生じないよう、地方交付税総額について、適正な水準を確保すべきものと考えているところでございます。

このようなことから、今般の地方交付税総額の引き下げと、その肩がわりとなる臨時財政対策債の発行といった制度改革は、昨日答弁申し上げましたとおり、地方公共団体の各種財政指標等への影響も懸念され、財政指標等が上昇すれば、必然的に行政サービスの低下を招くおそれもあることから、まことに遺憾なことだと思っているところであり、地方税源の充実強化の一刻も早い具体化と、地方交付税総額の安定的確保を全国市長会等を通じて要望しているところでございます。

なお、きのうも申し上げましたけれども、財源不足の補てんとしての臨時財政対策債でございますけれども、 地方財政計画におきましては、経常収支の補足の補てんを10兆 5,920億円と見ておるわけでございまして、そし てこういう実態になりますので、従来の地方財政対策というものを見直し、国と地方の責任分担のさらなる明確 化とか、あるいは国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るために、平成13年度から平成15年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成19年度以降に繰り延べることとした上で、なお生ずるところの財源不足額のうち、財源対策債等を除いた残余については、国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰り入れにより、地方負担分については今言った臨時財政対策債、特例地方債により補てん措置を講ずる制度改正が実施されるわけでございまして、そしてこの特例地方債の元利償還金というものは、その全額を後年度基準財政需要額に算入することになるわけでございます。

ただし、平成13年度においては、国負担分、地方負担分とも、その2分の1は地方交付税特別会計借入金により補てんするということになりました。臨時財政対策債の発行は1兆4,368億円に上る、こういうことになるわけでございますが、この新たに特別会計借入金というのは、13年度限りでございまして、それ以降はなくなるということになりますので、臨時財政対策債というものが、13年度の倍額に達する、こういう地方財政計画のポイントでございます。

今言ったように、14年度以降につきましては、借入金が廃止される予定になるために、臨時財政対策債の発行額がさらにふえる可能性もあるわけでございまして、それによりまして、市債残高も大幅な増額となってくることが当然予想される、こういうことでございます。この辺のことにつきましては、昨日も申し上げたところでございます。

そういう中で、累積市債を減らす方策についてでございますが、現下の地方財政については、累次の景気対策による公共事業の追加や、減税等の実施により、借入金残高が急増し、平成12年度末には 184兆円に達すると見込まれております。

本市においても例外ではないわけでございまして、こうした経済対策の影響などから、普通会計における市債 残高が平成12年度末には 211億円に達し、平成13年度においても、駅前中心市街地整備事業債や臨時財政対策債、 さらには地域総合整備資金貸付事業債の発行などにより、市債残高が急増する見込みとなっております。

地方債につきましては、地域社会を活力ある豊かなものにするため、地域の活力を生み出す施策の推進、安心で快適な暮らしの実現などを図るため、必要なものでありますが、ただ将来に債務を残すものであるため、財政の健全性の確保の観点から、適切な運用、有効な活用が求められるものでございます。

一方で、投資的事業の経費を後年度の住民の方々からも負担していただくことが、受益者負担の面からも合理的とされ、その担うべき役割、機能は大きなものがあります。この地方債の有効活用によりまして、本市の道路等の社会資本の整備が格段に進み、市民生活環境の向上に寄与してきたことは御案内かと思います。

御質問の、累積市債を減らす方策でございますけれども、これまでも市債残高の累増と公債費負担を抑制するため、平成4年度から平成11年度までに高利率の縁故債を28億 5,273万円の繰上償還を実施したわけでございますが、今議会の補正予算にも約2億 900万円の繰上償還を実施すべく、計上しているところでございます。

今後におきましては、臨時財政対策債や、減税補てん債といった投資的事業に充当しないいわゆる特例地方債の動向は不透明でありますが、極力既存事業の見直しと新規事業の抑制を図り、さらに繰上償還も継続的に実施して、市債残高を減額していく方向で努力してまいりたいと思っております。

バランスシートにつきましては、御配慮によりまして、答弁を省略させていただきます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましたが、議論を深めるために再質問をさせていただきたいと思いますが、 ちょっと答弁漏れということで、交付税の単位費用の見直しが今回なされて、交付税が減額されることになった わけですけれども、これによる本市の交付税の影響額は幾らだったのか、この点について答弁が漏れていますの で、後で答弁をしていただきたいというふうに思います。

それと、町内会活動に対する補償でありますけれども、町会長が非常勤特別職として仕事を遂行中に事故やけがに遭った場合の補償についてはわかりました。

ただ、今までは、町会長さん方も、一体どこをどういう格好で補償をされるのかというのが知らなかったようでございます。今の答弁で、機会を設けて説明をしていきたいと、こういう補償面についても説明していきたいということでありますので、ぜひ理解できるように御説明をいただきたいというふうに思います。

それから問題は、やはり家族とか隣組長、あるいは班長さんが市報の配布やいろいろな署名、募金やそういうものをかわってやるというのは往々にしてあるのではないかというふうに思うんですね。何百軒もある町会もありますし、二、三十軒の小さい町会もありますけれども、そういう大きい町会なんかは、町会長さんが全戸市報を配布するとか、いろいろなお願いを一戸一戸回ってお願いをする、こういうことは物理的にも不可能なのではないかと思うんですよね。だからそういう意味では、せっかくある条例を拡大するなり、あるいは民間の保険などを利用する、そういうことができないのか、こういうふうな声が強いのであります。

今市長の答弁にもあったように、自治組織の町会、あるいは公民館などで加入をしているということの答弁も ありましたけれども、そういうことで自助努力もそれぞれの町会あるいは公民館などでやっておるところが、数 多く最近出ています。

私どもの公民館、中央公民館も、中央分館も、民間の保険に入っています。1戸74円、290戸全戸ということで入っています。この1戸74円でどういう補償を得られるかというと、死亡で100万円、入院1日1,000円、通院1日500円、これが最低の保険であります。その上に164円とか342円とか、4段階ぐらいのランクがありまして、私どもも13年度からはその上の164円の保険に入る計画もしているわけでありますけれども、こういうそれぞれの町内会あるいは公民館では、そういう保険に入っていないと、いざというときに安心して活動ができない、こういうことで入っているわけでありますけれども、そうした地区の地域の取り組みがあって、初めて独自の町内会活動や独自の公民館活動以外の、いわゆる先ほど市長が言った市主催、あるいは市共催のいろいろな事業にも、快くこたえてもらっている、こういうこともあるのではないか。

そしてこの保険の問題を、快く参加をするというのは、ただ金額、保険料、保険の金の問題ではないというふうに私は思うんですね。やはり市も、自分たちが参加をした場合、万が一の配慮をしていただいているんだと、きのうも市長が答弁でありましたけれども、信頼関係ですね、市と市民の信頼関係、こういう気持ちの問題、誠意の問題ではないのかというふうに思うので、そういう意味で少なくとも市の事業で、事業を肩がわりにというかお願いをされて、かわってやるような組長さん、あるいは家族の方が手伝うというのは、お父さんが町会長で、あなたは町会長だからあなたやりなさい、こういうだけではなかなか家族間の融和も保たれないわけですから、そういうことが大いにあるのではないか、そういうことも考えて、やはり何らかの措置が必要なのではないかというふうに思います。

条例は適用されないというふうに突っぱねるのではなくて、何らかのこういう町内会や公民館の努力なども参考に入れながら、市としても何らかの対応を図るべきではないかというふうに思います。

ちなみに、近隣の町を見ますと、西川町では区長会にですね、1戸 342円、4ランクの上から2番目の額の保険料を全戸約70万円の補助をしていると、区長会へ補助をしている、そして保険に入っているという実態があります。また大江町では、これは大江町は区や町会単位で加入をしているそうでありますけれども、高い保険から

安い保険に、いろいろばらばらだそうですが、町としては一律一戸 164円の補助を各区や町会へ補助を行っている、こういうことであります。

それからまた、河北町では、一戸 342円の保険料の半分を、これも区や町会へ補助をしてやると、 171円というふうになるわけですけれども、そういうふうなことで、各市町村、自治体でも、万が一の補償あるいは住民参加を快く参加をしてもらうという立場から、そういう保険に対しても補助をしているという実態もあります。

だから、本市で仮に一番安い74円を補助した場合、1万戸弱ありますけれども、74万円程度しかかからないわけですね。これで市民の安全と参加意欲を高め、あるいは市と住民の信頼関係を高めることにつながれば、大した金額ではないのではないかというふうに思いますので、この辺についての考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、財政運営の見通しと、改革の方向というか、そういうことでありますけれども、市長の答弁によりますと、確かにそういう実態があるんで、全国市長会としても、国から地方への税源の移譲やそういうものを要望しているんだ、こういうことでありますけれども、今、自治体がおきている財政難というか、地方債がふえているということになった原因は、一つは国の政策、方針であるということを、もっともっと明確に言っていく必要があるのではないかと思うんですね。

特に、地方交付税の機能は、市長も答弁されたように、全国いずれの自治体もナショナルミニマムの行政が実施できる、そういうことで国が地方に資源保証を行って、財源の地域不均衡を是正する、こういうことに本来の機能があって、戦後の地方自治体の財政の安定と地域の発展に大きく寄与してきた、このことは事実だというふうに思うんです。

しかし、平成元年以降、あの悪名高いふるさと創生事業、この後を受けて地域総合整備事業債、こういうものが創設をされて、自治体が独自の発想で行う事業については、起債で面倒を見るんだ、そしてその後の元利償還金のほとんど、半分程度後で後年度交付税で見るという方式が、平成元年度以降とられたんですね。

この結果、地方債に各自治体が飛びついて、その結果、国の交付税特別会計の赤字を生む要因になって、借金 をして交付税も膨らませた、こういう要因になってきたわけですね。

このように、特定の事業を推進するために、交付税を使うというのは、地方交付税本来の機能であるナショナルミニマムを保証するというあり方を逸脱をしたやり方だ、こういうふうに言えるんではないかと思う。また平成4年以降のバブル崩壊後、国の景気対策の手段として利用された。

先ほども申し上げましたけれども、もう 100兆円も超すような景気対策を行ってきたわけでありますけれども、そうした国の景気対策の手段として利用されて、国の補正予算に合わせて自治体が公共事業を行う場合、その補正事業の自治体負担分について起債を認める、その償還金を交付税で見る、こういうやり方も、地方交付税の額を膨らませると同時に、この不足額を地方交付税特別会計からの借り入れによって賄われた、その借入残高がバブル崩壊後急増し、42兆円にも達してしまった、こういう結果になっているわけですね。そういう意味で、本来の交付税の使われ方が歪曲をされて、地方に借金を転嫁する結果になったのではないかというふう思うんです。

やはりこの地方交付税については、本来の形に戻す、そして不足分については、先ほど市長会でも要望しているということでありますけれども、国と地方の財源の抜本的な改正、こういうことに持っていく必要があるのではないかというふうに思うのです。

現に、現実的に地方財政の補てん措置として、法人税の法定交付率、32%であるわけでありますけれども、平成11年度からこれを引き上げているんですね、交付税率を。平成12年度、13年度もですけれども、この法定交付率32%が35.8%、3.8%引き上げてきています。平成13年度のこの影響額が4,500億円、こういうわずかなものでありますけれども、こういう格好で国も何らかの対応をせざるを得ない、こういうところに追い込まれているのではないかというふうに思います。

また、国のたばこ税の一部を地方に移譲していたり、不足分を一般会計から加算金という格好で地方財政に加

算をしている、こういうことで、国も今の体系でいいのだというふうな認識は持っていないのではないかという ふうに思います。そういう意味で、この法定交付率を変えられるとすれば、いわゆるこの地方交付税の三税、消費税も入って、あるいはたばこ税なんかも入って五税になったわけでありますけれども、所得・法人・酒税が32%、消費税が29.5%、たばこ税が25%、これが法定交付率でありますけれども、こうした法定交付率を当面引き上げていく、こういうこともやはり可能なのではないかというふうに思うんです。

そして、少なくとも仕事が7割、財源は3割という、いわゆる3割自治という国と地方の税財政の乖離、これ を縮小する、このことにやはりもっともっと、強く求めていく必要があるのではないかというふうに思うんです。 この辺についての御見解があれば、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、交付税の影響については答弁がなかったので、ぜひ答弁をしていただきたいというふうに思うんですが、平成12年度と13年度の当初予算の比較をしますと、平成12年度が46億7,000万円、平成13年度が43億8,000万円、地方交付税ですね、2億9,000万円が今年は少なくなっている、今までもいろいろやり繰りをしたきたわけでありますけれども、交付税はふえてきて、そういうことで市税も増加をしていたということで、寒河江市の場合は何とか財政運営ができてきたというふうに思うんですけれども、これがふえない、しかも2億9,000万円、このうちこの償還金の算入額、これを引くと3億2,000万円が昨年と比較しても実質的に使える交付税額が減額をされる、これは今までなかった大変なことではないのかというふうに思うんですね。だからこのことについて、どのように認識をしているのかということについて、交付税の影響を含めて再質問をしたいというふうに思います。

それから、きのうの財政問題で質問の中で、公債費率や起債制限比率の今後の見通しについて答弁がございました。平成12年度が公債比率17.3%、平成15年度が臨時財政対策債を含めた場合が18.7%、含めない場合は19.4%、起債制限比率が平成12年度が10.4%で平成15年度の含めた場合が11.5%、含めない場合が11.9%、こういうような答弁がございました。それほど上昇していないという見解を述べられたようでありますけれども、私は別の見解を、その答弁を聞いて持ったものであります。

1つは、公債費比率と起債制限比率の関係について申し上げたいというふうに思うんですが、地方債の、特に公債費比率については、地方債の発行は後年度の財政負担になるので、その限度額の指標ということで、公債費比率が定められてきたわけであります。原則として10%を超えないことが望ましい、こういうふうに言われているんですね、10%を超えないことが望ましい。20%を超えた場合は、一般単独事業と厚生福祉施設整備事業債、こういうものは不許可、許可はしない。30%を超えた場合は、一般事業債を許可をしない、これが原則だったんですね。

ところが、昭和50年以降、地方債の増発に対応して起債の制限を緩和するため、いろいろな各種事業補正により、基準財政需要額に算定された公債費、これを公債比率の算定方式の分子、分母から差し引いて計算をする、こういう方式に改正をされたんですね。これが起債許可制限比率というのはこういうものであります。

一見もっともだ、こういうような文章づらだけ見ますと思うわけなんですが、分子と分母から同じ額、この基準財政需要額に算定された公債費の額を分子と分母からこの同じ額を引くと、比率は下がるんですね、比率は下がるんです。そういうことで、起債制限が低く抑える、こういう役目をこの起債制限比率は持っているので、しかもこの公債費が基準に対して見られた公債費が多いほど、起債制限比率が下がる、こういう数字のマジック、これで起債制限比率がまだ11.9%だから安心だ、こういうことは私は言えないというふうに思うんです。

例えば 100分の17という公債費比率があったというふうにします。それをいわゆる起債制限比率方式に直すと、1が基準財政需要額に算定された公債費だというふうに見ますと、100引く1分の17引く1、これ16.2%になります。

100 分の17が17%、1を分子と分母から引くと16.2%、0.8%下がるんですね。これが公債費比率と制限比率のマジックなんですね、起債制限比率のマジック。

そういうことで、国は起債制限を低く抑える、感応するためにこういう制度を持ち込んできたんですね。だからそういうことを理解をして、またこの公債費比率というものを十分大事にしながらというか、こっちを重視を しながら、やはり財政運営をしていくということが望まれるのではないかというふうに思います。

そうしてみますと、平成15年度は今申し上げましたように、含めた場合も含めない場合も、もう20%近い一般 単独事業が、事業債が不許可になる水準すれすれにきているということをやはり認識をしていく必要があるので はないかというふうに思うんです。安心だということでなくて、私は非常に危険水域に近づいた、こういうふう に私は思います。そういう意味でこの公債費比率、起債制限比率の今後の見通しについての、市長の見解をお尋 ねをしたいというふうに思います。

累積市債の削減についてでございますが、今までいろいろな対応をしてきた、それで従来と同じような考え方で今後もやりながら、特に特例地方債の抑制を図りたい、こういうことでありますので、ぜひそういうことも頭に入れて財政運営をぜひお願いをしたいというふうに思うんです。

ちなみに、こうした累積市債の増嵩が、やはり市民生活に直接かかわる生活関連事業の削減、こういう結果につながっているという現実があるのではないかというふうに、この財政を、決算書などを見ると言えるのではないか。平成7年度と平成11年度の決算書、5年間の生活関連事業の比較をしてみました。側溝整備事業が 81.4%、1,578万円の減、道路維持管理事業が84%、1,470万円の減、臨時市道整備事業が 64.2%、5,726万円の減、単独道路改良事業が34%、709万円の減、用悪水路事業が76.8%、673万円の減、軒並みこうした生活関連事業が削減をされている、こういう実態がここ5年間の決算書の中で明らかになっているんです。

こうした傾向は、地方交付税の減額や臨時財政対策債が導入をされた、このことによって今後ますます加速されるのではないかというふうに危惧されます。このような実態を市長はどのようにとらえているのかお伺いを申し上げ、2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、交付税の単位費用の見直しに伴うところの影響については、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、まず町内会でございます。第1問でも答弁申し上げましたように、町内会は自治組織なわけでございます。ですから、自主的な組織といたしまして、自主的な運営がなされるべきだ、こう思います。ですから、行政がとやかく言うべき、関与するべきものではないと考えられるわけでございますので、いろいろ保険のあり方とか、あるいはどういう場合にどういう保険に入るとか、保証に入るかとか、こういうようなことはそれぞれの町内会でお決めいただければどうかな、このように思っておるわけでございます。それが基本的な考え方でございます。

それから、町内会で傷害保険等々の、何かいろいろやって保険をかけていらっしゃるということに対しまして、他市町では補助制度をつくっていらっしゃると、こういうことでございますが、これに対しましては、年間を通したところの活動やら、あるいは個別の行事、事業、活動内容等がそれぞれあると思います。公民館でやる場合、町内会が主催でやる場合、団体が主催でやる場合と、いろいろじゃないかなと、このように思いますので、それらに対応して、どのように助成するかというようなことは、非常に問題が出てこようかなと、大変だなとこう思っておりまして、そういう対応については、自主的にかつ独自に考えて、自主的な運営をやっていただいてはいかがななものかなと、こういうことでございまして、現在のところ、そういういろいろな自治会、町内会で持っておりますところの保証制度に対しまして、あるいは傷害保険等々にかけておるわけでございますけれども、それらに対しまして、どういう補助制度というものは創設というようなことにつきましては、考えていないところでございます。

それから財政、交付税制度等々についての見解が問われたわけでございますけれども、あれ何といいましても、 議員がおっしゃるように、これまで税収入が右肩上がりに上がっている状態の中で、社会資本の整備ということ になりますと、運営も楽だったわけでございますけれども、そういうふうに景気が下向いてきたという中では、 これを公共事業で支える、あるいは国、地方公共団体、一緒になってそれを支えていこうということになります と、勢い交付税制度なり、あるいは地方債制度の中で考えてやってきたわけだと、このように思っておりまして、 国は借金いたしまして、そして地方交付税総額を膨らませたということでございますし、それが交付税の総額が 足りなければ、特別会計から繰り入れてきた、それが借金として今残ってるということでございますし、また、 建設地方債等々を発行するということにつながってきておるわけでございまして、そういうことが借入残額が、 先ほどおっしゃいましたように42兆円も達したと、こういうことになるわけでございまして、今回の交付税制度 の改正というものは、御案内のように、地方負担分の借入金分については、地方自治体も持てよ、負担せよと、 こういうことなわけでございまして、そう言われましても、地方と国との財源関係、税源関係というものを全然 触れないで、こちらの借金だけで負担を強いられるということは、非常に地方自治体としましては、大きなまた 迷惑といいますか、負担増につながるわけでございまして、自治体側にはやはり、国は独自財源というものも全 然預けないで、仕事だけを要請するというような、こういう形をとってきたのではないかなと、こう思っており まして、今となってこういう借金を、国の持っているところの交付税に充当するところの借金というものを、地 方も半分だ、持て、こういう考え方になってきておるわけでございますから、地方分権云々と申しますけれども、 やはり地方の税財源ということにつきましても踏み入れていただかなければ、これはいかんともしがたいもので はないかな、このように思っておるところでございます。

それから、12年度と13年度の交付税の総額におきまして、減額されておるというようなことは、その理由についてのお尋ねがございました。

これは、この前も答弁申し上げたと思っておりますが、固定資産税の評価がえに伴うところの市税収入とか、

あるいは普通交付税がそれぞれ減額されるということになるわけでございまして、この分母になる額の方が、非常に少なくなるということでの、基準財政収入額が多くなるわけでございますので、交付税の総額が少なくなる、こういうことになろうかと思います。詳細については、担当の方から詳しく申し上げたいと思います。

それから、制限比率云々の問題がございまして、御案内のように、起債制限比率というのと、それからこれが3カ年平均のものと、それから単年度にやるものとと、この2つの起債制限比率があるわけでございまして、きのうお示ししたのは、3カ年平均のものでお示ししておるわけでございますが、ほとんど0.2、0.3%の差がありますけれども、3カ年平均がより妥当ということで、実施計画におきましてもその数値を示しておるわけでございますので、これらを見ましても、これらの推移を見ましても、ただ安心しているというようなことではございませんでして、先ほど申し上げましたように、国債、赤字債というものも発行されることになっておるわけでございまして、ことしは基準財政需要額の観点から、2億円と一応算定しておりますけれども、普通交付税算定の際に、どのような額になるかは、まだ明確な数字は出てこないわけでございますが2億円、来年度はまた算定し直して倍額になることは確かなわけでございまして、そういうものを起債残高ということ、あるいは起債制限比率の中に含ましめるか、含ましめないかというようなことも、いろいろこれから議論になるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、これからの状況というのを厳しくとらえておることは、御理解していただきたいと思っておりますし、楽になると私は思っておるわけではございません。

そしてまた、ことし、来年度が駅前中心市街地の正念場に来るわけでございまして、そういう意味におきましても、起債が増嵩する、額がふえていくというようなことが否めないわけでございますので、それらに対しましても、これらを十分この起債制限比率なり、あるいは公債比率というものをにらみながらやっていこうと、こう思っておるところでございます。

それから、きのうも答弁申し上げましたけれども、累積赤字を減らすための努力というものは、いろいろな改革、見直しをやって進めておるわけでございますけれども、また一方におきましては、税の増収という分野を、これをさらに開拓しなくてはならないんだろう、こう思っております。

ただ辛い、大変だから減らす方という分野もさることながら、ふやす方向での税収入の増を図るという方向に持っていくということが必要なわけだ、このように思っておりまして、今いろいろ地方におきまして、新しい税源を探すということもありますけれども、まずは新しい税源ということを、新しい税を創設するというようなことが難しい自治体ということに考えるならば、やはり現在の税体系の中で増収を図るということも、これはやっていかなくてはならないと思っておりますので、これまでもその方向というものはとってきたろうと、こう思っております。

何にしましても、まだまだ社会資本の整備というもの、これはやっていかなくてはならない分野というのが発展途上にありますところの寒河江にとりましては、これは不可欠だな、このように思っておるわけでございます。詰められるところは詰め、そして事業の選択を見きわめながら進んでいかなくてはならない、このように思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 臨時財政対策債の発行可能額につきましては、地方交付税が決定になります7月に、それに合わせて内示される予定であります。

その額ですけれども、現在のところ国からきていますマニュアルによりまして、平成12年度の基準財政需要額の算定ベースでの振りかえ費目のうち、計上分15%、投資分20%の減額というような形で算出いたしますと、およそ2億 2,000 万円というふうになります。そうした中で、当初については2億円というふうな形で見積もったところであります。

そういった制度の導入によりまして、今回交付税、地財計画では5%の減額となるわけですけれども、先ほど市長からもお話しありましたように、本市におきましては基準財政収入額の方の増が見込まれますので、その差し引き関係で6.2%のマイナスと、そういうような形で当初予算においては見込んだところであります。以上であります。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 町内会活動に対する補償について、市長がちょっと勘違いしているんではないかなと思うのですけれども、町内会独自の活動の保証ではなくて、市の仕事で、本来町会長がやるわけですけれども、町会長1人では大変だということで、どこの町会でも町内会でも、隣組長、班長さんを設けて分担してやっているというのが実態だと思うんですね。そういうところに対する保証を考える必要があるのではないか、町内会独自の活動や、そういうものについては町内会で、自治組織として考えていくということについては、それはそれでいいわけでありますけれども、独自でない、市の仕事に携わった場合の保証、そういうものもやはり考えていく必要があるんじゃないか、こういうふうにお尋ねをしているわけでありまして、この辺について、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

あと、この財政健全化に向けて、やはりもっと具体的に市民に示していく必要があるのではないかと思うんですね。県においても、山形県の財政の長期展望ということで、県債や県債依存の整理、あるいは県債の残高の増加、傾向の整理だと、10年スパンで、そういうものを資料としてつけながら、5年間、前年度も含めて6年間、12年度から17年度、ことしの場合ですね、その6カ年を山形県財政の中期展望という図表にしながら具体的な財政健全化に向けた取り組み、こういうものを示しているわけですね。こういうような具体的な健全化に向けた、あるいは寒河江市の財政の中期展望、こういうものをやはりきちっとつくっていく必要があるのではないかというふうに、私は思うんです。この辺についての御見解があればお伺いして、3間といたしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 町会長に対しましては、町会長の報酬は、これはお上げしておるわけでございます。

それから、町会長連合会の、これ町会長全部ですか、町会長連合会の方には、これは運営補助金というようなものをお上げしておるわけでございますけれども、それ以外につきましては、今のところ考えてはいないわけでございますけれども、町会長あたりの、何かご意見がありますならば、なおそちらの方からもいろいろ聞いてまいりたい、こう思っております。

それから、中長期展望でございますけれども、バランスシートというものをなるべく早い機会に出したい、こう思っておるわけでございまして、毎年2回にわたって市の財政状況を公表しておりますが、そいつの最初のチャンスあたりに何とかしたいものだなとは思っておりますが、そういう中で市の財政事情とあわせて中長期みたいなものを出せればどうかなというような気持ちもありますけれども、その辺も合わせて検討してまいろうと思っております。

以上です。

散 会 午後5時47分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成13年3月9日(金曜日)第1回定例会

| 出席議員(24名) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|--|-----|----|--|-----|-----|----|----|---|--------|------------|-----------|--------|
| 1番 | 佐 | 竹 | 敬 | _ | _ | 議員 | | 2 | 番 | 松 | • | 田 | | | 孝 | 議員 |
| 3番 | 猪 | i 倉 | 謙 | 太良 | ß | 議員 | | 4 | 番 | 石 | | Ш | 忠 | | 義 | 議員 |
| 5番 | 荒 | 木 | 春 | 큳 | 5 | 議員 | | 6 | 番 | 安 | 孫 | 子 | 市 | 美 | 夫 | 議員 |
| 7番 | 柏 | 倉 | 信 | _ | _ | 議員 | | 8 | 番 | 鈴 | | 木 | 貿 | | 也 | 議員 |
| 9番 | 伊 | 藤 | 忠 | . 身 | 号 | 議員 | | 1 0 | 番 | 髙 | | 橋 | 秀 | : | 治 | 議員 |
| 11番 | 髙 | 橋 | 勝 | Ż | て | 議員 | | 1 2 | 番 | 渡 | | 辺 | 成 | , | 也 | 議員 |
| 13番 | 新 | 宮 | 征 | _ | _ | 議員 | | 1 4 | 番 | 佐 | : | 藤 | 頴 | į | 男 | 議員 |
| 15番 | 伊 | 藤 | | ií | 俞 | 議員 | | 1 6 | 番 | 佐 | : | 藤 | 暘 | į | 子 | 議員 |
| 17番 | JII | 越 | 孝 | - 男 | 号 | 議員 | | 1 8 | 番 | 内 | | 藤 | | | 明 | 議員 |
| 19番 | 松 | 田 | 伸 | _ | _ | 議員 | | 2 0 | 番 | 井 | : | 上 | 勝 | | • | 議員 |
| 2 1番 | 那 | 須 | | 乔 | 念 | 議員 | | 2 2 | 番 | 遠 | : | 藤 | 聖 | | 作 | 議員 |
| 23番 | 伊 | 藤 | 昭 | 二良 | ß | 議員 | | 2 4 | 番 | 佐 | | 藤 | | | 清 | 議員 |
| 欠席議員(0名) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 説明のた | め出 | 席した | 皆の職 | 氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 佐藤 | 誠 | 六 | 市 | | - | 長 | | 松 | 村 | 眞一 | -郎 | | 助 | | | 役 |
| 渋 谷 | 勝 | 吉 | 収 | 入 | 7 | 役 | | 大 | 泉 | 愼 | _ | | 教 | 育孝 | を員 | 長 |
| 奥山 | 幸 | 助 | 選音 | 章 委 | 員 - | 長 | | 武 | 田 | | 浩 | | 農業 | 委員 | 会会 | 長 |
| 兼子 | 昭 | _ | 庶 | 務言 | 果 | 長 | | 荒 | 木 | | 恒 | | 企區 | 画調 | 整課 | 長 |
| 宇野 | 健 | 雄 | 財 | | | 長 | | 安 | 食 | 正 | 人 | | 税 | 務 | 課 | 長 |
| 井 上 | 芳 | 光 | 市 | 民言 | 果 | 長 | | 石 | Щ | | 修 | | 生活 | 舌環 | 境課 | 長 |
| 安達 | 勝 | 雄 | | | | 長 | | 片 | 桐 | 久 | 志 | | 都言 | 戶計 | 画課 | 長 |
| 安彦 | | 守 | | K 道 | | 長 | | 佐 | 藤 | | 毅 | | 農 | 林 | 課 | 長 |
| 那須 | 義 | 行 | 商工 | 観光 | :課 | 長 | | 鹿 | 間 | | 康 | | 地均 | 奜 振 | 興課 | 長 |
| 芳 賀 | | 幸 | | 福祉 | | | | 沖 | 津 | 志 | 郎 | | 会 | 計 | 課 | 長 |
| 浦山 | 邦 | 憲 | | 事業 | | | | 布 | 施 | 崇 | _ | | | | 事務 | |
| 保科 | | 治 | | 育 | | 長 | | 石 |]]] | 忠 | 則 | | 管 | | 課 | |
| 草 苅 | 和 | 男 | 学校 | を教育 かんかん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか | ī課· | 長 | | 斎 | 藤 | 健 | _ | | | | 育課 | |
| 石 山 | | 忠 | 社会 | 徐体育 | î課· | 長 | | Ξ | 瓶 | 正 | 博 | | 事 監 | 務 查 | 局 委 | 長 員 |
| 安孫子 | 雅 | 美 | | 查 | | | | 松 | 田 | 英 | 彰 | | 事 | 務 | 局 | 長 |
| 真 木 | 憲 | _ | 事 | 務局 | 哥 . | 長 | | | | | | | | | | |
| 事務局職員出席者 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安孫子 | 勝 | _ | 事 | 務 | 司 . | 長 | | 鈴 | 木 | _ | 徳 | | 局 | 長 | 補 | 佐 |
| 丹 野 | 敏 | 幸 | 庶 | 務 | È i | 查 | | 柴 | 崎 | 良 | 子 | | 調 | 查 | 主 | 查 |

平成13年3月第1回定例会

議事日程第4号第1回定例会平成13年3月9日(金)午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

2 議第41号 寒河江市助役の選任について

3 議案説明 //

4 委員会付託

" 5 質疑、討論、採決

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月27日及び本日3月9日に開催されました議会運営委員会において 審議されております。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、3月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年3月9日(金)

(第1回定例会)

| 番号 | 質 問 | 事 | 項 | 要 | | 加 | 質 | 問 |] | 者 | 答 | 弁 | 者 |
|-----|---------------------------|-----|----|---------------------------------|--|----------------|----------|---|---|---|----|----|---|
| 1 7 | 市民の社会 | 参加活 | 動に | 奉仕活動 (涵養について | ボランティ - - | ア活動)の | 19番 松 | - | 伸 | | 市 | | 長 |
| 1 8 | 学校教育に | ついて | | 奉仕活動 (ついて |)充実につい ボランティ | ア活動)に | | | | | 教育 | 委員 | 長 |
| 1 9 | 社会教育に | ついて | | 国民文化祭 家庭教育の |)あり方につ その準備状況)あり方につ)あり方につ | について いて | | | | | 教育 | 委員 | 長 |
| 2 0 | 教育行政に | ついて | | このたび県 プラン 」と 応について | :学級の解消 の発表した :のかかわり : : : : : : : : : : : : : : : : : : : | 「やまびこ で、市の対 | 22番 | 藤 | 聖 | 作 | 教育 | 委員 | 長 |
| 2 1 | 行政一般に | ついて | | 人事管理に 情報公開と ついて | | 行政推進に | 18番 | - | | 明 | ·· | | 長 |
| 2 2 | I T 革命に 「電子市役」 について | | | 庁内 L A N て 地域に対す ク網の整備 | システムの ⁻ る情報通信 | | 21番 | - | | 稔 | 市 | | Ę |
| 2 3 | 庁舎の環境を | 管理に | つい | 事務用品の | の取得につ)グリーン購)導入の推進 | 入について | | | | | 市 | | 長 |

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番、18番、19番について、19番松田伸一議員。

〔19番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は、子供を取り巻く環境について、子供たちが地域社会で健全にはぐくまれるため、どのようにすべきかを 考えて、順次質問してまいります。

今、自分の子供に対する親の虐待や17歳という年齢期に社会を震撼とさせる事件を引き起こした子供たちが顕在化してまいりました。これらの問題に大人がどう対処し、子供たちにどのように取り組まなければならないかを提言を交えながら質問してまいりますので、市長を初め教育委員長の簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

17番、市民の社会参加活動についてでありますが、私はボランティア活動の涵養についてを中心に質問してまいります。

最初にお断り申し上げますが、私は「ボランティア」という言葉は余り好きではありません。現在、一般的に用いられているボランティアという字句は、ボランティアを受ける立場、行う立場に何らかの強要とか金銭的なものがちらついているような気がしますし、公的な立場でのコーディネーター的な働きをする人たちも介在するときもあります。私の考えているボランティアとは、一番重要なことは、だれからも頼まれるものでもなく、自発的に行うことが大切だと考えています。

現在、使われているボランティアという言葉には、だれかのためにとか、何らかの目的を持ち、大勢で行う行為が大半ではないでしょうか。例えば、フラワーロードに花の苗を植える作業のように、町内会ごとに区域を区切られ、日時を決められ、各戸から何人かが出て花の苗の植栽を行います。このこと自体は大変好ましいものと思っておりますが、何らかの理由で出られない人が1人や2人ではないと思います。このようなときに、欠席した人の話題が出てくる場合があります。欠席した人の家庭には、それぞれの事情があり、出たくても出られないわけがあるのではないでしょうか。このようなとき、町会全体で温かく見守る態度が必要だと思います。

このような場合、市長はどのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

18番、環境教育の充実についてでありますが、これも大変申しわけありませんが、私自身、現在の学校教育で どのような環境教育が実施されているか充分把握できないまま質問することをお許し願った上で、質問に入らせ ていただきます。

寒河江市は、都会に比べ大変恵まれた自然環境の中で子供たちは伸び伸びと学習できる恵まれた環境にあります。それぞれの学校で、自然環境と調和を図りながら、学習環境づくりに励まれていることに敬意を表しております。

醍醐小学校で行われている蛍の飼育など、学校外の施設といいますか、蛍の生育環境に合わせた施設をつくられております。生育状況の調査などで、子供たちが現場まで移動を伴うことも起きているのではないかと推察しますし、飛翔の観察には夜間もあるのではないかと思いますが、環境教育の充実には非常に困難な課題があるのではないかと考えています。充実に伴う課題、家庭の協力など、これから考えられる課題をどのような方法で解決を図られているかをお伺いいたします。

以前、継続した自然環境の重要性を考え、気象観測用の百葉箱の設置状況を質問いたしましたが、現在、小学校、中学校それぞれの活用状況もお伺いいたします。

の奉仕活動(ボランティア活動)については、市長にもお伺いしましたが、12月に森首相の私的な諮問機関と言われる教育改革国民会議から発表になりました教育を考える17の提案の中に、奉仕活動を学校で全員が行うようにするがありましたが、現在まで、学校ではこのような奉仕活動をどのように取り組んでこられたのかをお

伺いいたします。

また、ボランティア活動と奉仕活動の違いをどのように受けとめられているかお伺いいたします。

体験教育のあり方ですが、昔から教わったものは忘れやすく、体験したものは忘れにくいと言われております。 だから、改めて体験学習が取り上げられているものと思いますが、これから体験学習、体験教育をどのような方 法で学校教育に取り組んで行われるかをお伺いいたします。

最後に、社会教育との関係でお尋ねいたします。

国民文化祭の準備状況についてですが、山形県では都市緑化フェアが平成14年に、その次の年、平成15年には 国民文化祭が開催されます。全国的な規模のイベントが2年続けて行われるわけですが、都市緑化フェアも国民 文化祭も全国に寒河江市をアピールする大きなチャンスと思います。寒河江市で取り組まれるのは民俗芸能の部 と聞いておりますが、これからどのような方法で準備を進められているのかをお尋ねします。

それに伴い、県の方針によりますと、13年度の広報計画では、実施計画大綱の周知を図り、開催機運の醸成を図りますとありますが、平成14年度に寒河江市独自のプレ民俗芸能祭などを企画し、機運の醸成に役立てるなどの方法もあると思われますが、どのようなものでしょうか。

次に、家庭教育のあり方について伺います。

家庭教育の重要性は教育の原点とも言うべきものでありますが、公教育が発生する以前から家庭であったと思われます。現在においても、だれが、いつ、どのような方法で家庭教育を行うのか、何を学ばせるのかわからないまま現在に至っているのではないでしょうか。これからも、家庭教育はどのように行うのがよいのかなどと結論も見出せないのではないかと思います。でも、このままの状況を放置できないこと、何らかの対策を迫られていることは確かであります。みんなが知恵を出し合い、よりよい方向を見出さなければならないと思います。それには、地域全体に教育力を高める方法を模索する必要があると思います。

現在、教育委員会で家庭教育力の向上のため何が必要と思われておられるのかをお伺いいたします。

体験教育のあり方ですが、学校教育と社会教育が連携して行うことにより、相乗的な効果が期待できるような気がします。家庭教育も地域という広い立場で行動することにより、偏りがちになる家庭教育を、より公平で、より均等に各家庭でも取り組みやすい方策が見出せられるのではないかと考えます。それには、分館ごとのような比較的小集団で、公民館活動を積極的に活用することを考えなければと思っているのですが、教育委員長の御意見をお伺いし、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

近年、価値観の多様化や自由時間の増加などを背景といたしまして、全国的にボランティア活動に対する関心が急速に高まってきており、文化、青少年育成、環境、国際交流、福祉など幅広い分野で多様な活動が行われております。特に、阪神・淡路大震災を契機にいたしまして、ボランティア活動に対する民間の主体的な非営利活動、いわゆるNPO活動への関心が高まり、全国各地でボランティアの輪が広まってきていることについては御案内かと思います。

ボランティアについての考え方でございますが、ボランティアは自発的に自分の意思に基づいて社会が抱える 福祉問題、自然環境保護問題、人権問題など、生活をめぐるさまざまな問題や解決すべき課題を自分とのかかわ りで主体的にとらえ、その解決や支援のために参加し、活動することであると理解しているところでございます。

自発性というものは、多様な福祉問題や社会問題に直面したとき、ほうっておけないという連帯感、危機感から、問題をみずからの問題として取り組み、行動を起こす動機づけとなるものと思っておるところでございます。 また、純粋に個人の自発的な活動ばかりでなく、町内会や婦人会、老人クラブなどの地域団体が活動の一環として地域社会に貢献するさまざまな活動もボランティア活動としてとらえていいと思います。

本市におけるボランティア活動については、既に御案内のとおり、従来の社会福祉分野や教育分野のみならず、お話にございましたフラワーロードの植栽を初め、市民、企業、行政が一体となって取り組んでいるところのグランドワーク手法による公園づくりなど、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江のまちづくり」に対しましても、多くの方々から参画していただいており、民間の活力による新たなまちづくりの手法として定着してきたことについては、県内外からも大きく評価されているところではないかと思っています。

ボランティア活動は、自主的に動いているからこそ活力があるのであり、まちづくりなどへのボランティアについても同様でありますが、都合によって参加したくても参加できない方に対する配慮と、地域で温かく見守ることが大切であろうと思っております。

ボランティア活動の総合的な推進と情報発信基地としての役割などを担うため、平成9年4月にハートフルセンター内にボランティアセンターを開設し、指導員を配置しております。活動や打ち合せの場として、自由に利用できる団体活動室や研修室を整備してきたところであります。

ボランティアセンターでは、活動に対する理解を深め、活動の活性化を図るため、ハートフルボランティア情報を定期的に発行し、活動内容や必要なボランティアの情報を積極的に提供してきたところでございます。また、時代に即応したところのボランティアの育成についても重要な課題であることから、養成講座の開催や各分野で活躍している団体やグループとの交流会を開催いたしまして、いつでも、だれでも、どこでも気軽に活動できる環境づくりに努めているところでございます。

ことし2001年は、ボランティア国際年でございます。ボランティア国際年は、国際連合総会において提唱されたものでありますが、21世紀の扉は、物の豊かさから心の豊かさへボランティアが開くことを念頭に置いて、ボランティア活動の推進、ネットワークづくりが日本国内はもとより世界各地で展開されることになります。

また、市内で活動しているボランティアグループ数は、ボランティアセンター開設当初の25団体より現在では35団体にふえまして、活動の内容もさまざまな領域に広がるなど、活発化してきております。養成講座の終了者が新たなグループを結成したり、今回の大雪では雪おろしボランティアが活躍するなど、高齢化社会等に対応した活動が展開されており、また、ボランティア活動を支える民間の支援団体が芽生えるなど、ボランティアに対する関心が高まりを見せておりますが、ボランティア国際年を契機に、ボランティアに対するところの意識のさらなる高揚と輪の拡大を図るとともに、民間の主体的な活動を促進するため、ボランティアセンターにおける相

談や団体の支援体制を一層充実してまいる考えでございます。 以上です。 佐竹敬一議長 教育委員長。

[大泉愼一教育委員長 登壇]

大泉愼一教育委員長 おはようございます。

最初に、学校教育について、まず環境教育の充実について申し上げます。

環境教育の目的は、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や問題解決の能力を育成することにあります。環境教育は、学習指導要領の総則において、総合的な学習の時間の内容の一つとして例示されており、社会科、理科、生活科、家庭科などの教科学習の内容も広い意味で環境に関する問題を発見したり、解決したりする能力の育成とかかわりを持っております。

環境教育の重要性については、各学校も十分理解しており、寒河江の豊かな自然や各学校の地域性を生かした 活動が行われております。

例えば、松田議員からも御紹介あったように、醍醐小学校では田沢川に生息する蛍の飼育のえさとなる川二ナの養殖、手づくりの看板でホタルの保護や地域のよさをアピールするなど、自然観察にとどまらず、子供たちがみずから自然に働きかけて環境保全に取り組んでおります。

また、その背景には、蛍の飛び交う美しい自然を取り戻そうという地域の方々の尊い努力があり、こうした方々と学校とのすばらしい協力関係によって行われているものと理解しております。

一般的に、こうした自然とかかわる環境教育を推進する上で、課題となることは幾つかございます。

例えば、自然環境の教材化を考えた場合、地域の情報をどのように収集し、整理し、活用するかという課題があります。つまり、教師にとって地域の自然やよさを理解するには時間がかかり、それなりの努力が必要であります。どの場所にどんな植物が自生しており、それはどんな特徴があるか。教師自身が地域に出かけ、自分の直接体験を通して理解することが重要であり、また、そうした研修の時間を積極的に保証する必要がございます。各学校においては、こうした時間を確保するよう努めているものと理解しております。

また、教職員の異動とともに、せっかくの教育情報が失われることのないよう、地域の情報の蓄積に努める必要があります。

そこで、各学校では計画・実施・反省の記録を充実させ、学区内の環境マップなども作成して、情報の共有化と実践の継続を図っております。あるいは、地域に詳しい人材を登録し、人材バンクとして整備、活用することなども行い、地域の教育力を積極的に活用するシステムづくりに努めております。

ほかにも、離れた場所に出かける場合、移動に時間がかかったり、複数のグループが分散して出かけるような場合、安全管理の問題がございます。時間の確保につきましては、時間割を変更し、日課表の弾力的な運用に努め、活動時間を確保するようにしており、また安全管理のためには、担任以外の教員が引率に協力するような体制をとっております。

今後、考えられることといたしましては、例えば、アメリカなどでは一般的なようでありますが、教育ボランティアとして保護者が教師の補助者となって引率に協力していただくことなどもあろうかと思います。現在でも、開かれた学校づくりの一環として、保護者の専門知識や体験を授業で活用することは行われており、学校と保護者の協力関係をさらに開発し、強化するよう支援してまいりたいと考えております。

さて、百葉箱の設置と活用状況についてお尋ねですが、市内小中学校14校中、設置されている学校は9校あり、理科の気象に関する学習で活用しております。また百葉箱がない学校につきましても、温度計や湿度計などの器具を使用して学習しております。年間を通して継続して観測している学校も2校あり、その内容としては、記録温度計が自動的に記録した1時間ごとの気温グラフをもとに、気温の変化を学習したり、去年と今年の寒さの違いなどについて、学校だよりで広く地域に知らせたり、地球の温暖化について考える手がかりにしております。

次に、奉仕活動、あるいはボランティア活動の市内小中学校における実施状況について申し上げます。

御案内のように、花と緑とせせらぎのまちづくりの一環として、寒河江市の次代を担う人材の育成の立場から、

フラワーロードの花の植栽、除草、清掃などに沿線の学校はすべて参加しております。児童会や生徒会が主体になって計画し、アルミ缶やプルタブ、牛乳パックを回収してリサイクルに協力したり、老人ホームへの訪問、奉仕活動、ユニセフや赤い羽の共同募金、クラスごとに花を持ち寄り市立病院に飾って安らぎと潤いを与えるなど、学校や学年単位でさまざまな活動が行われております。

また、子供会などの地域活動においても、公園や道路の清掃や除草など、地域の実態に応じて行われており、 地域においてもすべての学校においてこうした活動の重要性について十分理解し、実態に応じて継続的に行われ ております。したがって、ほとんどの児童生徒が何かしらの奉仕活動、あるいはボランティア活動に参加してい るものと理解しております。

さて、ボランティアと奉仕活動との違いをどのように受けとめるかとのお尋ねですが、いずれにしても、人間にとって価値ある生き方を学ぶ大切な教育活動であります。学校においては、両者の違いを必ずしも明確に意識しない場合もございますが、多くの場合、ボランティアとは個人、あるいはグループの自由な意思によって、時には個人の特技のよさを生かして、自主的、自発的に行われる活動であり、奉仕活動とは、どちらかと言えば他律的、時には自己犠牲なども伴いながら、計画的に社会や公のために貢献する活動ととらえている場合が多いようであります。

このような認識に立てば、教育とは本来意図的、計画的なものでありますので、ボランティア活動と称しても、 実は奉仕活動である場合もございます。また、学校によって用語を吟味して、ボランティア体験と呼ぶこともご ざいます。

本市教育委員会といたしましては、おおむね各学校が理解する内容に沿って理解しております。なお、最近全国的な論議では、ボランティア活動とは、社会に対する個人の問題意識から出発し、自主的に始まる活動であり、結果的には、民主主義の発展につながるものであること。それに対し奉仕活動とは、社会や公に対しての貢献意識から他律的に始まる活動であり、結果的には個人の道徳的成長につながるものという考え方も示されておるようであります。

以上のことから、教育活動を進めるに当たっては、ボランティアと奉仕を明確に区別しとらえることは必ずし も合理的ではなく、むしろ人格の形成上、相互に補完する関係にあると考えております。

最後に、体験活動のあり方について申し上げます。

現在、学校教育が体験活動を重視していることは御案内のとおりであります。その背景は、現代の子供たちの生活体験が乏しく、自然との触れ合いはもちろん、人間関係が希薄になっていることなどによって、本来の円満な発達が阻害されているという認識がございます。また、知識中心の学習から、子供が体験を通して実感し、納得したり、本音で語り合うような学習に転換し、学ぶことのよさを感じるよう努めているからであります。

例えば、昔から伝わる遊びや祭り、伝統芸能などを体験することによって、地域の歴史と文化、伝統を学んだり、田畑での農業作業を通して、勤労と生産の大切さを学ぶなど、さまざまな体験活動が行われております。また、教科の学習でも、例えば、算数、数学の学習で図形を実際に重ね合わせて確かめてみたり、国語の学習で音読を練習し、老人の施設を訪問し、読んであげる活動なども含んでいることを御理解いただきたいと存じます。

さて、こうした体験学習は、校長の経営方針のもと、各学校が主体的に創意を生かして行われるのが基本ですが、本市教育委員会としても、各種会議や研修会の折に触れ、積極的に行われるよう働きかけております。

また、特色ある学校づくりの支援事業においても、それぞれの学校らしい体験学習が行われるよう積極的に支援しているところであります。

社会教育について申し上げます。

最初に、国民文化祭の準備状況についてお答えいたします。

国民文化祭は、「文化の国体」とも呼ばれているもので、国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場として開催されるものであります。それは国民の文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、あわせて地方文化の発展に寄与することを目的とするものであります。

国民文化祭は、文化庁、開催地都道府県、開催地市町村及び芸術・文化団体等が主催し開催されるものであります。第1回大会が昭和61年度に東京都で開催された後、各都道府県で順次開催されてきており、12年度は広島県で開催されました。今後は、群馬県、鳥取県での開催に続いて、平成15年度に山形県で開催することが内定しております。そのため、県では平成12年7月に山形県実行委員会を設立し、開催するための骨格となる基本構想が承認されているところです。

その基本構想としては、名称を「第18回国民文化祭やまがた2003」とし、テーマは、「紅花のくに 咲かそう文化 ときめく未来」となっております。また、会期については平成15年10月4日から10月13日までの10日間としております。

事業の内容といたしましては、合唱の祭典、民謡・民舞の祭典、民俗芸能の祭典など、毎年継続的に開催される10の継続事業と地芝居の祭典、花のフェスティバル、最上川と文化展など、開催地の創意による24の独自事業があり、県内市町村で開催されることになります。

このような中、寒河江市に最もふさわしい演目について、文化の継承や新たな文化の創造を図る観点で、どのようなものを実施するかの検討を進めてまいったところであります。

本市では、国指定の重要文化財である慈恩寺舞楽、県指定の無形文化財の平塩舞楽、日和田弥重郎花笠田植え踊り、そして市指定の田植え踊り、獅子踊りなど、古くから地域で歌い、踊り継がれている貴重な民俗芸能が数 多くあります。

そのようなことを踏まえ、郷土に根ざした民俗芸能の歴史的な背景や稲作文化とのかかわりなどを背景に、田 植え踊りを中心とする民俗芸能の祭典を演目にしたいと考えているところであります。

また、寒河江市が「花と緑・せせらぎで彩るふるさとづくり」を推し進めており、フラワーロード、フラワーフェスティバルなどを実施し、市民が一丸となって花を育てており、市内の景観が魅力あるものになっております。

また、平成14年度に「全国都市緑化やまがたフェア」が開催されることになっております。このようなことから、日常生活の中で花のさまざまな楽しみ方や花をテーマにした催しなど、花に関する祭りを実施したいと考えているところです。

このほど、国民文化祭山形県実行委員会から、寒河江市においては継続事業として、民俗芸能の祭典、郷土芸能部門、独自事業として花のフェスティバルの開催を内定していただいているところであります。それぞれの具体的な事業の内容としては、先催県の情報を収集するとともに、各関係団体との協議を重ねながら、平成13年度に設立する実行委員会で決定していく考えであります。

国民文化祭開催までの準備スケジュールとして、平成13年度には開催市町村ごと実行委員会を設立し、開催月日、会場、事業内容、出演団体数など、事業別実施計画の策定を行います。平成14年度には、開催要綱、募集要項を作成し、参加希望をとることになります。祭典への出演団体については、原則として都道府県からの推薦によって決定されることから、各都道府県に募集要項を配布いたします。

あわせて、大会を翌年度に控え、開催の周知と盛り上がりを図るため、プレ国民文化祭を実施する計画です。 そして、平成15年度には出演団体の正式決定を行い、10月には第18回国民文化祭やまがた2003を開催することになります。

なお、紅花のつぼみをもとにしたマスコットキャラクターの愛称が「紅太郎」と決定し、今後広報活動に活躍することになっております。

なお、国民文化祭という大きなイベントを契機として、国民の文化意識の向上が図られ、文化が身近になるものと思っておりますし、市民全体で取り組む文化祭として盛り上がりを図っていきたいと考えております。

同時に、寒河江のよさを全国に向けて発信できる絶好の機会と考えてとらえており、この国民文化祭の成功に 向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭教育のあり方についてお答えいたします。

少子高齢化、高度情報化、国際化が急速に進展する中で、物質的な豊かさに恵まれている反面、心の豊かさが 失われつつある社会状況は、21世紀を担う子供たちの健全育成を図る上で、非常に憂慮すべき事態となっており ます。

昨年度も、全国的に見ますと、たび重なる少年犯罪が発生し、凶悪化、低年齢化の傾向が強まっており、その 背後には問題を抱える家庭があることがクローズアップされ、子育ての危機が叫ばれております。また、少年法 改正など、少年事件への厳罰化が論議される一方で、児童虐待の被害を受ける子供の数がふえ続けてきているこ とや、引きこもりの若者を抱える家庭の問題も深刻になってきております。

これらの問題の要因としては、地域社会の人々の絆な希薄化や核家族化による人間関係の疎遠に伴う育児不安 や育児ノイローゼなどからくる子供への過干渉や、親としてよりも自分自身の生活を重視し、子育ての時間や労力を第三者に任せようとする親の価値観や考え方の変化などがあるとされております。

家庭は、子供の生涯にわたる人間形成を培かう最も大切な場であり、そこで行われる教育は親と子が心の奥底でしっかりと結ばれてこそ成り立つもので、兄弟姉妹や祖父母などとの多様な触れ合いを通じて、人間として基本的な資質や能力を培うものであります。そして、その役割は主として両親の自覚と努力に期待することが大きいと考えております。

しかしながら、現状ではさまざまな要因によって、家庭における教育機能の低下があらわれており、行政としても積極的に支援策を取り組まなければいけないことだと考えているところです。

その子育て支援と家庭教育の具体的な取り組みについて申し上げます。

- 一つは、乳幼児を持つ親へ家庭教育手帳を配布し、小中学校の子供を持つ親には家庭教育ノートを配付して活用をお願いしているところです。
- 二つ目は、教育と健康の専門家を家庭教育ネットワーカーとして配置し、子育ての相談業務を行ってきました。 三つ目は、今年度から親と子の活動を支援するため、さがえ子どもセンターを設置して、休日を楽しく有意義 に過ごしてもらうための情報誌「たまてばこ」を発行し、活用いただいております。

四つ目は、人づくり、地域づくりの拠点である公民館や分館を活用して、家庭の教育力や地域の教育力向上のための事業を展開しております。

具体的に申し上げますと、市公民館連絡協議会主催で、子供の地域活動を推進するための懇談会を開催し、公民館関係者、PTA、市内の各団体の関係者が集い、父親の子育て参加と家庭のしつけ、子供も参加するイベントのあり方、世代間交流の大切さなど、さまざまな実践活動の情報交換を行っております。

また、西村山婦人大会では、人間らしい子供を育てる親の役割について講演会を開催したところです。さらに、各地区公民館や分館、各婦人団体の取り組みといたしましても、若妻レディースセミナー、婦人教育大会、子供会育成会研修会、中学生の親を対象としたほのぼの講座、子育てサークルである y o u 友クラブやアンデルセンの会では、親子触れ合い事業などを実施しております。

五つ目には、家庭教育のあり方を見直すため、就学前の子供を持つ保護者を対象に、子育ち講座を平成13年度から開催する予定です。

このように、家庭教育力の向上や地域教育力の向上のための取り組みについては、各家庭や地域がそれぞれの 役割と課題をしっかりと見きわめて対応することが大切であると考えております。そのためには、親がきっちり 子供と向き合い、家庭の秩序やしつけを実施することが基本であり、地域においては、子供を温かく見守り、大 人自身があいさつや声がけの実践と空き缶、吸がらを捨てないなど、今できることを実行し、基本的なモラルや マナーを守ることを通して、大切なことは何かを気づかせ、範を示すことが肝要であると考えております。

これらの取り組みを家庭、あるいは地域の隅々まで広げ、それぞれの持つ教育力の向上を図ることで子育て危機を乗り越えていくことが重要であると考えております。教育委員会としても、引き続きさまざまな事業の展開、あるいは子育て支援をしてまいりたいと考えているところです。

次に、社会教育面での体験教育のあり方についてお答えいたします。

子供にとって体験学習については、教科書などから知識を頭で覚えるだけでなく、みずから日常生活や自然体験の中で疑問や課題を見つけ、それを自分の力で解決していく、そういう豊富な体験活動の中にこそ学ぶべきことがたくさんあるということだと思います。

文部省は、平成10年度に小中学校を対象に、子供の体験活動に関するアンケート調査を実施しております。それによりますと、自然体験、生活体験が豊富な子供ほど、道徳観、正義感が身についている傾向が見られるという調査結果が出ております。

調査項目の中の生活体験、自然体験について申し上げますと、小さな子供を背負ったり、遊んだりしたこと、 ナイフや包丁を使ったことなどの生活体験の度合いと、友達が悪いことをしていたらやめさせる、バスや電車で 席を譲るといった道徳観、正義感の度合いとの比較集計をしております。

それによりますと、生活体験が豊富な子供ほど道徳観、正義感が身についているという傾向が見られます。また、昆虫をつかまえたこと、太陽が昇るところを見たこと、夜空の星をゆっくり見たことなどの自然体験の度合いと道徳観、正義感の度合いと比較集計したところ、同様の傾向が見られたという調査結果が出ております。このように、子供の生きる力をはぐくむためには、生活体験、自然体験活動は極めて重要な今日的課題だと考えているところであります。

このようなことから、社会教育の分野におきましても、体験活動を取り入れたさまざまな事業を展開している ところです。

市の公民館の自主事業について、二、三例を申し上げますと、自然観察、キャンプ体験、化石発掘、土器づくり、親子料理教室など、体験を学習プログラムに取り入れた少年少女郷土史講座、中学生葉山キャンプ、森の少年団、わんぱく体験隊などの事業を実施しております。

また、公民館分館での事業として、慈恩寺子供会育成会が絵灯籠を製作し、神社の参道を幻想的に彩る夏の伝統行事の例があります。地域においては、地域に根ざした伝統行事があり、先祖から受け継がれている伝統行事を体験すること、例えば、幸生の病送りなども子供の感性や郷土愛をはぐくむことにつながる社会体験だと思います。

体験教育といいましても、生活体験、自然体験、社会体験、ボランティア体験など、幅広い領域にわたっております。自然環境を生かした体験教育や環境教育の場として、近辺での県環境保全センターや県立自然博物館など、環境学習実施などの環境学習施設のほか、谷沢の憩いの森、長岡山キャンプ場、朝日少年自然の家などがあり、体験事業を実施する際には活用を図っているところです。

さらに、人材活用ということもございます。県環境アドバイザー派遣制度というのがございますが、公民館事業での活用のほか、子供会育成会などの団体での活用についてもPRに努め、積極的に活用をお願いしているところです。

地区公民館での体験事業の企画、実施に当たっては、社会教育指導員、地区公民館活動推進員や各地区のいろいるな技能、経験を持つ地域の先生、ボランティアの方々の協力を得ながら、子供は地域で育てるということを 念頭に、今後とも前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、学校教育と密接な連携を図ることも大切なことだと考えております。また、公民館職員の資質の向上や体験学習プログラム研究など、今後ますます必要とされる体験教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 第2問を継続して行うような必要がないほど丁寧なお答えをいただきましてどうもありがと うございます。

少々、私の考え方を述べてみたいと思います。

グラウンドワークは寒河江市で非常に活発に行われているわけですけれども、市の方では、ハートフルセンターにコーディネーターがおって、いろいろなことをやってくれておるわけですけれども、コーディネーター、いわゆる調整役のほかに、もっと積極的に活動する、グラウンドワークの中ではファシリテーターとか言っていますけれども、そういうふうな人材の育成が非常に寒河江市の場合は少ないのではないかなと思っています。

実際、中心となって牽引役となって住民の意見をまとめるのではなくて、問題点を発見する手段とか方法とかを引き出す役割、いわゆるグラウンドワークで言っているファシリテーターですけれども、そういうふうな存在が寒河江市では非常に見えにくく、私の目から見えにくくなっているわけですけれども、そういうふうな面でもっとファシリテーター的役割をどんどんと育成していただきたいと思います。適当な、適当というか、非常に頼みやすいとか、そういうふうな資質を持っている方は、地域で言えば分館の主事さんとか館長さんとか、そういう方がファシリテーター的役割の研修会とか、そういうふうなものの開催とか、積極的に取り入れていただきたいというのが私の意見です。

それから、体験学習で、学校教育の方と社会教育の方と同じような質問を別々に行ったわけですけれども、最後に教育委員長からは連携して行うと、これが非常に大切だと言われています。でも、社会教育と学校教育の連携と言われてから何十年になるかわかりませんけれども、言葉の上では連携という簡単な言葉で片づけられておりますけれども、現場で、例えば、同じ社会教育団体でもPTAと子供会の活動とか、密接に連携して行われていることが非常に少ない。

学校と地域ともっと密着した活動をどのように行えばよいか。やはり体験した子供のさまざまな体験のあるなしで、感性が非常に大きく変わっているということを、今教育委員長からお答えありましたけれども、やはり正しく体験させるということが非常に大切だなということを一つ認識した上で、地域での体験学習の指導者をこれからどういうふうにするか。今、答弁の中で社会教育主事さんとか、それから公民館活動推進員とかという話も出ましたけれども、今までの経験が役立つ指導の方法と、目まぐるしく変わっている社会情勢の中で、新しい知識がどんどんどんぶえている、そういうふうな面での指導者の研修が寒河江市の場合は非常に手薄になっているという実感がいたします。

そういうような意味でも、公民館活動推進員などの研修などを積極的にやっていただく。活動推進員の中には、もちろんちゃんとした仕事を持って、そのほかに活動推進員として働いているわけですから、これはボランティアというわけではなくて、その技量を知る方でちゃんと認めて、代価を払うと、奉仕の代価を、奉仕の代価というとおかしいから、教えてくれた代価をちゃんと払う、そういうふうな態度、そういうふうなことで活動推進員たちの人格の向上にも役立つし、新しい知識の吸収もできると思いますので、そういうふうなこともぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、家庭教育ですけれども、さまざまメニューがあってやっているわけですけれども、参加者が非常に乏しい実態ではないかと思います。育成推進員でやっているわいわい子育て塾なども、非常に参加者が少ないと聞いておりますし、それはどういうふうなことなのかなと考えるわけですけれども、やはり今親自体も子供と同じように引きこもりになっているのではないかと思います。

そういうような面で、やはり引きこもったままでも学習できるというのは、やはり地域全体で地域の自治能力といいますか、地域の教育力が非常に低下している言われますけれども、だったら地域の教育力を高めるにはどのようにすればよいかということなども、これからもっともっと力を入れてやっていかなければ、このような現

状を打開、このようなと言うのは、 今子供たちを取り巻く環境が大人の環境も悪くなっていますし、さまざまな状況でよい方向にいっているとはだれも認識していないと思いますけれども、そういうような面でもっと地域全体で地域を考える自治能力といいますか、そういうふうな面での支援が大切ではないかなと思います。

きのうも伊藤 諭議員から地域活動の支援、傷害保険のことが出てきましたけれども、やはり市で保険料を支援するというのではなくて、こういうふうな問題が出たときに、自分たちの地域で、自分たちがどのように解決すればよいか、事故が起きないようにするにはどういうふうなことが一番大切なのかということを考えていただいて、万が一のときには、それではどうするかということを順次教えるというか、学習する機会がぜひ必要だと思います。

やはり自分たちが参加して、自分たちが何か起きたときに自分たちで対処すると。そのほかに、もっと上の方で責任賠償とかそういうようなものは市の方でしっかりやると。そうでないと、地域のリーダーなどは、これからは非常に育ちにくいのではないかと思います。子供会などでの事故など、幸い寒河江市では起きていませんけれども、この前、酒田の方では打ち上げ花火をやったときに、花火が子供の頭に当たったとかというような事故があって、当然主催者の責任が要求されるわけですけれども、そういうふうな場合の主催者に対する責任賠償、そういうふうなものを、どうしてもできない大きな賠償に対する補完をやはり行政で考える時代ではないかなと、私は思っておりますけれども、そんな面で責任者に対する賠償責任の方向づけなど、これからどう考えるかということなども、そういうふうな考えを持っていただきたいと思います。

それから、環境教育ですけれども、自分たちがどのような環境で育ったかということを育ってから思い出すというのは、市長の施政方針でもありました原体験につながるんだと思いますけれども、そういうふうな意味でも、記録して、その子供たち自身が記録したものが、その学校の歴史として残る、そういうふうな記録の方法が私は非常に重要だと思っております。

例えば、何げなく校庭に生えている樹木、その樹木を木の直径を毎年記録する、枝の高さを毎年記録する、そういうふうな記録の積み重ねが、自分たちが在学したときにこの木の太さはここまでだった、高さはここまでだった、枝の張りぐあいはここまであったのに何年かたって学校を訪れたときには、もうその枝が枯れていてなくなった。そういうふうな思い出づくりというか、それも大きな環境教育の一つだと思います。

この前、打ち合わせのときにも話したんですけれども、学校では環境教育の一環として朝顔を育てたり、ヘチマを育てたり、学校でやっているわけですけれども、1年生は何々で、2年生は何々というのではなくて、一緒にヘチマ、つる植物だったらつる植物を一緒に育てる、そしてその変化を見る、植物というものはというと、非常に学者の話し方になりますけれども、一つの種から一本の芽が出るわけですけれども、二つ並べて植えることによって、お互いに影響し合う、三本植えるとまた影響し合う、四本、五本、六本とたくさん植えることによって、さまざまな影響が出る、そのことなども、やはり学ばせる。朝顔ですと二本ぐらいで終わるんですけれども、なぜ二本植えるのか、一本植えるとこうなるのか、それがやはり課題の見せ方。そういうふうなものも、これから環境教育の中では重要になってくるのではないかと思います。

そういうような面で、これから環境教育の重要性というのはますます大変になってくると思いますので、先生 方も新しい知識を得ながら、寒河江市独自の環境を生かしながらやっていただきたいと思います。

それで、醍醐の蛍の話が出たんですけれども、学校では、学校の先生が終生その学校で教鞭をとるわけではありませんので、やはり先生方がかわりますと教育に対する情熱も自然と変わってくるのが今までの現状だと思います。醍醐地区は、寒河江川の影響もありまして、非常に豊富な植物群が生えている地域だと言われておりますし、それを丹念に調査した時代もありましたし、そういうような面で、もっともっと平塩地区にはいろいろな湧水があって、トンボの生息、種類が非常に多いとかさまざまあるわけですけれども、そういうふうな面をもっともっと調査して、植物だけでなくて、植物の調査はある程度終わったと思いますけれども、動植物、特に小動物の調査、昆虫類の調査など、まだまだ手薄な面があると思いますので、その点をよく調査して、学校教育に非常

に役立つものがたくさんあると思いますので、そういう面での活用も図っていただきたいと思います。

最後に、国民文化祭の件ですけれども、着々と準備が進められていると思います。私は、郷土芸能というのは、今観光が発達していて、さまざまな地域にお祭りを見にいくことができると思いますけれども、寒河江の文化と非常に似ていると言われている姉妹都市の安東市の能楽とか、去年は仮面の踊りが来ましたけれども、サムルノリとか、そういうような面での葬式の送りの原音と言われております能楽など、そういうような面での異国芸能との触れ合いなども。特に姉妹都市である安東市などに依頼すると、何とか可能なような気がしておるんですけれども、そういうような面での芸能、それからもっともっと、寒河江市の芸能とはほとんど関係ないというか、非常に寒河江市の芸能では不足している番楽とか、そういうような面でのそういうようなものも寒河江市の市民にずっと近づけて、郷土芸能というのは、ここにはこういうようなものがあるけれども、もっと違った地域ではこういうふうなものもあるんだよというような市民に教えていただくというプログラムも必要ではないかと思っています。

寒河江市で、幸いにも郷土芸能という大きなジャンルの催しがあるわけですけれども、それも単なる寒河江市 に伝わっているものだけでなく、広く全国的なものも全国から公募していただいて、寒河江市にぜひこれは見せ たい、見ていただきたいというような演目がありましたら、演目を探し出して、ぜひ寒河江でやっていただきた いものだと思っています。

以上で、質問というか、私の説を述べまして、もし考え方がありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 グラウンドワークのお話が出ましたけれども、御案内のように、グラウンドワークは自然環境、あるいは生活環境というふうなものをよりよくしていこうというような運動なわけでございまして、その母体となって盛り上がるのは、地域の有識者という場合もございますし、同好会というような場合もございますし、町内会という場合もございますし、あるいは団体から生れておるわけでございまして、そしてまた、それぞれの課題とかテーマというものを、そしてまた場所というようなものを持っておるわけでございまして、また、その際にはこのグラウンドワークの場合は、専門的な知識を持っている方からも御意見をお借りするというようなシステムになっているわけでございますけれども、本市の場合ですと、そういうのが割と少ないと、こう思います。そんなことで、これまでは本当に地元のそういう方々の自主的な盛り上がりというもので行われてきたというのが実態だろう思っております。議員がおっしゃるようなコーディネーターとのつながりというのは、ですから、ほとんどなかったのかなと、このように思います。

コーディネーターの活用をするところのものが出てくるならば、あるいはそういうものが必要なのかというようなことにつきましては、これから考えていきたいと思っておりますし、ですけれども、そういうものはあくまでもそのグラウンドワークの活動主体が主体性をとるということになるんじゃないかなと、このように思っております。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号20番について、22番遠藤聖作議員。

[22番 遠藤聖作議員 登壇]

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告した内容に深い関心を寄せている多くの市民を代表して、以下教育委員長に質問をいたします。

質問に先立って、私事ではありますけれども、議長の許しを得て、一言申し上げたいと思います。

昨年7月に病を得て、8月に手術、それ以降の長期にわたる療養を行うことによって、議員活動を休むことを 余儀なくされました。この場をお借りしまして、同僚議員と市民の皆さんに御迷惑をおかけしたことについて、 心からおわびを申し上げたいと思います。

以後、健康管理に十分留意をして、議員活動に取り組んでまいりたいと思います。

さて、通告してある質問に入りたいと思います。

髙橋山形県知事は、2月の知事選挙終了後の記者会見で、県の単独事業で県内の小学校に85人の非常勤講師を配置し、基本教科を中心に30人授業などの少人数指導を実施すると発表をいたしました。私は、髙橋知事が選挙中ではなくて、選挙直後にこの問題に言及したのは、今回の知事選挙で県政の民主化を公約に掲げ立候補した新人の鈴木輝男候補が、30人学級の実現を強く訴えて、善戦をしたことと無関係ではないと思います。

いずれにしろ、学級定数の減少ではなくて、基本教科の少人数教育に限定するもので、いわゆる30人学級とは似て非なるものではありますが、運用次第では授業についていけない子供の解消など、今日的な教育的課題の解決に向けての第一歩と位置づけ得るものであります。

寒河江市内の小学校を見ますと、20人を少し超えた程度の少人数学級もあれば、40人に近い大規模学級も併存しているのが実情であります。学校や学年によってクラスの人数が20人近い開きがあるということ自体が不公平、不平等であり、一刻も早い解消が求められていると思います。

この学級人数の格差が、教師にとっても学級運営や授業の進め方に大きな負担となっていることが以前から指摘されていたのであります。ただ、新学期を間近にしているにもかかわらず、県は各自治体のどの学校に何人の非常勤講師を加配をするのかということを示していません。

そこで教育委員会にお尋ねをいたします。

マスコミなどで報道された内容によりますと、県は1クラス36人を超える学級のある学校に非常勤講師を加配するというのでありますが、その場合、寒河江市内の36人以上の各学級を単純に引き出しますと、寒河江小学校には新しい1年生、新しい4年生に各1名ずつの2名、中部小学校には新しい1年生、2年生、3年生、4年生、5年生とそれぞれに各1名ずつの5名、南部小学校には新しい6年生に1名、高松小学校には新しい1年生と3年生に各1名の合計10名がこれまでより多く配置されることになるのかなというふうに思いますけれども、そう理解していいのでしょうか。

また、加配教員の運用は学校の独自の判断にゆだねると言っているようでありますけれども、寒河江市ではどのような活用を行うのか示していただきたいと思います。

ところで、義務教育での30人学級の実現を願う国民の声は、文字通り全国各地から朋輩として沸き起こっており、寒河江市議会でも一昨年で議会議決として国、県に意見書を提出したところであります。

今国会で政府は、義務標準法の一部改正案を提出しておりまして、きのうから審議入りしています。それに対して、共産党と民主党、社民党の野党3党は、30人学級そのものの実現を目指す抜本的法案を共同提案しています。

その理由は、今回の法改正でも文部省は基本教科ごとの少人数授業は認めたとしても、40人学級の基準は変えようとしていないからであります。既に秋田県では、新年度から独自の予算を組み、常勤職員を採用し、小学校低学年の30人学級を実現するという報道がなされています。子供の成長、発達を支え、学力を維持、向上させ、不登校やいじめなどの今日的な教育課題を解消するための一つの手段として、少人数学級の実現は急務の課題となっていると思います。市町村の中にも、そうした自主的な動きができつつあります。県内では、御承知のように藤島町が独自に教員を加配するなどして、先駆的な取り組みを行っています。

こうした中で、さきに述べたように山形県もようやく重い腰を上げて、国の大規模学級への少人数授業の導入 という文部省補助枠を超えて、県の単独事業として非常勤講師を採用するというふうになっています。

でも、35人学級と36人学級でどういう違いがあるのか、この県の方針を幾ら読んでも理解できないのであります。どこかで線引きをしなければならないことはわかるのでありますけれども、どうせなら30人学級で実施してほしいというのが現場教師の声であります。

寒河江市として、多人数学級の解消という課題をどのように取り組んでいくのか、この問題について市の教育 委員会の見解を伺いたいと思います。

次に、市内の小中学校の特殊学級の運営について伺いたいと思います。

現在、特殊学級は知的・情緒の各障害、肢体不自由の各学級があります。市内小学校には、8校に、中学校では全校にそれぞれ何らかの特殊学級が置かれて、いわゆる養護学校ではなくて一般の地域の児童生徒ともに一緒に学びたいという生徒や保護者の願いに沿った教育が行われています。義務教育の趣旨や教育の機会均等をうたった法の精神から、当然にして学区内に該当する児童生徒がいれば、教室を設置しなければなりません。

しかし、現実には、知的障害児学級は10の小中学校すべてにありますけれども、情緒障害学級は小学校では寒河江小学校に、中学校では陵西中学校にしか設置されていません。また、学級には専門教育を受け、知識を持った教員が配置されているとは思いますけれども、現実の実態はどうなっているのでしょうか。

さらに、主に中学校の場合に起こっているようでありますけれども、小学校を卒業後、学区外の中学校に通学を強いられる、そういうケースが発生しているようであります。これは過去にもあったし、これからもあるという予定であります。

そこで伺います。

小学校にしても、中学校にしても特殊学級に通学する一部の児童生徒にとって、登下校が非常に大変な場合があります。通常の場合、通学班に加わって一緒に登校するというのが普通でありますけれども、そうしたことができない子供もいると思われます。これまでどのような対応をとってきていたのか伺いたいと思います。

特に学区を越えて通学する場合の登校手段について、何らかの手だてが必要な児童生徒に対して、教育委員会の配慮を強く求めるものでありますけれども、このことについても教育委員会の見解を伺いたいと思います。 以上のことを伺って第1問といたします。 佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政について、初めに学級編制にかかわった御質問にお答え申し上げます。

公立の小中学校及び特殊教育諸学校の小中学部の学級編制及び教職員定数については、昭和33年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が制定されて以来、6次にわたり策定し、実施されている教職員配置改善計画により、教職員定数の改善が図られており、基本的には各学校の児童生徒数に応じて編制される学級数に応じ、必要な教職員定数を算定し、配置するとされております。

そこで、市町村立の小中学校の学級編制については、この国が定めた標準に基づき、都道府県教育委員会が学級編制基準を設定し、それを受けて市町村教育委員会が都道府県教育委員会と協議しながら学級編制をすることになっております。

また、教職員配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、 それぞれの学校の学級数の総数に、学校規模別の係数を乗じて得た数を合算し、これに各種の加配定数を加えて 算出された全教職員定数を定め、各学校への配当数にするとされております。

これまで教職員の定数改善の主な内容でございますが、昭和34年度からの第1次改善計画では、いわゆるすし 詰め学級の解消を、昭和39年度からの第2次改善計画では、45人学級の実施と養護学校教職員の定数化がなされ ております。

また、昭和44年度からの第3次改善計画では、4個学年以上の複式学級の解消、昭和49年度からの第4次改善計画では、3個学年複式学級の解消と教頭、学校栄養職員の定数化が図られております。

さらに、昭和55年度からの第5次改善計画では、いわゆる40人学級の実施、平成5年度からの第6次改善計画では、複数教員による学習指導、いわゆるTTなどの指導法の改善のための教職員配置などの措置が実施され、今年度で完結することになっております。

以上のような改善計画の経緯と、平成10年9月の中央教育審議会の答申である今後の地方教育行政のあり方についてや、平成12年5月の調査研究協力者会議報告の今後の学級編制及び教職員配置のあり方についてを受け、策定された第7次改善計画では、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、少人数学級による授業が可能になるような教職員配置をするとの内容であり、平成13年度から17年度までの年次計画で実施する旨、文部科学省から発表されております。

これは、国の学級編制の標準は現行の40人とするものの、小学校の国語、算数、理科、中学校の英語、数学、理科などの基本教科において、少人数授業など、きめ細かな指導などを実現するためのものであります。そのため、平成13年度からの5カ年間で、2万6,900人の定数増を図り、その初年度である平成13年度には、5,380人の定数改善を実施するものであります。このことにより、教員1人当たりの児童生徒数が欧米並みの水準になると期待されております。

さて、御質問にございました小学校少人数授業推進費「やまびこプラン」についてでございますが、県ではこのたび平成13年度、小学校において30人程度の少人数授業を実現させるために、県単独で教員を増員すると発表いたしましたことは御案内のとおりであります。このやまびこプランにつきましては、まだ正式な通知を受けておりませんが、基礎学力の向上を図るとともに、いじめ、不登校などの今日的な教育課題の解決と未然防止を図ることを目的として実施されるものと聞いております。

具体的には、1クラス学級数が30人を大きく超える学級のある小学校に教員を配置し、国語、算数などの基本教科を中心として、30人授業などの少人数指導を実施し、児童の個に応じたきめ細かな指導を推進するものと理解しております。クラスルームとしての学級編制の基準は40人のままとし、それぞれの学校の課題や教科や特性に応じ、学習グループを柔軟に編成することにより、少人数化するものであります。

それを、例えば、40人学級が3クラスある児童数 120人の学年に、さらに教員1人を配置し、30人規模の四つの学習集団で授業を行うというものであります。このため、県単独で85人の非常勤講師を配置するとともに、国の第7次改善計画による14人と、第6次改善計画により既に配置している 101人の教員分と合わせ、合計 200人程度の教員を県内小学校の36人以上の学級がある 200学年に配置する計画であると理解しております。

2月23日現在による平成13年度の学級編制見込みでは、本市内小学校に36人以上の学級を持つ学年が10学年編制される予定でありますが、第6次改善計画により、加配済みの教員分もあり、このやまびこプランによる教員の増員がどの程度なされるのか、どの学校に何人の教員が配置されるのか、またどのような指導方法や体制になるかなど、詳細についてはまだわかっておりません。県は4月中に実施要綱を策定し、配置する計画でございますが、国や県においてまだ予算が成立していない現段階では、まだまだ明確なものにはなっていないということを御理解いただきたいと思います。

このような国や県の施策の動きを受けた本市の対応についてでございますが、すべての児童生徒に義務教育を保障し、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図る観点から、学級編制と教職員配置につきましては、数次にわたる教職員定数改善を通して、着実に改善されてまいりました。そのことにより、1学級当たりの児童生徒数は、全国平均で小学校が27.2人、中学校では32.4人となり、本市でも、平成12年度は小学校27.3人、中学校が35.6人に改善されてきております。

しかしながら、近年、不登校や問題行動、指導の困難な学級などの状況が顕著になり、学校や教師に対する期待や要望がますます高まっております。必ずしも多人数学級に問題が多いと言い切れるものではありませんが、子供たちの変容とかかわって、40人学級を1人の教師が指導するというこれまでの体制が見直される時期にきております。

このようなことから、学校の実態に応じて個に応じた教育ができるような教職員配置を行い、チームティーチングなどの新しい指導方法を積極的に推し進めているところであり、成果を上げております。

また、本市では独自に平成12年度より学習生活指導補助員配置事業をスタートさせ、小学校低学年や特殊学級における指導を援助する指導員を派遣しながら、個に応じたきめ細かな指導を行っているところである。今年度、5 校の小学校で実践し、着実な成果を上げております。さらに、特色ある学校づくり支援事業により、地域人材としての外部講師を積極的に招聘し、生きた学習が実践できるような方策を講じるほか、学校ボランティアとしての保護者や地域の方々からも協力をいただき、さまざまな課題に対応しているところであります。

そこで、本市独自に多人数学級学年に教員を配置すべきとのことでありますが、先ほど申し上げましたように、国や県のレベルにおいて、少人数による授業が実現できる教員配置のための定数改善や、県独自の教員増員計画の取り組みなどがなされているようでありますので、この施策の動向や効果などを見きわめながら、本市としてどのような支援策が必要であるか十分に研究してまいりたいと考えております。

次に、特殊学級の運営についての御質問がございましたので、お答えいたします。

御案内のように、学校教育の分野では障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、持っている力を十分に発揮することができるよう特別な配慮のもとに、手厚くきめ細かな指導が行われております。また、これらの障害を持つ児童生徒が社会の一員として積極的に自立し、社会参加をしていくためには、適切な教育を行うとともに、障害のない児童生徒を初め、社会一般の人たちが障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めることが重要であると考えております。障害のある児童生徒の教育につきましては、一人ひとりの障害の種類や程度、能力、適性等に応じて盲学校、聾学校、養護学校、小中学校の特殊学級における教育や通級による指導が行われております。

盲学校、聾学校、養護学校は、障害の比較的重い児童生徒のための学校であり、特殊学級は障害の比較的軽い 児童生徒のために小中学校に置かれている学級で、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語 障害、情緒障害の学級がございます。また、通級による指導は、小中学校の通常の学級に在籍している障害の軽 い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を通級指導教室で 受ける教育形態であり、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの児童生徒が対象になっております。

本市における特殊学級の設置状況でございますが、今年度3月現在、小学校では知的障害学級は田代、幸生、 高松小を除く8校に、肢体不自由学級は寒河江小と柴橋小の2校に、情緒障害学級が寒河江小学校1校に設置し ております。

また、中学校では、全中学校に知的障害学級があり、そのほか陵東中に肢体不自由学級を、陵西中には情緒障害学級をそれぞれ設置しております。

これら市内16特殊学級に在籍する児童生徒数は合わせて29人であり、担当している教員数は17人となっております。特殊学級への入級に当たっては、1人ひとりの子供たちの障害の種類や程度、発達の状況、特性等に応じて適切な教育を行うために、1人ひとりの状況を的確に把握し、どのような指導目標のもとに、どのような内容を、どのような方法で、どのような場で行うことが最適かなどについて十分検討しながら、1人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが重要であると考えております。

このようなことから、本市では専門医師や保健婦、家庭児童相談員、特殊学級設置校の校長代表や担任など、24名の委員からなる市障害児就学指導委員会で、学校や関係幼児施設などから提出された各種の資料をもとに慎重に審議を重ねながら、1人ひとりに合った適切な就学先について答申をいただいております。その答申をもとに、市教育委員会と保護者との就学相談を実施したり、各学校との連絡を密にしながら、就学する教育機関や学級を決定しております。

しかしながら、本市の特殊学級の設置状況は、先ほど申し上げましたとおり、障害の種類によっては、居住地の学校にその児童生徒の障害に対応する特殊学級が設置されていない場合もあり、結果的に学区外の学校に就学をしている児童生徒もおります。この場合、登下校については、保護者や家族の協力をいただいているのが現状でありますが、今年度一部スクールバスを配車している例もあり、可能な限り支援に努めているところであります。

さて、御質問にございました学区外特殊学級就学の児童生徒の通学手段についての支援策についてでございますが、今後も特殊学級の学区外就学をお願いする場合には、保護者の意向を十分踏まえながら、安全な登下校のための方策について十分に話し合うとともに、スクールバスの利活用などによる送迎やその他の方法を模索してまいりたいと考えておりますが、場合によっては、保護者や家族の方々に御協力をお願いすることもあろうかと考えております。御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁がありました。

国の予算も決まらない、県の指針もまだ出ていないという中での質問でしたので、大変答弁しづらかったんじゃないかなというふうに思います。ただ、4月から新学期が始まるわけでして、やはりそれなりの準備はしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

基本的には、主要基本教科について、少人数授業を実施するというふうに理解していいのかどうか。これまでは1クラスに2人の先生とかのやり方でこれまではやっていたわけですよね。小人数による授業というのは、本格的にはやってこなかったわけでありまして、今回の県の方針を受けまして、寒河江市でも小人数、小分けといいますか、さっき委員長言っていましたけれども、120人の学年であれば四つに集団を分けて、主要教科について授業をしていくというふうな考え方もあるというふうな説明でしたけれども、そういう理解をしていいのかどうかですね、基本をそこに置くというふうに考えていいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、このことに関して文部省の見解なんですけれども、一部に危惧する声が出ているんですが、それは 文部科学大臣がこの義務標準法の一部改正案の趣旨説明に当たって、指導要録に基づいて教育はしてもらう、授 業はしてもらうというふうに言いながら、同時に要領ね、どうも教師経験者がいますのでやりづらくてしようが ない。

町村文部科学大臣は、その中で小学校3年でも中学校の内容をやってもいいというふうな答弁をしているということなんですね。つまり習熟度別、先に進む子は進めて、理解に時間のかかる子は何度も基礎をやると、説明をしています。そうすると、いわゆる公平に授業をするというのではなくて、特進コースのような選別された集団づくりに利用されかねない、そういうおそれもあるんではないかなということで、現場の先生などからも危惧する声があります。それは必ずしも全国的にやられるというわけではなくて、山形県はどうなのか、寒河江市はどうなのかということがありますけれども、既に千葉県などでは、そういうことがやられていると。テストごとにその成績でクラスがえをしたり、席順を変えたりということが既にやられているということがありますので、この小人数の小分け授業が実施される際の基本的な分け方などもある程度教育委員会として指針を示す必要があるのではないかというふうに思います。

それから、中学校がこの際省かれています。中学校は、統合中学校ということもありまして、実は陵東中学校の場合ですと、2年生は全クラス36人であります。陵南中学校は1年生が40人が2クラス、39人が4クラス、それから3年生は37人が3クラス、36人が4クラス、陵西中学校は比較的少ないんでありますけれども、現3年生は39人が2クラス、38人が1クラスというふうに比較的大規模学級が多いと、中学校はですね。そういうふうな実態にあるようであります。

このことについて、今回の基準の義務標準法によりますと、小学校の6年生とそれから中学校の3年生については、40人を超えていなくても、つまり小学校5年生の段階で2クラスになっている場合は、人数にある程度の減少があっても2クラスを存続して残していくと。中学校についても同じように、3年生についてはそうするというふうな新しい方針が出るようでありますけれども、それとあわせて、先ほど来出ております加配教員の配置というのが必要なのではないかというふうに思います。なぜなら、数学が中学校に入ると一段と難しくなりますし、英語はまるっきり新しい教科でありますので、そこの導入部の段階で丁寧な教育がなされるかなされないかによって、苦手意識が出たり、あるいは最初から学ぼうとする意欲をなくしてしまったり、そういう子供が出てまいります。

そういう意味では、中学校に対する加配、いわゆる少人数教育、少人数授業、こういうものを考える段階、時期に来ているのではないかというふうに思います。

そういうことも含めまして、先ほど委員長は、国、県の新しいそういう制度ができましたので、その成果や成り行きを見ながら考えていきたいと、検討していきたいというような答弁でありましたけれども、寒河江市独自の加配について、やはり再度中学校の加配について考えていただけないかということについてお聞きをしたいと思います。

それから、特殊学級の問題についてであります。

これは、実際そういう子供を持った両親は、保護者は大変な思いをしているわけであります。持ってみないとわからないということもあるかもしれません。でも、可能な限り義務教育の中で行政の教育委員会の責任でこたえていくという努力をしていただきたいというふうに思います。その話を保護者から聞きますと、私たち自身が非常にせつなくなる思いをします。その子供さんなども、実際に対面してみますと、本当に大変な苦労をして学校に行っているわけでありまして、そういう中で義務教育を終了させたいという親御さんの熱意を何らかの形でくみとってあげるべきじゃないかという、個人名や個別のケースを出せないのが非常に辛いわけですけれども、教育委員会は十分それは周知の上で答弁しているんでしょうから、ぜひそういう実態を踏まえて、保護者の皆さん方ともよく話し合いをしていただきまして、願いがかなうような方向に道をつくっていただきたいというふうに思います。

例えば、陵西中学校に行くことになるというふうになった場合で、例えば自分で行ける子供はいいわけです。でも、それに非常に困難を来している子供さんもいるということですので、そういう子供さんの、例えばそれは養護学校に行くべきだとかというふうに言ってしまえば、それで終わりなんですけれども、そうでなくて、普通の子供さん方とその中で教育を受けさせたいという親御さんの思いなども十分理解していただいて、何らかの手だてをとっていただきたいというふうな、私はそれしか言えませんけれども、そういう思いをくんで、温かい思いやりのある義務教育を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上で、第2問終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 第2問についてお答えを申し上げます。

このたびの少人数による学習が可能なための教員の配当ということですが、やはり基本は30人を大きく超える学級をできるだけ小規模にして、1人ひとりにきめ細かな指導ができるために行うということですので、そういった考え方を基本にしてやっていきたいというふうに思っております。

ただ、この教員の配当、教員と言っても講師なわけですけれども、これは今までの行われてきた第6次の加配を含めて計算してやるということですので、寒河江市では今まで加配を受けるためのお願い、これは学校の実情をきちっと申し上げて、どんな問題点があるか、そしてその問題点を解決するためには、こういう手だてで行いたい。その手だてのためにはこういった教師が欲しいというふうなことを、実情をきちっと申し上げて、そして今度は具体的な実施の方法まで明示して県の方にお願いをして、その第6次までの加配を最大限聞いていただいて、寒河江市の方には回していただいておるという実情がございます。

それも今度含めて、このたびの少人数加配を考えるということになりますと、もう今まで6次でちゃんとこういう加配をやっておるので、それはマイナスしてやりますよというふうになりますと、今度いただく講師の数も、したがって減ってくると。85名というふうなことを出されているわけですが、その中から果たして何名いただけるかというふうなこと、数字が読めないような現状であるというふうなことでございます。3月30日の正午まで子供の数をきちっと抑えて、それに対応して県の方で考えると。4月中にその数を決定し、実施するような形になるというふうなことですので、4月1日から直ちにというようなことにはならないというふうに思っているところであります。

そのクラスの編成の仕方については、少人数による授業ということを基本に考えていきますけれども、今まで第6次までにいただいたときのやり方で、校長の考え方によってTTにした方が効果的だというふうな場合もございます。あるいは教科とか単元、題材別によってやはり進度が非常に違っている子供たちにとっては、習熟度別という言葉が適当かどうかわかりませんが、そういうふうな形態をとった方が効果的というふうに判断した場合は、そういう学級編制も考えられるというふうに思っております。

あと2番目の小学校5年から6年になったとき、あるいは中学校が中学2年から3年になった場合には、十分 これは配慮していただくようにお願いをしてあります。

さらに、中学こそ加配をもっと厚くすべきだというふうな御意見というふうに思いますが、それについても我々もさまざまな観点からいろいろとお願いをしているようなところでございます。

あと特殊教育のことですが、子供さんの実情、それから家庭の実態等をよく伺いながら、できる限りの支援策が、どんな形のものができるのか、実態に合わせて考えてまいりたいと。情緒障害の場合ですと、陵西中に通ってもらっているわけですが、子供さんに少しでも実生活の中で社会性もつけていただくというふうなねらい等もあって、担任の先生がついて、あるいは保護者がついて普通の公共の交通機関を使って学校に通学するというふうな、訓練を兼ねたような形での指導も行っていますので、そんなことも含めながら検討してまいりたいということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 6次までの加配とのかかわりがあって、新年度の状況についてはいま一つよくわからないというような話でした。ただ、県としては、私が聞いた話では、一たん6次までの分は白紙に戻して、2月に調べた学級の人数に基づいての加配を考えるというふうな、それで111 校に1クラスの児童数が30人を大きく超える学級のある学校の1、6年、これを111校というふうに県は特定をしているわけですよね。ですから、寒河江は何校というのも実はわかっているんじゃないかというような気がします。私らには教えくれないんですけれども、教育長や教育委員長には教えくれるんではないかなというふうに思いまして、そこら辺がどうも不透明なまま議会を終わってしまいそうな気がするんで、そこら辺もやはりもっと真剣に県に問い合わせるとかという努力をすべきだというふうに思います。その上で具体的な対策を立てていくべきでないかなと。

ただ、人事の絡みもあって、校長がかわったり、先生もかわったりということがありますので、それは一律にはいきませんけれども、少なくともそういう環境整備だけは教育委員会としてやっておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、努力をしているということで、中学校の問題ですね、お話でしたけれども、やはりこれは藤島のように独自の予算を組んで、国、県からの加配がない場合は、やはり寒河江市でも独自に実施をしていくという姿勢を打ち出す、そういう時期に来ているんではないかなというふうに私は思っています。これは市長も絡んでくるわけですけれども、予算の配分、予算のつける、そういう最終的な権限は市長にもあるんでしょうから。そこら辺は十分内部で調整していただきまして、今の教育の実態を踏まえて、果敢な措置をとっていただきたいというふうに思います。

それから障害児の通学登下校の問題は、非常に個別具体的であります。ですから、私も実情は知っていますけれども、なかなかプライバシーの問題もあってここでそれ以上言えないという悩みがありますけれども、教育委員会もそれは十分知っているわけで、その個々の家庭の実情、例えば車の運転できない親御さんなどもいるわけです。一定のところまで送っていくなんてこともあると思いますけれども、あるいはさっきも言ったように、バス、汽車に乗り降りするのも大変なお子さんもいるというふうな、なれてくればそれはできるようになるかもしれまん。でも、今の段階ではそれができないという悩みを親御さんは持っているわけです。そういうのをきちっと訓練していくとか、教育委員会の指導のもとにそういう努力をするとか、いろいろなつてがあるんじゃないかというふうに思います。

そういう点で、もっと真剣な努力をお願いをして、第3問を終わりたいと思います。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号21番、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 政治不信は国の政治に限ったことではありません。市民の皆さんは、議会機能の形骸化を憂慮され、市民と議会との信頼関係の確立を強く求めております。私は、そのことに深く思いをいたし、以下質問をいたします。

質問に先立って、市長には、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、人事管理についてお尋ねいたします。

「人は石垣、人は城、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」、甲州流軍学書甲陽軍鑑はこのように記し、幾ら堅固な城や石垣を築いたとしても、それだけでは決して磐石な軍備とは言えない。人を欺かず、信頼し合う心によってできた人間の組織力、団結力があって初めて集団としての力を発揮できるものであるとして、「組織は人なり」と教えております。

このように事業を行い、組織を運営する上で、人事管理が重要なことは従来から認識されてきたことは御承知のとおりであります。さて、自治体の人事管理は長の専管事項であり、公開されることはありません。つまり、適材適所としながらも、内緒ごとであるだけに、不当な差別や恣意的な情実人事があり得ることとして、識者は喚起を促しています。

他方、分権委員会の第2次勧告では、首長多選の見直しについて触れられ、首長が多選を重ね、なおかつ再選が見込まれるとすれば、その首長の権力、影響力は一段と強まり、議会もいわんや職員はその首長に対し提言を呈ししにくくなり、職員は首長の顔色を伺い、当選回数を重ねるたびに権勢を持つ首長に取り入って利益を得ようと近づいてくる人々がふえ、選挙での支持の見返りに特別の配慮をすることで、実質的に行政運営の公平さが崩れやすいこと、長く首長をやると、さまざまな事情に詳しくなるため、つい他者や外部の批判を疎ましく思い、独善的になりやすいこと。その結果、よどみが生じ、住民からかけ離れた行政運営になるとして、人事管理についても多選弊害を示唆しています。

ところで、大変言いにくいことでありますが、本市でもそうした人事管理が行われているのでないかと指摘し、 多選の弊害が如実にあらわれているとする市民の厳しい批判があります。権力者である市長には、あるいはこう した声は届いていないのかもしれませんが、市長はそういう指摘があることをご存じかどうか、まず承りながら、 そうした批判にどうお答えになるのか伺いたいと思います。

また、去る12月の人事管理についての一般質問の中で、地方公務員制度調査研究会による11年4月に出された 地方自治新時代の地方公務員制度の中の人事管理について触れられて、本市の規定の中で、さもそのことを心が けて実践してきたかのように答弁をしております。折しも、人事院は2000年度の人事院勧告の別紙で、公務員人 事管理の改革に関する報告、国民本位の行政に向けた公務員人事管理を発表した後であります。

人事院は、その中で公務員の人事管理システムについて、その閉鎖性、硬直性を是正し、能力、適性に基づいた柔軟で開放的なシステムに改革する必要があるとしています。そして、新たな評価システム整備の取り組みとして、これまでの公務員の人事管理を能力、実績や適性を重視したものへと転換し、活力ある公務員組織としていくためには、その基盤となる公正で信頼性の高い評価システムを新たに整備することが不可欠であるとしています。

これから、システムを整備するわけでありますから、今までは未開発ということになります。したがって、このことは公務員人事管理システムの閉鎖性と硬直性は是正されずにきたことを裏づけております。私は、本市の 人事管理にもまた同様で、そのようなもとで行われてきたものと思っています。市長の御見解を伺いたいと思い ます。

このことを前提にすれば、当局のこれまでの人事管理について、幾ら多弁を弄しても、人事院の指摘する域は 出ないわけで、閉鎖性、硬直性を打開する手だてとして、勤務評定にしても、人事評価にしても、多面的な評価 と何よりも客観性が必要になるものと思われます。これまでの人事管理システムの問題点は、内部管理事項と考 えられてきたことにあると思います。人事に関して、当局は一切の説明や釈明をしない習慣となっており、こう した習慣の最大の欠点は、職員が自分自身の長所を伸ばし弱点を克服していく手がかりをほとんど得られないま まになっていることにあると思います。

自治体では、これまで職員の任用人事から、住民を一切遠ざけ、人事における住民自治の可能性を封殺してきたのであります。住民には、なぜその職員がここに配置され、このポストに昇任したのか一切知らされておりません。私は、本来の行政改革は、このような内部管理型の人事システムの改革なしには完結しないのではないかと考えています。御身大事の安逸に堕していないかどうか、本格的な検討と改革が必要であると思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、情報公開と市民参加の行政推進についてお尋ねしたいと思います。

住民参加は、これからの自治体運営で必須の条件になると言っても言い過ぎではありません。自治の理想的なあり方である、住民の意思決定により政策を決めていくという住民合意の政策決定は、住民参加なしにあり得ないからであります。また、行政に住民参加というプロセスを組み込むためには、行政の持つ情報を積極的に公開し、公表し、住民と行政が同じ土俵をつくることが求められております。

情報は、市民共有の財産であるという発想に立って、全体像を明らかにすることが重要なことだと考えます。 そうすることで、住民にも議論が起こり、みずから決めて責任に持つ、つまり自己決定と自己責任ということを 行政の基本に据えることで、地方自治は育つものと私は思います。

さて、市政運営の要旨に示されたように、市長は市民参加の行政を進めようとしておりますが、老婆心ながら申し上げますが、行政にとって都合のいいときだけ市民を駆り出すような住民参加であってはなりません。

こうした考え方をもとに、住民の参加で企画立案から完成までを住民と行政が共同で行うワークショップ形式をとっている自治体があります。このワークショップは、時間はかかりますが、住民の参画なくして住民が満足できるサービスにはなり得ないという考え方に立ち、既に多くの先進地では住民参加の行政推進ということで、このワークショップを取り入れております。私は、市民参加の行政はこのような姿であるべきと考えております。ワークショップについて市長の所見を伺い、少なくとも一定以上の事業について、このワークショップ方式を積極的に取り入れるべきでないかと考えますが、あわせてお答えをいただきたいと思います。

さらに、公開なければ参加なしと言われるように、ワークショップのような政策立案から住民がかかわる場合、 先述したように、意思決定にかかわる情報の公開はとりわけ重要になってきます。なぜなら、行政は比較になら ないほどの多くの専門的な情報があり、住民のわずかな情報では太刀打ちできるはずがありません。そうした情 報を公開することによって、初めて行政と住民が同じ土俵に立つことができ、政策決定に参加していくことがで きるからであります。こうした本来あるべき姿の住民参加の行政を進めるためには、意思決定過程の情報公開は、 私は不可欠であると思います。市長の見解を伺いたいと思います。

次に、個人が識別される個人情報についてお尋ねいたします。

全国の多くの自治体では、国の法制定に先駆けて情報公開条例を制定し、住民に対し行政情報の公開を積極的に行ってきました。

そうした中で、国においてもようやく情報公開法が制定され、今年4月から施行されることになっております。この法律は、これまでの行政のあり方を根本的に変える可能性があり、その意味では歴史的な意義を有する法律であると言えます。しかし、住民の知る権利をうたい、先進的な情報公開条例を定めて運用している自治体のそれと比較をすると、いろいろな面で立ちおくれていると指摘をしなければなりません。

ところで、さきの議会から個人が識別される情報の解釈について議論を重ねてきていますが、私の杞憂であればいいのですが、国の情報公開法の制定後、知る権利をうたった本市の条例の趣旨に反して、国の法運用に沿った形で後退して条例を運用しているのではないかと危惧の念を抱いております。ここで、プライバシーという概念を改めてお伺いするとともに、この際、識別される個人情報としてひとくくりにして扱われ、本人の自己情報にすらアクセスできないような条例は、早急に見直すべきであることを再度申し上げて、市長の見解を承りたいと思います。

最後に、予算などを審議する際の個人が特定される情報の取り扱いについてお尋ねいたします。

先般、市道石川西洲崎線の事業費について、土地代や物件補償費などそれぞれお聞きをしましたが、当局は個人が特定される情報に当たり、プライバシーにかかわるとして審査をする議会にさえ明らかにしておりません。 公共事業は市民の貴重な税金でなされるものということをもう一度肝に銘ずるべきであります。

さて、私はこの議論の中で、パオビルを購入する際の例を引き合いに出し、議会で承認を得る契約とはいえ、一個人や法人の特定される情報であるにもかかわらず、土地の単価や価格、建物の価格まで示したことを挙げて、今回の場合との矛盾を明らかにしました。権利者にお願いして買ったものと、一方はお願いされて買ったものという違いはありますが、市民の税金で賄われることに違いはありません。予算に計上されたものであっても、個人が特定される情報は開示しないとする行政のこうした判断は間違いであり、新たな矛盾を抱え込むことになります。

また、当局は権利者との信頼にかかわるとしていますが、市民の税金で行う事業である以上、用地交渉などにおいてもそうしたことを理解していただくことを大前提にしなければなりません。市民の感覚は、予算書などに盛られたものについては、議会などに情報を開示して審査することは至極当然のことで、当初から公開されるべきものとして作成された情報であると理解をされております。私も全く同感であります。でなければ、議会の機能は果たすことができず、予算審議は形骸化したものになってしまいます。市長の言う、土地開発公社の理事会で決議したとするだけでは、市民の理解は到底得られるものではありません。議会の審査に付された予算の妥当性を議会はどのようにして判断するのか、再度伺いたいと思います。

議会の権威と市民との信義にかかわる重要なことでありますから、明快な答弁を求めるものであります。重ね て誠意ある答弁をお願いして、第1問は終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、人事管理の件でございます。

私は、市政を担当して以来16年間多くの市民の皆様から受けた御支援、御協力を肝に銘じ、市政を預かる重責をかみしめつつ、寒河江がゆとりと活力にあふれる都市として発展するようにこれまで一貫して施政方針の中でも述べてきましたが、市民の立場に立った清潔で信頼される市政運営を基本に、市民と一体となって「美しく潤いのあるまちづくり」を進めてまいりました。引き続き、今後も一層誠心な気持ちで誠心誠意努力していかなければならないと思いを新たにしているところでございます。

市民との信頼関係については、初日の一般質問に答えまして特別に申し上げたところでございます。

地方自治体を取り巻く環境は地方分権の進展や少子高齢化の進展、情報通信技術革命や環境問題の顕在化など、複雑高度化してきており、また市民の需要構造といったものも変化してきている中で、市民サービスの拡充というものを考えていかなければならないものであり、本市が掲げておりますところの振興計画、それは市民の夢、目標としまして、市民と一緒に描きながら、一貫した方針で政策実行に当たっていかなければなりません。複雑専門家するところの地方行政の中で、市民の多様な価値観に対処するには、これまで以上に工夫と努力、創造というものを生み出しながら、対応していくことが求められております。

また、一方ではスリムな行政ということも求められてきているところでございます。

多選を重ね、長期間在任しますと、職員の中にもいろいろ弊害が出てくるのではないかと言われかねますが、 職員自身も目的意識というものを持って取り組み、市政のために能力を発揮して、意欲的に職務に当たることで、 組織も変わってくるのではないかと考えております。職員が生きがいを持って、職場で生き生きとして働けるこ とによって、職員自身も満足を得るということになっていかなくちゃならないと思っております。

市民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する職員、蓄積した経験や知識、能力というものを充分に発揮するところの職員が職場の中に数多く見られるようになってくることが常に必要なわけでございます。

それにおきましては、職場にも、あるいは職員の中にも、議員が指摘するようなよどみというのは私はなくて、 寒河江市の中に本当に生き生きしているものと思っております。

これからも年功序列にとらわれず、業務に対しての知識や経験、管理能力、折衝能力など、職員個々の資質や 能力というものを十分把握しながら、適材適所の観点から、人材を積極的に活用するよう、また職員の志気が停 滞することのないように臨んでいかなければなりません。

御案内のように、地方公務員法では、人事管理、あるいは任用につきましては、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、職員の執務につきましては、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされております。

また、先ほども話がございました地方公務員制度調査研究会の報告では、地方公務員制度が発足以来50年を迎えようとする今日、これを取り巻く我が国の社会経済システムは大きな転換を迎えており、国、地方を通じて公務員制度のあり方にも大きな影響を与えていることから、21世紀の地方自治を支える人事制度にふさわしいあり方へと改革していくための方向を示しております。その内容につきましては、詳しくは申し上げませんが、多岐にわたる項目で述べられております。

そういう中で、人事管理の新たなあり方の項目の中では、年功序列から能力、実績の重視、政策形成能力の開発等の人材の育成、人材の広域共同確保・育成、女性公務員の登用、職域拡大など、職員が働きやすい環境の整備、高齢職員の人事管理について示しておるわけでございます。

また、評価システムにつきましては、今後職員の能力、実績をより重視した人事管理を行っていくためには、

職員の能力や勤務実績について、公正で客観的な評価を行い、その結果である勤務評定というものを昇進管理や 給与等の処遇に適切に反映していくことが必要であると、職員の処遇に全般とリンクさせ、活用すべきとしてお ります。

また、職員の能力や勤務実績を的確に評価するための手法につきましては、民間における手法も参考にしながら、昇任試験、勤務評定、目標管理、自己申告制、研修など、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じ工夫し、選択することが必要であり、特に勤務評定については、各地方公共団体の実情に応じて評価要素の設定やその評価の仕方、評定者の選考と評定者訓練等について新たな工夫を行うことが必要であり、民間事例や先進的な地方公共団体の事例等の情報提供や新たな手法の研究を行うことが要請されております。

また、評価の公平性等の確保では、評価の公平性、公正性を確保し、職員の納得性を高めるため、各地方公共団体の実情に応じて、自己申告制度、目標管理制度、上司と部下の面談、評価にかかる合議制の機関の設置などの手法の導入を検討すべきであるとしておるわけでございます。

本市においても、的確な人事管理を行うため、職員の一定機関における職務遂行能力上発揮された勤務実績や能力、適性などを管理職の評価により実施しております。昇給、昇格や人事配置、能力開発などへ向けた情報として活用を図り、職員の能力を最大限に発揮できるような人事管理に努めてきているところでございます。

地方公務員制度の調査会の報告に沿って、さらに評価の公平性、公正性を確保し、職員の納得性も高めてまいりたいと、このように思っております。

今後、自己申告制度や目標管理制度の導入を行うには、勤務評定は昇進管理のみならず、給与等の処遇、さらには事務管理にも反映してくると思いますので、国や他の地方公共団体の推移を見ながら、慎重に検討していかなければならない課題としていきたいと思っておるところでございます。

また、人事管理情報については、国においても職務上の秘密に属するものであるとされており、公開されるべきものではないとする考え方でございます。多くの自治体が同様の対応をしていると認識しており、本市も同様に考えております。

次に、ワークショップについてを中心にしました市民参加のことについての質問がございました。

ワークショップは地域にかかわるさまざまな問題に対応するために、さまざまな立場の参加者の共同作業等を通じて、計画案などを考え、活動していることと言われておりますが、本市では、グランドワークによる公園づくりや蛍の里づくり、ボランティア活動の高まりなど、いろいろな形で市民の自主的な活動が展開されるようになってきております。

御案内のように、全国に先駆けて市民参加による麗しい快適環境づくり基本計画というものを策定いたしまして、全市的にグランドワークを推進しているところでございます。昨年、全国花のまちコンクールにおいて、農林水産大臣賞、そして、緑の都市賞においての都市緑化基金賞の受賞に輝きましたのも、これもグランドワークによる市民・企業・行政が一体となってまちづくりを進めてまいった結果と思っているところでございます。

本市のグランドワークの手法を取り入れた住民参加は、市民参加は、寒河江市は他の自治体において一歩先ん じていると思っております。市民・企業・行政・団体がパートナーシップを形成し、企画立案、実施管理まで、 地域の意見を取り入れながら、地元からの盛り上がりで進められていると思っております。今後とも、グランド ワークによる住民参加を進めてまいりたいと思っております。

市が施策を策定していく段階、あるいは事業を推進する時点では、グランドワークに限らず、事業の代表にかかわらず、何らかの形で情報を提供し、常に関係者と膝を交えた話し合いをもとに、市民の理解と協力のもとに市民との信頼関係を築きながら、そして市民の積極的な参加を得て進めているということでございます。今後とも、必要な情報提供、市民の意見が反映された計画等になるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、情報公開との関連についてのお尋ねがございました。

本市の情報公開は、情報公開条例の目的に沿って、原則公開としつつも個人に関する情報について最大限の配慮を行い、特定の個人が識別され、または識別され得る情報は非公開としているものでございます。プライバシ

ーの概念は、基本的人権尊重という理念に立って、憲法第13条に規定する個人の自由及び幸福追求する権利の保障としてのプライバシー権であり、その保護に十分な配慮がなされなければならないものと思っているところでございます。市が管理している情報には、個人の所得、財産に関する情報や病歴に関する情報など、多くのプライバシーに関する情報が含まれております。これらの個人情報が公開されることよって、個人のプライバシーが侵害され、個人の尊厳や基本的人権が脅かされるようなことがあってはならないものであり、情報公開条例においても最大限の配慮をしてきたものでございます。

本市の情報公開条例は、請求者によって本人であるとか、本人でないという区別をしているのではなく、本人が自己開示請求をした場合にあっても、第6条の規定で判断することとなり、自己開示請求と一般の情報公開請求と区別するというのではなく、請求者に対しては同じように取り扱うものでございます。今後とも、そのように運用してまいりたいと思っております。

次に、公共事業にかかるところの情報公開についての御質問がございました。

12月定例議会や本議会の中でも申し上げているところでございますが、用地事務につきましても、他の行政事務と同様に市民の的確な理解のもと、公正で民主的な行政運営が図られる必要があることは言うまでもありませんが、その場合、用地事務の特殊性を十分考慮する必要がございます。

用地事務の情報は、本来、他人が知り得るものでない個人や法人の内部事情に関するものが多く、その公開に当たっては、個人のプライバシーの保護に十分留意しなければならないとともに、公開により交渉当事者である 地権者との信頼関係を破壊するようなことがあってはならないと考えております。

このようなことから、用地買収や物件移転にかかわる情報公開に関しましては、用地事務の特殊性から、全国的にも極めて限定的に運用されている現状にありまして、公開することに至っていない現状にあり、公開すること自体が社会的にコンセンサスを得ている状況にはないと思っているところでございます。それだけに、相手方のプライバシーを保護し、また信頼を失うことのないようにする必要があると思っているところでございます。

個人が特定されることでプライバシーの侵害に当たるとする行政の判断は間違いであるというお話もあったようでございますが、情報公開条例第6条第1項第1号で、個人生活事項について、特定の個人が識別され、または識別され得る情報については、非公開情報であるとしております。これには、個人の財産、収入状況に関する情報が含まれ、資産の状況としては、不動産、動産の種類、価格等、収入の状況としましては、譲渡所得等の金額、補償金等の収入金額等に関する情報などを想定しております。

こうしたことから、具体的な補償金等を公にすることは、外部の者には知り得ない地権者の資産内容や収入状況を明らかにすることであり、地権者のプライバシーを害するおそれがあります。また、どの程度の補償金等を取得したかについては、地権者としては、それを外部のものに知られたくないと考えることが通常であり、特に内容については非公開にするとの明示、また黙示の約束に反してこれを公にするならば、地権者の協力が得にくくなり、今後の円滑な用地事務に支障が生ずるおそれがあります。

このように用地関係情報の中には、個人情報、法人情報、意思決定過程情報及び事業執行過程情報が多く含まれているわけでありまして、それらは非公開情報として取り扱かわれているわけであります。

また仮に、補償金額や補償金算定書が公表されるとなりますと、一つの例で申し上げますと、商店を営んでいる誰某さんの経営状況はこれこれで、資産と負債はこれこれありまして、年間利益はこれであって、それに基づき算定した営業補償は何千万でありますというようなことを公にしなければならなくなりますが、そうしたプライバシーを公表してもよいということにはならないものと考えております。

そうしたことが明らかにされますと、今後同種の公共事業において、自己の私的経済活動にかかる情報を公開されることをおそれて、用地買収に応じない方があらわれることも予想されるわけであります。また、補償を受けられる方は、どうしても主観的な見方になりがちでありまして、果樹の補償などの場合に、隣の果樹園の補償に比べ、なぜ私の果樹園の補償が少ないのかなどといった話も出てくることが多分に考えられ、そうしますと、公共事業の円滑な執行に支障が生ずることにもなるわけでありまして、事業が大幅におくれますと、それこそ公

益に大きな損失をもたらす結果になってしまいます。

次に、予算書に盛られた情報について当初から公開することを目的としているのではないかというような御指摘もあったわけでございますが、情報公開条例第6条第1項第1号イで定めている公表することを目的として作成し、または取得した情報とは既に公表されている情報とか、刊行物への寄稿や選挙公報に搭載する経歴や政見等を公表してもらうために作成された情報等を想定しているものであります。

確かに、議会に提案する予算書自体は公表することを目的に作成されたものでありますが、それは予算書に表示されているそのものは公表されても差し支えない情報でありますが、その内容に関し、表示されている以外の情報まですべて公表できるものではないと考えております。

公共事業は市民の税金で賄われており、一般の市民にとっても関心のあるところとは思いますが、一般市民の関心事であるといえども、個人情報を保護しなくてもよいということになるわけではなく、条例上非公開情報に該当するものについては、公開できないと実施機関が決定したことを違法ということはできないと判断された事例もあります。

したがいまして、制度に照らして公開できないと判断される情報は公開できないわけでありまして、予算審議 に際しましては、そうした事情を御理解の上、御審議いただくことになろうかと思います。

また、前にも申し上げましたけれども、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、公 有地となるべき土地等の取得等を行わせるために地方公共団体が設立しているものでございまして、地方公共団 体に代わって土地の先行取得等を行うことなどを目的としているものでございます。

その運営に当たりましては、御案内のように、理事及び監事の任命権は設立団体の長でありますが、本市では、議会に対し理事の推薦依頼をし、議会で協議されまして、推薦のあった方々を任命させていただいておるわけでありまして、その公社の理事会で十分に御審議をいただき、決定されたものを尊重して予算に盛り込んでいるものであります。補償金額を算定する補償基準については、閣議決定された公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を受け、国の公共事業機関の集まりである中央用地対策連絡協議会において定めた公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同細則に基づいて各地方整備局ごとに組織されている用地対策連絡会が定めた補償金額算定標準書により、国、県、市町村などの起業者などは補償費を算定しておるわけであり、適正な予算額であると考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、フローラ・SAGAEでは氏名等を議会に示したと言われますが、それと矛盾しているんじゃないかなと、こういうようなお話がございました。

御案内のように、地方自治法の第96条は、議決事件でございまして、その中の8号には前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得または処分をすることと、こういうことをうたっておるわけでございまして、市におきましても、議会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがあるわけでございまして、それの中にはまた実例、判例等の解釈上もそうですけれども、名前も議決要件に入れるのが通例だと、こういうようにあります。

実例の中では、土地の場合ですが、面積、金額及び売り払いの対象となる土地の所在地、地積、地目等が明確にされる必要があると。そしてまた、これだけでは土地の売り払いの是非を判断するためには不十分である場合も考えられますので、相手方、売り払いの方法、売り払いの目的等も必要となるケースも考えられますと、こう言っておりますし、その他の実例等々につきましても、そういう考え方をとっておるわけでございまして、したがいまして、それぞれの制度とか法令上に照らして対応するということが必要になろうとかと思っておるわけでございまして、そういうことでの契約書の場合の議決はさせていただいたと、こういうことでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 最後の部分は大変そちこちからいろいろと集めていただきまして、長く答弁をしていただきましたが、前段の部分ですね、何かすれ違いであったような気がしてなりませんけれども、そういう意味では、もう少し真っ直ぐボールを返していただきたいというふうに思っているわけでありますが、最初に人事管理についてお答えをいただいたわけでありますが、そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、市民の指摘というものにどういうふうにお答えになるんだというふうなことを申し上げたんですが、いろいろ申されました。ただ、しっかりそういうことはないんだと、こういうふうにお答えにならなかったのが大変残念でありますけれども、ただ少しここで私は市長の感覚と違うのかもわかりませんが、多くの職員が市長のいわゆる行われている人事管理に対して、何かおかしいぞ、こういうふうに思っているんですね。比較的若い職員でさえも、大変奇異に感じている状況があります。

市長は、職員の志気が停滞しないようにと、こういうふうなお話もありました。そしてまた、職員の能力が最大限発揮できるような人事を行っているんだというようなお話もあったわけでありますが、さきの12月の議会における人事管理の一般質問の際にも、佐藤議員の方から指摘をされておったわけでありますが、差別的な人事があるんではないかというふうなことを言われたわけであります。私も、改めて調べてみたわけでありますけれども、端的にわかりやすく申し上げますが、職員労働組合の委員長を経験なさった方々について、私は個人的に調べさせていただきました。これは職員名簿、あるいは寒河江の市内から採用されておりますし、同じに採用された方々で同期会などもつくっておられます。比較的これは簡単なんですね、調べるためには。

それで、その同じ時期に採用された方、あるいは同年代、これは女性も含めてでありますが、比較をすると、 多少差はありますけれども、昇任においていずれの方も平均よりおくれをとっている、またかなりおくれている 人もおる状況でございます。

こういう問題を私がこうした議会で取り上げること、大変躊躇しておったのでありますけれども、これは先ほども言いましたけれども、市長の専管事項であると同時に、これは組合の問題であるというふうに思っておったわけでありますが、ただ、いろいろな人から私は言われてまいりました。

また、この件については御承知の方もあろうかというふうに思いますけれども、前に現業評議会の幹部をなさっていた方などは、県の人事委員会に提訴をすべきではないかと、こういうふうに言い切っているのであります。したがって、このまましますと、大変な状況が発生するんではないかなと、こういうふうに思ったものですから、取り上げさせていただいたわけであります。

私にこうしたことを言っている多くの職員の皆さんの一致する見方は、それはそのまま申し上げますけれども、当たっているかどうかはわかりませんが、組合に対する制裁人事だというふうに言い切っているんです。そして、その職員の皆さんは、いわゆる職員全体の労働条件であるとか、勤務条件等の向上のために中心になってきた方々が、そういうふうな人事をされると、同じ職員として見るに大変忍びないと、こういうふうに言われました。職場の雰囲気が非常に悪くなると同時に士気も上がらなくなると、こういうふうに市長の見方とまた逆のそうした一面が出てきているというのが偽らざる現実だというふうになっていると思うんです。そうした皆さんの名誉のため、誤解されるといけませんので申し上げますが、これは当事者からそういうふうなことを言ってきているわけではありません。

そこで、私は市長に改めてお尋ねしたいというふうに思いますが、そうした労働組合というものについてどのような認識を持っているのか。とりわけ寒河江市の職員労働組合というものに対して、市長はどのような御認識をお持ちになっているのか、ここで伺っておきたいというふうに思います。

私は、市長からその職員組合に対する考え方はまだ1回も聞いたことありませんので、助役とは、時々組合等の会合等で一緒になりますので、そうした折に助役は職員組合の大会とか総会とか何かにおいでになりまして、

来賓のごあいさつをされますので、考え方は私はわかっているつもりであります。助役は市長の代理で出席するのだから、あるいは市長の組合に対する認識は助役と一緒なのかもわかりませんけれども、ひとつ受けとめていただきたいというふうに思うんですね。ひとつ組合に対する考え方をお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

ちなみに、私、助役と何回もそうした会合で席を一緒させていただいておりますので、大体助役のそうしたときのあいさつはわかっております。大体、切り出しからまいりますと、「市民の福祉向上と地方自治確立、権利向上のために御奮闘されております委員長初め組合の皆さんに心から敬意を表します」、こういうふうな形で切り出されますね。そして、「日ごろは花と緑とせせらぎ、そうしたものを初め多くの市の事業について御協力をいただいております皆様に、市長にかわりまして感謝を申し上げます」こういうふうなごあいさつに大抵なっているかというふうに思います。これは、一字一句は間違っているかもしれませんが、大体そんな要旨だというふうに私は理解をしております。

そういうことからすれば、先ほど言ったように、市長の代理ということでごあいさつをされたとすれば、あるいはそういうふうな点では市長も同じように組合に対する認識があるのかもわかりませんが、ひとつ合わせて御見解をいただきたいというふうに思います。

また、この昇任、あるいは人事の際のいろいろな仕組みについてお話がありました。前の会議録を見ていただくとわかりますけれども、例えば業務に対しての知識や経験、それから職員の管理能力、折衝能力などが求められてくると、こういうふうなことも申されております。

そこで、考えてみますと、そうした組合の委員長をなさった方々は当然御承知のように、管理能力、あるいは 折衝能力は他のどなたにも引けをとらないというように私は思うんですね、そういう意味では。したがって、これは私の理解でありますが、そういうふうな人事がなされている実態からすれば、職員組合を弱体化させるねらいがあるのではないかというふうに私は理解をしておるところでありますが、市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、第1問で申し上げました内部管理型の人事システムを改革して、客観的に評価に基づいた、市民に開かれた具体的な人事管理システムを検討すべきだということを申し上げたわけでありますけれども、何か目新しいといいますか、余り聞きなれないことだったというふうに思いますし、唐突なことだなというふうに思われたかもわかりませんが、既にこうした研究は始まっておりますし、いずれこういうふうな人事管理システムが全国の自治体で採用されるであろうというふうに思いますが、ひとつ頭の隅にでも置いておいていただければというふうに思っております。

それから、情報公開と市民参加の行政についてお尋ねをしました。ちょっとすれ違いの答弁かなというふうに受けとめているわけでありますが、具体的にそうした方向でワークショップというようなものを持ち出して聞いているわけでありますから、それに対して具体的なお答えを欲しかったなというふうに思います。総じて言うと、グランドワークによる市民参加を進めてまいりたいというのが中心だったというふうに思いますけれども、それに欠けているのが、欠落しているのがワークショップ、こういうふうなやり方だというふうに思います。

一つの基本的な考え方を持つのは大変結構なことだというふうに思いますけれども、本当にこれから地方自治を考えた場合に、自治を育てるというふうな点からしても、このやり方は、私は実践をしていくべきではないのかなと、こういうふうに思っております。それがひいては自己決定、自己責任、こういうふうになるというふうに思います。それは市長も言われておりますが、そういうふうになるんではないかなと、こういうふうに思っております。

それから、ワークショップをするに当たってグランドワークもそうだというふうに思いますけれども、いわゆる政策決定段階の意思決定にかかわる情報を公開しなければ、全体のものにはなかなかならんと、同じ土俵につけないと、こういうふうに申し上げましたが、それに対して市長は必要な情報は提供して進めると、こういうふ

うに言われました。取りようによっては、私はそういうふうに前にお聞きして言っているわけですから、意思決定過程の段階の情報も公開するのかなと、こういうふうに思う面もありますが、ただ後段になりますと、これまでの運用でやっていくと、こういうふうなこともありましたので、どちらの方かちょっとわかりません。したがって、もう1回このところについてきちっと詳しく御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、プライバシーの概念のお話もありました。基本的人権の尊重、それはそのとおりだというふうに思いますね。しかし、例えばさっき私は情報公開法を取り出しまして、実際のその運用の面からすると大変おくれているといいますか、立ちおくれているという点を指摘をしたわけでありますが、その立ちおくれている法律でさえも、その個人情報について非開示にされない個人情報というのが載っております。一つは、既に公にされている情報であります。それから、二つ目が公益上の理由による義務的開示情報であります。それから、三つ目が公務員の職務遂行情報であります。これは御承知のとおりだというふうに思います。

そこで、この2番目の情報を非開示情報から除くとした理由でありますけれども、そもそもの個人情報のうち、非開示情報についてはプライバシーを中心とする個人の正当な権利、利益を保護することを目的としており、このような権利、利益はその性質上手厚く保護されるべきであるけれども、一方で、生命、健康、生活や財産の保護というような、より優越する公益がある場合には、これまでの個人情報を非開示とすることは合理的な理由があるとは言えないからと、こういうふうにされているんですね。

こうした法の趣旨からすれば、いわゆる予算の審査、審議などというのは、まさに公益上の理由、こういうふうに私はなるというふうに思っております。

したがって、いろいろな理由が先ほどありました。これからすれば、公開すべきものというふうに私は考えて おります。再度、この点の御見解を求めるものであります。

以上、2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんの第2問がございますので、順次疎漏のないように答弁していきたいと思っております。

まずは第1問は、よどみがあるとか、それに対しては答えていないというようなことがございましたが、私は答えております。そういう状態というのは、寒河江市役所にはないと、みんな生き生きして頑張っていると、こういうことを答えておるところでございます。

それから、差別人事が行われているのではないかという御指摘がございました。それで、同期だからみな一並び、一律に年功序列的に昇進していかなくちゃならないというような考え方が底辺にあるとすれば、それはおかしい考え方じゃないかなと、こう思っております。

これは新聞の切り抜きでございますけれども、ことしの2月20日のある新聞でございますが、「公務員よ さらば年功序列」とこういうようなことが出ておりまして、民間と比較して市職員の個人能力の特性についてのいろいろなアンケート調査をしたと、こういうことでございました。それから見ましても、まだまだ民間の職員に比べまして、状況適応力とか、あるいは情報感受性とか、チャレンジ精神等が低いんだ、こういうことでございまして、お役所仕事とか揶揄されてきた、事なかれ主義、あるいは非効率の見直しということにつきましては、まだまだじゃないかと、これは新聞でございますから、寒河江市はそうということは言っておりませんけれども、一般的にこういうことでございました。

そういう中で、ですからもっともっと職員の能力とか、あるいは実績というものを評価しなくちゃならないと。それで、成績主義の原則というのと、勤務評定制度の規定というようなものをもっと十分にやっていかなくちゃならないんじゃないかと、こういうことでございまして、ですから、差別的人事というのをやっているわけじゃございませんで、あくまでも公正な、公平な能力、実証、あるいは勤務成績、そういうところを評価しながらやらせてもらっていると、こういうことでございます。

何にしましても、市の職員は市民の税で賄われている問題でございます。まず第1にそれをはき違えてはならないと思っております。市民に奉仕するために、市民の負担で働かせてもらっているんだ、こういうことでございまして、ですから、これは全体の奉仕者でございまして、一部の奉仕者でございません。ですから、新しく職員を採用する場合にも、誓約書というものを書いていただきます。そして、私市長に提出してもらいます。その中でも、地方自治の本旨を忘れないで、そして全体の奉仕者だということを十分留めてやっていくと、誓約書を出していただいているのが市職員でございますから、そういうことを忘れては私はならないと。これはいつまでも、退職するまでそれを忘れないでいてもらいたいと思っておるわけでございます。

そしてまた、市におきましては、市が目標を掲げております。市長が考え、そしてまた議会の議決をちょうだいして、そして市民に訴えまして、そして市の目標、夢というものを掲げておるわけでございまして、その実現のために、市の職員は本当に一体となって努力していかなくちゃ、協力していかなくちゃならない立場にあるものでございます。そういうことを忘れてはならないと思っております。

それから、労働組合に対するところの認識のお尋ねがございましたけれども、あくまでこれは職員の勤務条件、 労働条件というものを維持改善していくという立場が私はしょっぱなにあるんだろうと、このように思っておりまして、いろいろ、そしたまた職員の福利厚生と、行政でやる分野とまた違った意味での職員の福利厚生というようなものもやっておるわけでございますけれども、それにおきましては、職員がみんな仲間同士で力を合わせて交流を図りながら、そしてまた市全体の奉仕するんだということを、それは根底に忘れてはならないものだと、このように思っておりました。

それから、組合をどうするつもりだと、こういうようなことでございますけれども、そういう考え方からいきますと、健全な労働団体といいますか、職員の組織であってほしいと、このように思っておるわけでございまし

て、それを逸脱するということのないように考えていただきたいと、このように思っております。

それから、新しい人事管理システムの話がございましたけれども、やはり先ほどもいろいろ申し上げまして、若干細部にわたりましたけれども、そういう方向に進んでいるということでございます。ですから、それらについてのより勉強を重ねていって、そしてあるいはこれまでにやってきた人事管理というものを見直しながらやるということは、これは必要なことだろうと思います。何も人事の方から出されたからどうのというんじゃなくて、これは自分の責任において自助努力によってそういう人事管理というものをやっていかなくちゃならないわけでございまして、最近よく新聞にもにぎわしたように、職員なども管理職になりたい者は手を挙げるとか、あるいは管理職を辞退したい者は手を挙げるとか、こういうようなことをとっている全国でも一、二の市町村があるようでございますけれども、こういうこともやはりその職に耐えないからおねここすると、あるいは我こそはやっていこうと、こういうことを職員自体から盛り上げるというようなことでの、数は本当に少ないんですけれども、あるわけでございまして、ですから、常に組織というものを生き生きとしたものにして、そして職員が与えられた仕事以上に取り組むというような気持ち、それが職員の自己満足につながるということにも当たるわけでございますので、そういう職場ということを目指していかなくちゃならないし、そしてまた人事管理に当たるもの、市長を初め担当はそういう気持ちで取り組まなくちゃならないと、このように思っております。

それから、ワークショップの話でございますが、先ほども申し上げましたように、寒河江方式と、いわゆるグラウンドワークがあるわけでございまして、それが寒河江において芽を出し、大きく育っているということは御案内なことかと思っております。ですから、私はいつもこのグラウンドワークで市民、企業、団体、行政一体となって寒河江のよりよい町にしていくという運動が、ただ口だけじゃなくて、手、足を使って大地に踏みしめて活躍なされるということが、非常に私は寒河江にとって大きなまちづくりの一端をまさに背負っていっていただいておると言っても過言ではないと思っておるわけでございまして、そういう芽がまず広く市内に出てきているということは、大変喜ばしいことだなと、このように思っておるわけでございまして、そういう方々、グラウンドワークのみじゃなくて、あらゆる会合、団体におきましても、政策のどちらに向いておるのか、どのような仕事をやるのかというようなことは、いろいろ問題を投げかけ、御意見を聞いておるのが、あらゆる場でやらせてもらっておるわけでございまして、ですから、必要な情報は提供しておるわけでございます。

情報公開というのは、これは御案内のように、公開請求があった場合に、これは請求者に対して開示する、あるいは非開示すると、こういうことになるわけでございますけれども、政策を実現するということになりますれば、いろいろ状況というものを説明し、理解を求め、協力をちょうだいするということになるわけでございまして、そういう意味での説明でのいわゆる今よく言われているところの責任といいますか、そういうものは果たしておるつもりでございます。

それから、公の事業で……、ちょっと資料を今探しておりますから……、一つには、公表することを目的として作成し、または取得した情報というのは、非公開情報からは除かれておるわけでございますけれども、市の予算審議にかけたものにつきましては、公社が締結して、市がこれから取得するわけでございますけれども、補償額とか補償額の算定内容といったものは、これは公表することができない情報であると思っております。

それから、既に公表されている情報とか、第1問でも答弁申し上げましたけれども、刊行物への寄稿とか、選挙公報に登載する経歴や政見等の公表というようなものは、これは公表されておるわけでございますので、予算書に表示されているそのものは公表されても差し支えない情報でございますけれども、その内容に関しまして、公表されている以外の情報につきましては、これは公表できるものではないと思っております。

それから、公共事業のかかわりでございますが、これも先ほど申し上げましたけれども、市民の税金で賄われる公共事業で、一般市民の関心事であると言いましても、個人情報を保護しなくてもよいということになるわけではございませんでして、これも御理解いただけるものじゃないかなと、このように思っております。ですから、公開することが公益上必要と認められるものについては、公開できることに失礼しました、ちょっと訂正します。

人の生命とか身体等を保護するために開示することが必要なものを除くなどを非開示情報におきましてはとって おるわけでございまして、そういう生命、身体を保護するための必要なものを除くなどの利益考慮というものを 行った上で、なお非開示とすることの必要性が認められる情報であるということになりますれば、これをみだり に公開するということは、公益に反し、許されないことだろうと、このように思っております。

したがいまして、本市の条例におきましても、食中毒が発生した施設の名称とか、あるいは公害行政処分など、 人の生命、身体または健康を保護するために必要な場合などがこれに当たるものと想定しておるわけでございま す。

それこれ申し上げましたのでございまして、今回のケースにおきましては、開示するということはできませんと。

以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2 問にお答えいただきましてありがとうございます。

人事管理に関しているいる申し上げました。一般の市職員といいますか、多くの市職員から私たちにいるいると来ておりますそうした問題について、やはり謙虚に受けとめていただきたいということだけ申し上げておきたいというふうに思います。

私、前に庶務課長を経験なさった方から、人事の異動の際の市長とのやりとりを具体的にお話を聞いたことがあります。市長の名誉のため、ここでは申し上げませんけれども、そうした職員から差別だの、あるいは制裁だのと、こうしたことの言われることのないような人事管理をやっていただきたいと、こういうことだけお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、まだ申し上げなければなりません。

的確な答弁をいただきたいというふうに思っていますけれども、要するに、いわゆるグラウンドワークの件で必要な情報は提供すると、こういうふうに言われました。そこで、私は先ほどから言っているんですが、そうしたいわゆるグラウンドワークにしても、ワークショップにしても、本当に住民が参加して同じような土俵に上がって政策を練り上げると、こういうふうなものであれば意思形成過程の情報は公開しないとだめでしょうと、こういうふうに言っているんですね。その条例は市長御承知のように、本市の情報公開条例では、それは公開されない部分に当たるわけですね。したがって、その部分をはっきりさせてくださいと、こういうふうなことなんです。

それから、最後に公共事業とのかかわりで開示はしないと、こういうふうに申されました。これ以上もう詰めても、多分だめでしょう。同じような答弁しか出てこないというふうに思います。ただ、情報公開条例じゃなくて、先ほど申し上げましたが、先進的な地域で運用されているようないわゆる情報公開条例に比較をしますと、非常に立ちおくれていると言われている情報公開法、その法律の中でさえも個人情報の部分を取り上げまして、いわゆる公益上、それは必要だと、こういうふうに認められる場合は、それは財産であろうと、先ほど言われましたね、それは公開されてしかるべきだと、こういうふうなものになっているんですね。

したがって、こうした議会などのいわゆる機能というふうな問題を考えたときに、どういうふうにそこの自治体の長として考えるんだということだろうというふうに思います。

私はそれでよしとはしませんけれども、多分もう言ってもむだでしょう。そういうことで、もう少し情報公開 法のその公益上の問題についてもお調べになっていただきたいというふうに思います。

最後に申し上げたいというふうに思いますが、先日来、一般質問の中で市長の無競争当選ということで五選を 果たされたということで、それぞれの議員から祝意やあるいは激励が言われておりました。中でも、市長は直接 選挙で選ばれるんだからということで、大統領選挙に例えられて、市長はだれでも立候補できるんだから、それ が無競争ということで、対立候補がなかったんだと。したがって、これまでの市長の政策が全面的に評価されて きたわけだから、どんどんとやってほしいと、こういうふうに励ましがあったかというふうに思います。

私はこれを聞いておって、議会人としてそうしたいわゆる自治体の長に対する激励の仕方で果たしていいのかなというふうな、ちょっと疑問を持ちました。後から質問してしゃしゃり出て、何を言うんだお前はというふうにおしかりを受けそうですか、私の地方自治というものに対する理念といいますか、考え方でありますので、ひとつ御容赦をいただきたいというふうに思いますけれども、いわゆる議会と長というふうなかかわり方の私の考え方でありますので、理解をしていただきたいというふうに思いますが、私は、議会人としての市長の五選に対する激励であれば、むしろ戒めて、それで対立候補がなかったといえどもおごってはならんと、謙虚に市民に耳を傾けて、少数意見といえども大事にして市政執行に当たってほしい、こういうふうな激励であるべきでないかなと、こういうふうに聞いておって感じておりました。

| 大変失礼を省みず申し上げましたが、私はそのことを市長の五選の当選に当たってはなむけの言葉にして質問 |
|---|
| を終わりたいと思います。 |
| |
| |
| |
| |

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号22番、23番について、21番那須 稔議員。

[21番 那須 稔議員 登壇]

那須 稔議員 私は、公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の提言と考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いをいたしたいと思います。

佐藤市長におかれまして、去る12月の市長選挙におきまして、5期目の当選を果たされたこと、お喜びを申し上げ、御期待をするところであります。

最初に、通告番号22番、IT革命に対応した電子市役所の構築について質問させていただきます。

ITという言葉が新聞やテレビに毎日のように登場し、雑誌などでも毎週のようにIT特集が組まれています。書店の店頭には、たくさんのIT関連書籍が並んでいることと思います。ITを目にしたり、耳にしたりしない日の方が少ないという人も大勢いらっしゃるのではないかと思います。言葉が広まり始めてからほぼ1年半がたった現在、日本はまさにIT革命の真っただ中にあると言われているのであります。実際、パソコン、インターネット、携帯電話など、生活の中のあらゆる局面にITが浸透してきております。ビジネスでの利用が進んでいるのはもちろんのこと、ITはあって当たり前のものとして、既に根づいているのではないかと思うものであります。

このように、近年の情報通信技術の飛躍的な発展を背景に、社会経済活動は大きな構造変革に直面していると 言われており、インターネットの爆発的普及や電子商取引の発展に代表されるように、急速にデジタルネットワ ーク化が進行しております。

こうしたIT革命の進展は、行政のあり方に大きな影響を及ぼしつつあります。この間、国においては平成10年に高度情報化、通信社会推進に向けた基本方針が決定され、21世紀初頭に高度情報化された行政、電子政府の実現を目指すという方針が示されました。

また、平成11年にはミレニアムプロジェクトについてを決定し、2003年までに民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築することとされております。 さらに、平成12年7月には、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、国際的にも競争力を持つIT立国を目指すため、政府全体での総合的な施策を推進するIT戦略本部が内閣に設置されることとなりました。

それに同年8月には、各地方公共団体に対し、IT革命に対応した情報化施策等の推進に関する指針を送付し、 地方公共団体における基本的な方向と、今後の課題と具体的な取り組むべき事項等について示しております。

また、平成13年1月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、通称IT基本法が施行されるに至っているのであります。

そのような状況の中にあって、国と地方公共団体との今後の具体的取り組みとして、2003年、平成15年までに全国の自治体と中央省庁が光ファイバーで結ばれることになっているとのこと。また、住民基本台帳ネットワークシステムについては、現在本市においても基本設計に基づいて市町村の区域を越えて、全国どこでも住民票の写しの交付が受けられるための準備作業を進めており、2003年の稼働に向けて整備を進めているとのこと。

また、国税の納税申告等の電子化については、インターネット等のネットワークで行うことのできる電子申告システムが構築され、一部の税目等について2003年から運用を開始することとされております。それに電子機器利用による選挙システムの検討についても、現在進められているようであります。

本市においても、情報技術の利便性とそれがもたらす利益を活用し、行政事務の効率化、住民サービスの向上等に取り組んでいるようであり、このような状況の中で、地方自治体としてもIT革命に対応し、国と歩調を合わせて施策の推進が要請されているのであります。

過日の同僚議員の一般質問に対して、市長は本市においても電子市役所を目指すとした答弁をされておりました。それらを踏まえて御質問をさせていただきます。

一つには、全庁的な推進体制の確立についてお伺いをいたします。

電子市役所の構築については、行政手続のオンライン化を初め、その他の情報化の事業については、庁内からのあらゆる業務にまたがるものであります。そのことから、計画の策定、情報システムの整備、それと運用管理等々にわたって、全庁的な推進体制を整備することがどうしても必要になってくるのではないでしょうか。また、情報化にするということは、単に情報所管課のみの問題ではなく、情報担当課と業務課との役割分担を明確にしながら、総合的に、そして戦略的に事業を推進していくことが必要であると言われております。

そこでお伺いいたします。

電子市役所を推進する上で、全庁的な推進体制というものを確立していくことが必要だと思いますが、設置についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、庁内LANシステムの導入ついてお伺いをいたします。

OA化によって中小事業のシステム化が進んでいるわけでありますが、業務のつながりといった点では対応が 困難となっており、事務事業全体の効率化や高度化などを行う場合の障害となっているのであります。本市の場合は、昭和42年にホストコンピューターが導入され、住民情報データを中心に、福祉、教育、国民年金、各種税などについて事務処理されております。また、各課には既にパソコンが配備され、事務の効率化に威力を発揮しているようであります。今後さらなる事務事業の効率化を図るためにも、OA化の進展によって庁内の業務のつながりが望まれているところであり、どうしても庁内LAN機能が必要になってきます。

庁内LANが走ることによって、何点かの機能があると言われております。一つには、全庁で使える各係の情報及び各課で頻繁に使う情報を登録して検索するシステムの機能があります。二つには、庁内で共通に使用する通知書や契約書などの様式を提供するシステムの機能、三つ目には、文書の作成、保管、検索ができるシステムの機能、四つ目には、相手の在席に関係なく、迅速、正確に送付するシステムの機能、五つには、ホストコンピューターとリンクすることにより、必要なデータを即座に検索し、提供するシステムの機能があります。

以上の機能をみるにつけ、庁内 L A Nシステムの利便性と有効性が見えてくるのであります。また、平成 8 年に策定された行政改革大綱の中で、庁内 L A Nの導入については、事務の合理化を図る上で必要ということで、 今後の推進策としております。

そこでお伺いいたします。

事務事業への効率化、高度化を目指すためにも、庁内 L A Nの導入についてどのように考えておられるのかお 聞きをいたします。

次に、地域に対する情報通信ネットワーク網の整備についてお伺いをいたします。

IT世紀の幕開けと言われることし、2001年、高度情報通信ネットワークがもたらすIT革命は、行政のあり方から生産、消費、教育、娯楽、ショッピングに至るまで生活を大きく変えつつあります。市民生活向上に情報通信を活用したまちづくりが各地で進められております。

そういう中にあって、地方自治体としての取り組みが注目を集めており、IT自治体としては進んでいる市として、北海道の岩見沢市の例がよく取り上げられます。人口8万 5,000人の規模のこのまちで、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに取り組まれております。1997年には、市の情報化の拠点となる自治体ネットワークセンターが完成、同時に双方向遠隔学習システムによる授業がスタート。97年から着手した市内への光ファイバーの敷設も進み、現在では57キロに達し、33の公共施設とつないでいるとのこと。これによって施設情報システム、庁内情報共有システムなどが次々と稼働していったようです。

特徴的なものとして、一つには施設情報システムであり、住民が利用可能な公共施設の予約情報や利用方法、行政のお知らせなど、市内に設置された端末機から取り出せるシステムとのこと。二つには、行政情報、住民サ

ービスシステムであり、市内3カ所に設置されたサービスセンターで、本庁舎までこなくても専門の知識などが必要なときに役所の担当部局とテレビ会議システムで結び、その場で行政相談ができるなど、まさにIT社会を 先取りした自治体であるとのこと。

本市においても、電子市役所の構築をすることに伴って、本庁舎以外の公共施設との情報通信ネットワーク網を整備をして、住民への行政情報サービスを図ることが望まれているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、情報化をネットワークする場合に、その基盤である市内の各公共施設と本庁舎を結ぶイントラネット網の整備についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

そしてまず、イントラネット網の基盤整備があってからだと思いますが、将来に向かって、二つには図書館の 蔵書情報などの検索、閲覧が市内の施設でもできるシステムを含めた施設情報システムの導入ついていかがなも のかお聞きをしたいと思います。

三つ目には、各主要施設とのテレビ会議システムの導入についていかがなものかお聞きをしたいと思います。 次に、行政の地図情報システムの一元化についてお伺いいたします。

行政では、数多くのさまざまな地図情報を持っておられ、使用目的に従って利用されているとのこと。それを 各部門共通に利用できるよう整備することは、容易ではないと言われておりました。そんな中、情報技術を駆使 することによって、各部門が共有して使える共通地図の作製が可能となってきております。これを地図情報シス テムと言い、他市においても既に導入をして稼働している市もあれば、これから取り組んでいく市もあるようで す。

本市の場合は、各課、都市計画課、税務課、土木課、企画課とそれぞれ別々の地図を作成して使用しているようであります。これらの地図情報システムの導入のメリットについて幾つか言われております。

一つには、データ検索が素早く行えることによって、窓口での迅速な対応が図られること。二つには、一般的な市民サービスだけでなく、身体障害者、幼児、高齢者など、社会的弱者の居住情報を的確に把握でき、きめ細かいサービスが行われることになるとのこと。

三つ目には、市民の安全性の確保として、防災計画を策定できるなどがあると言われております。実に行政業務の効率化、高度化を図り、市民サービスの向上につながるために電子地図を利用した地図情報システムの導入は、必要なことだと思います。

そこでお伺いいたします。

現在、使用している地図情報のデータの一元管理や共有化を図るためには、地図情報システムの導入ついていかがなものかお聞きをしたいと思います。

次に、通告番号23番、庁舎の環境管理についてお伺いをいたします。

一つには、環境ISOの取得についてお聞きをしたいと思います。

ISOとは国際標準化機構の略称で、その設立目的は国際間のものやサービスの流通を円滑にするために世界 共通の規格基準を設定することであり、現在ISOの規格は1万種類以上もあるとのこと。環境ISOは、地球 環境の保全については大変な関心事でありますが、環境への取り組みや環境に関するコストのかけ方は、それぞ れの国の社会経済状況によって大きく異なります。そこで、公平性、透明性を求める機運が高まり、国際規格と して誕生しております。

ISOの規格の中でも、1996年に発行された14000 シリーズは、環境マネジメントシステムと呼ばれ、環境改善のために管理と改善の手順や手法を標準化し、体系化したものとのこと。この規格は継続的に環境へのマイナス部分を減らすための仕組みや手法を定めており、環境ISOの認証を取得することで、環境に配慮した組織であることを証明することになると言われております。

従来では、一般行政事務においては、実行計画を立て、報告書をつくれば取り組み完了となっておったようで

あります。しかし、ISO 14001 では、内部監査制度を採用し、見直し、チェック機能を導入することになっており、従来の取り組みとはこの点が大きな違いになるようであります。また、組織における事業活動や事務活動に関連して発生する環境影響評価を考慮して、管理対象項目を特定し、これをもとに環境保全計画を立案、実行、評価、見直しをすることで仕組みを改善していくための規格になるようであります。

近年の環境への取り組みについては、大きく移り変わってきていると言われております。最初の時代は、1950年代後半から1970年代前半の高度成長期におけるもので、自治体における環境政策は産業公害に対するものでありました。

第2の時代は1970年代から1980年代にかけてであり、産業公害問題は改善されたものの、乱開発による公害が 大きく取り上げられておりました。

第3の時代は、1990年代に入ってからであり、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が人類の生存にとって重大な問題となってきている時代でありました。

本市の状況についても同様に、環境問題に対する認識は確実に高まりを見せているのであります。なぜ今 I S O が必要なのかと考えてみた場合に、以上のようなことが言われております。

一つには、環境保全への社会的責任があるということです。寒河江市も一つの事業者、消費者としてその活動における環境へのマイナスの部分を減らす責任があると思います。そのための対策として、省エネルギーや省資源対策、職員の意識の改革など、環境への配慮が必要ではないかと思います。環境 I S O の取得を目指して、環境管理マニュアルを策定することによって、具体的な目標を設定し、達成行動年度を明確にすることができるのではないかと思います。

他市の例などを見ると、本年に環境ISOを取得し、2002年度までに1999年度を基準に、庁舎で使用する電気量を1%削減する。また、ガソリンの使用量を5%削減、それにごみの排出量を10%削減、またコピー用紙購入量を10%削減、そしてコピー用紙の古紙混入率を 100%にする。それに工事の発注に際しては、設計段階から環境に配慮した設計とするなどに取り組み、大きな効果を上げ、イメージアップにつながっているという自治体の例などがありました。

二つには、市民、事業者に向けての環境保全に対する率先行動であると言われております。本市がこれからも発展を続けていく社会を形づくっていくためにも、市と市民、事業者がともに協力して、人と自然が調和、共生できる良好な環境の保全と管理を行っていく必要があります。寒河江市がみずから I S O 取得という率先的な行動を見本で示すことで、市民、それに事業者の環境への取り組みに拍車がかかるとともに、地域社会全体の環境保全に対する行動への大きな働きかけとなるのではないかと思います。

三つ目には、国際機関認証を取得することにより、自治体に対しての信頼性が出てくることだと言われております。自治体の業務は、日常の事務から公共事業まで、幅広い分野であり、庁舎各課や市民との連携の中で、環境に対する配慮を進めていかなければなりません。国際的な標準規格に適合していると、外部の認証機関から認められることで、効果的なアピールができ、環境行政への市民の信頼感にもつながります。

また、定期的に審査を受けることで情報の公開ができ、システムの正確な維持ができるのではないかと思うものであります。

以上のように、環境ISOの取得がもたらす効果が大きいのであります。本市においても、庁舎の環境管理として建築物における衛生的環境を図るために、空気、水などの定期的な測定を行ったりしています。また、行政改革の経費の節減の取り組みとして、昼の時間帯の消灯に努めており、また再生紙利用などについても努力をされておられるようであります。

庁舎の環境管理というものを根本から考え、先ほどの三つの必要性から見てみると、本市においても環境ISOを取得する時期かと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、現在の自治体、それに事業者等の環境 I S O の取得状況はどのようになっているのかお聞きをいたします。

二つには、本市として環境ISOの取得についてどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

次に、事務用品のグリーン購入ついてお伺いいたします。環境を守るためには、大量生産、大量消費、大量廃棄という浪費型の経済社会から抜け出して、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで、資源の消費を抑制し、環境へのマイナス面を少なくする社会がぜひとも必要だと言われております。これを循環型社会と言われているようであります。

この循環型社会をつくり上げることが、急がなければならない背景には、現在の浪費型経済社会の中には幾つかの課題があるからだと言われております。一つには、高い水準にあるごみの発生量であり、二つには、低い廃棄物のリサイクルであります。

そんな中で、昨年5月に循環型社会形成推進基本法が成立し取り組まれております。そして、ことしの4月からはグリーン購入法が施行されることとなっています。このグリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境へのマイナス面ができるだけ小さなものを優先的に購入するとのこと。

そこでお伺いいたします。

一つには、庁舎内で使用している事務用品について、環境に配慮した用品の購入についてどのように取り組まれているのか。また、今後購入予定の用品があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

二つには、このグリーン購入法については、地方自治体は努力義務とされているわけですが、本市としてはグリーン購入法に基づいて今後環境へのマイナス面の少ない物品の調達方針を作成し、これに基づき物品の調達を行うようになるのかどうか、調達方針の作成についてどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

次に、低公害車の導入の推進についてお伺いをいたします。

地球規模での環境問題として温暖化問題があります。温暖化は、一酸化炭素などの温室効果ガスによって引き起こされたものであります。一酸化炭素は、化石燃料等の燃焼によって排出されたもので、自動車からの排出が全体の一酸化炭素の排出量の約2割を占めているとのこと。地球温暖化を抑制するためにも、自動車の排気ガスが規制され、環境への悪影響を少なくすることが望まれているのであります。

公害の原因となる温室ガス効果については、国において規制されており、排出ガスの環境基準が厳しくなっているとのこと。低公害車についは、それらの基準をクリアしている車については、国土交通省が低排出ガス車認定実施要綱によって認定をしております。

そこでお伺いをいたします。

本市では、現在広報車としてハイブリッドカーが使用されているわけですが、今後について、低公害車と言われる環境にやさしい車について、公用車として導入してはいかがなものかお考えをお聞きしたいと思います。 以上で第1問を終わります。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、IT革命に対応した電子市役所のことでございます。ITにつきましては、6日の日にも柏倉議員にお答えしましたように、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の制定や、e-Japan戦略の決定という流れを踏まえ、本市においてもITを活用した行政事務の効率化、高度化を通じた市民サービスの向上を図ることが避けて通れない課題だと考えておりまして、新年度からIT関連を担当する課に新たに職制を配置しまして、組織の充実を図り、IT関連の施策に積極的に取り組んでまいる考えでございます。

お尋ねの電子市役所でございますが、これは御指摘もありましたように、いろいろな申請、届け出等がインターネット等を利用して自宅や職場からできるようになることで、住民の利便性が飛躍的に向上するものと考えられますので、まず情報化推進にかかる基本計画というものを策定しなくちゃならないと思っております。その上で、電子市役所として取り組む内容やセキュリティ対策などの運用課題等について関係各課と充分に検討する体制を整えて、そして国、県と歩調を合わせて電子市役所の構築に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

そのためには、全庁的な推進体制なるものをまず設置していかなくちゃならないものと思っています。 それから、庁内LANの導入でございます。

御指摘のとおりに、庁内 L A N が導入されることによりまして、事務事業の効率化、高度化が図られるものと考えております。また、平成 8 年に策定しました寒河江市行政改革大綱において、今後の課題として庁内 L A N の導入による事務の合理化を掲げておるわけでございます。行政改革という観点からも積極的に取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

パソコンの配置計画や庁内 L A Nを活用して実施できる事務事業の内容と、それから運用時期等の計画を策定するなど、これも全庁的な推進体制の中で導入に向けて検討してまいります。

それから、市内の各公共施設と本庁舎を結ぶイントラネット網の整備についてでございます。

現在、民間において高速通信回線網の整備を積極的に進めており、本庁舎と各公共施設間の回線について、民間の回線利用も可能になってくると考えられます。そこで、コスト面での比較や不正アクセスの防止などのセキュリティの問題、さらには提供するサービス、質的、量的内容等を勘案して、独自回線を整備するか、民間の回線施設を利用するかについても全庁的な推進体制の中で検討してまいりたいと思っております。

それから、図書館の蔵書情報の検索閲覧システムを含めた施設情報システムの導入についてでございますが、ホームページを活用して、施設の情報を提供することは比較的容易でございます。電子市役所に付随して、必要なものと考えております。

電子市役所においては、各施設の使用申し込みもインターネットで実施できるようになると思われますので、 施設の利用状況もインターネットでわかるようにしておく必要があろうかと思います。

そこで施設の情報提供とあわせて図書館の蔵書情報提供についても、全庁的な推進体制の中で導入に向け検討してまいります。

それから、各主要施設とのテレビ会議システムの導入についてでございます。本市のように、公民館などの施設と本庁との距離的差異が余りない自治体において、テレビ会議システムを導入するというようなことは必要ではないものと思っております。むしろ、市民からはインターネットを活用して、御要望や御質問などを発信していただくシステムを整備していきたいと考えております。

それから、行政の地図情報システムの導入と一元化についてでございます。地図情報システムを導入し、各部 署で共通して利用できるように整理することで、行政事務の効率化、高度化が図られるものと思っておりますが、 その導入に際しましては、単に地形図を電子地図化するだけでも多くの経費を要し、またその更新に際しまして も、多くの経費が必要となります。

現在、民間において電子住宅地図を安価に提供するようになっており、その電子住宅地図を活用したシステムも開発されているようでございます。また、地形図についても、衛星撮影を活用した電子地図が販売されるのではないかと思っております。国におきましても、異なる部署間で共通に利用ができる供用空間データベースを構築するための実証実験を行い、今後、統合型地理情報システムに関する指針等を示すこととしておりますので、今後の国の方針や経費の問題を踏まえ検討してまいりたいと思っております。

次はISOのことについてのお尋ねでございます。

先ほどおっしゃられましたけれども、環境ISOというのは、事業所内の生産活動が自然環境に与える影響をみずから測り、改善させていくために国際標準化機構、いわゆるISOが定めた規格の一つでございまして、御案内のとおりでございまして、この機構は、世界共通規格、それから基準の設定を行う国際機関なわけでございますので、国際貿易の発展に伴う取引の障害を取り除くことを目的に1947年に設立されたもので、スイスのジュネーブに本部が置かれております。ISOの内容につきましては、議員の御意見のとおりでございます。

これまでの企業における環境対策は、公害問題に関連する法規制への対処や、周辺住民対策として個別的に行われてきましたが、近年は地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、廃棄物処理の困難な地球レベルの環境問題が深刻になってきています。現在は、環境問題は地球的規模にまで拡大、多様化して深刻なものとなっております。

このような事態を踏まえ、企業は環境問題の自主的な取り組みと継続的な改善が求められ、国内の多くの企業が環境監査、環境保全、負荷軽減のための仕組みに関する規格、ISO 14000 シリーズの取得がなれさているようでございます。

行政にとりましても、事業者としてISO 14001 の取得に向け、省エネ、負荷の低減、環境保全に向けた取り組みを積極的に進めていることを示すことで、地域社会の中で市民と企業、行政が一体となって環境行政を推進しているということが大きな意義があるわけでございます。

そのISO 14001の取得に関しましては、環境目標の具体的な項目基準や数値基準はなく、それぞれの組織が 自己の経済的、その他の状況に照らして独自に目標を定め実行し、審査登録機関がその組織の置かれた状況に照 らして、環境目標と実行状況等が妥当かどうかを判断するものでございます。そして、設定した目標達成に向け た継続的な行動と見直しが常に求められ、全職員の継続した教育と進行管理が求められるわけでございます。

既にISOを取得している自治体の例を見ますと、公共事業における環境負荷の軽減として、建築廃棄物のリサイクル率を高めるとか、電気、燃料、紙、水などの使用量の削減、ごみの削減など、環境負荷の軽減を図るための環境目標を定めているようでございます。

現在、本市におきましては、全職員から経費の節減、節約の提案をさせまして、徹底した節約、節減を行っております。その内容は、直ちに実施する項目として39件、今後の検討課題とし、現在検討しているのが18件、さらに行政改革の実施計画に盛り込んで実施するものが4件でございます。

その中には、再生紙の活用、電気、紙、水等の使用量の削減等が含まれており、ISOの取得条件に値するような経費の徹底した節減、節約を行っております。

環境負荷の軽減は、行政改革と合致するものであり、行政改革推進の手段としても、ISOの取得を目指す自治体もあるようでありますが、本市としましては、当面将来のISO取得を視野に入れ、徹底した経費の節減節約に向けて、全職員が一丸となって取り組んでおります。したがって、ISOの取得は近い将来の課題だと思っております。

また、県内自治体のISOの取得状況についてでございますが、県内ではただ1事業所、県の機関である山形工業技術センターが昨年の3月に認証を受けているのみでございます。

本年2月22日の山形新聞によりますと、山形県が本庁舎を対象にISO 14001の認証取得に向けて動き出した

という記事が載っておりました。

次に、庁舎の環境管理の中でグリーン購入とか、それから低公害車の問題でございます。

地球環境問題が顕在化する中で、持続可能な社会をいかに実現するかが世界共通の課題となっており、その実現に向け、行政、事業者及び市民がそれぞれの立場で、積極的な立場で行動する責務を持っております。本市についても、行政として地球環境問題の解決を図る責務を負うと同時に、事業者、消費者としましても、環境に配慮して行動する責務を負っているわけでございます。みずからの事業活動における消費活動が、環境に対して負荷を与えているということを常に認識し、事業者、消費者の立場から環境負荷の軽減に努めていかなければならないと思っているところでございます。

このようなことから、本市では平成11年9月に、一括購入している事務用品について、地球にやさしい物品への移行を目的とした大幅な見直しを行いました。用紙類21点中10品目、消耗品62品目中14品目を環境負荷の低減に資する製品に切りかえを行ってきたところでございます。

一例を申し上げますと、印刷用紙についてはすべて古紙配合率 100%、かつ白色度70%の用紙に切りかえるとともに、庁用封筒につきましても、古紙配合率70%かつ白色度80%の用紙を使用しております。また、ボールペンにつきましては、再生樹脂を使用した製品に切りかえを行ってきたところでございます。

さらに、共通消耗品以外のコピー用紙、トイレットペーパー等につきましても、環境に配慮した製品を積極的 に導入してきたところでございます。

今後の導入計画でございますが、昨年9月に一括購入による経費削減を図るため、各課が独自に購入している 消耗品等の調査を行いましたが、その結果を踏まえ、22品目を新たに共通消耗品に追加してまいりますが、その ほとんどを環境配慮型事務用品にするとともに、パーツ交換可能なものに新年度から切りかえてまいります。

次に、グリーン購入法に基づく調達方針の作成について申し上げたいと思います。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、通称グリーン法でございます。これが、御指摘のように 昨年の5月24日に成立し、同月31日に公布されたところでございます。

グリーン購入法は、国等の公的部門による環境負荷の低減に資する物品等の調達の推進等について定めるものでありまして、国は基本方針を策定し、各省各庁の長は基本方針に即した調達方針を毎年度作成し、公表するとともに、調達の実績概要を取りまとめ、環境大臣に報告するというものであり、去る2月2日に基本方針が閣議決定されております。

地方公共団体につきましても、毎年度環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めるものとされているわけでございます。この法律は政府提案ではなくて、全与野党による議員立法でございます。

グリーン購入では、地方自治体や民間企業の方が国を大きく先行し、循環型社会を掲げ、環境政策を打ち出す 国がおくれをとってきたことがその背景にあるとも言われております。実際、全国的に見た場合でも、三重県、 滋賀県、仙台市などが先駆的に実施しており、本市におきましても、先ほど申し上げましたとおり平成11年9月 に見直しを行っているところでございます。

その法に基づく調達方針についての考え方になりますが、グリーン購入法第10条では、公的部門の一員である地方公共団体についても毎年度環境物品等の調達方針の作成及び当該方針に基づいて物品等の調達に努めるいわゆる努力義務が規定されているわけでありますが、先ほど申し上げましたように、本市では既に平成11年度に大幅な見直しを行い、かなりの物品を環境物品等に切りかえるとともに、今後についても引き続き実施していく考えでございます。

また、県内の状況を見ましても、県を初め市町村において温度差はあるものの、順次環境物品等については購入を進めているようでありますが、調達方針の作成にはまだまだ緒についたばかりであり、具体的な動きがないようでございます。

このようなことから、調達方針の策定につきましては、今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、低公害車の導入について申し上げます。

低公害車につきましては、都市における大気汚染対策や地球温暖化対策の主要の柱の一つとして、特に大都市 圏において導入が望まれているところでございます。

低公害車は、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、電気自動車を総称して呼んでいるわけでございますが、そのうち実用化しておりますのは、ハイブリッド自動車と天然ガス自動車でございます。しかし、実際に本市で導入するとなれば、燃料補給等の関係から、ハイブリッド自動車に限られてくると思っております。

ハイブリッド自動車は複数の動力源を組み合わせて低公害化や省エネルギー化を図った自動車であり、既に市 販も開始されておりますが、値段的には同クラスの自動車と比較して非常に高く、このことが導入が進まない大 きな要因になっております。

本市では、現在 123台の公用車を所有しておりますが、ハイブリッド自動車は昨年企業から記念事業として寄贈を受け、現在広報車として利用させていただいている1台だけでございます。

このようなことから、コスト面で問題があるため、現段階では低公害車の導入につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいと思っているところでありますが、今後、公用車を購入する場合は、排気量が小さく、燃費のよい軽自動車にできるだけ切りかえを行いまして、経費節減を図ると同時に、少しでも地球温暖化対策に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員。

那須 稔議員 1問目、IT、環境ということで質問させてもらいましたけれども、私の提案に対しまして、 真摯に受けとめていただきまして、それぞれ御検討いただきまして、大変にありがとうございます。

2 問目に入るわけでございますけれども、大変各提案に対しまして前向きな御回答がございました。しかし、 もうちょっと少々質問したい点もございますから、質問を 2 問目に入らさせていただきたいと思います。

先ほど、市長の方からは全庁な推進体制の確立という中で、基本計画を作成するということと、それから推進体制の確立ということが具体的に言われました。今回のITを進める上では、先ほどの1問目でも申し上げましたけれども、当時自治省、今は総務省でありますけれども、IT革命に対応した地方自治体の取り組みの指針ということで出ておりまして、その中でそれぞれ各地方自治体の方ではその組織の確立ということで取り組んでいるようです。

もう既にスタートしている自治体も幾つかございまして、そのような自治体の組織体制を見ますと、助役が先頭になってそれぞれ各課、各部の代表が推進組織の中に入っております。県の方でも昨年の9月に体制を立ち上げまして、副知事を先頭にそれぞれ各関係部ということで、推進体制が確立をしておりますけれども、本市の場合は、先ほど市長の方では推進体制というものを確立とするということがございましたけれども、具体的にどのような体制になっていくのかお考えがございましたら、1点お聞きをしたいと思います。

それで、先ほどの指針の中でも首長のリーダーシップのもとでそれぞれ組織を確立することというような文言もございまして、その辺どのように考えおられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、庁内LANシステム、これについても前向きに導入ということが市長から答弁ございました。これも、本市の場合はもう既に各課の方にもパソコンも配備になっているということでありますけれども、昭和42年にホストコンピューターが導入なっております。それで、実際に庁内LANシステムを走らせる場合に、やはり先ほどの何点かの庁内LANの機能特性を第1問で話しましたけれども、やはり最終的にはホストコンピューターとのつながり、要するに膨大な情報量を常に瞬時に使えるということが大きく事務の効率化につながるんではないかと、このよう思います。それで、実際に導入ということでありますけれども、その辺ホストコンピューターとのLANとのつながりはどういうふうに考えておられるのか。そして、これは膨大な資料でもありますし、セキュリティシステム、要するに情報が外部に流れるということもありますから、その辺の情報管理についても非常に問題があるかと思いますけれども、その辺のホストコンピューターとのつながり。

ある市などでは、必要な情報をサーバーを設けて、そのサーバーから取り出すシステムなどもやっている市も ございますけれども、本市の場合、その庁内 L A N導入に移行する段階で、そのホストコンピューターとの L A Nとのつながりはどのようにしていくのかお聞きをしたいと思います。

それから、導入の時期でありますけれども、先ほどは庁内のITの推進委員会等で具体的に検討されるという話をされておりますけれども、これはITについてはもう非常に早い速度でいろいろな取り組みを各市町村ともされておられます。そういう意味では、本市としても平成8年の行政改革大綱の中で、もう既に庁内LANについても課題ということで上げておられますから、私は早い時期にこのLANの導入をすべきではないかと、このように思いますけれども、実際には推進委員会の方で検討なされるわけでございますが、その辺の現在の市長の考え方、ございましたらひとつお聞きをしたいと思います。

それから、地域に対する情報通信ネットワーク網の整備でありますけれども、それらについても市長の方での 各公共施設とのイントラネット、要するにつながりでありますけれども、その辺については、今後の推進委員会 の方で独自の配線を持つのか、あるいは民間の配線を使用するのかというようなことを含めながら検討していく という話がありました。

これは先ほど私、岩見沢の例を挙げましたけれども、ここの岩見沢では光ファイバー、これを用いております。 実際には、各電話線と光ファイバーの違い、大きな違いがあります。電話線は1回線でありますけれども、光ファイバーは1回で約2万、ですから1対2万というような情報量の多さとスピードが違います。そういう意味では、各施設を光ファイバーでつないでいるというような状況にあったようです。

ですから、今後市とすれば、その辺各公共機関と結ぶ中で、民間としても光ファイバー敷設に対しても、これは可能かと思いますけれども、もしも民間で敷設する場合についても、この光ファイバーという中での敷設を私は要望していくべきではないかと、このように思いますけれども、その辺市長の考え方ございましたらお聞きをしたいと思います。

それから、テレビ会議システムでありますけれども、このシステムについては、市の場合はそんなに遠くないということで、導入する見込みはないと話をされておりましたけれども、私は各公共施設と本庁舎が結ばれる段階の中で、やはりこの光ファイバーを敷設することによって、テレビによる相談、あるいはテレビによる市民相談、あるいはテレビによる会議、そういうものが可能になってくるんではないかなと思っております。

ですから、当然今の時代というのは、そこに来て話をするのではなくて、やはりこれはスピードと、それから情報量の多さ、それからその時間帯を別な面に使えるということからしますと、やはり私は電話よりも、きちっとした本人が見えて反応がわかるという中での会議形式というものを採用することがよりこれから望まれるものではないかなと思いますので、その辺今後の課題として取り上げられないのかどうか、その辺も推進委員会で取り上げられないのかどうか、ひとつ市長の方から再度お聞きをしたいなと、このように思っているところです。

それから、各施設情報について、市長の方ではインターネットということで話がありました。これは非常にインターネットが普及しておりますので、施設についてもインターネット上でそれぞれだれが、いつ、どのように借りるかということが可能なんですけれども、これはインターネットに入りますと、自分がいつ借りるのか、あるいは他人がいつ借りたのか、その情報がすべてわかってくるということになってしまいます。ですから、そういう意味では、情報がわかっても差し支えはないんですけれども、その辺インターネットの利便性はあるんですが、自分がいつ借りるのか、あるいは相手がいつ借りられるのか、そのプライバシーといいますか、その情報がすべて画面上に写ってくるということから、非常に問題になる点もあるんではないかなと思いますけれども、その辺インターネットで使う、インターネットの検討をなされるという話がありましたけれども、その辺のことについて何か考え方がございましたらお聞きをしたいと思います。

それから、行政地図システムの導入でありますけれども、これは私と伊藤昭二郎さんの2人で、昨年の10月北本市の方に視察に行ってきました。この北本市ではもう既に地理情報システムを一部導入している市です。これは、実際には先ほど市長からもありましたけれども、この地図、それは民間企業であるゼンリンという会社の地図を使って、それぞれこのシステム導入を立ち上げておりました。

これは、実際には非常に有効な地図システムです。要するに、企画で使っている地形図、それから土木で使っている道路台帳、そしてまた都市計で使っている都市計画図、それから税務で使っている地籍図、字きり図、そういうものがすべてその地図一本でわかってくるという情報がすべて入っておりました。

これは、すべてが道路情報がベースになりまして、その道路情報からそれぞれ入れていくというような内容です。ですから、今の段階ではまだ道路と下水管の配管等々についての情報しかありません。これは期間が約10年がかり、平成8年から始めまして、平成17年の10年がかりでそれぞれ終わしていくという仕事でありました。ですから、まだ道路情報しか入っていません。これから固定資産なり、あるいは都市計なり、あるいは農業情報なり、あるいは防災情報なり、すべてのものをそれにかぶせていくという話をしておりまして、実際には10年がかりという話をしておりました。

ですから、そういう意味では、先ほど市長からもそれぞれ電子地図、民間が発行しつつあるものなどを使用し

ながら今後の検討課題という話がありましたけれども、ひとつこの辺についても、今後前向きにひとつ取り組んでいくという市長の話がございましたが、これも早目に取り組んでいただきたいなというところです。

それから、環境でありますけれども、環境ISOの取得、市長の方からは、今市でそれぞれ具体的に取り組んでいる話がありました。やはり、市の方でも平成11年からグリーン購入などをやりながら、環境に配慮したものをやっているなということで、非常に関心させられたわけでありますけれども、実際には市でやっていらっしゃる、計画を立てながら実行しているやり方と環境ISOの違い、1問でも申し上げましたけれども、これは根本的に全然違ってきます。そういう意味で、やっと県、市、町クラスで今後導入するということで予定している市町、あるいはもう既に先ほど市長からありましたけれども、県の工業技術センターなどが取得しておりまして、動いておるわけでありますけれども、そのほかの民間企業なども非常に取り組んでおります。先ほど市長からは、やはり民間企業が出すいろいろな公害に対する配慮をするということから、この環境ISOの取得について前向きになっているわけでありますけれども、その辺、寒河江市内の取得の状況、どういうふうな状況になっているのか。寒河江市内でこの環境ISOをもう取得しているという企業があるのかどうかお聞きをしたいし、県内の状況、どういうふうになっているのか。先ほど1問目で質問をしたんですけれども、御回答がなかったようでありますから、お聞きをしたいなと思っております。

それから、この環境ISOについては、市長の方でも今後の課題ということで話がございましたけれども、やはり私は、これはなぜ公共機関が取り始めたのかなということを考えますと、先ほども市がとる必要がある点、3点ほど申し上げましたけれども、やはり率先行動なのかなと、各企業なども取っておりますし、市が先駆けて取るということが大事な点が1点あります。

それから、国際認証制度を取ることによって、市民の市に対する環境問題の信頼感というものが非常に増してくるということから、やはり私は市としても先駆けて取るべき認証なのかなと、このように思いますけれども、ひとつ市長の方でも余り先伸ばしにしないような形で環境ISO、前向きに御検討していただいて、取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから、低公害車でありますけれども、低公害車については、市長の方でも今後の検討課題ということになりましたけれども、低公害車と言われる車は限定されているようです。先ほど市長からそれぞれありましたけれども、電気自動車を初めハイブリッドカー、それから液化天然ガス化、それぞれ抵公害車と言われるものは限定されておりますけれども、その排出ガス基準が緩和された車、これは非常にあります。実際には国土交通省で、先ほど第1問でもお話ししましたけれども、認定しておりまして、12年度排ガス規制25%、あるいは50%、あるいは75%、そして低公害車のハイブリッドカーなどは75%に値すると、このように言われております。ですから、その75%等に値する車を見ますと、各メーカーでそれぞれ出しておる車も多くあります。ですから、その辺今後の導入に向けて、どのような車を考えていらっしゃるのか、低公害車というような車の中で、排ガス規制、何%ぐらいの車を購入されるということを先ほど話をしておられましたけれども、どのくらいの排ガス規制の車を考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 推進体制でございますが、13年度には、ITを担当するところの職制というものを置こうかと、こう思っておりまして、これをまず配置して、そしてこの速やかに全庁的な体制というものを立ち上げていきたいと、このように思っております。

だれがトップになるのかということでございますが、市長、あるいは助役、あるいは部外のどなたかと、こういうようなことをいろいろまだそこまでは考えておりませんけれども、少なくとも全庁的な立場、あるいは全市的な立場をにらんで推進体制がスムースに動くような体制、システムづくりをやってまいりたいと、このように思っております。

それから、庁内 L A N とどういうふうに取りつなぐのかと、こういうことのお話でございますが、私も余りこういう面は明るくないのでございますが、各職員が庁内にパソコンを持っておるわけでございまして、それらとサーバーというものをつながなくちゃならないんだろうし、サーバーとまた外部の公共施設というのものをつながなくちゃならないんだろうなと、こう思っておりますし、そしてまた、住民登録台帳の件があるわけでございまして、これは15年度からこれを稼働しなくちゃならないと、こういうことになっておりますので、そうしますと、この国、県とのつながりというようなものも出てくるわけでございまして、この辺も推進体制ができたならば早急に対応してまいりたいと思っております。

それから、イントラネット、これは独立か、あるいは民間かというような御質問でございますけれども、やはり民間になりますと、セキュリティの問題がございますので、独自になるのかなと、こう思いますけれども、この辺も十分今度議論していただこうかと、このように思っております。

それから、光ファイバーを使うかどうかというようなことでございますけれども、この辺のことは私もちょっとまだ、どのような中で光ファイバーを利用できるかどうかというようなこともまだ勉強不足でございますので、これはお答えは保留させていただきます。

それから、ITを使ったところの会議と、第1問におきましては、これは余り広くない寒河江市内でございますから、これを使ったところの会議は要らないのじゃないかと、こういうことを申し上げしたわけでございまして、まだま だやはり顔を突き合わせてのフェイス・トゥー・フェイスでの会議というものがまだ残ってくるのじゃないかというような気がするわけでございますけれども、この辺も推進委員会で議論していただこうかなと思います。

それから、施設の利用をしますと、部外者にも、関係者以外にもわかってくるんじゃないかなと、プライバシーの保持というものが難しくなるのじゃないかと、こういうようなことがあるわけでございますけれども、そういう技術的な面、あるいはどうしようかなというこの辺も、実際この L A N 等を立ち上げたときにどうするかというようなことをやはり検討していただこうと、こう思っております。

それから、地図情報でございますが、これは経費がかかるということでございます。先ほど申し上げましたように、現在のところはこれに取り組むのは難しいのではないかと、これは素人目でもこういうふうに考えます。 民間を利用するのがいいのじゃないかなと、こう思っております。

それからISOですけれども、1問でも答弁申し上げましたように、やはりこれは行革と私は裏表になると、こういうことでございまして、環境に対する負荷を少なくするということが経常的な経費を市役所から少なくすると、そういう行革の経費節減、節約ともつながるわけでございますので、大いに促進してまいると、現在もやっていますけれども、さらに促進してISOの取得に向けて進めたいと、こう思っております。

御指摘のように、取得するということになりますれば、やはり市民の考え方もさらに変わってくるだろうし、 花と緑・せせらぎのまちでございますれば、なおさらのことこういうことをするということも必要だろうと、こ のように思っております。 それから、低公害車とISOの取得状況等々については、担当の方から申し上げます。 以上です。 佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 では、私からISOの14000 シリーズ、いわゆる環境マネジメントシステムの県内の取得状況を申し上げます。

県内では48社であります。うち寒河江市内の企業が2社取得をされている状況であります。 以上です。 佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 低公害車の排ガス規制の数値をどの辺に目途を置いているかというような御質問でございましたが、現在低公害車と言われるものの燃料につきましては、電気とかガス、あるいは電気とガソリンと一緒になったいわゆるハイブリッドカーとかいろいろあるわけでございますけれども、そういった市販になっている車の中から数値を検討しながら選んでいかざるを得ないのではないかと。そういった中で、燃料の補給が容易にできて、使用するに便利なものというような形になるのではないかと思います。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それぞれありがとうございました。

これはITということで、今IT講習会も市内でしているわけでありますけれども、市民の今ITに対する考え方、あるいはITに対して非常に興味を持っている方が出てきております。それで、市の方でもこういう形でITというものを前向きに市として取り組むんであれば、市民に対するITのわかりやすく解説をするとか、あるいはITというものを市民が理解できるような形で、講習会ばかりではなくて、ITそのもの、要するに電子市役所をする上で、先ほど市長も言いましたけれども、市民の協力、市民の理解というのが大変大事でありますから、そういう面では市として市民に対するITのPR、その辺今後どういうふうにしていかれるのか、お考えがありましたら最後にお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど議員からもお話がございましたように、IT、ITと、ITの載らない新聞などはないようでございますけれども、やはり食いつけている人間はITというのはわかりやすいと思いますけれども、やはりまだまだIT戦略とか電子市役所とか、こう言っても何が何、どう変わるのかなとか、あるいはどういう方向に整備されていくのかなと、こういうことはやはりわかりづらいと思っております。それにおきましては、おっしゃるようにわかりやすく、インターネット等を持っている方でも持たない方でも、知識のある方でもない方でも、あるいは前にも話がありましたお年寄りでも、あるいは体の不自由な方でも、そういう方でも利用できるようになるんだとか、あるいは便利になるんだよというようなことがわかりやすいように、そしてまた市役所がより効率的、そしてまた効果的な行政というものにプラスになるように持っていかなくちゃならないと思いますので、それには市民の御協力、御理解というものが必要なわけでございますから、どのような形にしますか、早急に職制をつくって、そして今言ったようなことにも目を向いてまいろうと、これがやはり一番最初だろうと、こう思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第2、議第41号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第41号寒河江市助役の選任について御説明申し上げます。

本年3月31日付をもって松村眞一郎助役が退職となりますので、寒河江市助役に安孫子・也氏を選任いたしたく議会の同意を求めようとするものであります。御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第4、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹敬一議長 御異議なしと認めます。

よって、議題41号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第5、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第41号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ただいま提案されました助役人事案件でありますけれども、安孫子・也氏は現在、西村山地 方事務所長であり、まだ若く、将来は県の部長職を嘱望されている優秀な人材であるというふうに思います。

私も個人的なつき合いがあり、よく知っている方でありますが、こういう言い方は変でありますけれども、市 の助役としてはもったいない人物なのではないかといふうに思います。

しかし、今回の助役人事については、非常に不透明だというか、わかりにくいものがあるのではないかという ふうに思いますので、質問させていただきたいというふうに思いますが、一つは、なぜ有能な松村助役が任期半 ばに退職をされるのか理解できない、こういうことであります。見るところ、非常に健康そうでありますし、任 期までの就任については何の問題もないのではないかというふうに感じられるところであります。県の人事に合わせた交代ではないのかという感じがしてならないわけであります。この辺についての説明ですね、なぜ任期途中での退職、助役人事なのか御説明をいただきたいというふうに思います。

もう一つは、こうした県からの特別職や管理職への人事が、最近県内に目立っております。白鷹町の助役、この方は3年でかわりました。天童市には総務部長、この方も3年でかわりました。今、金山町に助役が派遣をされております。我がまち、寒河江市においても県からのこうした人事がくるのかという思いがして、残念であるわけでありますけれども、過去のそういう県からの人事については、3年で県に帰っていますし、今派遣をされている金山町の助役についても3年で帰すという約束になっているというふうに聞いております。

こうした慣例というか、こういうものもあって、今回の寒河江市の助役人事についても3年間の約束で助役に派遣をされるのではないかという話が聞こえております。もし、こうした話が事実であるとすれば、任期途中で、また県の都合でかえるような人事に私どもとしては納得できないものであります。

なぜこういう人事に至ったか、その辺の経過ですね、市からの要請なのか、県からの要請なのか、そうしたことも含めて今回の助役人事の経過について具体的に御説明をいただきたいとといふうに思います。

以上、2点御質問を申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 松村助役もこれまで3期12年近くやっていただいたわけでございますが、職員時代からずっとつながって、途中ちょっと切れたときもございますけれども、非常に長くなったと、そういうことで後進に道を譲ると。それにしましても、いつの時期かと、こういうことになりますと、現助役の任期は6月20日なわけでございますが、そこまでやりますと、後任の人選に大変じゃないかと、だれを選ぶにしましても大変じゃないかと、こういう配慮がされたわけでございますし、私もそのとおりだなと、納得と、こう思ったわけでございまして、ですからこの時期に退職願いが出されたもので受理したところでございます。

それから、今、県もしかり、市町村もしかりですけれども、大変厳しい状況にあろうかと思っておりまして、 地方分権だ、地方分権だと言いますけれども、本当にそれに合ったようなところの税源、財源というのは、自主 的に運営できるようなものが備わってくるのかというようなこともございますし、そしてまた地方財政の健全化 というようなこともございますし、そしてまた地方分権の推進ということでございまして、市もそれに沿って、 事務移譲を受けたところのものを市民のためにこれを円滑に進めるという義務もあるわけでございますし、一方 また県の方も見ますと、四ブロック化とこういう状態にもなってきておるわけでございます。

ですから、そういう行財政というものの進んでくるという状態はあろうかと思います。そしてまた、寒河江市 も大きな事業を抱えております。駅前中心市街地もしかりでございますし、全国都市緑化フェアというものも、 これも成功させなくちゃならないわけでございまして、全国都市緑化フェアということになりますと、これも特 に県と、それから寒河江市が協力して足並みをそろえていかなくちゃならないと、こういう課題だろうと、こう 思っております。

そういう中で、いろいろな主事業というものを強力に推進していかなくちゃならない昨今でございます。そういう課題に取り組むということと、事業の円滑な進行と執行ということにつきましては、高い広い視点に立ちまして、豊富な行政経験を持って、そしてまた実務に精通した有能な人材というものを選任していかなくちゃならないと、私は思ったところでございます。

ですから、市の内外に幅広く人材を探してきたところでございますが、このたびちょうど県職員に適任者がいらっしゃいますので、その方に白羽の矢を立てて、そして県の方に要請したところでございます。

そういう中で提案申し上げている安孫子氏ということになるわけでございます。そして、県職員を退職して、 向こうを退職してこちらにいらっしゃるわけでございます。そういうのにおきましては、候補者もその気になっ て寒河江市のために、本当に寒河江市のために尽力するんだという気構えと、そしてまたその情熱を持ってこち らにいらっしゃるかと私は思っておりますし、本人もその気持ちだろうと、こう思っておるところでございます。 以上、経過等についてお話を申し上げ、御理解を得たいと思います。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 3年という約束があるのかどうかということについては、言明をされなかったようでありますけれども、県職員が退職して、市のために全力を挙げる気構えで本人も来ると、こういうことでありますが、私も今まで長年にわたって国から県へのこうした押しつけ人事というか、いわゆる天下り人事の反対の運動をやってまいりました。県の場合は、他の部長とか課長職が中心でありましたけれども、山形の場合、ほかの県においてはやはり副知事などへの天下り人事も数多くあるようであります。そういう方々はすべて着任をするときは県へ骨を埋めると、こういうつもりで頑張ると、こういうことで約束をして赴任をする、あるいは着任をしているんですね。

しかし、国の都合で二、三年、長い人で四、五年の方もおりましたけれども、大体3年前後のサイクルで帰ると、こういうことを繰り返してきた、これがいわゆる国が県へ対する天下り人事と言われるものであります。

こういうことが県から市町村へ、こういうことになっているわけでありますけれども、こうした国からの天下りの実態やここ最近の県から市町村への管理職等、あるいは助役等へのそういう人事の状況を見ますと、大体3年で帰っている、こういう実態があるわけですね。こうしたことから任期を本当に全うするのかということが非常に疑問に思うわけであります。

そういうことで、今市長は3年ということは言及をされなかったわけですけれども、県の方から返してほしいと、こういう要請があった場合、任期途中で返してほしいと、こういう要請があった場合に断固断ると、こういう決意がおありなのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずもって天下りとは私は思っておりません。私が部内外を通して適任者ということで県にお願いしたわけでございまして、県から押しつけたとか、あるいは県からの天下りだと、そういう気持ちでは毛頭思っておりません。

それから、3年というのはどなたが言って、議員が質問するのか全くわかりません。やはり任期いっぱい勤めていただく、そしてまたそのように本人も精を出すということだと私は思っております。

それから、県の要請がどうのこうのとまた申し上げられましたけれども、そういう仮定の問題につきましては、 今の段階で何も答えられるものでございません。

佐竹敬一議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。(議長、採決の方法について」の声あり)川越議員。

川越孝男議員 この議第41号人事案件でありますけれども、助役人事でありますので、極めて重要な案件でありますので、無記名投票による採決をするように要望いたします。

佐竹敬一議長 ただいま川越議員より、議第41号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手3名であります。髙橋秀治議員。

髙橋秀治議員 記名投票でお願いをいたしたいと思います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

佐竹敬一議長 ただいま髙橋秀治議員より、議第41号の採決については記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

賛成者多数であります。

議第41号の採決については、川越議員ほか2人から無記名投票によられたいとの要求と、髙橋議員ほか多数から記名投票によられたいとの要求が同時にあります。いずれの方法によるかは会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することになっておりますので、まず記名投票によるべしの要求について、無記名投票による採決をいたします。

会場準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は23人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。記名投票によることを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼 に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条 第2項の規定により否とみなします。

出席議員の確認を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 それでは、私から点呼を申し上げます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7 番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、11番髙橋勝文議員、12番渡辺成也 議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頴男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番 内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番井上勝藏議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎 議員、24番佐藤 清議員。

〔投票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番荒木春吉議員、10番髙橋秀治議員、15番伊藤 諭議員を指名いたしたいと思います。

〔開 票〕

開票の結果を報告いたします。

投票総数 23票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20票

反 対 3票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議第41号は記名投票で決することが可決されました。

議第41号について採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を点呼に応じ順次投票願います。

出席議員の確認を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長では、私から先ほど同様点呼申し上げます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7 番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、11番髙橋勝文議員、12番渡辺成也 議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頴男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番 内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番井上勝藏議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎 議員、24番佐藤 清議員。

〔投票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員を指名いたしたいと思います。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 23票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20票

反 対 3票

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、議第41号はこれに同意することに決しました。

白票(賛成)を投じた議員

- 2番松田 孝議員 3番猪倉謙太郎議員
- 4番石川 忠義議員 5番荒木 春吉議員
- 6番安孫子市美夫議員 7番柏倉信一議員
- 8番鈴木 賢也議員 9番伊藤 忠男議員
- 10番髙橋 秀治議員 11番髙橋 勝文議員
- 12番渡辺 成也議員 13番新宮 征一議員
- 14番佐藤 穎男議員 16番佐藤 暘子議員
- 19番松田 伸一議員 20番井上 勝藏議員
- 21番那須 稔議員 22番遠藤 聖作議員
- 23番伊藤昭二郎議員 24番佐藤 清議員。

青票(反対)を投じた議員

15番伊藤 諭議員 17番川越 孝男議員

18番内藤 明議員

散 会 午後4時15分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成13年3月22日(木曜日)第1回定例会

| 出席議員(24名) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|-------------|---------------------|--------|----|--|-----|----------------------|----|-----|---|---------|----|---------|----|
| 1番 | 1/2 | 生竹 | 敬 | _ | 議員 | | 2 | 番 | 松 | | 田 | | | 孝 | 議員 |
| 3番 | 3 | 者 倉 | 謙太 | 郎 | 議員 | | 4 | 番 | 石 | | Ш | 忠 | | 義 | 議員 |
| 5 番 | · | 市 木 | 春 | 吉 | 議員 | | 6 | 番 | 安 | 孫 | 子 | 市 | 美 | 夫 | 議員 |
| 7番 | <u></u> | 白 倉 | 信 | _ | 議員 | | 8 | 番 | 鈴 | | 木 | 賢 | | 也 | 議員 |
| 9番 | f | ₽ 藤 | 忠 | 男 | 議員 | | 1 0 | 番 | 髙 | | 橋 | 秀 | | 治 | 議員 |
| 11番 | Ē | 高 橋 | 勝 | 文 | 議員 | | 1 2 | 番 | 渡 | | 辺 | 成 | | 也 | 議員 |
| 13番 | 亲 | 所 宮 | 征 | _ | 議員 | | 1 4 | 番 | 佐 | | 藤 | 頴 | | 男 | 議員 |
| 15番 | 信 | ₽ 藤 | | 諭 | 議員 | | 1 6 | 番 | 佐 | | 藤 | 暘 | | 子 | 議員 |
| 17番 | J | 越 | 孝 | 男 | 議員 | | 1 8 | 番 | 内 | | 藤 | | | 明 | 議員 |
| 19番 | * | 公 田 | 伸 | _ | 議員 | | 2 0 | 番 | 井 | | 上 | 勝 | | • | 議員 |
| 2 1番 | . 男 | 『 須 | | 稔 | 議員 | | 2 2 | 番 | 遠 | | 藤 | 聖 | | 作 | 議員 |
| 23番 | 信 | ₽ 藤 | 昭二 | 郎 | 議員 | | 2 4 | 番 | 佐 | | 藤 | | | 清 | 議員 |
| 欠席議員(0名) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐 藤 | 誠 | 六 | 市 | | 長 | | 松 | 村 | 眞一 | 郎 | | 助 | | | 役 |
| 渋 谷 | 勝 | 吉 | 収 入 役 大 泉 愼 一 教育委員長 | | | | | | | 長 | | | | | |
| 奥山 | 幸 | 助 | 選管 | 委 員 | 長 | | 武 | 田 | | 浩 | | 農業委員会会長 | | | |
| 兼子 | 昭 | _ | 庶務 | 課 | 長 | | 荒 | 木 | | 恒 | | 企區 | 町調 | 整課 | 長 |
| 宇野 | - | 雄 | 財 政 | 課 | 長 | | 安 | 食 | 正 | 人 | | 税 | 務 | 課 | 長 |
| 井上 | | 光 | 市民 | 課 | 長 | | 石 | Щ | | 修 | | | | 境課 | |
| 安達 | | 雄 | 土木 | 課 | 長 | | 片 | 桐 | 久 | 志 | | | | 画課 | |
| 安彦 | | 守 | 下水: | | | | 佐 | 藤 | | 毅 | | 農 | 林 | 課 | 長 |
| 那須 | | 行 | 商工観 | | | | 鹿 | 間 | | 康 | | | | 興課 | |
| 芳賀 | | 幸 | 健康福 | | | | 沖 | 津 | 志 | 郎 | | | 計 | 課 | 長 |
| 浦山 | | 憲 | 水道事 | | | | 布 | 施 | 崇中 | _ | | | | ■ 務 | |
| 保科 | | | 教堂拉教 | | | | |) du | | 則 | | | | 課 | |
| 草 艾 | i 和 | 男 | 学校教 | (育誅 | 艮 | | 斎 | 藤 | 健 | _ | | 社会 | | | |
| 石 山 | l | 忠 | 社会体 | (育課 | 長 | | Ξ | 瓶 | 正 | 博 | | _ | | 逐員 局 | |
| | • | | 1 11 | 13 471 | | | _ | 7120 | _ | 113 | | | 查 | 委 | |
| 安孫子 | 雅 | 美 | 監査 | 委 | 員 | | 松 | 田 | 英 | 彰 | | 事 | 務 | 局 | 長 |
| + _ | . == | | 農業 | | | | | | | | | | | | |
| | 真木憲一事務局長 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局職員出席者 安孫子 勝 一 事 務 局 長 鈴 木 一 徳 局 長 補 佐 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安孫子 | | _ _ | 事務 | | 長木 | | | | | 徳っ | | 局 | 長木 | 補 | 佐木 |
| 丹 野 | 4 母父 | | 庶務 | 主 | 查 | | 柴 | 呵 | 良 | 丁 | | 調 | 查 | 主 | 査 |

議事日程第5号

第1回定例会

平成13年3月22日(木)

午前9時30分開議

再

- 日程第 1 議第 5号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第7号) " 2 議第 6号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算 (第3号) " 3 議第 7号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 4 議第 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 8号 " 5 議第 9号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号) " 6 議第 10号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号) " 7 議第 11号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号) " 8 議第 12号 平成13年度寒河江一般会計予算 " 9 議第 13号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算 " 10 議第 14号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 " 議第 15号 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 " 1 1 1 2 議第 16号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 " 議第 17号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算 1 3 " 1 4 議第 18号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算 " 1.5 議第 19号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 " 議第 20号 平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 1 6 " 1 7 議第 2 1 号 平成 1 3 年度寒河江市立病院事業会計予算 " 1 8 議第 22号 平成13年度寒河江市水道事業会計予算 " 19 議第 23号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について " 寒河江市職員の再任用に関する条例の制定について " 2 0 議第 24号 2 1 議第 25号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について " 2 2 議第 26号 寒河江市少子化対策基金条例の廃止について " 2 3 議第 27号 寒河江市市税条例の一部改正について " 2 4 議第 28号 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正に ついて 25 議第 29号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について "

 - 26 議第 30号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について "
 - 2 7 議第 31号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正について "
 - 議第 32号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について 2 8 "
 - 2 9 議第 33号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 30 議第 34号 寒河江市営住宅条例の一部改正について "
 - 議第 35号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定について " 3 1
 - 3 2 議第 36号 寒河江市下水道条例の一部改正について

- * 33 議第 37号 西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更について
- * 3 4 議第 3 8 号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- " 35 議第 39号 損害賠償の額を定めることについて
- " 36 議第 40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 〃 37 請願第 1号 「県 輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求める請願
- # 38 請願第 2号 WTO農業交渉に関する請願
- " 39 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員会報告
 - (3)厚生委員長報告
 - (4)建設委員長報告
 - (5)予算特別委員長報告
- " 40 質疑、討論、採決
- " 41 議会案第1号 「県 輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求める意見書の提出について
- " 42 議会案第2号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について
- # 43 議案説明
- # 44 委員会付託
- " 45 質疑、討論、採決
- # 46 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求 について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月27日及び本日3月22日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、議第5号から日程第38、請願第2号まで38案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第39、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係課長 等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第23号、議第24号、議第25号、議第27号、議第28号、議第40号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第23号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

議第23号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市職員の再任用に関する条例の制定についてを議題しと、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「常勤職員、非常勤職員の勤務時間はどうなっているのかと」の問いがあり、当局より、「常勤職員は8時間、非常勤職員は勤務形態によりさまざまだが、週16から32時間です」との答弁がありました。

議第24号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「昇給停止に至った理由は何か」との問いがあり、当局より、「社会経済の厳しい中で、民間においても世代間の給与配分を適正化し、若年の給与を配慮した賃金の重点配分を行っており、国家公務員については既に昇給停止を行っています。他市町でも昇給停止が行われており、今回、市職労との交渉で経過措置を設け合意しているものです」との答弁がありました。

委員より、「昇給停止は本市では必要ないのではないか」との問いがあり、当局より、「国の対応や他市の状況 を踏まえ実施するものです」との答弁がありました。

議第25号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。 議第27号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当 局の説明を求め、質疑に入りました。

議第28号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「僻地や辺地区域の設定はどのようになっているか」との問いがあり、当局より、「最寄りの公共施設間との距離を基準にしており、辺地は基準地が?100点以上、田代地区は?148点となっていますので該当します」との答弁がありました。

議第40号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番髙橋文教経済委員長。

[髙橋勝文文教経済委員長 登壇]

髙橋勝文文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局から教育長ほか関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第29号、議第30号、議第31号、議第35号、議第37号、請願第2号の6 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第29号寒河江市社会教育委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「社会教育委員の選出について」の問いがあり、当局より、「これまでは社会教育法に基づいた選出区分の該当要件がありましたが、その区分がなくなり、広く学校教育、社会教育に精通した方を選出できるようになりました。このための改正を受けて、若い方や女性の方など、幅広い人材を選出するように心がけております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第29号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市文化財保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「これまでの解除規定とはどこが変わったのかと」の問いがあり、当局より、「これまでは県などの 指定になっても、市の指定解除についての条文が明確でありませんでしたので、それらの指定の解除と指定書の 返付などの手続を明記し、条文を整備しようとするものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「青少年問題協議会の役割と位置づけについて」の問いがあり、当局より、「本協議会は大きな意味で青少年健全育成の柱となるものです。特に、問題となるようなことを情報や意見交換をして活動の際に方向づけをするような機関です。ここを柱として、市の青少年育成センターや青少年育成市民会議などでいるいろな活動を展開しております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に 入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は全会一致をもって可決すべ きものと決しました。

次に、請願第2号WTO農業交渉に関する請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑、意見等に入りました。 質疑等を申し上げます。

委員より、「願意は妥当であり、採択すべきである」との意見がありました。ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第26号、議第32号、議第33号、議第38号、請願第1号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「保険基盤安定繰入金の算出基準について」の問いがあり、当局より、「国保税で低所得者に対し、 条例で6割、4割の軽減をしているわけですが、軽減した分に対し、国から2分の1、県から4分の1が一般会 計に繰り入れされており、市で負担する分は4分の1となります」との答弁がありました。

議第8号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「特別徴収保険料と普通徴収保険料の増減の理由について」の問いがあり、当局より、「当初の段階では、特別徴収と普通徴収の比率を全国平均にならい8対2と見ておりましたが、実際を見てみますと、大体9対1という状況であり、そのための増減です」との答弁がありました。

さらに委員より、「当初見込んだ額と実際の結果の額は」との問いがあり、「特別徴収については、当初予算が 5,918万 1,000円でしたが、実際は 6,478万円であり、普通徴収については、当初 1,479万 5,000円に対し、実際は 850万 2,000 円であったために 629万 3,000円の減額をするものです」との答弁がありました。

委員より、「国庫負担金の減額の理由について」の問いがあり、当局より、「介護保険サービス給付費の減額、 1億 287万 5,000円、支援サービス給付費減額 3,624万 9,000円、審査支払手数料の減額 227万 4,000円、合わせて1億4,139 万 8,000円で、これに対する国保の負担率20%分、 2,828万円が減額となるものです」との答弁がありました。

また、委員より、「国庫補助金の減額の理由と介護保険支給限度額一本化システム開発事業費補助金の内容について」の問いがあり、当局より、「調整交付金については、介護サービス給付費、支援サービスの給付費の減に伴うものもありますが、所得補整係数の変更も原因の一つです。事務費交付金についても同じ理由です。介護保険事業費補助金については、短期入所サービスと訪問通所サービスを一本化するための電算システム開発事業経費です」との答弁がありました。

さらに委員より、「所得係数の変更とはどういうことか」との問いがあり、当局より、「標準が5%となってい

るが、当初の段階では5.22%でありましたが、それが 4.8%ということで、本市には所得の多い高齢者が多く、0.4%の開きが出ました」との答弁がありました。

議第10号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「これまでの認定審査の1市4町の件数状況は」との問いがあり、当局より、「12月末現在で、寒河 江市が1,243件、河北町が795件、西川町が417件、朝日町が450件、大江町が471件で、合計3,376件となっています」との答弁がありました。

また委員より、「それぞれの市町の認定の割合と費用負担割合との関係はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「費用の割合については平等割20%、基準財政需要割40%、高齢者割40%の三つの方法で算定しております。認定割合は、寒河江市が36.8%、河北町が23.5%、西川町が12.4%、朝日町が13.3%、大江町が14.0%となっております」との答弁がありました。

議第11号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会 一致をもって原案のとおり可決すべものと決しました。

次に、議第26号寒河江市少子化対策基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、「少子化対策としての 2 年間の成果をどのように考えるか」との問いがあり、当局より、「国の制度として待機児童の解消という目的があったが、本市の場合、待機児童がいないということもあって、民間施設と行政施設で共通して活用し、ともに子育てを抱えていくというきっかけになったと考えます。民間の施設に通園バスを整備したり、プールの改修をしたり、いろいろな事業が展開されましたし、本市の場合も、三泉幼児学級の通園バス更新やみなみ保育所の窓枠をサッシにするなどの保育関係の施設が充実されたと考えております」との答弁がありました。

議第26号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に 入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「乳幼児医療の対象者は何歳までか」との問いがあり、当局より、「 2 歳までです」との答弁がありました。

また委員より、「対象年齢を引き上げるということについては、県の改正との関係ではどのように考えているのか」との問いがあり、当局より、「県の方では平成13年7月1日より対象年齢を就学前まで引き上げていくという考えです。本市としましても、平成13年度当初予算に1歳引き上げという市独自の予算を計上したおったところですが、その後、こういった県の動きが出てきましたので、6月定例会に向けて県と同じような内容で検討していきたいと考えております」との答弁がありました。

議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとお

り可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を 求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「7名の増員の委員予定者と、その後の全体の委員の構成はどうなるのか」との問いがあり、当局より、「7名の増員分については医師が4名、歯科医師が1名、市・町から2名出ていただきます。全体では、医師が36名、歯科医師が9名、薬剤師1名、柔道整復士1名の47名となり、各市・町から16名出ていただくことになり、合計63名になります」との答弁がありました。

議第38号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「県輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求め請願を議題とし、担当書記による 朗読の後、質疑、意見等を求めました。一たん休憩し、紹介議員の説明を求めた後再開いたしました。

委員より、「生活施設は、(仮称)何々生活寮などと表現されているが、これまで認識していることと逆行するような部分もありますので、何らかの形で誤解のないことを確認したい。この請願の趣旨には賛成です」との意見が出されました。

休憩を挟んで意見交換をした後、会議を開きましたが、請願第1号については、ほかに質疑、意見等もなく、 質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

[松田伸一建設委員長 登壇]

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第6号、議第7号、議第34号、議第36号及び議第39号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第6号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「建物の移転は13年度中に完成するのか」との問いがあり、当局より、「早いものは4月、5月に完成し、順次完成していき、13年度中にすべて移転完了となります」との答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成12年度寒河江市公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第7号は全会一致をもって原 案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべき ものと決しました。

次に、議第36号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は全会一致をもって原案のとおり可決すべき ものと決しました。

次に、議第39号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。 主な質疑を申し上げます。

委員より、「損害額約80万円の内容はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「自動車の修理代約80万円を道路管理者の寒河江市とおのおの3分の1ずつを負担するものです」との答弁を得ております。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第39号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。 9 番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午後3時20分から、本議場において委員23名全員出席、当局からは市長を初め助役、 収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第5号平成12年度寒河江市一般会計補正予算 (第7号)議第12号平成13年度寒河江市一般会計予算、議第13号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第14号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第15号平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第16号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第17号平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第18号平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第19号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第20号平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第21号平成13年度寒河江市立病院事業会計予算、議第22号平成13年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第5号については、一つ、クア・パークの全体計画・全体構想の完成・見通し・見直し等について。一つ、ホテル宿泊客数確保計画とデータの根拠等について。一つ、市役所駐車場用地購入費に通路用地は含まれているのか、また買い戻しのめどについて。一つ、地方債発行対処方法について。一つ、駅南高瀬山線の繰越明許費及び入札について。

議第12号については、一つ、情報通信技術講習会の実施について、場所、対象人数、内容、申し込み期間、広報、高齢者や女性への配慮などについて。一つ、青年会議所の賛助会費について。一つ、乳幼児医療費給付の県との整合性、実施時期について。一つ、汚染土壌浄化対策事業委託の内容、浄化対策を行う市の立場、浄化対策の方法などについて。一つ、西村山労働福祉会館運営補助金について。一つ、寒河江まつりの武者行列が廃止されることについて。一つ、最上川ふるさと総合公園の管理委託料、委託先、委託業務について。一つ、最上川の川沿いの土地の取得等について。一つ、用地買収に関する情報は公表することを目的として作成し、また、取得した情報に当てはまるのではないかなどについて。一つ、パオビル取得との整合性について。一つ、石川西洲崎線道路改良は、地方特定事業で取り組まれるが、あとでどれくらい国、県から措置されるかについて。一つ、都市計画審議会委員報酬は何回分で、いつごろ開催するかについて。一つ、都市計画道路変更、業務委託の内容について。一つ、都市緑化フェアの組み立て、一過性にならないような取り組み方について。一つ、債務負担行為を議会で議決した日にちについて。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、議第13号から議第22号までについては質疑もなく、質疑 を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月21日9時30分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

議第5号から議第22号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の 経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第5号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可

決すべきものと決しました。

議第13号については、駅前整備の道路築造工事と土壌浄化対策の説明についての質疑があり、建設分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可 決すべきものと決しました。

議第19号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第21号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第22号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可 決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者举手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。16番佐藤暘子議員。

〔佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、議第12号平成13年度寒河江市一般会計予算に対する反対討論を 行います。

平成13年度は、ますます深刻化する景気低落の中で、国民生活は戦後最悪の失業やリストラ、倒産等に見舞われ、さらに追い打ちをかけるように、老人医療費の引き上げや、4月からは障害児者や乳幼児医療への一部負担が課せられようとしております。

平成13年度の寒河江市一般会計歳入歳出予算は、 146億 4,000万円と前年度対比 1.4%の微増にとどまっております。歳入に占める市税収入も、不景気の影響により、前年度より約 4,800 万円減の47億 9,660万円となっており、歳入の大きな部分を占める地方交付税も、国の財政難から前年度よりも 2 億 9,000万円減の43億 8,000万円と深刻な歳入不足となっております。

さらに国は、地方交付税の不足分を臨時財政対策債の発行で補うようにと、地方自治体への借金を促し、国の 責任を逃れようとするなど、地方自治体の財政難はますます深刻化しています。

このような状況を憂いる市民の間からは、財政難にもかかわらず推し進められている駅前開発やチェリークア・パーク事業の将来に危惧の念を抱く声も聞かれます。それらの声を反映してか、13年度の一般会計における投資的事業費は前年度より21%も減額する緊縮予算となり、積立金に至っては前年比95%も削減するなどの引き締め予算を計上していますが、道路の建設等には多額の予算が見込まれています。

これらの財源不足を補うために、19億 6,700万円の市債を見込んでおりますが、この額は前年度の市債16億 5,000万円の19.3%の伸びとなっております。これらの市債の残高は、平成13年度末の一般会計だけで 192億 2,000万円を見込まれ、年々増加を続けております。

この借金の返済に充てる13年度の公債費は19億 4,500万円で、13年度に借り入れる市債19億6,700 万円とほぼ 同額になっています。言うならば、借金返済のために借金を繰り返し、払いきれない借金が累積する借金地獄に 陥っているのが今の寒河江市の現状と言わなければなりません。

この状況が続けば、後年市民に大きな財政的負担がかかってくることは必至です。今年度の予算編成は至ると ころで前年度予算を削減し、大変窮屈なものとなっています。

例を挙げれば、市民生活に密着した袋小路解消の予算や側溝整備の予算、図書購入費の予算など、軒並み減額 され、加えて父母の切実な願いである中学校給食の実施などは、いまだに実現されておりません。

このような状況は、国、県の財政が厳しいからというにとどまらず、佐藤市政がこれまで取り続けてきた大型 プロジェクト事業中心の行政が、多額の借金を積み上げ、財政を圧迫していること、その結果、市民生活に最も 身近な要求が切り捨てられたり、先送りされたりしているのです。行政改革に名を借りて強行された柴橋小学校 の学校給食民間委託は、いまだに続けられております。子供たちの命と豊かな情操をはぐくむ学校給食が、安上 がりだからとの理由で民間委託されることは納得できません。 委託費も、当初の 600万円から現在では 912万円にもなっており、調理場への市職員の立ち入りができないなど、管理面においても多くの問題があります。

また、1989年、消費税が導入されるや、寒河江市では諸証明や文書発行等の手数料に消費税を添加しました。 さらに5%に引き上げられるや、またも手数料の値上げをいたしました。市役所の窓口で発行される諸証明等の 消費税は、国への納付義務がありません。税負担に苦しむ市民へのせめてもの償いとして、消費税の添加をやめ るべきです。

佐藤市政がこれまで進めてきた大型事業中心の予算編成を、市民生活を最重視する予算に切りかえ、市民が要望している事業を実現することこそ必要であると考えます。

以上のことが改善されない限り、この予算案には反対するということを表明し、討論といたします。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。井上勝・議員。

〔井上勝・議員 登壇〕

井上勝・議員 私は、賛成討論を申し上げます。

ただいま平成13年度一般会計予算に対し、反対討論がありましたが、私は緑政会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

このたびの平成13年度予算案については、21世紀の寒河江市の将来を見通した魅力あるまちづくりのグランドデザインである「自然と調和する美しい交流拠点都市」を目指したものであり、その上で施政運営要旨に盛り込まれた施策を確実に実行するための大切な当初予算であります。

また、地方分権により、各自治体がそれぞれの地域の特性を生かしながら、住民福祉の向上を図るための施策を自主性、自立性をもって自己管理と自己責任において実施していくことが求められています。

そのためには、当面する施策と将来の発展するまちづくりの基礎を築く施策がともに大切な時期であると考えます。日本経済の長引く不況により、地方自治体の財政事情も厳しい状況にありますが、住みよいまちづくりのためには総合的な地域福祉施策、地域経済の活性化、IT革命の推進など、取り組まなければならない多くの課題を抱えています。

さらには、寒河江市にさらなる発展の布石として、四つの核を中心とする都市基盤の整備、さらには全国都市 緑化やまがたフェアに向けた取り組みなど、主要なプロジェクト成功に向け、一丸となって取り組まなければな らない時期と考えます。

そのような意味からも、本予算は厳しい財政事情の中において、市民生活関連予算及び少子化・高齢化社会に向けた福祉関連予算の充実など、緊急に対応すべき事業予算と将来の町の発展につながる長期的事業予算に配慮しながら、限られた財源の効率的、重点的配分を行っているものであり、適正な平成13年度一般会計予算であると判断し、全面的に賛成するものであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者举手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者举手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者举手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

請願第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第41、議会案第1号及び日程第42、議会案第2号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第43、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号及び議会第2号の案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第44、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号及び議会案第2号の2案件については、会議規則第37条第2項の 規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第45、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者举手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における 委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第46、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣 承認要求について議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長により申し出があります。 お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前10時49分

佐竹敬一議長 これにて、平成13年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。 なお、松村助役より発言の申し出がありますので、これを許します。 大変御苦労さまでございました。 寒河江市議会議長 佐竹敬一

会議録署名議員 猪 倉 謙太郎

同 上 佐藤 清